

第326回高知県議会（2月）予算委員会日程

月 日	曜 日	行 事
2月21日	金	開会 委員長の互選 副委員長の互選 理事の指名 委員席の決定
3月6日	木	質疑並びに一般質問 加藤委員 岡本委員 横山委員 西森(雅)委員 田村委員 佐竹委員
7日	金	質疑並びに一般質問 塚地委員 上田委員 依光委員 武石委員 西森(潮)委員 閉会

第326回高知県議会予算委員会会議録目次

2月21日

出席委員	1
欠席委員	1
事務局職員出席者	1
委員長の互選	2
副委員長の互選	2
理事の指名	3
委員席の決定	3

3月6日

出席委員	5
欠席委員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
諸般の報告	6
質疑並びに一般質問	
加藤委員－（尾崎知事、小谷総務部長、高松危機管理部長、中澤教育長、金谷中山間 対策・運輸担当理事、杉本農業振興部長、田村林業振興・環境部長）	6
1 東日本大震災と南海トラフ地震対策（被災地への思い、これまでの支援内容、 任期つき職員の採用と被災地への派遣、危機意識の風化への対応、避難路・ 避難場所のふだん使い）について	6
2 教育（県版学力テストの概要と評価、テストの年内実施、記述式問題の採点 の精度向上方策、小中学生の弱点の克服と課題、領土に関する地理の教育状 況、独自の地図の作成）について	13
3 鳥獣被害対策（被害の現状と対策、農業・林業被害の認識、鹿捕獲目標値と 捕獲数の推移、高齢化による狩猟者の現状と将来の推移、行政の役割）につ いて	18
岡本委員－（奥谷土木部長、尾崎知事、杉本農業振興部長、金谷中山間対策・運輸担 当理事）	21
1 地域の中小建設業者育成の方策（育成の必要性、業者を守るための対策、入 札の総合評価方式における地域内拠点の範囲の細分化）について	21
2 下田港改修事業（進捗状況と長引いた原因、航路のしゅんせつ費用、事業の 全体像、早期完成の決意）について	23

3	安倍政権が進める「農政改革」と高知県農業に及ぼす影響（米の直接支払交付金、生産調整廃止、飼料米への助成金、耕作放棄地、知事の決意、農地中間管理機構の問題点と対応）について……………	25
4	野生鳥獣被害対策（捕獲報償金の上乘せ、ジビエの取り組み）について……………	29
横山委員－	（尾崎知事、奥谷土木部長、高松危機管理部長、久保観光振興部長、東水産振興部長）……………	31
1	政治姿勢（若者の定着・定住促進、若者の雇用に特化した事業、高知龍馬マラソンの持つ意味と今後への思い）について……………	31
2	南海トラフ地震対策（津波浸水区域の集会所・公民館の高台移転への国及び県の補助制度、大規模建築物の耐震化補助制度の進捗状況、大規模建築物の耐震化への今後の取り組み）について……………	34
3	観光振興（はた博の成功を生かした今後の取り組み、足摺海洋館あり方検討委員会での意見、ビジターセンター設置要望に関する対応、足摺海洋館の見直し検討での地域との連携、ビジターセンターの設置と足摺海洋館再生への今後の取り組み）について……………	36
4	水産振興（宗田節入札会の中止、原魚の確保への支援、漁業経営セーフティネット構築事業の利用、宗田節加工業者の経営改善への支援）について……………	39
西森(雅)委員－	（小谷総務部長、尾崎知事、井奥地域福祉部長、中澤教育長、岡崎文化生活部長、中澤産業振興推進部長）……………	41
1	新公会計制度（総務省方式改訂モデルを採用した理由、知事の所見、複式簿記・発生主義導入についての国の議論、複式簿記導入と固定資産台帳整備の必要性、導入に伴う財政負担以外の課題、導入要請への対応、導入に向けたプロジェクトチームの設置、市町村との共同システムの構築）について……………	41
2	（仮称）高知県子ども総合センターの整備（療育福祉センター利用者の不安の声への対応、プールを使った療育効果、学校におけるプールを使った教育効果、施設整備後のプールの設置）について……………	48
3	情報通信インフラ整備（携帯電話不通地域の実態、移住者及び移住検討者からの声、整備のおくれへの対策）について……………	50
田村委員－	（井奥地域福祉部長、中澤教育長）……………	52
1	手話言語条例（手話は言語という定義、手話通訳者の状況、県と市町村の手話通訳者の配置、県や市町村窓口での聴覚障害者への対応、手話通訳者の増加への取り組み、手話習得の教育環境の整備）について……………	52
2	地域生活定着支援センター（具体的な業務内容、矯正施設等を退所した障害者の受け皿に関する各種制度、支援の実績と今後の取り組み）について……………	56
佐竹委員－	（尾崎知事、小谷総務部長、久保観光振興部長、原田商工労働部長）……………	60
1	中山間地域の活性化（集落支援担当職員配置の狙いと期待、市町村のマンパワー不足による懸念、定員管理の指標を超過する市町村数、指標ではかれな	

い市町村職員の適正配置、市町村職員確保の助言と人的支援、市町村の積極的投資や攻めの施策展開、過疎債活用の助言) について……………	60
2 高幡地域の観光振興（海洋堂ホビー館などの取り組みへの評価と支援、サイクリングイベントの戦略的活用、県境を越えたサイクリングの取り組み、集客拡大への課題、広域観光への組織づくりと地域博覧会開催）について……………	65
3 企業誘致政策（香南工業団地の分譲状況及び製造品出荷額等と雇用創出の見込み、高知一宮団地造成の進捗状況と拡張の検討、南国日章工業団地開発の理由と計画、工業団地開発の今後の展開、四万十市と四万十町へのコールセンター誘致、中山間地域への企業誘致、CLTパネル工場の高知新港高台企業用地への整備）について……………	69

3月7日

出席委員……………	75
欠席委員……………	75
説明のため出席した者……………	75
事務局職員出席者……………	75
諸般の報告……………	76
質疑並びに一般質問	
塚地委員－（尾崎知事、山本健康政策部長、田村林業振興・環境部長、岡崎文化生 活部長、小谷総務部長、井奥地域福祉部長）……………	76
1 難病対策（難病の患者に対する医療等に関する法律案への認識、医療費助成 制度の改革案が患者に及ぼす影響、難病相談・支援センターの広報、センター の設置体制の課題、質の底上げ機能を持つセンターの設置、保健衛生総合庁 舎への設置、法案成立後の体制強化、取り組み強化に向けた決意）について……………	76
2 再生可能エネルギーの促進（国のエネルギー基本計画案、再生可能エネルギー の導入促進、高知市の太陽光発電設備設置への補助制度、地縁団体が導入し た際の課税の現状、地縁団体の売電益に対する法人税、NPO法人が発電事 業を行った際の法人県民税の均等割、住民組織による収益事業への課税に対 する問題意識、公益的性格を持つ団体の発電事業に対する課税特例措置の創 設）について……………	81
3 ひとり親家庭の支援（母子家庭等日常生活支援事業の実施状況、事業実施に 向けた市町村への要請）について……………	86
上田委員－（中澤教育長）……………	87
1 県立高等学校再編振興計画に係る高知南中・高統合問題（南中学校の設立目 的の達成度の検証、地域に密着した学校としての存在意義、学校存続への検	

討、教員数維持のための財源捻出、教職員定数法の激変緩和措置の要望) について……………	87
依光委員－(尾崎知事、岡崎文化生活部長、原田商工労働部長、中澤産業振興推進部長、久保観光振興部長、田村林業振興・環境部長、杉本農業振興部長) ……	91
1 やなせたかし先生(先生に対する知事の思い、アンパンマンミュージアムの活用、アンパンマンミュージアムの施設整備、寄贈原画の管理と有効活用、やなせうさぎの活用と著作権、やなせたかし先生を偲ぶ会) について……………	91
2 よさこい祭りなど(商店街活性化の取り組み、チャレンジショップのサポート、移住支援併設型・空き店舗改修事業への補助、ホーム商店街協定、よさこい祭りのブランド戦略、高知よさこい情報交流館の機能充実) について……………	98
3 物部川(物部川清流保全計画の成果、環境学習への支援、産学官連携会議での小水力発電の議論、山田堰井筋土地改良区の取り組みの評価、土地改良区で検証した小水力発電の収支計算、小水力発電導入への補助) について……………	105
武石委員－(杉本農業振興部長、東水産振興部長、中澤産業振興推進部長、原田商工労働部長、久保観光振興部長、尾崎知事) ……	110
1 「高知家の食卓」(土佐あかうしの生産現場の現状、増産体制の課題と今後の取り組み、畜産試験場の研究成果の活用、土佐ジローの現状と課題、土佐はちきん地鶏の現状と課題、増産体制の取り組み、米豚の生産現場の現状と課題、米を飼料とした場合の食味の研究、養殖業の具体的な取り組み、ブランド魚の個性を出すための取り組み、ブランド魚の市場ニーズ、漁獲高の大幅な減少、農地集約化における市町村の温度差、県産米のブランド化、飼料米の需要の見通し、野菜の新品目への取り組み、野菜ソムリエの状況、移住者への次世代施設園芸団地の雇用の情報発信、改植も踏まえた土佐茶の生産体制、ノンアルコール飲料としての土佐茶の消費拡大、6次産業化に取り組むファンドの状況、ものづくりの地産地消・外商センターの機能、運送コスト低減に向けた支援策、食べる喜びを感じる介護食等の産業化、食を観光につなげる取り組み、ワンストップで高知の食を提供する場、世界に向けた売り込み、ミラノ万博を視野に入れた「高知家の食卓」の発展) について……………	110
西森(潮)委員－(尾崎知事、杉本農業振興部長、田村林業振興・環境部長、原田商工労働部長、東水産振興部長、久保観光振興部長、岩城副知事) ……	125
1 政治姿勢(福井照衆議院議員と国土強靱化3法の成立、今後の財政運営の見通し、国への政策提言) について……………	125
2 産業振興(園芸連販売額、一元集出荷体制と県共同計算方式、ナスの系統出荷、県試験研究機関での新品種開発の取り組み、雨森広志氏のナスの品種開発への評価、新品種ナスへの期待、新品種ナスの試験栽培の状況、山間地域の農業、牧野植物園での有用植物研究の状況、高知工科大学渡邊教授の有用植物研究の状況) について……………	129

- 3 宝石サンゴ（サンゴ産業への思い、サンゴ漁の状況、有望な産業とするための支援、業界の拠点整備）について……………137
 - 4 観光政策（山を活用した取り組み、高知龍馬空港の施設整備）について……………140
-

巻末掲載文書

- 委員席（案）……………145
- 予算委員名簿……………147

第326回高知県議会予算委員会会議録

平成26年 2月21日（金曜日）

議長

森田英二君

出席委員

金子繁昌君

加藤 漠君

川井喜久博君

西内隆純君

弘田兼一君

明神健夫君

依光晃一郎君

梶原大介君

佐竹紀夫君

中面 哲君

武石利彦君

西森潮三君

横山浩一君

上田周五君

西森雅和君

池脇純一君

田村輝雄君

岡本和也君

中根佐知君

塚地佐智君

欠席委員

なし

事務局職員出席者

事務局 長 浜口真人君

事務局 次長 森下幸彦君

議事課 長 山名正純君

議事課長補佐 楠瀬 誠君

議事法制班長 飯田志保君

主任 沖 淑子君

主幹 濱崎 啓一郎君

主事 村岡 高志君



午後0時3分開会

○浜口事務局長 まず、議長から御挨拶があります。

○森田議長 皆様には、大変お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。

本日は最初の委員会でありますので、私のほうから招集をさせていただきました。

今定例会に提出されました平成26年度の一般会計予算は、課題解決先進県を目指した取り組みをさらに推進するために、6年連続のプラス予算となっております。総額4,527億円となっております。尾崎知事は、さらなる飛躍への挑戦に向けて、経済の活性化や南海トラフ地震対策など5つの基本政策を中心とした重点課題への対応を強化し、より大きな、より実効性のある施策を展開していこうとしております。

県の施策に対する県民の期待は大変高まっております。各種施策を効率的に推進し、着実に成果を上げていくことが求められております。

どうか予算委員会の委員に選任されました皆様方には、その設置の趣旨に沿い、提出されました予算案についてさまざまな視点から御議論をいただきますとともに、円滑な委員会運営に御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○浜口事務局長 本日は初めての委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、予算委

員会要綱第4条第3項の規定に基づきまして、その職務を年長の田村委員にお願いいたします。

(田村委員年長委員席に着席)

○田村年長委員 それでは、年長であるゆえをもって、私が暫時の間、委員長の互選に関する職務をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから予算委員会を開きます。

お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力よろしくお願いいたします。

なお、仮の委員席については、議席番号順にお座りいただいておりますので御了承願います。



委員長の互選

○田村年長委員 直ちに、委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名」と言う者あり)

○田村年長委員 指名にせよという発言がありますので、互選の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○田村年長委員 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。委員長に中面哲君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました中面哲君を委員長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○田村年長委員 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました中面哲君が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました中面哲君に、本席から告知をいたします。

ここで、委員長の就任の御挨拶があります。

(中面哲君委員長席に移動)

○中面委員 皆様、先ほどは委員長に御指名いただきましてありがとうございました。

先ほど議長もおっしゃったように、今回、多くの積極的な議案が提案されております。いつも2月議会、2日間にわたって熱心な予算委員会の議論があるんですが、今回も多くの皆様に、人を出していただき、ぜひ県政課題についてさまざまな議論を展開していただきたいと思います。

そして、予算委員会の運営につきましては、皆様の御協力を得て、スムーズな運営に御協力をお願いいたしたいと思っております。

本日はありがとうございました。

○田村年長委員 以上で、私の役目である委員長の互選は終わりました。御協力ありがとうございました。

(田村委員年長委員席を退席し、委員席に着席)



副委員長の互選

○中面委員長 これより、副委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名」と言う者あり)

○中面委員長 指名にせよという発言がありましたので、互選の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、委員長である私が指名することにしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○中面委員長 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。副委員長に梶原大介君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました梶原大介君を副委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○中面委員長 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました梶原大介君が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました梶原大介君に、本席から告知をいたします。

ここで、副委員長の就任の御挨拶があります。

(梶原大介君副委員長席に移動)

○梶原委員 ただいま御推挙いただきました梶原大介でございます。力不足ではありますが、委員長を精いっぱい補佐して、予算委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうか委員の皆様のお協力をよろしくお願いたします。

————— ❁❁❁ —————

理事の指名

○中面委員長 それでは、理事の指名についてであります。予算委員会要綱第7条第3項の規定により、理事は委員の中から委員長が指名するとなっておりますので、私が指名することといたしたいと存じます。

理事は5名でありますので、西内隆純君、上田周五君、西森雅和君、田村輝雄君、中根佐知さんを指名いたします。どうぞよろしくお願いたします。

————— ❁❁❁ —————

委員席の決定

○中面委員長 次に、委員席の決定についてであります。委員席については、いかがいたしましょうか。

(「委員長に一任」と言う者あり)

○中面委員長 委員長に一任とのことですので、お手元に委員長案をお配りいたします。

(委員長案配布)

○中面委員長 この案で、御異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

○中面委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

なお、3月6日木曜日の委員会からは、本席で御着席願いたいと存じますので、御了承願います。

〔委員席(案) 巻末に掲載〕

————— ❁❁❁ —————

○中面委員長 次に、予算委員会の運営についてであります。委員会の運営は、お手元にお配りしてあります予算委員会の運営等に関する要綱及び実施要領に基づき行ってまいりたいと存じますので、御了承願います。

その他の件ですが、発言順序、発言時間等詳細につきましては理事会で協議決定することとし、その決定事項につきましては事務局より各会派へ連絡するというので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○中面委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

なお、質問に当たって、電子機器等を使用する場合は事前に本人が申し出ることにより認めることとしておりますが、使用される場合は、私まで事前の申し出をお願いいたします。

————— ❁❁❁ —————

○中面委員長 本日の協議事項は、以上であります。

なお、理事会を2月28日金曜日、質問第1日目の本会議終了後、議運の部屋で開きたいと存じますので、理事の方は御出席をお願いします。

協議事項は、発言順序の決定等についてであります。

以上で、本日の予算委員会を終わります。どうもありがとうございました。

午後0時11分散会

平成26年 3月 6日 (木曜日)

出席委員

金子 繁昌 君
 加藤 漠 君
 川井 喜久博 君
 西内 隆純 君
 弘田 兼一 君
 明神 健夫 君
 依光 晃一郎 君
 梶原 大介 君
 佐竹 紀夫 君
 中面 哲 君
 武石 利彦 君
 西森 潮三 君
 横山 浩一 君
 上田 周五 君
 西森 雅和 君
 池脇 純一 君
 田村 輝雄 君
 岡本 和也 君
 中根 佐知 君
 塚地 佐智 君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 小谷 敦 君
 危機管理部長 高松 清之 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興
 推進部長 中澤 一真 君

理事(中山間対
 策・運輸担当) 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 久保 博道 君
 農業振興部長 杉本 雅敏 君
 林業振興・
 環境部長 田村 壮児 君
 水産振興部長 東 好男 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 中澤 卓史 君
 人事委員長 山本 俊二郎 君
 人事委員
 会 長 福島 寛隆 君
 公 安 委 員 長 島田 京子 君
 職務代理者
 警察本部長 小林 良樹 君
 代表監査委員 朝日 満夫 君
 監 査 委 員 長 久保 博孝 君

事務局職員出席者

議 事 課 長 山名 正純 君
 議事課長補佐 楠瀬 誠 君
 主 任 沖 淑子 君
 主 事 村岡 高志 君



午前10時1分開議

○中西委員長 ただいまから平成26年2月定例会
 予算委員会を開会いたします。



諸般の報告

○中面委員長 御報告いたします。

公安委員長山崎實樹助君から、所用のため本日の委員会を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

本委員会の運営に関し理事会で決定した事項は既にお配りしてありますので、円滑な運営に御協力いただきますようお願いをいたします。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○中面委員長 これより2月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとし、質問者は質問席から、答弁は自席から行っていただきます。なお、委員長判断によりまして、質問中、答弁中であっても持ち時間が終われば直ちに質問を終結を宣言しますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、発言の通告がありますので、順次発言を許します。

加藤委員。あなたの持ち時間は65分です。御協力をよろしく申し上げます。

○加藤委員 皆さんおはようございます。一般質問、どうもお疲れさまでございました。きょうから予算委員会でございます。私がトップバッターを務めさせていただきます。私が質問に立つことで高知県政が一步でも二歩でも前に進んでいけるという思いで質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

きょうは、大きく3点でございます。1点目

が、東日本大震災と南海トラフ地震について、そして2点目に教育について、3点目に鳥獣被害対策について伺ってまいりたいというふうに思っております。

まずは、東日本大震災から伺ってまいりたいというふうに思いますが、きょうは3月6日でございます。来週で、あの東日本大震災から丸3年が経過をいたします。

私たち自民党会派は、先月に被災地、宮城県にお伺いをしてまいりました。お伺いをした目的というのは大きく2つございまして、1つ目が、震災の発災時に議会がどういった役割を果たしたのかということがございました。そして、現場の議員の皆さんがどういう活動をされたのか、お話を伺ってまいりました。そしてもう一点は、被災地の復旧・復興の現状を視察してまいりました。

私は、3年前の3月11日、1カ月後には県議会の選挙がございましたので、それが終わって3カ月たって、一度被災地にお伺いをいたしました。復興して間もない仙台空港、大変薄暗い中で仮設の建物を使いながら、自動販売機も電気を使っていない、冷たい飲み物は何もない、そういう状況であったことをよく覚えています。そして、実際に被災地に向かって、もう3カ月も4カ月もたつのに、時計の針がとまったかのような現地を見て、衝撃を持ったことを今でも覚えております。瓦れきはそのままでした。そして、ガードレールに船が乗り上げているシーンもありました。そこら辺には車がごろごろと転がっているというような状況でありました。所有権の関係があって、なかなか動かさないんですというようなことをおっしゃっていたのを、非常に鮮明に覚えております。

今回、3年たって改めて被災地に行ってみますと、もう津波を受けた地域というのは何もない、まさにこれからスタートという状態であり

ました。土を盛って盛り土をつくって、道路をかさ上げする、それから住宅をつくっていく。災害に強い地域をつくっていくんですというような御説明をいただきました。まさに、これから復興が始まっていくんだなというふうに実感をいたしたところでございます。

そして、新しい息吹も感じることができました。新しいプレハブの家屋を使って再開されていた商店街、そしてかまぼこ会社さんもしっかりと操業しておられました。新しい住宅が建っている地域も多く見受けられたというのが、今回の3年たったの視察でございました。

改めて、私たちはこの東日本大震災というものに、3年たって、もう一度思いを寄せていく必要があるんだというふうに感じるところでございます。

まずは知事に、この間どういうお気持ちでこの東日本大震災ということに向き合ってこられたのか、その思いを伺ってまいりたいと思います。

○尾崎知事 東日本大震災発災以来、大きく言えば2つです。1つは、何とかこの被災地の復興に微力なりとも全力を挙げて御支援を申し上げなければならんと、これが第一であります。そしてもう一つは、この東日本大震災の発災以来、あの映像を見たときからずっと思っておることでもありますけれども、あすは我が身だということでもあります。ゆえに、この東日本大震災の教訓を得て、南海トラフ地震対策にしっかり備えていかなければならん、そういう思いで全力で取り組んでまいりました。

被災地には2回行きました。約1カ月経過したときにお伺いしました。このときには本当に被害のすさまじさに圧倒されましたし、人間というのは小さいもんだなと、本当に思ったことでございました。あわせまして、地形の状況でありますとか、さらには町の状況でありますと

か、被害への対応というのをいろいろ勉強させていただくことができました。あのときに学んだことを今、南海トラフ地震の津波対策に生かそうとしておるところであります。

そして、去年の秋でありましたけれども、約2年半が経過した時点で、もう一回お伺いをさせていただきました。今度は、確かに瓦れきはきれいになっておりますし、仮設住宅で人々の暮らしは確かに紡がれておりますけれども、もとの土地は本当に何も無いといいますか、更地になってしまっている状況であります。本当に復興マーケットで頑張っている皆様もおられました。そういう方々には大変勇気づけられました。他方で、この更地になっている状況を見て、果たしてこの復旧・復興というもの、これをどういうふうな手順でどうやっていくのかということ、このことも、またこの被災地から学ばなければならないと思いましたが、何といたしても、引き続き全国、国を挙げての支援が必要だということを実感いたしましたと、そういうところであります。

○加藤委員 私たちは、1日目、松島に伺いました。松島の地元の首長さん、それから観光協会の会長さん、おかみさん会の会長さん、地元の県会議員さん、そういった方々にお話を伺いました。それから県庁に行きまして、次の日は、津波の被害が大きかった名取市閑上地区、そういったところに視察にお伺いをさせていただきました。

私は、どこに行っても共通していると思ったことがあります。それは、皆さんから必ず、本当に御支援ありがとうございました、そういう感謝の言葉から私たちは御挨拶を受けるわけです。もう3年たっているのにもかかわらず、いまだにそういうお気持ちを持っていらっしゃるなというふうなことを、強く被災地で感じたところでございました。

あすは我が身という思いで、知事も今御答弁いただきましたが、これまでどういった支援を被災地に対して行ってこられたのか、御説明いただけますでしょうか。

○尾崎知事 地震発生直後に高知県災害対策本部を立ち上げましたが、3月23日には、すぐ高知県東日本大震災支援対策本部、こちらに切りかえて支援を行ってまいったところでありました。

物的支援、そして金銭的支援、また人的支援というふうに分けて申し上げさせていただければ、まず物的支援につきましては、県の備蓄物資を震災直後に全て被災地に届けますとともに、3月15日から4月8日までの間、受付窓口を設置しまして、広く県民の皆様方の善意を募りました。その結果、毛布、飲料水、食料などで、13トントラックで20台分と4トントラックで1台分になったということでありました。

また、3月14日から9月30日までの間は、県独自に義援金の窓口を設置させていただきました。こちらに総額2億7,000万円余り、こちらを東北の被災3県などにお届けさせていただいたということがございます。本当に県民の皆さんのあふれんばかりの善意、これが満ちた支援であったのではないかなと、そのように思います。

その上で、人的支援を行ってまいりました。これまで、1カ月未満の短期で延べ186名、1カ月以上の長期で延べ64名の高知県職員を派遣いたしております。現在も、技術職員を中心に15名の職員を現地に派遣しておりまして、かつ長期間の1年間という形を基本として、そういう長期間の職員を派遣しております。全体の職員数当たりの派遣者数として見れば、都道府県の中でも上位と。被災3県と、それから千葉県を除きまして全国第8位ということになりますから、かなりの人数を派遣しております。さらに、この4月からは職員1名を復興庁に派遣するということでもあります。

被災者の受け入れということであれば、3月14日に被災者の受け入れを表明いたしました。住宅の確保、暮らし・生活の支援などを実施すると、総合的に行うということを表明させていただきました。県営住宅、県職員住宅、教職員住宅での受け入れについて、これまで29世帯69名の被災者の方を受け入れておりまして、現在も17世帯38名の方が入居しておられます。使用料を免除して受け入れをさせていただいているということがございます。

被災地の要請に応じて、我々県といたしましても、特にこれからは人的支援を中心に、しっかりと取り組みを引き続き進めていかなければならないと思いますし、また職員の派遣を通じまして、被災地の状況を勉強させていただいて、来るべき南海トラフ地震に生かしていきたいということで、今両方の任務を負って職員は現地で頑張っておると、そういうことでもあります。

○加藤委員 ありがとうございます。

今、知事のほうから15名の職員、被災地に派遣されているというような御答弁がございました。

高知県はずうっと行政改革をしてきて、人数も減らしております。来年度に、たしか3,300人にまで知事部局を削減していくと。東日本大震災以降、南海地震対策、これまでも当然取り組んではいたものの、さらに加速をして取り組んでおります。大変職員も頑張っているらしいですし、負担もふえているというのも事実だということふうに思います。その中で15名の職員を派遣している。私は、これはさすがに御英断だなということふうに評価をするところがございます。

全国との比較もありましたけれども、四国だけを比較してみても、隣の愛媛県が10人、徳島県も10人、そして香川県も13人ということがございます。これ、決して他県が少ないというわけではもちろんございません。それに比べても、

高知県は非常に多い職員を、これだけ厳しい人員の中で派遣をしているということだと率直に思います。

しかし、やはり被災地にお伺いをしてみますと、これから復興が始まる、大変多くの課題を抱えていらっしゃると思います。何か私たちにさらなる支援ができないものか、私はずっとそのことを考えてまいりました。そして被災地で課題になっていることは、これから新しいまちをつくっていくということでもあります。そのためには、高台移転という方法もあるでしょうし、盛り土をつくって、まちをつくっていくということもあるでしょう。そのためには、用地の交渉もしていかななくてはなりません。技術者不足、そして資材の不足ということもあります。特に、この行政の技術を持った職員、大変不足をしているということでもあります。

産経新聞社が各自治体へ行った調査では、この東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島3県の50市町村、来年度、何と2,500人を超える職員の不足があるというような調査もございます。

岩手県の大槌町、ここは今、半分の職員さんは県外からの派遣で、自治体運営をされているところのございます。

そう考えたときに、これ以上、県の職員を派遣するというのは大変厳しいところがあると思います。

しかしながら、民間の企業で技術を担われた方、そして行政を経験された方、OBの方や退職をされた方、被災地に行っても即戦力で活躍ができる、そういった技術のある方々を、被災地に行っていただく前提で県職員として雇い入れて任期つきで被災地の支援を行っていけば、被災地の復興にも尽力ができるというふうに思いますが、検討してはいかがでしょうか、総務部長。

○小谷総務部長 今、御提言いただきました退職した行政職員の活用、それから民間で技術を持っておられる即戦力の方の派遣、こういった任期つきで採用して派遣する方式が、首都圏ですとか近畿圏の大きなところで採用されて、一定の数が派遣されているということは承知しております、検討していきたいと思います。

その中でOB職員の活用については、再任用の段階で被災地を勤務地とすることもあり得るということでの募集等を検討していきたいと思います。

もう一つ、任期つき職員の派遣ですけれども、これにつきましては、全国的に公共事業ですとか建築工事の需要が増加しております。県内でも技術労働者の確保が難しくなっているということも一定踏まえる必要があるのかなと思っています。この形態が有効に機能するかどうか、業界の関係者の御意見もお伺いしながら検討していきたいと思います。

早速、県内の設計監理関係ですとか、建設関係の方々から御意見をお伺いしたところ、県内でこういった技術者については非常に人材確保が難しくなっておる、また県内で当面の事業量が増加する中で、その一部とはいえ県外に流出することに対する不安という声もあります。そういったことも踏まえて検討していきたいと思います。

また、本県、定数が少ない中で一生懸命頑張ってお出しております。これにつきましては、被災地への支援というのが1つありますけれども、それ以上に、先ほどから知事も申ししておりますが、あすは我が身という思いがあります。被災地で学んだことを今後の南海トラフ対策等に生かしていかなくやいかんと、こういう思いで被災地に派遣しております。できれば、正規職員で対応したいなというのがございます。

○加藤委員 もう一度御答弁をいただきたいとい

うふうに思います。

私はこの事業、いろんな課題があるんだと思います。高知県も確かに人手が足りません。しかし、やるかやらないかは心意気の問題だと私は思います。というのが、財源はあるんです、震災復興特別交付税。ですので、県負担は実際ありません。そして、今部長から御答弁いただいたように、各県、事例がたくさんございます。東京、そして神奈川、佐賀、埼玉、兵庫、近くでは徳島、隣の香川県。香川県は、もう既に去年、この任期つきの職員を募集して、3名が被災地で今も活躍をされていて、またことしも募集をされました。私はこれ、いろいろと課題はあると思います。でも、やるかやらないか、これはもう心意気の問題だと思います。もう一度御答弁をください。

○小谷総務部長 検討はします。先ほども申しました、繰り返しになりますけれども、実際に民間で技術をお持ちの方を派遣するというのが想定されると思います。それに関しては、県が一方的に決めるというのではなく、関係の方々の御意見もよく伺った上で対応したいと思いません。

先ほど申しました、繰り返しになりますけれども、設計監理関係ですとか、建設関係の方々とも、こういうことを考えているんですがという話を持ちかけたところ、繰り返しになりますけれども、現在、県内においても技術者が大変不足しておると。そういった中で、県が任期つき職員の採用ということで募集をかけて、そちらに何人流れるか、やってみないとわからないところはあるんですけれども、仮に応募される方、それで被災地のほうへ派遣するとなると、それだけ技術者が流出してしまうという御不安をお持ちでございました。これは正直なところ、かなりネガティブな反応を受けたところです。ですから、こういった御意見をよく伺って、県

で一方的に採用して送るというのじゃなく、協力いただく業界の方々とも相談した上で進めたいと思います。検討はしてまいります。

○加藤委員 よろしくお願ひします。

私はこの東日本大震災、絶対に風化をさせてはならないというふうに思います。それには2つの意味があります。

1つは、この東日本大震災という、この災害自体を過去のものにしてはならないということです。平成23年3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0、国内観測史上最大の地震でありました。そして死者が1万5,884名、行方不明者が2,640名です。そして、現在も続いております関連死2,916名。27万人の方々が自宅に戻ることなく避難をされている。高知県にも100名を超える避難者がいらっしゃいます。これは絶対に忘れてはならない。震災を過去のものにしてはならないと思います。

そしてもう一つは、この東日本大震災によって、私たちの災害に対する危機意識、これを風化させてはならないということです。これまでも、今回の被災地の東北地方は、何度となく地震津波に遭っている地域です。明治、昭和、そしてチリ地震と。平均すれば、40年に1回ぐらい地震が来て津波が来ている地域なんです。それでも、この東日本大震災以前には、警報が鳴っても逃げないということが当たり前になっていたところもあるというのが、まさにこの東日本大震災からの教訓であるというふうに思っております。過去の方々が次の世代に残そうと、幾つも石碑を立てたり、あるいは地名に名前を刻んだり、いろんな取り組みがされてきたけれども、実際にこういう状況があったということでもあります。

なぜ風化をするのか、人々の記憶が薄れていくということも、確かにあると思います。でも、一番の原因は何か。私は、それは世代交代だと

いうふうに思っています。

30年以内に70%の確率で南海トラフ地震が発生をすると言われております。来年来れば、再来年来れば、私たちは危機意識が高いですので、多くの方々が、津波が来る、逃げる、そういう意識を持っているんだと思います。でも、30年以降に来る確率だって30%あるわけです。私たちは、ここともしっかりと向き合っていかななくてはならないというふうに思います。30年後、40年後、南海トラフ地震が来たときに、今の子供たち、物心がついていない世代、そしてあるいはまだこの世に誕生していない世代が、その執行部席に座っていらっしゃる。県庁の中心を担っていらっしゃる。議員もそうでしょう。そうなったときに、本当に今の危機感が後世に伝えられるかどうか、ここが、私は風化対策の一番の肝だというふうに思っております。

この風化に対してしっかりと向き合っていくということは、将来の子供たち、そして孫たちの世代に対する政策だというふうに私は思っております。絶対にこの危機意識を風化させてはならないということを強く思っております。

尾崎知事は、この危機意識の風化ということにどういうふうに向き合っていられるのか、御所見を伺いたいと思います。

○尾崎知事 全く御指摘のとおりだと思います。

いや、むしろ南海トラフ地震は刻一刻迫しているので、危機意識というのを刻一刻高めていくというふうにならなければならないということなのだろうと思います。

そういうことで、日々さまざまな形での広報啓発に努めてまいりました。「南海トラフ地震に備えちょき」という冊子を全戸に配布するでありますとか、県の広報番組、また来週にも私、撮影することになっていますけれども、こういうのを繰り返し、さまざまなシーン、パターンを捉えての広報啓発番組を行ったりとか、さら

には来年度からは起震車、これを2台にしまして、出向いて皆さんに危機をお伝えする。このことをお願いしたりと、そういうことをやっていこうと思いますが、特に世代を超えてということに関して言えば、今、何としても力を入れておりますのは、この防災教育ということでございます。

教育委員会事務局の中に担当の課も設けまして、この防災教育をどのように行うかということ、ずっと検討いただいてまいったところでございます。このたび、小中学生用の防災教育副読本、こちらも策定をいたしました。小学生から高校生まで、発達段階に応じての防災教育を進めていくということを徹底していきたいと思っております。これこそが究極の風化防止対策ということになるのではないのかなと、そのように思います。

ただ、言えることは、世代を超えても大事ですが、今すぐも極めて大事です。むしろ刻一刻、南海トラフ地震の場合は迫ってきているわけありますので、そういう意識を持って全県民の皆さんに対して、この啓発を強化していきたいと思っております。

津波からの早期避難の意識率、平成22年度はたかだか20%でした。いろいろ啓発に努めてきて、平成25年度は70%まで上がりました。これはよかったと思います。でも、これを100%にしないといけません。平成27年度にこれを100%にするべく、引き続きあらゆる場面を通じて啓発を徹底していきたいと、そのように思います。

○加藤委員 私も、今御答弁いただいたとおり、この風化対策の肝は防災教育であるというふうに思っています。

釜石の奇跡で有名になりました片田教授のお話でございました。毎年毎年、この危機意識を醸成するために講演に行っていたと、けれども、来るたびに、きょうもいい話を聞かせていただ

いた、そうおっしゃる方は決まったメンバーになってきていたということでありました。何回やっても何回やっても、これは広がりに限界があるんじゃないか、そういうことで、釜石の防災教育に取り組んでいったというのが片田教授のお話でございました。私も、この防災教育というのをしっかり充実していく、その必要があるというふうに思っております。

それと同時に、私たちはやはり、歴史に対して謙虚に向き合っていく必要もあるというふうに思います。風化させない努力、そして危機感を醸成していく努力、これはもう全力を尽くしてやらないといけないというふうに思います。しかし、風化をしてしまった過去というのがあることも、これまた事実でございます。そこで、何が重要かと申しますと、日常生活でいかにこの防災ということに取り組んでいくのか、こういうことが極めて重要だというふうに思います。例えば、地域の町内会活動、自主防災活動の中心となる、そのきずなを醸成することであったり、さまざまなことをもって、もし万が一、風化させてはいけなけれども、風化してもその機能が役立っていく。こういうことを考えて対策をしていく必要があるんだというふうに思います。

そこで、1つ御提案を申し上げたいと思うんですが、今、津波避難空間、大変スピード感を持ってやっていただいております。津波避難路、そして避難タワー、避難道路、いろいろとつくっていただいております。これが何年も何年もたってきたときに、例えば山沿いにつくった避難路に、草が生え茂ってくるんじゃないか、こういったメンテナンスのことも心配があるところでございます。やはり、日常生活で、どうその避難の空間を生かしていくか、こういうこともしっかり取り組んでいく必要があるんだというふうに思います。地域ごとに、学校の近くにつくっ

ている避難路であったり、あるいは地区の裏山につくっている避難路であったり、いろんな条件があると思います。地域地域で、それぞれ工夫をした取り組みがあっというふうなふうに思います。また、地域によって、取り組みも出てきているというふうにも伺っております。

こういう避難路、避難タワーのふだん使いを、ぜひ積極的に検討していただきたいというふうに思いますが、部長の御所見を伺います。

○高松危機管理部長 非常に大事なお話をお伺いしました。今、県のほうでは市町村と一緒にあって、避難路、避難場所ということでいきますと1,400カ所を超える、それから避難タワーでいきますと115カ所、この整備を順次進めています。着々とそういったものができ上がってきつつあります。

ただ、それらを使つての訓練という点で申し上げますと、毎週あるいは毎月実施をするというような小学校あるいは保育園などがある一方で、年に1回行くかどうかですよねというような地域が、まだまだ多いというのが実情であります。

地震が発生した際に、迅速に、そして着実に命を守るということでの避難行動を考えますと、やっぱり日ごろから自分たちの逃げていく場所、これになれていただくといえますか、身近なものとしておくことが、何よりも大事じゃないかなというふうに思っています。

今、委員のほうからお話がありました、市町村によっては、例えば避難路を散歩コースにして健康づくりに役立てようというような取り組み、あるいは桜の木を植えておいて春には必ず見に行こうねというような取り組み、また避難タワーという点でいきますと、タワーの上のほうにベンチを置いておいて、展望台といえますか、そういったもの、あるいは休憩所として使っていこう、そういうふだん使いというのに工夫

を凝らしているところもあるということは承知をしております。

そういったことは、どんどん広げていくべきだろうなというふうに思いますが、ただ、当面、今迫りくる、だんだん確率の高まっている南海トラフに備えて、こういった場所、それぞれをせっかく整備をしたわけですから、まずは、この施設を使って春夏秋冬、季節ごとに、あるいは昼間だけではなく夜間にも、また雨の日も風の日も、これを組み合わせますと相当なバリエーションになるわけですが、そういうさまざまな状況のもとでの避難訓練といえますか、訓練までいなくても、それぞれのシチュエーションの中で自分たちの命を守るための避難場所がどんな様子になっているんだろうなというようにことを知って、体験をしていただく。いわば訓練面でのふだん使いといえますか、そういった点にも留意をして、いろいろと取り組んでいただきたいなど、そういったことを市町村に対しても、先ほど申し上げた桜の木を植えるというようなことともあわせて、お願いをしていきたいというふうに思っております。

○加藤委員 ありがとうございます。広めていただくと大変重要だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきますように要請をしておきたいと思っております。

そうしましたら、次に2点目、学力、教育についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

高知県の学力、全国学力・学習状況調査の結果からも、だんだんと向上をしてきております。きょうは、この学力に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

まずは教育長に、高知県で独自の学力テスト、去年からやっておりますが、この概要、実績、御所見を御説明いただいてよろしいでしょうか。

○中澤教育長 県版の学力調査でございますけれども、全国学力が小学6年生と中学3年生を対

象として行っております、これの活用の仕方というものも、だんだん私も上手になってきたというふうに思っております。

したがって、この学力向上の取り組み、このPDCAサイクルをもっときめ細かく丁寧に回していくために、ほかの学年でもやってみようということで取り組みました。特にその中で、小学校の中学年から起こります学力の二極化の問題、それから中学校の1年生で起こります中1ギャップ、こういったことによる学力の低下への対応というものも大きな狙いとしておるところでございます。

実施しておる教科は、小学校4年生が算数と国語、それから5年生がそれに理科を加えています。中学1、2年生は5教科で実施をしております。どの教科にも共通することですが、根拠をもとに自分の考えを書く、説明する、話し合うといった主体的な言語活動の場面を調査問題の中に設定しまして、各教科に求められます思考力、判断力、表現力等を効果的に育成することが大切でありますよということを学校の先生方に送る授業改善へのメッセージも込めてございます。ことしは、小学生およそ1万2,000人、中学生1万人を調査の対象として実施いたしました。

この評価でございますけれども、私自身はこの2年間で、先ほど申しましたような、我々県教委が求めている学力とはどういうものかというものを学校現場に送っておりますので、一定の仕掛けはできたかなと思っております。来年度からは、自己採点に取り組みますので、仕組みができてくるかなというふうに思っております。これからは、そのできた仕組みに対して血肉を通わす、肉をつけるといった具体的な取り組みが必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

○加藤委員 この高知県の県版学力、私は大変い

い事業だなというふうに思っております。そして、去年の予算委員会でも質問をさせていただいたところございました。先ほど教育長も、改善をしてやっていくということをおっしゃっていただきました。そのとおりで思っております。

きょうは私は2点、その改善すべき点を申し上げたいというふうに思うんですが、まず1点目は、この学力テストの採点についてであります。

県の教育委員会が工夫をしてつくって、そして学校で児童生徒がこのテストを受けて、その採点を民間の業者に委託して、そして民間業者の委託先でアルバイトの方々が採点して、その結果が教育委員会に返ってくると、そして学校側にその結果を戻していくと、今こういう流れになっております。これは、ぜひ学校の先生方が、現場の先生方が取り組むことによって、課題も明らかになってくるし、どこが弱いのか強いのか、そういうことを次の日の授業から生かしていけるというメリットがあるんだというふうに思っています。もちろん、委託料も節約ができます。これについては、去年教育長から、来年度以降、現場の先生方で対応していくということで御答弁をいただきました。

もう一点ございます。それは、この学力テストの実施時期についてです。去年、ことし、1月にこの学力テストを実施いたしました。そして2月に結果を学校に返送しております。2月に返送して、3月はもう卒業式、そして終業式でございます。年度末で大変忙しい、そういった中で、本当にこのテストを現場の先生方が授業に生かすことができるのか、皆さんにもぜひ考えていただきたいと思っております。私はこの学力テスト、最低でも年内に実施して2学期に集計をして、そして年明けからは授業に生かしていく。こういうふうに年内に実施をすることで、

より効果が高まっていくんだと思っております。

教育長、年内に実施するおつもりはないでしょうか、いかがですか。

○中澤教育長 現段階で、2年間やってきましたけれども、学校現場の教員も加わって、できるだけいい問題をつくろうということで努力してまいりました。そういうこともありまして、現在1月に実施ということになっていますが、今加藤委員が言われましたように、年内に実施をして、そこでその課題を早く発見して、その年度のうちに、それを子供たちにきちっとフィードバックしていくという体制がとれば、おっしゃるように、よりいいやり方だというふうに思います。ですから、そういうことも含めまして、今検討しているところでございます。

○加藤委員 しっかり検討が前に向いていくように、要望を申し上げたいと思っております。

それから、先ほど採点のお話もさせていただきましたが、この学力テスト、大変いい問題がたくさんあるというふうに思っております。その中で、マル・バツだけじゃなくて、選択だけじゃなくて、記述をする問題というのが多く含まれております。そうなってくると、先生方の裁量によって、例えばマルにするのか三角にするのか、文章の中の漢字間違いはどう採点をするのか、漢字のとめ、はね、これをどういうふうに評価していくのか、こういう採点の精度を上げていくという課題があるというふうに思います。

学校によって、先生によって、ばらばらでは判断がしづらいという状況もあると思っておりますが、この精度を高める方策はどのように取り組んでいますか。

○中澤教育長 まず、現在、1回目、2回目と業者に委託をして採点しておりますが、実は、それと並行して現場の教員も採点に加わっております。つまり、自己採点の練習をもう既にして

おります。

今後、必要となりますのは、先ほどお話にありましたように、今回私どもが出しております問題というのは、記述式とか、こういったものが非常に多うございますので、採点が非常に難しゅうございます。ですから、私どものほうで回答の例というものをきれいに、もっとわかりやすく明示をする。それから物によっては、回答が1つだけではないものがあると思います。

こういうもの、こういうもの、こういうものが想定されるから、こういうものはこういう採点をしてくださいといったことを、メッセージできちっと送っていく必要があると思います。

それをやっていくためには、こういう意味の教員の方の研修というものを充実させていかなければならない。それをやっていけば、全体としてPDCAを回していくものができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○加藤委員 それからもう一点、全国の学力テストとこの高知県版の学力テスト、これがことしから小学校4年生、5年生が県版、そして6年生が全国ということ、そして中学校もそうです。4年生から中学校3年生まで、全部の学年でこの定着状況が把握できるという体制ができたんだと思います。

全国の学力テストで、小学校は今年度、全国の10番以内に平均点が入りました。しかし、中学校はまだまだ平均点には届いていないという現状がございます。そう考えたときに、やはり教育長もおっしゃったように、中学校1年生、2年生に課題があるというのが、この全国のテストからも明確になったというふうに思います。

この全国の調査で見えてきた、先ほどおっしゃった二極化、それから中1ギャップ、こういったところを克服していくというのも、この高知県版の学テの役割の一つだと思っておりますが、

その課題はどのように捉えておりますでしょうか。

○中澤教育長 全体として、小学校はかなりのレベルまで来ましたし、中学校は、まだレベル的には課題がありますけれども改善をしておる状況の中なんですけど、やはり全国学テの中で、いわゆるB問題というものについては、小学生も、それから中学生も課題があるというふうに思っております。

ですから、我々はこれからそこに焦点を当てて教育活動をしていかなければならないということで、先ほど申し上げましたように、この県版の学テについてもそういうメッセージを教員に送っています。教員がそれを見て、こういった内容のこういうレベルの教育をしていかなければならないということに気づいていただいて、みずから、そういうことができるようにしていかなければなりません。そういうふうにしていくことができやすいように、我々のほうで思考力を育てる問題集を作成する。あるいは、そうしたことに対する、特に数学なんですけれども、教員に対しての集中的な研修を実施するといった形で、現場の先生方がそういうことに対応しやすいような手助けを県教委のほうで行っていく。そういうことをやっていけば、今までやってきていないことですので、少し一定の時間がかかるかもしれませんが、二、三年ですかね、それぐらいすれば明確に成果が出てくるんじゃないかと思っております。

今回、実は県版の学テで、そういう考えさせる問題とか非常に多うございました。ですから、平均点が非常に低いです。低くて、これはなかなか大変だなという思いを持たれた現場の先生方も結構いらっしゃると思います。

ただ、隣の愛媛県の先生のお話をお聞きすると、高知県で出したような問題のレベルは、愛媛県ではスタンダードだということでした。つ

まり、我々はやっとそこまで来たと、そこまで持っていくというつもりでやっております。ですから、少し時間はいただきたいんですけども、必ずや、そういったものの学力の向上をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

○加藤委員 強い御決意をありがとうございます。よろしく願いいたします。

それともう一点、教育で、地理について伺いたいというふうに思います。

近年、日本の領土について緊張感が高まっているというのは皆さん御承知のとおりでございます。竹島、そして尖閣、北方領土、こういった領土ですね。尖閣については、領土問題というよりは外交問題でございますけれども。

この領土について、内閣府が去年実施をした世論調査があります。20歳以上の方々に対して、複数回答でとっております。竹島をどうやって知ったのか、尖閣をどうやって知ったのか、竹島を知った理由は、テレビ・ラジオ、これが96.1%です。学校の授業で知ったという方、これは5.9%しかいません。尖閣諸島はどうか、これも同様に、テレビ・ラジオが96.8%、そして学校の授業が4.8%でございます。安倍内閣も、この領土ということに関しては大変危機意識を持っております。担当大臣を設置して領土担当の室もつくったところでございます。そして、ことしは文部科学省が中学校と高校の学習指導要領の解説書に、我が国固有の領土であるということで、竹島と尖閣諸島を位置づけておるところでございます。

皆さんもそうでございますけれども、この領土について、学校教育できちっと習ってきたかということ、私自身、なかなか十分でないところがあったんじゃないかなというふうにも実感するところでございます。

この地理の教育状況、教育長に御説明をいた

だいてよろしいでしょうか。

○中澤教育長 現在、領土の学習も含めまして、地理では、学習指導要領やこれまでの社会科の解説に基づいた系統的な指導は行われております。

小学校では、北方領土が我が国の固有の領土であり、ロシアによって不法占拠されている。それから中学校では、竹島についても北方領土と同様に、固有の領土としての理解を深める。高等学校では、北方領土など領土問題について、我が国が正当に主張する立場に基づいて的確に扱い、理解を深めるということになっております。ただ、今おっしゃいましたように、世論調査で見ると、その中身がどれぐらいできているかというのは課題があるかと思います。

そういうこともありまして、このたび、中学校及び高等学校の解説が改訂をされました。この改訂は、領土に関する学習の一層の充実を図るということで、竹島、尖閣諸島について、より明確な指導内容が示されたものと認識をしております。

解説は、学習指導要領の内容を具体的に説明するものでございまして、教員にとって指導のよりどころとなるものだと思います。したがって、こういうことから、この領土に関する学習というのが従来よりも充実した形でやっていけるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○加藤委員 解説書もそうなんですけれども、実際に、やはり学校の先生方がどういうふうに教えるかというのが肝心であるというふうにも思っています。

現在、高知県の中学校で使われている地理の教科書というのは、大きくこの2つでございます。教育出版のものと、それから東京書籍と、大体この2種類がどの学校でも使われている教科書であります。

それで、中を見てみると、東京書籍のほう、これは北方領土もあります。そして、竹島、尖閣も、記載がきちっとされています。教育出版のほうがどうかというと、北方領土については記載があります。そして竹島についても記載があります。けれども尖閣については記載がありません。ですので、解説書を変えることによって、しっかりとこういう教科書にも明記をされる。そして、繰り返しになりますが、学校現場の先生がしっかり教えるというところも、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

教科書ともう一点、どういう地図を使うのかということも、非常に大事なんだろうというふうに思います。きょうは、1つ事例を御紹介させていただきたいと思うんですが、熊本県で、子供たちに正しい日本地図を見て、図形から日本を学んでもらおうということで、国土地理院が発行している地図をA1サイズにして、今年度から県立中学校と高等学校、そして特別支援学校の高等部の各クラス、さらに県の教育事務所など、全機関1,200カ所に配布をして、張ってもらっているという取り組みをしております。きょうは、その地図を持ってまいりました。(地図を示す)こちらが、実際に熊本県の教育委員会がつくったA1サイズの地図でございます。縮小版を皆さんのお手元にお配りいたしております。

これを見ると、非常に日本の位置関係というのがわかると思います。例えば、北は択捉島から竹島、尖閣まで、日本の領土、領海、これが一目瞭然でわかります。そして南鳥島が、大変離れているなというようなことも、この地図を見ればわかるわけでございます。この地図を見て違和感を感じている方もひょっといらっしゃるかもしれません。私たちがふだん目にする地図の多くは、沖縄であったり、尖閣諸島であつたり、あるいは小笠原諸島、こういったところは下のほうに切って張って地図をつくっているというのが、多くの地図ではないかというふうに思うわけでございます。そして、熊本県ではこの地図をつくりました。

岐阜県では、日本地図に加えて日本の領土、領海が白地図で色つけされているもの、そして、日本の国以外で使われている、海外で使用している地図というのも合わせて4種類を、来年度から配布をする予定でございます。

特に、先ほど申しました高等学校は、地理が選択でございます。ですので、なかなかこの地図に触れる機会というのが、小中学校に比べても少なくなってくるんじゃないかというふうにも思っております。

ぜひ、こういう独自の地図の活用方法、高知県も検討してはいかがでしょうか、教育長。

○中澤教育長 先ほどの教科書の記述の問題でございますけれども、政府の立場としては、北方領土と竹島については、領土問題があるという前提でございます。尖閣諸島については、領土問題そのものが存在をしないという前提でございます。ですから、そのところが、教科書によって少し扱いが変わっているところがあるかもしれないと思っております。

それから、この地図の問題ですけれども、今地図帳には、こういった部類の全体をあらゆる地図が載っておるはずでございます。また、あらゆる場合には、先ほどおっしゃいましたように、部分的にもっと大きくして、遠く離れているところを近くにやっているものもあるかもしれません。

地図は、その見方によって、非常にいろんな物の見方ができると思っております。実は私、一番最初に、地図で見方を変えられたのが、今、こういう地図でございますけれども、南北を逆さにして見てみると、また違うものが見えてく

る、こういったこともあろうかと思えます。

今、御提案をいただきました。ほかの県でやられています、それぞれの学校の授業の工夫の範囲でやっていけばいいのではないかなという思いが正直ございます。県教委がそこまでやるのかなという思いがございますが、熊本と岐阜で取り組んでおられますので、そこらあたりのお考えもお聞きしながら、どういう形の教育がいいのかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○加藤委員 熊本県のこの地図ですね、1,400枚刷って、各学校に張っているそうです。郵送費、作成費、これ幾らかかったのか聞いてみました。10万2,900円ということでした。

そして、岐阜県は今、4種類の地図を入札にかけている途中で、金額はわからないということでしたが、なぜ岐阜県が実施に踏み切ったかという、高校生にアンケートをとったんです。竹島を知っていますか、尖閣を知っていますか、そのアンケートをとって、その結果で知らない生徒が多かったから、じゃ、地図もひとつ工夫をしてみようということで、実施に踏み切って取り組んだ取り組みなんです。

高知県も、今教育長がおっしゃいましたけれども、この領土に関してどんな意識があるか、アンケートから始めても結構です。ぜひ前向きに取り組んでいくべきだと思いますが、もう一度御答弁いただけますか。

○中澤教育長 領土に関して、文科省の指導の内容も改めて追加をされましたので、そうした全体の流れを見ながら、高知県の定着状況等も勘案しながら、今後どうしていくかというのを考えてみたいと考えます。

○加藤委員 はい、よろしく申し上げます。

それでは最後に、鳥獣被害対策について伺ってまいりたいと思います。

鳥獣被害、もうこれ大変な問題だというふう

に認識しています。どこかの山奥だけの話じゃないんですね。もう国道沿い、県道沿い、1本入れば、この鳥獣被害というのが聞こえてくるわけでございます。私も、早朝に車を走らせていて猿の群れに遭ったり、イノシシの被害に遭った方々の話をたくさん聞いてまいりました。地域の方々は、人間がおりの中で生活をしているというようなことまでおっしゃっているような現状でございます。

まずは、この鳥獣被害の現状と対策を、中山間対策・運輸担当理事に御説明をいただけますでしょうか。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 鳥獣による県内の被害額でございますけれども、平成24年度で約3億6,000万円ほどでございます。把握しているものだけでも、ここ数年、毎年3億円前後で推移しておりまして、内訳といたしましては、鹿が40%、イノシシが34%ということで、全体の約7割という状況になっております。鹿やイノシシの捕獲頭数は増加傾向にありますけれども、やはりその被害額は、依然、高どまりのまま推移しておるといような状況でございます。

その被害対策、軽減に向けての対策でございますけれども、今、鳥獣被害対策専門員による指導とか、捕獲、環境整備、防除を3本の柱とした集落ぐるみの取り組みを進めております。このほかにも、狩猟者の確保対策とか熟練者による捕獲技術向上の指導、そういったものを通じまして、あわせてくりわなの配付といった細やかな対応も進めておるところでございます。

○加藤委員 今被害の御報告もありましたが、被害は、数字であられる被害だけじゃないというふうに思います。御高齢者の方々が子供たちに野菜を食べさせるのが楽しみで畑をつくっているけれども、イノシシや鹿に食べられて、もう畑をつくるのをやめたというような事例、これもたくさんあるんだというふうに思います。

そして、山の被害もあるんだと思います。

農業振興部、それから林業振興・環境部、それぞれこの鳥獣被害、どういった認識をされておられますでしょうか。

○杉本農業振興部長 農業被害でございますが、県下で約2億6,000万円余りに上っております。イノシシによります水稻被害、そして果樹の被害は、主に鹿でありますとか猿、カラス、こういうものが多いというふうに認識しております。特にイノシシによります被害、これはほぼ県下34市町村分の32市町村で確認をされているところでございます。

今委員がおっしゃったように、この鳥獣被害、経済的な損失はもちろんでございますけれども、営農意欲の喪失にもつながりかねないというふうに思っておるところでございます。

早急な対策が必要でございます。また個人のみではなかなか対策が難しい、そういう側面もあろうかと思えます。そういうことで、集落全体で総合的な取り組みが必要というふうに認識しているところでございます。

○田村林業振興・環境部長 林業における鳥獣被害としましては、ニホンジカによるものが大変深刻な状況と認識しておりまして、平成19年度から減少傾向にあった被害も、この2年は増加傾向にございます。平成24年度の被害は、有害鳥獣捕獲許可による被害報告によりますと、12市町村760ヘクタール、約7,600万円となっております。ただ、これ以外にも、広い森の中でございますので、被害として把握できないというのも多いのではないかとこのように思っております。

鹿による被害が拡大しますと、苗木の食害が再造林の障害となり、原木増産の鍵となる皆伐を森林所有者が見合わせるといった影響が懸念されますとともに、皮剥ぎ等による木材価格の低下により、長年育林されている森林所有者の

経営意欲の低下を招くおそれもあり、林業にとって大変深刻な問題であるというふうに認識しております。

このため、鹿の食害を防ぎ、確実に更新を図るための取り組みをしっかりと行っていく必要があると考えております。

○加藤委員 鳥獣被害というと、今御紹介いただきましたけれど、イノシシ、それから猿、ハクビシン、カラス、いろいろあるわけですが、今特に被害がふえているのが、先ほど御説明がありました鹿でございます。この鹿の捕獲目標値の算出方法、そして捕獲数の推移について御説明いただけますでしょうか。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 現在、鹿の年間捕獲目標は3万頭ということで取り組んでおります。鹿の生息数自体、ふんの量から推計をします糞粒法というものを用いまして、平成22年度に県内で約10万頭が生息しておるという推計を出しております。それを前提といたしまして、鹿の年間の増加率が20%程度でございますので、毎年2万頭ずつ増加するという、そういったことを前提に、短期集中的に個体数を減らしていくためには、年間3万頭程度の捕獲目標が必要だということで設定をさせていただいております。

捕獲数でございますけれども、県が実施をいたしました狩猟期の捕獲報償金制度というものを平成20年度から導入しておりますが、その前の平成19年度には、鹿の捕獲頭数が4,710頭でございましたけれども、さまざまな対策を講じてきまして、昨年度は1万5,845頭と約3.4倍ぐらいに伸びてきております。今年度はそれに加えて、くくりわなの配付事業なども強化をしておりますし、また国の捕獲報償金の上乗せ事業なども加わりました。そういったこともございまして、昨年度に比べまして約3割程度の増加が見込まれておる状況でございます。

○加藤委員 ありがとうございます。

今御説明がありましたけれども、鹿の捕獲、大変成果が出ているというふうに思います。平成22年度と比べて、平成23年度は2,000頭ふえている。そして、翌年も大体2,000頭ぐらいふえているわけでございます。これは、もうまさに県の取り組み、そして何よりも現場の方々の取り組みに、心から敬意を表したいというふうに思うところでございます。

ただ一方で、このように順調にずっと伸び続けていくかといいますと、狩猟者の高齢化というのも非常に大きな課題となっていると思いますが、この現状、そして将来の推移はどのように予測をされておられますでしょうか。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 狩猟者のピークが昭和54年にごさいました。そのときと比べますと、現在は約3,900人ということで、ピーク時の約4分の1まで落ちてきております。種別で見ますと、わな猟につきましては近年増加の傾向にはございますけれども、銃猟につきましては、やはり減少幅が非常に大きゅうございまして、全体として、毎年減少傾向にあるというふうな状況でございます。

今年度から、狩猟者の確保のために、狩猟免許取得時の際の経費の負担、経済的な負担を軽減するための対策も講じておりますし、また臨時試験の実施をしております。そういった形で機会をふやすことと、若手ハンターの掘り起こしなどの取り組みも進めております。そういったこともございまして、今年度は狩猟者の数が若干増加に転じました。また、狩猟を行う際には、登録が必要になってまいりますけれども、その登録件数も、今年度は前年に比べて100件ほどふえております。

今後とも、こうした取り組みを続けてまいりますことで、狩猟者の減少傾向に歯どめをかけていきたいというふうに考えております。

○加藤委員 ありがとうございます。

担い手対策もしっかり取り組んでいただいていると思います。そして捕獲の数も、先ほど言いましたけれども、ふえてきているというふうに、大変評価をするところでございます。

ただ、毎年毎年20%ふえていく。これが大変大きな数字であります。例えば5年間で鹿の個体数、捕獲がなければ2.5倍になります。30年たつとどうなるか、237倍。これが、年間20%ふえていくという数字の大きな力であるわけでございます。県の計画にもあるとおり、昭和54年ごろには、県内のわずか一部に生息が確認をされていた。それから30年以上たつて、今どうなっているのか、先ほど御説明がありました10万頭以上いるんじゃないかという現状であります。昭和54年の時点で、例えば500頭であっても、237倍になるんですね、10万頭を超えるんです。だから、これだけ爆発的にふえるというのが鹿の現状であります。これは鹿だけではありません、イノシシもそうだと思います。いろいろな鳥獣対策が、今、過渡期に来ているのではないかというふうに思うところであります。

担い手対策も行っております。捕獲数もふえています。しかし、このままの延長では、例えば鹿をとってみても、2万頭ふえ続ける、その2万頭にも達していないというのが、厳しい自然の現状であります。延長線では、なかなか限界があるというのも見えてきているんだというふうに思います。

鳥獣対策における行政の役割、一層重要になってくると思いますが、これまでの議論を聞いて、最後に知事の御所見を伺いたいと思います。

○尾崎知事 先ほどから委員は、意思の問題だということを感じておっしゃいますが、我々大いに、いろんな問題、意思を持って取り組みを進めていきたいと考えておるところでありまして、この鳥獣被害対策も、まさにそうであります。

先ほど来、中山間・運輸担当理事も申し上げておるかと思えますけれども、とにかく従来型の対策で、そのままの延長で行ってはいけないということで、新しい対策をいろいろと付加してまいりました。

大きく言うと2つであります。1つは、集落を縄張りにしておる鳥獣、これに対して特にこれを圧をかけてやっつけるというのが第1。もう一つは、さまざまな山間地にもおりますところ、いろんな、ぬくぬくと山間で育っているこの集団全体に対して圧力をかけていくということ。この2つ、これを同時並行的にやっつけているところがございます。

また、人間の暮らしを守るという点でいけば、この集落周辺を守っていく。特にこの集落を縄張りになっている鳥獣を特にやっつけるということが大事ではないかということで、かなり思い切った対策をとっておるつもりでございます。

今年度から、くくりわなを無償で配付すると、しかも、これを4,000個、4,000個、3,000個という形で、1万個を超える形のくくりわなを集落に配付する。しかも、配付する際は研修つきで配付をする。そういう取り組みをする。集落としてどう守っていくかということを含めて、こういう取り組みを始めました。

他方で、その山間におりますところの集団に圧力をかけていくという点においては、引き続き狩猟の取り組みも重要です。三嶺において捕獲の取り組みをしたり、また市町村の非常勤職員として鳥獣被害対策実施隊の組織づくりとか、新しい取り組みも出ています。とにかく意思を持ってこの問題に取り組んでいきたいと、そのように思います。

○加藤委員 それぞれ積極的な御答弁ありがとうございました。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○中面委員長 以上をもって、加藤委員の質問は

終わりました。

ここで11時10分まで5分間休憩をいたします。

午前11時6分休憩



午前11時10分再開

○中面委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡本委員。あなたの持ち時間は45分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○岡本委員 日本共産党の岡本です。委員長よりお許しをいただきましたので、ざんじ質問に入らせていただきます。通告を事前でいたしておりますので、早速させていただきます。

地域の中小建設業者育成について、まず質問いたします。

東日本大震災において復旧作業が早急に行われたのは、地域の中小建設業者の役割が大変大きかったことは周知のところですが、さらに、昨年春から夏にかけて起こったゲリラ豪雨による土石流や崖崩れ、また、昨年末からことしにかけて大雪に対する除雪作業においても、地域の建設業者は大変大きな力を発揮しました。

このことから、今後高知県でも予想される突発的でさまざまな災害の復旧に即時に対応してくれる、地域の中小建設業者をしっかりと育成する必要があると思われまますけれども、土木部長に見解を求めます。

○奥谷土木部長 南海トラフ地震等の大規模災害を初め、台風などの多くの自然災害に対応していくため、地域の中小建設業者をしっかりと育成する必要があると考えております。

また、昨年11月の高知県地域防災力維持確保対策検討委員会の報告書でも、迅速な災害対応

の仕組みづくりと、地域をよく知る建設業者の確保が重要だと提言を受けております。御提言いただいた対策の実施と県内建設業の活性化への支援を通じ、地域の建設業者の確保と育成に取り組んでまいります。

○岡本委員 心強い発言をいただいたところです。しかし、実際の現場の状況について御紹介します。

建設業者の声を聞くと、「長年の公共事業の削減で技術者などの従業員を減らし、機械も手放した。公共事業もなくなったし、後継者がいないので廃業するしかなかった」などとの深刻な実態もあり、さらに「昨年から一気に工事が出てきたが、将来の不安定さを考えると、会社の規模を大きくすることはできない」、「現状でできるだけのことをするだけ。現状は大変厳しい」との答えが返ってきました。このことは、最近の県の発注事業でも、入札で落札業者が決まらないなど、発注した工事を消化することができない異常な事態からも判断できます。

その状況をどう判断するのか、高知県としては地域の中小業者を守るための対策がしっかりとられているのか、土木部長の考えをお聞きいたします。

○奥谷土木部長 地域の中小業者を守るためにも、先ほど委員がおっしゃられました入札の不調、不落の増加への対応というものは急務だと判断してございます。今回策定いたしました高知県建設業活性化プランにおきましても、こうした入札の不調・不落問題を大きな柱と位置づけ、現場代理人の常駐緩和の制度化、あるいは翌債・繰越制度の活用による工事の平準化など、こうした不調、不落の対策に努めてまいります。

○岡本委員 ちょっと重複した質問になって申しわけなかったと思います。

そこで、具体的な要望をしたいと思います。高知県が作成している建設業での総合評価方

式に関する取扱事項を見ますと、地域性の評価は、地域内拠点のあるなしで、地域を、市町村に主たる営業所があるというふうにしています。そこに適合すれば15点の加点になって、そのことは地元業者を育成する点で一定評価できるんですけれども、そこで今回は、その上でもう少し細分化できないかとの質問です。

例えば、市町村によれば、市町村合併の影響で行政面積が大変広くなりました。そのことを考えた場合に旧市町村での細分化ができないのか、土木部長の考えをお聞きいたします。

○奥谷土木部長 地域内拠点の範囲を、市町村単位からさらに細かい旧市町村の単位に狭めることは、入札参加者が減少し、競争性の低下を招くおそれがございます。このため、競争性の確保に十分留意した上で、地域防災力の観点から、地域をよく知る建設業者を適切に評価できる仕組みについて検討してまいります。

○岡本委員 答弁をいただきました。

競争性の確保が難しいということですが、例えば山間部に業者、地域がありますよね、それを海側の業者が工事をしなければならなくなったと、競争性の中でそういうふうになった場合に、何かあった場合に海側からずっと行きにくくなる、災害が起こった場合に。そういう対応ですよね。そういう対応に問題ができるという可能性も出てくるわけですから、ぜひその地域性、これにはもうちょっと細分化の重点を置いていただきたいんですけれども、今からどう検討されるかわかりませんが、もう一回細分化してほしい。

その地域の業者の声もありますけれども、その辺に対する土木部長の答弁を求めます。

○奥谷土木部長 まさに地域ですね、重機を保有して、またそこでの雇用をしている、こういった地域の業者、こういった方をきちんと育成することが、やはりそこでの地域の防災力を高め

るということにつながるものと考えております。こうした、いわゆる重機を保有しているだとか地域をよく知るといふ、こういう視点をきちんと評価すれば、その地域の業者がきちんと仕事を受注できる。こういった姿を目指してまいりたいと考えております。

○岡本委員 今後の努力をお願い申し上げたいと思います。

次に移ります。四万十市下田港改修事業について質問いたします。

この質問は、四万十市下田地区のローカルなことですけれども、切実な問題だとお聞き取りをいただきたいと思っております。

下田地区は四万十川の河口に位置し、支流の竹島川と合流点にもなっています。その下田地区の昔からの課題の一つに、地区の浸水問題があります。浸水はどのようにして起こるのかと説明をいたしますと、四万十川上流域での大雨で河口が増水することと海側での満潮が重なった場合に、支流の竹島川への逆流が起こって、竹島川上流からの増水と重なって下田地区が浸水するというものです。

この問題を解決するために昭和55年度から地区住民からの切実な陳情に応じて、国交省と高知県の連携で、総事業費122億2,000万円の計画で浸水対策事業が始まりました。事業の内容は、四万十川と竹島川が河口で合流している部分を堤防で分離することによって、出口がなくなった下田港から海に出る航路を別に開設するというものです。その工事も、着工以来34年が経過して、まだ完成していません。余りに長くかかることから、地区の中では行政不信の声が上がっています。

そこで、工事の進捗状況と、これまで長引いた原因は何なのか、土木部長にお聞きいたします。

○奥谷土木部長 まず、工事の進捗でございます

けれども、本年度末には、防波堤の計画延長1,015メートルのうち975メートルが完成する予定でございます。進捗は、事業費ベースで言いますと約90.5%となります。

次に、工事が長期間に及んでいる原因についてでございますが、まずもって、これが122億円強の、事業規模が大変大きいことがございます。また、それ以外に、事業を開始した昭和55年から平成7年にかけての地方港湾改修費全体の予算を見てみますと、これが当時は30億円程度で推移しておりましたけれども、ここ数年間、最近を見ますと4億円程度にまで減少していると。これは、公共事業全体の縮減傾向に連動した地方港湾改修費の大幅な縮減ということも要因と考えております。

○岡本委員 事業費が大きいと言われましたけれども、90%までは進んでいるということで確認してよろしいですね。

(奥谷土木部長「はい」と言う)

この間には、工事の影響からさまざまな問題も起こっています。港の入り口に、現在の港の入り口ですけれども、砂が堆積して、船が出港できなくなっています。それを取り除くためのしゅんせつ費用を毎年のように投入されています。

これまでのしゅんせつ費用はどれだけかかったのか、これは二重の投資で、長引けば長引くほどしゅんせつ費用がふえることになるのではないかと危惧しますが、土木部長にお聞きします。

○奥谷土木部長 これまでの航路機能の維持に費やしたしゅんせつ費用は、平成16年度から平成25年度の10年間で、災害復旧事業費も、これを含めまして約4億5,400万円となっております。

この航路のしゅんせつは下田港を利用する船舶の安全な通行を確保するために行っているも

のでございまして、地域にとって必要不可欠と考えてございます。現在、国と連携しまして、砂州を復元させる工事を進めております。砂州が安定すれば、航路のしゅんせつ費用が低減するものと考えております。

○岡本委員 122億円総事業費がかかってきて、90%が進んだと。それ以外に、4億5,000万円の事業費が新たにかかり始めていると。まだまだ、これが完成しなければ続くわけですけれども、そこで現在までの工事費の支出ですよ、先ほど90億円と言われましたけれども、それとあわせて完成までの事業費の総額、さまざまな状況の変化があろうと思いますけれども、その総額、それを達成するための工期ですね、それなど、全体像をどう認識しているのか、土木部長にお伺いいたします。

○奥谷土木部長 下田港では、昭和55年に改修工事に着手してから平成25年度末までに110億6,000万円の事業費を投じまして、防波堤の工事を進めてまいりました。工事完成までには、防波堤40メートル、航路岸壁110メートルなどの構造物と航路掘削13万立米などの整備が残ってございます。これに必要な事業費は約11億6,000万円でございます。

また、新たな航路の開削によりまして竹島川と海が直結することになるため、上流のノリ養殖場への影響、あるいは竹島川の水質変化など自然環境への影響を考慮し、慎重に工事を進めていく必要がございます。このため、工期につきましては現時点では明確になってございません。

○岡本委員 大変問題な答弁で驚きましたけれども、明確になっていない。90%まで進んで、明確になっていない。これは大変ゆゆしき事実だと思います。

この事業は、最初にも申しましたけれども着工以来34年たっているわけですね、本当に長い

期間たっていると思うんですけども、地元からの早期完成の強い要望もあります。さらに、このまま放置すれば、先ほど申しましたけれども、しゅんせつ費用にどれだけかかるかわからないということです。余分な事業費もかかるわけですけれども、この際一気に予算を確保して、地元の声に応える必要があるのではないかと思いますけれども、土木部長の決意をお聞きしたいんですが。

○奥谷土木部長 下田港の改修や砂州の復元工事の完成には、予算の確保とともに環境への配慮、あるいは関係者との調整が必要不可欠でございます。

今後も、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、地元関係者や国などしっかりと協議をし、早期完成に向けて取り組んでまいります。

○岡本委員 早期という言葉にはさまざまな意味が含まれておるんですけども、どれをめどにするんでしょうか。地元の人たちには行政不信が起こっている。34年間たつて。

その工事以外の新たな、余分な工事費がかかっているという点で、土木部長としてはその部分についての責任を感じないのでしょうか。その点についてお考えをお聞きします。

○奥谷土木部長 先ほども申し上げましたけれども、ここの事業は非常に重要な事業でございますので、これはしっかりやる必要がございます。それも早期にやる必要があるということですが、何分いろんな、自然環境の条件、あるいは関係者との調整、こういったものもしっかりこなしまして、全体の合意を進めた上で工事を進捗していく。これが、事業を進める上ではやはり最も早くなるというふうに考えておりますので、しっかりと地元の方々と、関係者と協議をしていきたいと、このように申し上げたことでございます。

○**岡本委員** ぜひ早期と言わずに、何年をめどにと言う、それが地元への説得力にもなるうと思ふうんですよね。行政不信を払拭することが必要だと思ひます。

知事が、土木部長の答弁を聞きながらうなずいていましたけれども、そのあたり、知事の覚悟をお聞きしたいと思ひます。

○**尾崎知事** できる限り急いでいきたいと思ひますが、先ほど土木部長答弁申し上げておりますように、いろんな多方面の影響が考えられる事業でありますので、よくよく地元の皆さんとお話をさせていただきながら進めるということも、また他方で非常に大事だと思ひます。スピードとともに、地元の皆さんとお話をする丁寧さ、これ両方が必要だと思ひますから、両方確保するようにしていきたいと、そのように思ひます。

○**岡本委員** 知事から、知事の大好きなスピード感を持ってという言葉が出ましたので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいことをお願いして、次の質問に移ります。

安倍政権が進める農政改革と高知県農業に及ぼす影響について質問させていただきます。

御存じのように、高知県は面積の84%が森林面積であることから、多くの中山間地を抱える県の一つです。したがって、この中山間地の活性化なくして高知県の活性化はないと言わなければなりません。その上に、中山間地は、国土の保全や水源の涵養、食料の供給など、公益的役割に対しても期待されており、高知県にとっても非常に貴重な位置づけの地域です。この中山間地こそが高知県農業の象徴だと言えます。この高知県農業が、安倍政権が進める農政改革によって潰されようといたしてあります。許しがたいことです。

安倍首相は1月22日、スイス・ダボスで開かれた世界経済フォーラム年次会議で「40年以上続いてきた、コメの減反を廃止します。民間企

業が障壁なく農業に参入し、作りたい作物を、需給の人為的コントロール抜きに作れる時代がやってきます」と演説しました。この演説から見えてくるものは、農業を企業のビジネスチャンスにすることから、中山間地域で長い間営まれてきた家族経営農業を否定することになります。さらに、生産調整や米政策、経営所得対策、農地政策、農協・農業委員会制度などを総見直しすることになり、高知県の農業経営が成り立たなくなってしまう。

高知県の農業を守り、発展させなければならぬ立場に立つ者として、絶対に認めるわけにはまいりません。その思いで、今回の安倍政権が進める農政改革の問題点について何点か質問します。

まず、米の直接支払交付金についてです。

農政改革では、現行10アール1万5,000円を来年度から7,500円に半減し、5年後に打ち切ることになります。これは、この制度を利用している全国百数十万戸の稲作農家が影響を受けるとともに、特に交付金への依存度が高く、高知県も推進を図る集落営農組織への打撃は深刻で、最悪の担い手潰しになります。

そのことは、中山間地で主に行われている家族経営を締め出すことになりますが、その影響を農業振興部長はどのように考えているのか、認識をお聞かせください。

○**杉本農業振興部長** 今回の見直しによりまして、米の直払い、これ単価は今委員がおっしゃったように1万5,000円から7,500円、半額になります。見直し前、本県全体が4億4,000万円の交付がありましたので、水田面積、これは変わらないとするならば2億2,000万円、半額になります。これが、2億2,000万円が、いわゆる米の直接払いによる本県への交付額の影響になるということでございます。また一方、交付金制度でございますけれども、これは販売農家の約3割の方

が加入している、いわゆる一定の条件があるわけですが、全国平均が大体6割でございます。それから見ますと、影響を受ける農家の割合、これは全国的に見れば低いとは思いますが、さはさりながら、実際その方々にとっては減収になろうというふうに考えておるところであります。

その一方で、今回の見直しで新たに充実されたものが、水田活用の直払いの中の飼料用米でございます。飼料用米、今まで一律8万円やったものが10.5万円まで上限アップされました。このようなことを中心としました新規需要米、この生産拡大を図って、これに対応していけるのかなというふうに思ったりしているところがございます。

○**岡本委員** 飼料用米のことについて部長のほうから申されましたけども、対策として、飼料用米についてはまた後でありますので、そのときに質問します。

次に、生産調整の廃止についてお聞きをします。

43年間に及ぶ生産調整について、私たち日本共産党は一貫して反対の立場をとってきました。理由は、農業を衰退させ、水田を維持できなくなる。そのことは、水源涵養や国土保全に影響を起すというものです。同時に反面、価格の維持や転作補助金で、所得を補填する役割がありました。しかし、今回の生産調整廃止は、今後、政府が米の生産数量目標を示さず、農家が米価の動向などを判断して、主食用米をつくるか、飼料用米や麦などをつくるか判断せよと言います。これでは、米価の下落と不安定化を避けられませんが、このことについてこの影響を、農業振興部長の見解を求めます。

○**杉本農業振興部長** 米価でございますが、今までも米価は下落傾向にございましたし、また今後ともこのトレンドは続くと予測されます。先

ほど申しましたように、飼料用米、これへの転換を促しつつ、生産者の所得の確保につなげたいと思っているところです。

また、5年後をめどに需要に応じた生産環境を整えるということでございますけれども、その5年間の間にいろんなことが起こることも予想されますし、当然ながら、それに対して県としては、農業の生産者の方々を守る必要がございます。その時々、タイムリーに国に提言申し上げてその時々皆さんの農家の生活を守っていく、もしくは農業の生産を促進していく、そのような施策を提言していきたい、こういうふうに考えています。

○**岡本委員** 答弁いただきました。部長の話によると、何とかなるのではないかとというような答弁の仕方でしょうか。私は、現実にはそうではないと判断しているんですけども、もう一点、飼料用米について質問をさせていただきます。

政府が飼料用米について、450万トンの需要を見込んでいるというふうに言われていますけれども、しかし2014年度予算、国の予算の飼料用米に見込んでいる補助金に対する数量は、たったの二十数万トンです。さらに、飼料用米の販路は農家みずからが見つけなければなりません。高知県では県内の畜産農家をどのように見つけ出すことができるのか、疑問です。

また、現在、日本の畜産農家が輸入している飼料のトウモロコシは、キログラムたった20円です。米に換算すると、30キログラムの米が600円にしかならないわけです。補助金がなければ飼料用米を生産する農家はいません。この飼料用米への転換が実際にできるのか、農業振興部長のお考えをお聞きします。

○**杉本農業振興部長** 非常に視点を小さくして見ていけば、その飼料用米への助成金、これが10アール当たり8万円、これであれば主食用米の価格とほぼ同じになります。飼料用米の転換は

一定進むと思います。そして、その飼料用米の用途につきましては、片や配合飼料でトウモロコシが相当トン数入っておりますが、これに対して飼料用米で置きかわっていく。そのような販路についても、今国のほうで関係機関と一緒に、その流通先、販路先、これについては検討しているところでございます。

○**岡本委員** 飼料用米の販路についてはまだまだ検討しているというところで、確約というところはないわけですね。やっぱりそういうところに、私は問題があると思います。その点については、また次の機会に議論をしていきたいと思えます。

今回の農業改革の中で、政府の産業競争力会議の農業分科会で取りまとめ役をしたローソンの代表取締役がおりますけれども、生産数量目標の配分中止など、生産調整の廃止を提案したのは彼です。企業の観点でしか、提案をしていないわけですね。その資料には、自給率の自の字もないわけです。ここに問題があるというふうに私は思っているところです。

何とかなるのではないかというような農業振興部長の答弁でしたけれども、私が今指摘申し上げました米の直接支払交付金の問題、生産調整の廃止によって高知県における耕作放棄地をますますふやす状況が想像されます。その影響を農業振興部長はどのようにお考えなのか、見解を求めます。

○**杉本農業振興部長** 今まで申しましたように飼料用米への転換、これに努めてまいります。それでも離農される方の農地についてということでございますが、平場のように比較的条件のいいところでは大規模稲作農家に農地を集約化させたい、このように考えています。

また、中山間地域、ここでは集落営農組織に農地を集約化させるとともに、こうち型集落営農、これは現金収入を稼ぐための園芸品目をつ

くる、そういう集落営農ですが、そういうものを育成いたしまして、園芸品目などでその収入の確保につなげていきたい、このように考えています。

○**岡本委員** 今、こうち型集落営農のことが出ましたけれども、まだまだ今からですよ。

今、国が進めている農業改革を行おうとすれば、耕作地がだんだん未耕作になっていくということが心配されております。米が安くなればどうしても、今でさえ60キログラムが1万円ぐらいですよ、2万円ぐらいないと経営が成り立たないと言われております。それが、補助金も直接交付金もなくなるということで、農家の方は、今部長が申されたのではなくて、悲観的になっております。もうこれ以上米が下がれば、機械を新たに買うこともできないし、農業を続けていくことができなくなるというのが悲痛な思いです。その声に、国がそういう政策を出しましたから、部長とやり合っても仕方ないわけですから、国に対して、しっかりと物を言うていくということが今求められていると思えます。

安倍政権が行おうとしていますこの政策の問題点、高知県農業への影響を申し上げましたけれども、私は、影響は甚大だと思っております。このような安倍政権の進める農政改革に対して、高知県の農業を守る立場にある知事の決意をお聞きしたいと思います。

○**尾崎知事** 先ほど農業振興部長がいろいろと答弁をいたしました。我々としても、農家の皆様方の不安感、これを感じておるところでございます。これをしっかりと受けとめて政策を展開していかないとはいけませんし、また国に対する政策提言もしていかなければならないだろうと、そのように思っておるところです。

県として、先ほど部長も申し上げましたように、その飼料用米への転換、大規模稲作農家に

農地を集約化、これはできるところということではありますが、他方で、家族型の農業も大事にするということで、例えばこうち型集落営農推進とか、こういう取り組みはしっかり進めていきながらも、今回国の政策の転換の影響というのをしっかり見きわめて、政策転用していかなければならんと思っています。

経営所得安定化対策の見直し、そして日本型直接支払制度の新設、こういう大きな変更をしていきながら、あわせて今後米の生産調整の見直しという取り組みが、これから国で大きな変換がされていくわけでありまして、我々は先ほど言ったような形での取り組みをしっかりと進めていって、農家の皆さんへのいろんな影響を小さくする。いや、むしろいい方向に転換されるように努力をしていきながらも、その上においても、なお影響を見きわめながら、言うべきことはしっかりと政策提言をしていきたいと、そのように考えておるところです。

○岡本委員 もう一つ、農業問題について質問をします。

農地中間管理機構について質問します。

農地中間管理機構の設立も、安倍政権の進める農政改革の一つですけれども、農地中間管理機構は各都道府県の農業公社を衣がえして設立し、農地売買を主な業務としてきた農地保有合理化法人は廃止されることから、高知県に直接関係があるので、別建てで質問を今回させていただきます。

機構は、平成24年度から開始した各市町村における人・農地プランの作成プロセスなどにおいて、信頼できる農地の中間的受け皿があると、人・農地問題の解決を進めやすくなるとの意見を踏まえて整備することとされました。機構は、必要に応じて基盤整備を行うことになっております。また、国においては、事業実施にあわせて、遊休農地解消に向けた手続の簡素化や農地

台帳の法定化なども行われることになっております。しかし、県も認めるように課題となるのは、農地の所有者に対して貸し付けを促す対策が必要なことや、借りた農地の貸付先が見つからなくても賃料を払わなければならない、賃借の需要調整が必要で、調整が不調の場合には、逆に耕作放棄地をふやすことになりかねません。

農地中間管理機構の問題点についての認識、その対応について、農業振興部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 新設されます農地中間管理機構につきまして、農地の出し手に対しましてインセンティブを措置することで、機構への農地の貸し出し、これを促します。具体的には、出し手となる農家に対しまして1戸当たり30万円から70万円、これを給付する個人タイプの集積協力金というものがございます。また、集落でまとまって機構に農地を貸し付けた場合に給付される10アール当たり、これも2万円から3万6,000円の地域タイプ、これも同じく集積協力金とありますが、この2つなどがございます。

一方、機構がその農地を借り受けるに当たって、機構に農地が滞留することを防ぐためには、農地の受け手があられのないような非常に条件の悪い、このような農地は引き受けないということにしております。また、万一農地の受け手があられのないような場合も2年程度で返却するような、そういう借り受けルールを検討しておるところでございます。

そして、農地の出し手と受け手のマッチング機能の強化につきましては、関係します市町村、そして農業委員会、JAなど、農地と農家の状況を熟知いたしました地元関係機関との密接な連携が当然必要不可欠でございます。機構となります県農業公社には、県内、今の案では5つぐらいのエリアに分けて、そのエリア担当の職員をそれぞれ配置いたしまして、実際座る

のは公社でございますけれども、先ほど申しました市町村等との連携を密にいたしまして、出し手と受け手、これのマッチングに精力的に取り組んでまいりたい、このように考えています。

○岡本委員 農地中間管理機構についての答弁をいただきました。今からのことで、けれど、関係者からはさまざまな問題点の危惧がされていますので、しっかりと対応して高知県の農民に不利益のないように、部長も今期でおやめになられるので、しっかりと引き継いでいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

農業問題について問題点の指摘をさせていただきました。本会議で池脇議員からの質問にもありましたけれども、今年、国際家族農業年です。国連の食糧農業機構ですが、ここが、家族経営の農家は収入を地元で消費し、農業、非農業の雇用を多く生み出すと指摘しています。国際年を定めた背景としては、家族経営の農業が飢餓根絶や食料安全保障の促進、環境保護、天然資源の管理、地域の発展などで重要な役割を果たしているということを挙げています。本当に家族農業というのは大事だ、というふうに国も定めているわけです。私は、今回の安倍政権が進める農業改革は、この家族農業を潰すものだとして危惧しているわけですから、この家族農業がしっかりと守られるような農政をしていただくよう、知事にはしっかりと発信していただきたいということを申し上げておきます。

それでは最後に、野生鳥獣被害対策について質問します。先ほど加藤委員からも質問されたところですが、私はもうちょっと小さいところで質問をさせていただきます。

中山間地域において喫緊の課題になっている一つが野生鳥獣被害です。その対策が日々求められています。県としても、市町村と連携しながら、毎年度、防護柵、捕獲に対する報償金、

わな支給への補助金などの事業を行っているところです。そんな中、今回政府が抜本的な鳥獣捕獲強化対策を打ち出し、来年度から野生鳥獣害対策の取り組みを本格化させる動きをつくっています。対策の中身は、鹿とイノシシの生息数を10年後までに半減させるなど、具体的な捕獲目標を盛り込んだものです。今後は、目標達成に向け、都道府県や市町村段階で捕獲事業を強化するほか、狩猟者を含む人材の育成・確保、技術支援の拡充を挙げています。捕獲事業を拡大するためには報償金の上乘せが必要と。そこで、そういう捕獲する現場関係者からの要望が出されていますけれども、高知県としても、国の抜本的な鳥獣捕獲強化対策を受けて報償金の上乘せをするべきではないかと思っておりますけれども、中山間対策・運輸担当理事にお聞きをいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 本県では、全国に先駆けまして平成20年度から、狩猟期におけます鹿の捕獲報償制度を導入いたしました。その効果もありまして、捕獲数は年々ふえてきております。それで捕獲報償金でございますけれども、11月の中旬から3月中旬までの狩猟期間におきましては、鹿の捕獲に対して1頭当たり8,000円、これは県の報償金としてお支払いをしております。それ以外の、狩猟期以外の有害捕獲につきましては、市町村から報償金が支払われております。これは、額はまちまちでございます、鹿の場合でしたら8,000円から2万円、イノシシでしたら3,000円から2万円、猿でしたら1万円から3万円というような状況になっております。加えまして、今年度から国の緊急捕獲事業によりまして、有害捕獲期間、この部分につきましては鹿とイノシシに対して8,000円の上乗せがございます。

そういった事業もございますので、いろいろ御意見はあろうかと思っておりますけれども、有害鳥

獣の捕獲に関しての奨励、そういった奨励する報償金の制度といたしまして、現行で十分な水準にあるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○岡本委員 答弁いただきました。ありがとうございます。

現状について説明いただきました。私の住んでおります四万十市では市が2,000円、県が8,000円で1万円ですね。これに国からの報償金が8,000円加わるということで1万8,000円です。これは平成24年度に行われましたね、平成24年度からという解釈でよろしいですね。資料を見ますと、平成23年度から平成24年度にかけて鹿の駆除数が極端にふえています。これがこの影響だというふうに私は判断しているんですけれども、1万3,400頭から1万5,800頭にふえています。2,400頭がふえています。ということは、この報償金、これは重要な役割を果たすのではないかなというふうに思うわけです。

今、四万十市の林業関係者にお聞きしますと、農地はある一定柵で守られて、徐々に被害が少なくなっているけれども、それ以外に、先ほど田村林業振興・環境部長から答弁もあったところですが、林業への被害がふえていると。鹿が植木の苗木に角を押しつけて、その植林に被害を及ぼしているということです。ですから、林業の被害が、中には入ってこなくなったわけで、外はもうあけっ放しですから、そこへの被害がふえるわけですね。

そこで、一番の対策は捕獲しかないといっています、関係者が。ですから、やっぱり捕獲の報償金ですね、この報償金を一気に上げる。このことが、年間3万頭の目標に対して1万5,000頭、半分の目標しか達成していませんけれども、一気に個体数を減らすことにつながるのではないかなというふうに、私は判断していますけれども、現在1万8,000円を2万5,000円にし

たら、一気に捕獲数がふえるのではないかと思いますけれども、理事の答弁を求めます。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 今し方、委員お話にございましたように、イノシシと違わして、鹿の個体数を短期間に減少させると、そういった思いでもって、県の県単事業で狩猟期間中における報償金制度を設けております。

このこと自体が、全国と比べましてもかなり手厚い事業だというふうに思っております、他県では数件しかないようにお聞きしております。狩猟期間のこういった県の単独事業に加えて、市町村の補助金、それに加えて今回国の事業は3カ年あるわけですが、そういった上乗せ事業もあります。いろいろ御意見あるかと思いますが、全体の水準としましては、その捕獲を奨励していくという趣旨、そういったことからいいますと、今の水準というのは、適正な水準であるのではないかなというふうに考えております。

○岡本委員 思い切った手だてを打たないと、なかなか問題解決していかないということを、まず申し上げておきたいと思います。

次に、ジビエについて質問します。

先ほど紹介しました国の抜本的な鳥獣捕獲強化対策では、捕獲頭数の増加と並行してジビエの取り組みも強める方向になっています。国内でも、ジビエを産業振興と位置づけているケースが年を追ってふえています。高知県内でも、食品加工するなどさまざまな取り組みが試されていますが、先進地の取り組みと比べるとまだまだ弱いです。ジビエは、捕獲してから精肉するまでの時間的な制限、安全に精肉するための施設、精肉の安定した販路の確保が課題になっています。

県として、この課題に積極的に取り組むべきだと思いますが、理事のお考えをお聞かせください。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 委員お話にございましたように、安全で安心な肉を提供していくというものは、非常に大事なことだと思っていますので、それとあわせておいしく食べていただくような、そういったことも一体的に、ジビエの活用について積極的に機運を高めるような、そういった取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○岡本委員 1点残しましたが、これで私の質問を終わります。ぜひ高知県の発展のために、私が今指摘したことが積極的に前に進むようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございます。(拍手)

○中面委員長 以上をもって、岡本委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時再開

○梶原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山委員。あなたの持ち時間は40分です。御協力をよろしく願いいたします。

○横山委員 県政会の横山です。許可をいただきましたので、質疑、質問を行います。幡多の3人目でございますので、執行部の皆さんよろしく願いいたします。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

一般会計当初予算総額4,527億円の平成26年度当初予算案が提案されました。6年連続の対前年度増額で、当初予算が4,500億円を超えるのは平成17年度以来のことであり、これは知事を

先頭に執行部が一丸となって国への提案活動を行い、そのことが実を結んだものと評価するところで、高知県のさらなる飛躍への挑戦が示されたところです。

そこで、本県の大きな課題であります若者のふるさとへの定着・定住促進についてお尋ねいたします。

過日の厚生労働省の発表によりますと、2014年1月の完全失業率は先月と同じ3.7%で、有効求人倍率は0.01ポイント上昇の1.04倍で、14カ月連続の改善となっています。本県においても、1月の有効求人倍率は0.01ポイント上昇の0.79倍で、過去最高を維持しています。これらの景況感の上向きなときを捉えた中で、若い方々に本県に残っていただく好機だと思います。

そして、本県のものづくり産業の中核をなす高知県工業会の話をしていただきますと、128社の工業会加盟各社では、昨年5月ぐらいからアベノミクス効果があらわれ、今ではフル操業で、人手が足りない状況と聞きます。

過日は、高校生でいまだ就職が決まっていない生徒たちが就職していただけるよう県教育委員会に要請したとも聞きます。一例を挙げさせていただきますましたが、若い方々に本県で仕事をしていただけるチャンス到来と捉えるときかと思えます。

そこで、若い方々の本県への定着・定住促進について新年度に向けてどのように議論されたのか、知事にお尋ねいたします。

○尾崎知事 若い方の定着、そのためにも雇用を生み出していないといけません。もっと言うと、若い方々が一生をかけるに足ると思う、誇りと志を持って地域地域で働くことができるような、そういう雇用を生み出していかなければなりません。でありますので、産業振興計画の取り組みなども、もともとそういうことを目標にして取り組んでいるわけでありませぬけれども、

今回、その産業振興計画の改定に当たって、より結果を重視して、より雇用を生み出すような仕事をとすることに重きを置いて、今回改定を進めようとしたところでございます。

今、非常にチャンス到来だと思っております、いろいろな意味においてでありますけれども、1つは、産振計画、いろいろ取り組みを進めてきて、一つ一ついろんな土台ができてきたり、いろんな部材ができてきたりして、より大きな構造物をつくっていける、そういう時期が来ていると、そのように思っております。そして、そういう時期において、ちょうど国が、非常に産業振興重視の形での政策を打ってくれるようになってきている。これはいい形になってきているんじゃないかなど。そしてまた、世界経済の環境もあり、何と云ってもアベノミクスの効果もあって、全体としての景気回復、そういう状況が出てきていると。

この今の段階、いいタイミングで、いい感じの風が吹いている。そういうふうにも思っておりますので、この時期を生かして、大いに雇用を生み出していく仕事、若い人が残れるような、雇用を生み出していく仕事を頑張りたいと思います。

○横山委員 今、知事は、雇用とか産業振興計画を推し進めていく形の中で、若者の定住を図るというような形の話があったんじゃないかなどと思いますが、若者の定着、雇用というのは、今まで総花的に取り組まれた中で、目玉事業が光を失っているんじゃないかなど、そんな思いもする中で、今回、知事が提案理由の説明50ページ、いろいろ提案理由を述べられております。提案説明の中で50ページ述べられておるわけですが、その中に若者の雇用とか若者の定着、定住という、そういう言葉が、そういう事業が一言も述べられていない。そういうことで少し不安を覚えまして、やはり今一番高知県にとつ

て大事なことは、若い方々に残っていただいて好循環をつくっていただく。そのためにはやはり、そういう特化した事業をつくるのが今大事なことやなかろうか。そんな思いで、よろしく願いいたします。2問目です。

○尾崎知事 光を失っているとか、若い人についての言及がないとか、そういう話を聞きますと、50ページ費やしても思いが全く伝わっていないのかなど、非常に悲しい思いをいたしますけれども、先ほど来申し上げておりますように、産業振興計画を通じて、各般の世代のいろんな皆さんの雇用の場を生み出していくということが非常に大事なのでありまして、若い人のみならず、40歳だって、50歳だって、職を求めておられる方はたくさんいらっしゃいますので、いろんな方々が働けるような場をつくり出していくための取り組みを進めていきたいと思っております。

ただ、特に若い人に特化した仕事をとということで申し上げさせていただければ、特に若い人の就職ということに特化した取り組みというのを進めていくということも非常に重要になってまいります。

そういう中において、我々として今特に力を入れておりますのが3点ありまして、1つは、これは従前からやってきておる形ではありますが、雇用対策本部とか、こういうものを通じて、求人票の早期提出、採用枠の拡大要請とか、そういうさまざまな取り組みを続けてきました。これは従前、県外の企業よりも遅く求人を出した結果、先に県外にとられてしまうということが多々あったものでありますから、早期に求人票を出して、県内事業者さんにまず目を向けてもらう。そして県内事業者さんも、まず県内の若者を知ってもらう。これは非常に重要な取り組みということでもあります。これが1点目ということになります。

今までの間、平成25年春の高校生の県内就職

は59.9%に回復して、約10ポイントぐらい県内就職割合が高くなってきていますので、最低のときに比べてですね。そういう意味では、今までの取り組み、産振計画の取り組みとも相まって、効果は出ているかなと思います。

他方、さらに追加的に行っていこうと考えておりますのが2点です。1つが、関西の4つの大学と就職連携協定を既に結んでおりますけれども、県外の大学へ出ていかれた皆さんに、ぜひ帰ってきていただくように、県外のいろんな大学と連携を結ばさせていただいて、いろんな働きかけをするという取り組みが1つ。

そしてもう一つですが、高知労働局との連携をさらに深めていきたいと、そのように考えておるところです。我々、いろんな取り組みを通じて、職が、どういうのが新しく生まれようとしているか知っておりますけれども、そのいろんな情報、産業団体の方もそれぞれ知っております。労働局もそれぞれ知っています。お互いしっかりシェアできるような取り組みができないかと。何とか年度末に、高知労働局、産業支援団体の皆さんなんかと協定を締結させていただきまして、求人拡大の取り組み、こちらをスタートさせるようにできればいいなど、そういうふうに考えております。

先ほど来申し上げておりますが、産振計画、もっと言えば、長寿県構想もそうです。さらに、南海トラフ地震対策のための公共事業もそうなんです。そういうものを通じて、いろんな雇用を生み出していく取り組みを全力で進めたいと思っております。

そういう中で、特に若い人に向けてということであれば、先ほど申し上げたような、就職を支援していくような取り組みに関連して、情報を行き渡らせること、しっかり若い人につなげていくこと、そして特に若い人につぼを得たような早期の求人票提出をお願いすることなどと

いったような取り組みをしっかりと進めていければなど、そのように思っております。

○横山委員 ぜひしっかりと進めていただけるように、よろしく願いいたします。

それでは次に、高知龍馬マラソンについてお尋ねいたします。

快晴に恵まれた中、陽光きらめく土佐路の42.195キロメートルを、全国から出場されました4,853人の選手の方々が快走されました。大成功の龍馬マラソンであったと思います。

大会の朝、県庁前の電車通りで応援いたしました。スタートと同時に、選手の波で電車通りが埋まり、選手団の通過はわずか8分程度の短い時間でしたが、選手団の迫力に圧倒されたところで、選手の皆さん方のスタートは、それぞれ龍馬マラソンに出場した喜びに満ちたその思いが伝わってくるようでした。

歩道の端で手をたたきながら応援していきますと、顔見知りの方々も出場されており、応援にも力が入ったところです。その中には、先頭集団の少し後を、中谷衆議院議員が、お腹が先に走っていましたし、桑名県議は後方集団で余裕でした。

そこで、スターターであった知事に、高知龍馬マラソンの持つ意味と今後への思いをお尋ねいたします。

○尾崎知事 高知龍馬マラソンは、大きく言うと、2つ意味があると思います。1つは、県内の皆さん、これを契機に、ぜひ多くの皆さんに参加をいただきまして、健康づくりとスポーツ振興のいいきっかけにさせていただければなど。この機会が広がることは、非常に意義があることだというふうに思います。

もう一点は、やはり観光振興ということでもあります。時期的にも、高知県観光が、ある意味まだピークに至る前の閑散期に、あえてこういうイベントを打つことによって、観光客の皆さ

んに、県内に年を通して、より多く来ていただくよい機会にさせていただければと思っております。

今回も、県外からお越しいただいた方、参加者4,853人のうちの2,639人と、半数を超えておりまして、去年を大幅に上回っております。またそのうち、龍馬パスポートを御利用いただいた方も全体で821人ですが、うち県外の方は590名ということでありまして、多くの方に来ていただいて、そしてまた龍馬パスポートを通じて、次につながることにもなっているということです。

ただ、こういう中において、本当に多くのスタッフの皆さんに大変お世話になりましたし、また沿道から御声援をいただいたこと、これが一番の、この龍馬マラソンの一つの評判の源みたいになっておるところでございます。こういう多くの関係者の皆さん、また沿道でいろいろ応援をいただいた皆さん、こういう多くの皆さんに、本当に心から、この場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。そして言えば、本当にいい大会ができた。多くの皆さんのおかげだと、本当に感謝をいたしております。

○横山委員 東京マラソンは出場選手3万6,000人というような形で制限されていると聞きます。

それで、高知県の龍馬マラソン、将来的に、出場選手の人数というのはどれくらいの思いを持っているのか、よろしく願いいたします。

○尾崎知事 できれば、1万人ぐらいを目指していければというふうに思っています。ただ、いろいろコースをどうするかとか、安全にやっていくにはどうすればいいか、交通規制のやり方はどうすればいいか、そのためのスタッフはどうあるべきかなどなど、まだ検討していかなければならないことは多いので、一足飛びにということはいかないと思いますけれども、多くの関係者の皆さんと、いろいろ御意見も伺いなが

ら、協力もさせていただきながら、できれば1万人規模ぐらいの大会を目指せばいいなど、そういうふうに思いを持っております。

○横山委員 次に、南海トラフ地震対策についてお尋ねいたします。

将来予想される南海トラフ地震に備え、命をつなぐ避難所の確保は早急な対応が望まれます。

県の試算によりますと、将来最大クラスL2の地震発生時、県内で約12万人分の避難所収容能力が、昨年7月時点での不足となっています。そのため、県は、来年度より災害時に広域的な機能を果たす医療施設、避難所指定された地域の集会所、公民館を対象とする耐震補助制度を創設したところです。居住地に近い集会所、公民館などの避難所が耐震化されれば、地域の住民にとって、避難所生活で最も大切なコミュニケーションも図れますので、一定避難生活の苦痛にも耐えられると思います。

そこで、まず、今回創設する地域集会所耐震化促進事業についてお尋ねいたします。

この事業、市町村の避難所指定が前提で、指定される集会所、公民館は、当然津波浸水区域外となりますが、本県は海岸線が長く、南海トラフ地震では数多くの集落が浸水します。

津波浸水区域内の集会所、公民館の高台への移転には、国の補助制度は活用できないのか、土木部長にお尋ねいたします。

○奥谷土木部長 国の事業であります住宅・建築物安全ストック形成事業は、建築物の耐震改修を支援する制度で、現地での建てかえも対象となります。さらに、津波浸水区域内から区域外に移転して建てかえする場合にも対象となります。

この事業の補助対象限度額は、建てかえの場合であっても、耐震改修に要する費用相当額とされておりまして、従前の建築物の床面積に対して平米当たり4万7,300円となっております。

このため、建てかえの場合におきましても、実際にかかる費用に対して、必ずしも十分な補助額とはならず、建物の所有者に多額の負担が発生することもあります。

○**横山委員** 補助対象となるということで捉えたいと思います。

浸水区域内の集会所、公民館の高台移転について、集落の負担が少ない県の地域集会所耐震化促進事業にのせることができないのか、危機管理部長にお尋ねいたします。

○**高松危機管理部長** 先ほどの土木部長からの答弁でありましたように、国のストック形成事業のほうで区域外への移転、建てかえも一応補助対象となるということでございますので、その事業の活用を前提に、県と市町村がさらに補助を継ぎ足して行います、来年度から創設をしようとしています地域集会所耐震化促進事業につきましても、補助対象として扱ってまいります。

ただ、土木部長からもありましたように、補助対象限度額につきましては、耐震改修に要する費用相当額ということで設定をされておりますので、その点を御理解いただきたいというふうに思います。

○**横山委員** 今回、この県の事業を立ち上げた中で、では津波浸水区域内の集会所や公民館はどうなるのか——というのは、先ほど申し上げましたように海岸線が長いわけですので、県下的に希望があるんじゃないかとの思いの中で、今回質問させていただいたところながです。

浸水区域内の集会所や、あるいは公民館が県の事業を使えるということですので、ぜひこの事業を市町村、当然市町村が中へ入らんといきませんので、市町村と協力しながら、ぜひ進めていただけるような形のことをお願いいたしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大規模建築物の耐震化補助制度につい

てお尋ねいたします。

昨年11月、国の耐震改修促進法が改正されました。その内容は、昭和56年5月以前に着工された建築物で、地震に対する安全性が明らかでないもののうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び幼稚園、保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なものが、平成27年末までに耐震診断の実施と報告が義務づけられたところです。

そこで、本県は、全国的に補助制度を設ける都道府県が少ない中で、補助事業を立ち上げ、それらの建築物について、昨年より耐震診断、耐震設計を進めていますが、どのように進捗しているのか、土木部長にお尋ねいたします。

○**奥谷土木部長** 9月補正予算及び12月補正予算で、耐震診断7棟分、それから耐震設計1棟分の補助金を計上しておりますが、現在のところ、耐震診断5棟について補助金交付申請が提出されており、そのうち1棟分、これにつきましては交付決定されまして、耐震診断に着手しております。

○**横山委員** 次に、今回の国の耐震改修促進法の施行は、全国のこの法律に該当する施設を持つ企業などにとって、大きな死活問題であります。本県の補助事業の立ち上げを大いに評価するところです。

該当する建築物ができるだけ早く安心・安全な建築物になるよう取り組みを期待いたしますが、今後どのように行っていくのか、土木部長に質問いたします。

○**奥谷土木部長** 国の平成25年度補正予算におきまして、耐震診断の実施に当たり、設計図書の復元や診断結果の第三者機関の判定等の費用を要する場合、補助限度額が150万円加算されることになりまして、県としましても、国の制度に合わせた制度拡充を補正予算に計上しております。

今後とも、国の動向を注視するとともに、県独自には、建築物の耐震診断を実施して改修工事に取り組もうとする民間事業者の皆様からの相談に積極的に応じるなど、該当する建築物の耐震化が円滑に進むよう取り組んでまいります。

○横山委員 この事業に積極的に取り組まれるということですので、ぜひよろしく願っていたと思います。

この件に関しましては、NHKの「クローズアップ現代」でも取り上げられておまして、県の補助事業がないところについて、青森県の例ながですが、ホテルが耐震診断、耐震設計、そして耐震改修というような形の中で、なかなかそれだけの費用が出せないということで、ホテルを閉鎖したというような形の事例もありますし、それと和歌山県につきましては、ホテルを耐震改修しなければならないと。減築して建物を小さくして、耐震改修をやったと。そして隣の愛媛県におきましては、中に耐震事業をやりましたので、中から外の景観等々に非常に支障を来すとか、あるいはまた部屋が小さくなったとかと、いろいろな課題があるとは言いながら、やはり差別化になりますので、平成27年の中で耐震診断をやらなければ、ということになります。

そうすれば高知県は観光県としてホテル等々、ホテルがあるかないかはちょっと僕も存じていないわけですが、ホテル等々が仮に耐震診断をしていないということになれば、安全が確認されていないところへお客さんは来ないわけですので、そういういろいろな事情があろうと思いますので、土木部の、そしてまた知事の積極的な対応をぜひひとつよろしく願いたいと思います。

次に、観光振興についてお尋ねいたします。

これ以降は、大変庭先の質問ばかりで申しわけありませんが、よろしく願っていたい

と思います。

昨年の高知県、いろいろなイベントが盛りだくさんでした。まず、2月24日に行われ、3,475人が出場し、盛り上がった第1回高知龍馬マラソン。ことしに大きくつながりました。7月には、窪川までの高速の延伸を祝い、「楽しまんとはた博」が開催され、幡多に、前年同期に比べ16%増の146万人が訪れ、経済効果は40億円とのこと。また、県庁においては、映画「県庁おもてなし課」のロケセットが展示され、好評をいただきました。10月26日には、心配されていました台風もそれ、ねりんピックよさこい高知2013が開催され、県下各地は大会で大いに盛り上がったところ。年間を通じての観光イベントとしては、リョーマの休日キャンペーンや龍馬パスポート、そして「高知家」のプロモーションなどなど、話題が尽きない1年であったと思います。

その結果、これらの事業効果などもあり、産業振興計画で目指す400万人観光が達成されたところ。この盛り上がり、ことしも引き継がなければなりません。

そこで、今回ののはた博の成功は、今後の幡多観光の発展をなすためのノウハウも蓄積されたと思います。

関係者の皆さんにお礼を申し上げながら、今回ののはた博の取り組みを一過性に終わらせないために、今後県として、具体的にどのように取り組まれ、支援していくのか、観光振興部長にお尋ねをいたします。

○久保観光振興部長 はた博の成果としましては、幡多地域の認知度を高め、入り込み客数を伸ばしたという点に加えまして、事務局を担いました幡多広域観光協議会を中心に、官民が一体となって誘客に取り組む体制が強化されてきたことが挙げられます。こうしたはた博の取り組みを一過性のものにしないためにも、これまで、

どちらかといいましたら、行政主導の組織運営であった幡多広域観光協議会の中に、はた博をともに取り組んできた民間団体の方にも参加していただく仕組みを取り入れて、一緒になって広域観光を進めていくことにしております。

また、県におきましても、博覧会で培いました実績やノウハウを生かし、引き続き地域の取り組みに対しまして、新たに補助制度を設けて、支援をすることとしております。こうしたことで、はた博の成果を、来年度以降にもしっかりとつなげていきたいと考えております。

○横山委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。そうすることで、県全体の観光振興につながると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、幡多観光の拠点の一つとも言える足摺海洋館の施設整備についてお尋ねいたします。

この件につきましては、一般質問の初日、我が会派の中内会長より、今後の検討に当たっての基本的な考え方について質問をいたしました。それを踏まえながら質問いたします。

足摺海洋館は、足摺宇和海国立公園を代表する観光施設として、これまで40年間にわたって、その役割を果たしてきました。また、児童生徒の海洋や環境に関する学習の場としても、その機能を十二分に発揮してきたところであります。

しかしながら、40年間を経過する中で、観光客が足摺海洋館に求める海への興味や癒やしへの体験が少なくなり、全国水族館ブームの追い風があった平成5年ごろまでは、年間約10万人以上の入館者がありましたが、その後減少し、平成24年度では約4万7,000人となったところであります。最近、職員の努力で少し持ち直しているように思ひますが、魅力ある水族館に生まれ変わり、職員も意識の改革を行えば観光客の期待に応え、入館者の増加も図れるものと思ひます。

昨年12月議会における所管委員会での耐震診

断調査報告においては、構造耐震診断が0.36ないし0.56で、目標値の0.75を下回っているため、耐震補強や地下部分の改修が必要と診断されたところとあります。この改修工事の費用は、展示設備等の撤去や復旧のための経費を含まない概算費用でも、約5億円が見込まれます。この結果を受け、執行部は足摺海洋館あり方検討委員会を組織し、今後協議を進めていくとしたところとあります。検討委員会が、今後の方向性を議論する大変重要な会議となるわけとあります。

そこで、先月20日に検討委員会がスタートいたしました。7月末までに検討結果を取りまとめるとのこととあります。そこで、第1回の検討委員会の中でどのような意見があったのか、観光振興部長にお尋ねいたします。

○久保観光振興部長 第1回目の検討委員会では、これまでの足摺海洋館の取り組みなどを御説明さしあげた上で、今後のあり方について、それぞれ委員のお立場から忌憚のない御意見をいただきました。

主な御意見としましては、竜串を訪れる観光客の流れ、いわゆる動線が近年どのように変化しているのか、しっかりと分析をする必要があるといったこととあります。また、竜串地域の中で海洋館の果たすべき役割ですとか、魅力は何なのかということもきっちり整理する必要がある。また、滞在時間を延ばすために、海洋館を中心としたモデルコースをつくる必要があるといったような御意見をいただいております。

○横山委員 意見等々につきましては、施設についてと、それから運営等についてが中心になると思ひますが、私たちの思いというのは、施設等々につきまして格段の配慮をいただきたいという思いで進めていただけたらと、そんな思いもいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それで次に、昨今、本当に竜串地区、観光客

が少なくなりました。こうした中で、昨年には、地元土佐清水市と県が一緒になって、環境省のほうにビジターセンターの設置を要望したところですが、全国ほとんどの国立公園にはビジターセンターが設置され、公園全体の紹介、あるいはイベントや体験教室の開催といった事業展開を行っているというところがあります。

このたびの要望に関して、国の反応はどのようか、県として、今後どのように対応されるのか、観光振興部長にお尋ねいたします。

○久保観光振興部長 現在、足摺宇和海国立公園の中には、高知県、愛媛県ともにビジターセンターは設置されておられません。このため、国におきましても、整備の必要性は十分認識をいただいております。

ただ、ビジターセンターは、国が施設整備を行う一方で、地元が運営を行うというふうなことになっておりますので、その運営方法や足摺海洋館との連携などを、より具体的にしたいとの御意見を国のほうからいただいております。このため、地元土佐清水市が、近くビジターセンターの運営につきまして検討を行う委員会を設置することとしておりますので、県も、そうした取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○横山委員 ぜひ、地元土佐清水市がビジターセンターの運営等につきましては責任を持ってやってくれるものと、私自身もそう考えておりますので、今後の取り組みをよろしく願いたいと思います。

次に、足摺海洋館がある竜串地区では、我が国で初めての海中公園として指定されたこともあって、自然環境を大切に守るという視点と、観光の発展という点を両立してきた地域であります。御承知のように、平成13年の高知県西南豪雨災害によって、サンゴの群集を中心に竜串湾の環境が壊滅的な打撃を受けましたが、国、

県、地元竜串の方々や多くの人たちの協力によって、見事にサンゴが再生され、美しい自然環境を取り戻しました。

こうしたことから、今回の検討に当たっては、地域の方々との連携も考えていただければと思います。このことについて、観光振興部長の御所見をお尋ねいたします。

○久保観光振興部長 竜串地域は、豊かな自然景観を生かした観光施設ですとか、ダイビングなどの体験プログラム、また奇岩を案内するボランティアガイドなど、地域の方々によってさまざまな取り組みがなされております。また、相互にこれらが連携し合うことで、竜串地域の魅力は一段と高まるものと考えております。

このため、足摺海洋館の検討委員会には、土佐清水市観光協会や地元のNPO法人の代表の方々にも入っていただいておりますので、海洋館と地域の方々との連携という視点も十分に踏まえながら、今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○横山委員 地元の連携も図られておることですので、今後におきましてもよろしく願いたいと思います。

最後に、知事にお尋ねしたいと思います。

今回の足摺海洋館の見直し検討は、土佐清水市、高知県の観光振興にとって大変重要なテーマであります。

国のビジターセンターの設置と足摺海洋館がさらに魅力ある施設へと再生できることを期待するところではありますが、今後の取り組みに向けた知事の御所見をお尋ねいたします。

○尾崎知事 竜串地域は、本当に非常に大きな観光拠点としてのポテンシャルを持っておられるところだと思っております。ぜひ、全国的にも誇れる魅力的な観光地として整備していくことができると、本当にそのように思っております。また、そうすることが、県西部の、ある意味、

一番南側の地域においてそういう魅力があれば、県西部奥深くまで多くの観光客の皆さんに来ていただくことになりますから、県全体の観光の浮揚にもつながっていくという、そういう効果をもたらすのではないのかなと、そのように思っておるところです。

今、足摺海洋館の検討委員会において、海洋館のあり方について検討いただいておりますけれども、海洋館のみにとどまるのではなくて竜串地域全体の観光振興に、またそれが県全体の観光振興にどう資するかという観点も含めて、ぜひ幅広い観点からいろいろと御検討いただければと思います。その検討結果を踏まえまして、我々としての対応を検討させていただければと、そのように考えています。

○横山委員 どうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、水産振興についてお尋ねいたします。

本県水産業は、漁業資源の減少や燃料費の高どまり、後継者の減少による漁業従事者の高齢化などなど、大変厳しい状況下にありますものの、漁民の皆さん方は、明日の大漁を願い信じながら頑張っております。そのような厳しい現状の中で、土佐清水市の宗田産産業に新たな課題が出てまいりました。

水産振興部長も新聞報道等で御承知のように、土佐清水市の宗田産産業の1年間を占う産地入札会が中止となりました。全国の宗田産産産量の7ないし8割を生産し、1965年から約半世紀にわたり続けてきました産地入札会の中止は、市民にとりまして大変大きな衝撃で、漁業の町に不安が広がったところ です。

そこで、県は、これまで宗田産産産業振興計画での戦略品目に設定し、ブランド化の推進、新商品の開発、販路の拡大等々に取り組み、支援をしてきた経過があります。今回の産地入

札会の中止についてどのように捉えられているのか、水産振興部長にお尋ねいたします。

○東水産振興部長 今回の入札会でございますけれども、御質問にもございましたように、昭和40年から開催され、取引先の間屋さんなどの顔合わせでありますとか情報交換、また1年間の相場の参考となる、そういう役割を果たしてきたというふうに承知しておりますが、加工組合からは、今回、中止となりましたけれども、今後の取引に直接的な影響は出ないというふうにお聞きをいたしております。

この恒例行事の中止の背景には、地元でのメジカの水揚げ量の落ち込みなどで、必要な原魚の確保ができなかったことなどがあり、こうした状況をどう克服していくのか、業界や地域が一体となって取り組む必要があると考えており、県としても、必要な支援はしていきたいというふうにご考慮しております。

○横山委員 今回の産地入札会の中止というのは、今水産振興部長からお話がありましたように、漁の問題ではなかろうかと思ひます。昔から、「漁のことは海に聞け」というような形で、漁というのは好不漁があります。

そのためには、黒潮の流れに聞かなければなりません。県として、原魚の確保を今後どのように支援をしていくのか、その点について考えていただくこともできるんじゃないかと、そのように思ひますが、水産振興部長にお尋ねいたします。

○東水産振興部長 メジカ資源につきましては、水産試験場が行っております最近の資源評価結果では、安定した状況にあると判断されておりますので、地元での原魚の増産に取り組んでいただきますために、より頻りに、またより多くの漁業者がメジカ漁に出漁していただきたいというふうにご考慮しております。

また、このたびの事態を踏まえまして、漁業

指導所が働きかけや調整などを行いまして、3月1日から市場が休みの土曜日、月2回でございますけれども、試行的に市場を開設し、メジカの水揚げをふやす取り組みも始まっております。また、県では来年度の予算で、メジカの漁場が形成される水温条件等を探るため、漁場を探索する調査事業の計上をさせていただいております。

また、この3月には、漁業や加工の関係者などが集いまして、需給調整対策のための協議会を設置して、原魚の確保対策等を取りまとめて、その対策を実施していきたいというふうなお話が進んでいるとお聞きいたしております。県としましても、漁業者や土佐清水市などとともに役割分担をいたしまして、積極的な支援をしていきたいというふうに考えております。

○横山委員 ありがとうございます。

今回、漁業船主会のほうで、土曜日の休漁月4回を、2回は漁に出ろうと、漁があるときは漁に出ろうと、そういう動きが今回出てきましたし、そしてまた加工組合の組合員が、15が14の加盟になって、法的にいろいろ課題があったということにつきましても、自分たちの努力で新しい加工組合の組合員をふやした。そのように、地元としてもいろいろ努力は本当にしよるがです。そういうような状況であるわけですが、やはり宗田節というのは、高知県や土佐清水市にとりまして、やっぱり県のブランド品ですので、その点におきまして、水産振興部長にまたいろいろとお願いを申し上げておるところでございます。

そんな中で、アベノミクスの円安による原油の高どまりが続いております。漁民の皆さん、漁が余らないと出漁を控えるようになりました。漁業者ができるだけ燃料費を低く抑え、出漁をするためには、燃料高騰時、基金から補填される国の事業である漁業経営セーフティーネット

事業を利用することが考えられますが、この事業を県下でわずか135隻しか利用されてなく、非常に残念に思います。

この原因をどのように捉え、普及させていくのか、水産振興部長にお尋ねいたします。

○東水産振興部長 加入状況を見てもみますと、燃油使用量の多いカツオ一本釣りやメジカひき縄漁の漁業者が多く加入されておまして、一方、使用量が少ない定置網とかパッチ網漁業者では少なくなっております。また、これまで制度に加入しましても、一定数の漁業者が途中で脱退する状況も見られておまして、この理由といたしましては、漁業者がみずからの燃油使用量から、メリットは少ないと判断されておるのではないかと考えておりますが、先ほど御質問にもございましたように、国の支援が充実した後、加入者の増加というのが見てとれます。燃料が高騰した際、漁業者に直接補填される制度でございますので、経営安定に大きく寄与するものであり、あらゆる機会を捉まえまして、漁業者の理解を得るための制度の周知、そういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○横山委員 現在、135隻の加入ですので、将来的には200、300というような形での、ぜひ取り組みを期待しながら待ちたいと思います。

それでは次に、これまでのお話にもありましたように、原魚の確保がこれからも大変厳しくなると思います。

宗田節産業を続けていくためには、加工業者の経営改善や販路の拡大による宗田節価格の上昇等も必要と考えられますが、加工業者への聞き取り調査を行い、県として経営改善に向けた支援を行っていくことも、私は必要じゃなかろうかと思いますが、水産振興部長にお尋ねをいたします。

○東水産振興部長 平成22年5月に土佐清水市内

の加工業者を戸別訪問いたしまして、生産、販売の状況や、課題、問題点等について聞き取り調査を実施した経過がございます。この調査結果を踏まえまして、加工組合、漁協、あるいは地元企業や商工会、観光協会で組織する「宗田節をもっと知ってもらいたい委員会」による取り組みでありますブランド化の推進、あるいは宗田節を使用した商品開発、販路拡大への取り組みを支援してまいりました。

このたびの原魚不足が深刻化しているということを受けまして、改めて直近の課題等を洗い出すことが必要と判断をいたしまして、既に加工業者への聞き取り調査を始めております。その中で課題や要望を把握いたしまして、経営改善に結びつく支援のあり方、あるいはその方法について、私どもとしても検討していきたいというふうに考えております。

○**横山委員** 新聞報道等で宗田節の問題が出て、すぐに対応してくれましたことについては、本当に感謝申し上げます。今後、業者の方は大変厳しい中でこれからも頑張りますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

最後に、今年度で県庁を去られます職員の皆さん、本当に長い間御苦労さんでございました。敬意と感謝を申し上げ、一切の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○**梶原副委員長** 以上をもって、横山委員の質問は終わりました。

ここで13時45分まで休憩をいたします。

午後1時40分休憩



午後1時45分再開

○**梶原副委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和委員。あなたの持ち時間は60分です。御協力をよろしく願います。

○**西森(雅)委員** 公明党の西森雅和でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、公会計制度について質問をさせていただきます。

この公会計制度につきましては、昨年の9月議会の一般質問でも取り上げさせていただいたところであります。高知県として、複式簿記、発生主義による公会計制度をいち早く導入すべきではないかという質問をさせていただいたところでありました。きょうは、この公会計制度につきまして、もう少し突っ込んで質問をさせていただきます。

これからの自治体は、企業会計並みの公会計制度が求められると思っております。昨年、総務省がつくっている、今後の新地方公会計の推進に関する研究会が中間取りまとめを公表しております。現行モデルの見直しを打ち出しております。今まさに、自治体の公会計の改革が転機を迎えているところであります。

ここで、県民の皆様にも知っていただくため、現在、各自治体が導入しております公会計のモデルを確認しておきたいと思っております。公会計のモデルは、大きく分けて4種類あるわけであります。その4種類といいますのは、旧総務省方式、これが1つであります。そして2つ目が、総務省の基準モデル。3つ目が、総務省方式の改訂モデル。そして東京都などによります独自の方式という、大きく分けて4つの会計モデルがあるわけであります。高知県が採用しておりますのは、総務省方式の改訂モデルであります。都道府県では、47都道府県中39の道府県がこの

モデルを採用しておるところであります。

ここで、我が国の公会計改革の議論についてもう少し確認をしておきたいと思えます。我が国の公会計改革の議論は、1980年代に始まっており、その後、先進自治体が民間企業に倣った財務諸表を公表したものの、余り注目はされなかった。2000年代に入り、平成でいいますと平成12年、13年でありますが、自治省及び総務省の研究会が旧総務省方式のモデルを公表し、財務諸表作成に弾みがついたわけであり、新しい公会計制度導入の機運が一気に高まったのは、平成18年の北海道夕張市の破綻、いわゆる夕張ショックからであります。財政破綻を未然に防止する自治体財政健全化法の制定と並行して、総務省は基準モデルと総務省改訂モデルを提示したところであり、一方、東京都はこうした動きに一步先駆ける形で、独自の会計基準の策定に着手し、平成18年に新しい公会計制度を導入しております。

そこで確認をしたいと思えますが、高知県として、先ほど言いました4つあるモデルの中で総務省方式の改訂モデルを採用した理由を、総務部長に伺っておきたいと思えます。

○小谷総務部長 本県では、平成20年度から複式簿記、発生主義の考え方を取り入れた総務省方式改訂モデル、委員御指摘のとおり、それを採用して貸借対照表や行政コスト計算書など、財務書類を毎年作成して公表しております。

地方の公会計整備につきましては、平成18年に総務省のほうから各地方公共団体に対して、原則3年以内での新地方公会計モデル等を活用した財務書類の整備及び開示が要請されたところでございます。

総務省方式改訂モデルは、個々の取引の複式仕訳と固定資産台帳の整備を前提とする基準モデルに加え、より簡便に財務書類の作成を可能にする新地方公会計モデルの一つとして、その

際に総務省より示されたものでございます。具体的には、個々の取引の複式仕訳によらず、また固定資産台帳の整備が完了していない場合であっても、既存の決算状況調査を活用して財務書類の作成を可能とする方式でございます。

県としては、国からの要請の趣旨、3年以内という趣旨も踏まえ、新地方公会計モデルに基づく財務書類の作成、公表をできるだけ早期に進めるといった観点から、既存の決算状況調査の活用が可能であり、早期に対応が可能であった総務省方式の改訂モデルを採用したものでございます。

○西森(雅)委員 総務省方式改訂モデルは、先ほど部長のほうからもお話がありましたけれども、既存の決算統計を組みかえるだけでありますので、東京都モデルのように、日々の取引を複式仕訳として記録する必要がないため、財務諸表の作成が簡単ということが言えるわけであり、改訂モデルは、職員の事務負担に配慮した措置だったと言われております。しかし、各自治体では、導入したものの使えないといった声が上がっているとも聞きます。それは、改訂モデルが、先ほど部長からもありましたけれども、個々のデータを積み上げたものではないため、事業や施設ごとのコスト把握や、それをもとにした財務分析を行えないからであります。また、自治体の資産を管理するための固定資産台帳も、段階的に作成すればよく、資産マネジメントに生かすこともできません。専門家の間では、財務諸表の作成がスタートであるわけであり、つくること自体が目的になっているとの指摘もあるところであります。

そこで、知事にお伺いをいたしたいと思えます。現在、高知県が導入している公会計制度における総務省方式改訂モデルを、知事はどのように捉えているのか、御所見をお伺いしたいと思えます。

○尾崎知事 御指摘の総務省方式改訂モデルでありますけれども、決算状況調査とか、総務省が提供するワークシートを活用して、非常に簡便にさまざまな財務書類がつかれるという方式であります。このおかげによりまして、多くの自治体において導入が進み、結果として、例えば貸借対照表とか行政コスト計算書とかの作成が進んで、そういう見方でもって財政というのを把握しようということが進んできたという意味においては、意味があるだろうと、そのように思います。

しかしながら、例えば事業ごとの本来の意味でのコストと申しますか、まだ発生していないものも含めてのコストを、事業ごとに正確に把握できているのかと。さらにもっと言えば、データそのものがどこまで精緻なのかという問題もあつたりいたしますので、簡易であつて普及には大いに貢献したし、その意味はあると思えますけれども、まだまだ課題の多い、そういうところなのかなと思つています。

○西森(雅)委員 昨年の9月議会で、私は、複式簿記、発生主義による公会計制度を導入したときのメリット、例えば、事業評価においてストック及びコスト両面の財務情報を利用した分析が可能となることや、ストック及びフロー両面からの総合的な財務指標の分析が可能となること、また民間企業と同様な財務情報の提供が可能となることで県民に対する説明責任の向上が図られることなど、述べさせていただいたところであります。

知事からは、メリットもあるが、費用負担が生じるなどの課題もあり、現在、国において有識者による研究会を開催し、地方における複式簿記、発生主義に基づく会計制度の今後の具体的な推進方針について、実務上の課題も含めて検討を行っているところで、国の議論の内容も踏まえ、具体的なメリットや課題について、さ

らに研究を進めたいと、こういった答弁をいただいたところでありました。

その後、国の議論の内容につきまして、どのように認識をしているのか、知事にお伺いをいたします。

○尾崎知事 複式簿記をどこまで取り入れていくか、また発生主義をどこまで厳密に取り入れていくのか、さらには固定資産台帳をどうしていくのか、こういう点が大きな焦点になってくるんだらうというふうに思いますけれども、今、総務省主催の研究会において、特に先ほど申し上げたような点について作業部会も設けて、昨年の秋以来、鋭意議論が行われているというふうに伺っておるところです。

この3月には、同研究会の最終報告書が取りまとめられるというふうに承知をいたしているところであります。現段階では、先ほどもちらりと触れましたけれども、この複式簿記の導入について、職員の負担も考えた場合、個々の取引の複式仕訳について、どの程度の水準を求めていくかとか、また固定資産台帳の整備についても、その評価を具体的にどういうふうに行っていくのがよいのかとか、そういう点についていろいろ議論がされておると承知をしているところでございます。

コストも重要であります、結果としてつくったものが、先ほど委員も申されました、どれだけ役に立つものになるかという視点も重要だというふうに思います。両者を勘案しての議論が行われているものと承知をいたしておりますが、この3月に最終報告書が取りまとめられますので、その結果を見て、しっかりと今後の対応を我々検討させていただければなど、そのように思っています。

○西森(雅)委員 総務省の研究会は、先ほど知事のほうからもお話がありましたけれども、この年度内、3月までに新たなモデルを公表する予

定で作業しておるといことであります。

この研究会が昨年取りまとめた中間取りまとめによりますと、地方公会計においては、検証可能性を高め、より正確な財務書類の作成を可能とするため、複式簿記の導入が必要不可欠であるというふうにされているところであります。また、この中間取りまとめでは、地方公会計における固定資産台帳の整備についても触れております。固定資産台帳の整備については、資産・債務改革のみならず、公共施設の維持管理・更新等の把握の観点からも固定資産台帳の整備は必要不可欠というふうに示されているところであります。

こうした中間報告における今後の公会計制度の方向性を考えますと、この3月に示されるであろう新しいモデル、基準の中で、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備ということが示されることは間違いないだろうというふうに思うところであります。

そこで、総務部長に、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備の必要性についての御所見をお伺いしたいと思います。

○小谷総務部長 複式簿記の導入については、より正確な財務書類の作成に寄与する、あるいは取引ごとの複式仕訳を行うことで、事業別、施設別など、より細かい単位での財務分析が可能となるといったメリットがあるものと考えております。また、固定資産台帳の整備については、より詳細かつ正確に固定資産の状況を把握することで、資産・債務改革のさらなる推進ですとか、より適切な公共施設の管理・更新に寄与するといったメリットがあるものと考えております。

現在、本県では複式簿記の導入ですとか固定資産台帳の整備には至っておりませんが、このようなメリットを踏まえ、今後本県でもしっかりと取り組んでいくべき課題だと考

えております。

○西森(雅)委員 東京都では、先ほども申し上げましたけれども、平成18年に全国で初めて、企業会計の手法である複式簿記、発生主義を取り入れた新しい公会計制度を導入しております。10年ほど前、東京都は深刻な財政難だったわけですが、新しい公会計制度によって、財政が可視化、見える化され、財産の状況を正確に把握できるようになった結果、1兆円もあったと言われます隠れ借金をほぼ解消し、基金の積み立てで貯金もふやし、健全な財政運営が可能になっております。私は、こういったことが、東京オリンピックの招致にもつながっていったのかというふうにも思っております。

先日、東京都庁を訪問し、新しい公会計制度、いわゆる複式簿記、発生主義による公会計制度について、いろいろと担当者の方からお話を伺いしてきたところであります。

担当者は、複式簿記と発生主義による公会計制度導入のメリットについて、説明責任の充実や債権管理、財産管理の適正化など、幾つかおっしゃっておったところでありますけれども、何と云っても、マネジメントへの活用ということをおっしゃっていました。例えば、老朽化したものを今後どうしていくのかといったときに、修繕費用であるとかランニングコスト、そして減価償却費など、あらゆるコスト情報から最適な手法が選択可能になると。また、施設の改築に際しては、遊休地の利活用も含め検討するとき、仮設費用の有無や貸付収入の蓄積など、複数年のストックとフローで比較を行うことができるなど、マネジメントへの活用のメリットを話してくれたところであります。

そしてもう一つ、職員の意識改革ということをおっしゃっていました。局別財務諸表、また事業別財務諸表が作成されることによって、職員の

事業へのコスト意識が醸成される、また個別の債権や資産の管理の重要性を個々の職員が認識できるということでもあります。

こうしたことを考えますと、新しい公会計制度のシステムの導入に多少の費用がかかったとしても、それを超えるメリットがあるというふうに思うわけでもあります。

総務省の研究会、先ほど来言っております、この研究会の中間取りまとめの、新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方でも触れられています発生主義につきましても、少し触れておきたいというふうに思います。

発生主義については、もう執行部の皆さんは十分御承知のことかとは思いますが、県民の皆様にも、より知っていただくために少し説明をさせていただきたいと思っております。従来の公会計では、資金の収入や支出があったときに、その事実を記録しております。いわゆる現金主義であります。これに対して発生主義は、資金の出入りがなくても資産や負債の経済価値が変動する事実が起きたときに、その増減を記録する考え方です。自治体には、学校や体育施設など、またその他施設、多くの資産があるわけでありまして。そして、それらの価値は老朽化などで年々減少していきます。これを減価償却費として把握することができるわけでありまして。また、発生主義を導入すると、職員に将来支払わなければならない退職金についても、総額や年度内での変動を算定できるようになるわけでありまして。

資産の出入りがなく、従来の制度ではわからなかったこうしたデータが明らかになれば、施設の更新や退職金支払いのための積立準備が適切に実施されているか、判断できるようになります。また、コストを正しく反映した財務諸表が作成できるわけでありまして。さきに述べました総務省の研究会の中間取りまとめでも、発生

主義に基づく財務書類において、現金主義では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるというふうにされておるところであります。

ここで、総務部長にお伺いしたいと思います。高知県への複式簿記や発生主義の導入、固定資産台帳の整備といったことを考えたとき、財政的な負担以外でどのような課題が考えられるのか、伺いたいと思っております。

○小谷総務部長 システムの改修等にかかります財政負担以外の課題について申し上げますと、例えば新たな会計制度に精通した専門的な人材をどのように育成、確保していくか、あるいは新たな会計制度の導入に伴う職員の日常的な事務負担をどのように軽減し、新制度への円滑な移行につなげていくかといった、このような実務的な課題などがあると考えております。

これらの課題につきましては、本県のみならず、ほかの多くの地方公共団体におきましても共通の課題となっておりますことから、現在、総務省主催の研究会では、これらの実務上の課題も踏まえた上で、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備の今後の推進方針について検討を進められておると承知しております。

○西森(雅)委員 実は先日、総務省のほうにも行ってまいりまして、話を伺ってきたところでもあります。公会計制度の担当というのは総務省自治財政局財務調査課でありまして、説明をしてくれたのはこの財務調査課の鷲頭課長補佐です。前の高知県の財政課長でございました。

そこで、今後の各自治体におけるこの公会計制度導入に向けた総務省のスケジュールを伺ってきたところでもありますけれども、鷲頭補佐は次のように言っておりました。先ほど来、話がありましたけれども、今年度中に総務省として各自治体に新基準を示し、来年度の前半、平成26年度の前半に導入に向けた手引を作成すること

になるでしょう、そして平成26年度中に取り組みの要請といったスケジュールになるというふうに驚頭課長補佐は言うておりました。

そこで、知事にお伺いをしたいと思いますけれども、総務省から要請が必ずあるというふうに思うわけでありまして。総務省から複式簿記、発生主義の導入という、新しい公会計制度の導入の要請があった場合に、高知県として導入するのか、知事にお伺いをいたします。

○尾崎知事 この公会計の話は、随分初期のころの議論でありますし、10年以上前の話であります。私も財務省におりましたとき、いろいろ悪戦苦闘した覚えがあります。国の貸借対照表をつくる仕事に携わっておったことがあって、特に比較貸借対照表を初めてつくった年度は、私が担当でありましたので本当に苦労いたしました。公的な仕事に、民間の会計基準を適用するというのがどれだけ大変か、他方で、導入することによっていろいろ見えてくるものはあるなということ、確かに実感したところでございます。

国の公会計というのは、地方もそうですが、基本的には大福帳方式といいますか、現金出納主義でさまざまな経理をしていくわけでありまして、それに加えて、いわゆる発生主義的観念を入れるために、後年度負担額の推計をしたりとかという形で補っていくという取り組みをずっと続けてきているわけでありまして。しかしながら、事業体ごととか、よりリアルに、将来何かをやったことが、生じさせるところの本当のコストというのを正確に把握する試みというのは、確かに大事なことなのだろうというふうに思います。そういう意味で、本当にこの事業はメリットはあるというふうに考えています。

他方、それだけのことでありますので、確かに経費負担も生じますし、特に専門家も雇ってこないといけないでしょうし、何よりみんなの

仕事の手順を変えないといけなくなる。そのために、例えばシステムなんかどうするかという、いろいろな負担も大きいというのも確かだというふうに思います。

そういう中で今、総務省主催の研究会で、こういうメリット、デメリットも踏まえ、特にコストの点を踏まえて、果たしてどこまでやるかなどという観点でも研究していただいていると思いますし、そういう研究を踏まえた上で、平成26年度中に、財務書類の作成マニュアルなんかを整備した上で、各自治体に対して要請が来ると。驚頭さんから、お達しが来るということなんだろうというふうに思います。

我々としては、先ほど申し上げたように、メリットは十分認識をいたしておるつもりでございますので、その要請が来ましたら、要請内容を踏まえて、基本的には前向きな方向で、具体的にどういうことをするかということを検討させていただきたいと思います。

○西森(雅)委員 この導入を考えていきましたときに、やはり人の問題っていうのは、大変大きな問題であるというふうに思うところであります。新しい公会計制度を導入するとなった場合、職員の制度導入に向けた意識も変わらなければなりませんし、準備に向けた人員も確保しなければならないというふうに思うところであります。

先ほど申し上げました総務省からの要請の流れということ考えたときに、恐らくもう全国の自治体がそういう複式簿記、発生主義の方向に、だっとこれからは進んでいくというふうに思うんですね。そう考えたときには、導入をするという形になっていくと思いますので、どうせ導入するのであれば、早くその準備をしたほうがいいのではないかなというふうに思うところであります。

今回、県庁の機構改革がありました。本来で

あれば、新公会計制度導入の準備室みたいなものも、今回の機構改革の中でも、つくっておいてもよかったのかなというふうに思ったりもしておるところであります。しかし、それはできていないわけであります。

そこで、新しい公会計制度導入に向けたプロジェクトチームを県庁内に早急に設置して、その準備に取りかかっていくということが大事なのかなというふうに思うわけでもありますけれども、知事の御所見をお伺いいたします。

○尾崎知事 来年度早々に、庁内の関係部局でワーキンググループを立ち上げたいと思います。そして、国の動向についての情報収集を行い、我々としまして、導入するとした場合のメリットを共有し、かつ課題は何かを洗い出して、いろいろな手順を研究しておく、そういうふうにしていければと思います。

○西森(雅)委員 今、知事としても、そういったワーキンググループをつくっていききたいという話もありましたけれども、今後は職員の研修ということも、確かに必要になってくると思います。そういった面では、職員を先進地へ調査に向かわす、そういったことも必要になってくるのかなというふうに思ったりもするところでもあります。

先日、先ほど言いましたけれども、東京都にお伺いをしましたときに、東京都の担当者から、各自治体からの研修職員を受け入れることも可能ですよという、そんな話もありました。それも、こっちから特にそんな話をしたわけでもないんですけども、東京都のほうから、各自治体から研修職員の方が来ていただけるのであれば受け入れますよっていうようなことを話してくれたわけでもあります。

あと、この新公会計制度については、市町村の対応ということも気になるところでもあります。市町村にすれば、ほっといてくれっていうふう

に言われるかもしれませんけれども、果たしてこの新公会計制度のシステムの構築などを考えたときに、小さな町村が対応できるのかどうかっていうことを思うところでもあります。平成12年に地方分権一括法が施行されまして、県と市町村が対等の立場になったとはいってしましても、こうした制度の導入に関しては、県がやはりリードしていかなければならないところがあるのではないかとこのように思うところでもあります。

そう考えますと、例えば県と市町村とが共同でシステムの構築をしていくといったことも、選択肢としてあってもいいのではないかと思います。総務部長の御所見をお伺いいたします。

○小谷総務部長 現在、財務書類を作成している県内の市町村のうち、複式簿記を用いた基準モデルを採用している団体、これは7団体ございます。そのほかの団体は、県と同様、決算状況調査を活用した総務省方式の改訂モデルを採用していると、これが今の市町村の現状でございます。

総務省主催の研究会の中間取りまとめにおきましても、特に小規模団体につきましては、複式簿記の導入を前提とした新たな会計制度に対応するためのコストの負担等につきまして、工夫や配慮が必要だとされております。中でも、新制度の導入に伴う既存の財務会計システムの改修、それに伴う財政負担は県内の小規模な市町村にとっては課題の一つだと思っております。

今後、総務省の研究会の最終的な報告書の内容を踏まえつつ、まずは県内市町村に複式簿記を前提とする新たな会計制度を導入する場合の実務的な課題につきまして、市町村ともよく議論を重ねながら整理を進めていきたいと思っています。その上で、委員から御指摘があった提案も踏まえ、その対応策について検討してまいります。

○西森(雅)委員 導入ということになりますと、

やはり予算がかかります。先ほど部長のほうから、導入コストも国のほうとしてどうしていくのかという話もありました。システムを導入するとなると、当然財務会計システムとか、そういったところとやっぱり連動しないといけない部分が出てくると思います。そのことによって、大きな費用負担が発生するわけでありますので、それはぜひ国のほうにも要請をして、導入コストに対して、やはり国がしっかりと見ていくべきだっていう声を、ぜひ上げていただきたいというふうに思います。そうじゃないと、なかなかやっぱり市町村というのは本当に難しいのではないかというふうにも思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思うところであります。

それでは、続きまして、高知県子ども総合センターについてお伺いをしたいと思います。

高知市若草町の療育福祉センターと高知市大津の中央児童相談所につきましては、両施設を合築し、現在療育福祉センターのある高知市若草町に、仮称高知県子ども総合センターとして整備する計画となっております。

本年度末には基本設計ができることとなり、来年度、平成26年度には実施設計などを行い、27年度から建築工事に入っていく予定となっております。

先日、療育福祉センターを利用している肢体不自由のお子さんをお持ちのお母さんたちと話をする機会がありました。そこでは、いろいろな不安の声を伺ったところでもあります。車椅子やベッド、つえなどで移動する肢体不自由児について、安全確保をしっかりとしてもらいたい、そういうものでありました。

地域福祉部には、そういった声が上がっているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○井奥地域福祉部長 子ども総合センターの整備につきましては、本年1月に、療育福祉センター

の利用者や若草養護学校の児童生徒の保護者の皆様に、建てかえ計画に至る経緯や新施設の概要などを御説明させていただき、その際にはお話の肢体不自由のお子さんの安全確保策などを含めて、さまざまな御意見をいただきました。あわせて、説明会以外でも日ごろから療育福祉センターに従事する職員を通じまして、さまざまな御意見をいただいているところです。

今後は、こうした御意見などをしっかりと受けとめ、本年度中の基本設計の完了に向けまして、詰めの作業を進めてまいりたいと考えております。

○西森(雅)委員 療育福祉センターを利用している子供の保護者の方々が、建築設計士の方と話をする機会があったそうであります。恐らく、これは説明会だったのかなってというふうに思うところでありますけれども、そこで、その保護者の皆さんは、設計をする人が、障害児の状況というのを本当にわかっているのかなと、障害児を全て一緒に見られているのではないかと、そんなようなことを感じたそうであります。

障害児には、肢体不自由な障害児もおれば、発達障害の子供もおりますし、また耳が聞こえない障害を持った子供さんもおるわけであります。障害の状況ってというのは、それぞれ全く違うわけであります。

発達障害の子供たちは、聞くところによりますと、何か丸い物であるとか、タイヤとか、そういうものに非常に興味を示すそうであります。一方、手足が不自由な、肢体不自由な子というのは、子供の大声や泣き声を怖がってしまうと、こういったことから、大変不安であるということをおっしゃったわけであります。車椅子で行っていますと、発達障害の子供が丸い物に興味を持って近づいてくるという、そういった状況もあるそうであります。

ある日、車椅子に肢体不自由な子供を乗せた

お母さんが、精神障害の外来待合の前を通ろうとしたときに、肢体不自由な子供は精神障害の待合のスペースの前を通ってはだめだよとドクターに言われたそうであります。私は、その言ったドクターは別に悪気があって言ったのではないというふうに思います。今のセンターに、しっかりとしたすみ分けをされたスペースがないということに、やはり問題があるのかなというふうに思うところであります。

新たにつくる施設は、そういったことにしっかりと対応した施設に、ぜひしていてもらいたいと思うものであります。そのお母さんたちは、発達障害の子供たちと肢体不自由の子供たちの外来のスペースも、やっぱりすみ分けしてほしいというふうにおっしゃっておいりました。

新しい高知県子ども総合センターはスペースも含めて、こうしたことにしっかりと対応していくのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○井奥地域福祉部長 療育福祉センターは、委員お話にありますように、肢体不自由の子供さんのほか、発達障害や聴覚障害などのあるお子さんの診療や療育・相談支援などを行っております。新しい施設の整備に当たりましては、利用されるお子さんが安心して診療や療育・相談支援などが受けられるよう、それぞれの障害の持つ特性に配慮しつつ、その安全が確保されるようにしっかりと対応することを基本方針としております。

委員お話のスペースの問題につきましては、診療科別に待合室を設けるほか、リハビリテーションや通園施設の訓練室などについても、障害の特性に配慮した配置となることを検討しております。

○西森(雅)委員 ぜひ、先ほど部長が言われたけれども、配慮のある計画、また設計、建築をお願いしたいと思いますし、また運営面でも配慮していただきたいというふうに思いますの

で、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、現在、療育福祉センターにはプールが設置されているわけでありましてけれども、プールを使った療育の効果について地域福祉部長にお伺いをいたします。

○井奥地域福祉部長 肢体不自由のお子さんは、プールの中では、日常生活において経験したことのないさまざまな姿勢を経験できますとともに、浮力や水圧などを体感することにより、さまざまな感覚を経験するなど、子供さんの貴重な体験の場となるものと考えております。

この点、私自身も、新採職員当時にプールを利用したことがありまして、そのときの子供さんたちの喜ぶ顔が、今でも強く印象に残っているところです。

○西森(雅)委員 今まで療育福祉センターのプールを、若草養護学校の子鹿園分校の子供たちも使っていたわけでありまして。

そこで、教育長にお伺いをしたいと思います。県内の小中学校、養護学校も含めて、各学校にはプールが設置されておるわけでありましてけれども、一般的に、学校におけるプールを使った教育の効果というものをどのように考えているのか、教育長にお伺いします。

○中澤教育長 プールを活用しました教育的効果としては、主にこれから申し上げる2つが挙げられます。1つは、健康的な体の育成ということで、全身運動で体全体の筋肉を鍛えることや心肺機能を高めることで、体力の向上と健康的な体の育成を図る。2つ目としましては、水の危険から自己を守るということでございまして、水の中では自由に動けないことや呼吸が苦しくなることを、体験を通して学ぶことや、正しい泳法を学ぶことで、水難事故の防止につながります。

そして、特別支援学校の障害の重いお子さんについては、水中の浮力を利用して、一人

で姿勢を保ったり、自発的に手足を動かすことで、児童生徒の自主性を促し、情緒の安定を図るといった教育的効果が期待できます。また、プールの中で、温度の変化だとか、あるいは水圧、抵抗感などの刺激を味わうことで、さまざまな感覚を学習し、心身の発達を促すといった教育的効果が期待できます。

○西森(雅)委員 療育における効果、また、教育面での効果をお伺いしたところであります。けれども、今回、合築によって新しい高知県子ども総合センターができようとしておるわけであり、この改築に向けたイメージ図っているものもいただいたわけなんですけれども、この中では、現在プールがある場所というのが駐車場となる予定となっております。それで、プールはどこにいったのかなということで確認をしてみましたら、この中には出てきていないわけでありませう。

そこで、今回の合築により、療育福祉センターのプールはどうなるのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

○井奥地域福祉部長 昭和51年に設置をいたしました現在のプールにつきましては、新しい施設のメイン進入路などに当たりますことから、私自身も残念でございますが、取り壊す予定となっております。

しかしながら、先ほど教育長からもお話がありましたように、さまざまな教育的な効果も期待できますので、今回整備を行う子ども総合センターの敷地内におけるプールの設置に向けまして、教育委員会とも現在検討協議を重ねているところです。

○西森(雅)委員 ありがとうございます。

保護者の皆さんに聞いてみますと、今のプールっていうのは、本当に保護者も子供さんも安心して使えるプールだったと。それがなくなるっていうのは非常に残念だということも、私も聞

いたわけでありませう。

今、部長のほうからも、教育委員会ともいろいろと検討をとというような話もございましたけれども、ぜひ残すというか、つくっていただきたいというふうに思うところでありませう。

このことについて、ちょっと教育長もどういうお考えなのかっていうのをお聞かせいただければと思ひます。

○中澤教育長 先ほど申し上げましたとおり教育的な効果が期待できますので、私ども教育委員会の立場としては、どちらが設置するかという手法論はございますけれども、何とか子供たちのためにプールを設置していただきたいということで、知事部局と協議をしているところでござひます。

○西森(雅)委員 ありがとうございます。

この高知県子ども総合センターにつきましては、施設の整備とあわせて、またスタッフの体制や人員の確保にもしっかりと取り組んでいただきたいということも、よろしくお願ひしたいというふうに思うところでありませう。

続きまして、情報通信インフラの整備についてお伺いをしたいと思ひます。

先日、私は安芸市のある集落に行つてまいりました。安芸の町から車で30分ほど山に入った集落でありました。その地域は昨年まで、この携帯電話も全く通話ができない地域でありました。昨年の夏ごろ、やっと1つの通信事業者の携帯電話がつながるようになったとのことでありました。

私が訪問したお宅の方は、その地域で昨年通話ができるようになった通信事業者とは別の携帯電話を持っておりました。通話ができないのに、携帯電話は必要ないんではないですかと伺ひましたら、町に出たときに、娘さんと連絡をとるために持っているということでありました。その地域の人たちが最も心配しているのは、や

はり緊急時の連絡ということでありました。固定電話があるとはいえ、農作業などで家の外にいる時間も多く、年がいくに従って不安もあるとのことでもあります。

携帯電話会社も、テレビで、今どきつながるなんて当たり前なんていうコマーシャルを流しておるわけでありまして。そして、私たちが今や当たり前のように携帯電話を使っておりますが、そういった地域に行きましたときに、やはり何とかならないものなんだろうかなということを感じたところであります。

そこで、文化生活部長にお伺いをしたいと思います。携帯電話が繋がらない集落や地域で生活している方々が、高知県内にどれくらいいらっしゃるのか、その実態をお伺いしたいと思います。

○岡崎文化生活部長 携帯電話を自宅で利用できない方々は、過去に国から公表されたデータとその後の整備状況に基づいた、現時点の県の推計ではございますけれども、約2,800人程度となっております。

○西森(雅)委員 2,800人ほどが、そういった地域に住んで生活をしておるとのことです。

今、県は、知事の提案説明でもありましたけれども、産業振興計画の第2期計画をバージョン3へと改定し、県勢浮揚に向けて全力で取り組みをしようとしているところであります。その改定のポイントとして、移住促進策のさらなる強化ということも打ち出し、アクティブな情報発信により、地域や企業で活躍していただける人を誘致するというふうにしておるところであります。

さまざまな地域への移住があると思います。当然、山間地域への移住を考えている方もいるでしょう。しかしながら、高知県のアクティブな情報発信を見て高知に移住しようとする人が、携帯電話も繋がらない、高速通信によるイン

ターネットもできない山間地域に移住するイメージが、私としてはなかなかできないわけがあります。

そこで、産業振興推進部長にお伺いをしたいと思います。移住をされた方、また、移住を考えている方から、高知県内の情報通信インフラについてどのような声が上がっているのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○中澤産業振興推進部長 今年度の移住者アンケートをとっておりますけれども、その中では、移住をして困った点、あるいは不便に感じる点ということでお聞きをしております。その項目に対しては、25%の方が、情報通信インフラの整備ということをお願いされます。これは移住をされた方でございますので、これから移住をしようとしている方についての調査は、残念ながら私ども手元に持っておりませんが、こういったアンケート結果でございます。

具体的なお声としまして、農作業であるとか地域の行事、地元の方と一緒に活動している姿を発信していきたいんだけど、それがなかなかできないといったことでもありますとか、IT関連事業をなさっておられる方は事務所を中山間に移したいけれども、ちょっとそれも障害になっているというようなお話。ただ一方で、中山間にお住まいの方なんですけれども、平成23年度に光回線が引かれた、そのおかげで仕事でもプライベートでも活用ができるようになって非常にうれしいといったような声がございます。当然のことでございますけれども、住まわれておる地域によって違いがあるということかと思います。

○西森(雅)委員 情報通信基盤の整備は、本来は通信事業者の仕事であるわけでありましてけれども、通信事業者もなかなかやっぱり採算が合わないところには、整備を行おうとしないわけがあります。情報通信基盤整備のおくれによって、

山間集落や地域がますます寂れていくことを心配するわけであります。

こうした実態に対する対策を、文化生活部長はどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○岡崎文化生活部長 中山間地域などにおきましては、確かに採算性の問題から整備が進んでいないという現状がございます。ただ、地域や産業の活性化のためには、情報通信インフラの整備というのが必要であるというのは、私もそのように認識をしているところではございます。しかしながら、整備がおくれているこういった地域の全てに、高速で、そして動画などの大量のデータを通信できるという光ファイバーを整備するためには数百億円の費用がかかると想定をされておりますことから、一気に整備をするのは難しいものの、できるだけ進めていかなければならないと、このように考えております。

このため、平成24年度に国に対しまして政策提言を行いまして、民間事業者が整備をする場合にも財政支援が行えるような新しいスキームをつくりますことで、事業者と市町村の双方にとりまして、より整備が進めやすい、そういう制度へ充実を図ってまいりました。その結果、24年度には1つの町、今年度から来年度にかけて3つの市と町で、民設による情報インフラ整備が行えることとなっております。このように考えております。

また、全域の整備が困難な場合には、まずは、例えば集落活動センターなどの地域の拠点、そういったところまで整備ができる新たな県の単独の支援制度も、今設けて取り組んでいるところでございます。今後も、事業者や市町村に働きかけを行いながら、こうした制度を活用して整備が進むように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○西森(雅)委員 地域を守っていく、残していく、

こうしたことを考えたときに、やはりその情報通信基盤の整備っていうのは大変重要であるというふうに思うところであります。特に通信事業者は結構もうかっていますから、やっぱり県としても、そういった整備をもっとしてほしいという声を通信事業者サイドにもぜひ上げていただきたいということをお願いいたしまして、ちょっと時間が余ったわけでありませけれども、以上で私の予算委員会の質問とさせていただきます。御答弁、大変にありがとうございました。(拍手)

○梶原副委員長 以上をもって、西森雅和委員の質問は終わりました。

ここで午後3時10分まで休憩をいたします。

午後2時37分休憩



午後3時10分再開

○中面委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

田村委員。あなたの持ち時間は35分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○田村委員 少ない時間ですが、よろしく願いいたします。

私の名前は、「た・む・ら・て・る・お」といいます。よろしく。これが手話です。たどたどしいですけども、私も40年近く自宅を開放して手話をやっております。地域の中で営々とやっておりますけれども、一向に上手にはなりません。この手話言語条例について御質問いたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

今言いましたように、発声をして、言葉で相手に意味や内容を伝える話し言葉に対しまして、手話は、手の指の動き、顔の表情や体のしぐさ

などによって、物の名前、物事の意味や内容を相手に伝える、いわゆる見る言葉であります。聴覚に障害があって、耳で聞いたり口で話したりすることが困難な人たちのコミュニケーションの手段であります。

耳の聞こえる人も聞こえない人も、ともに暮らしやすい社会をつくるために、手話を覚えて意思を通じ合わせようと思っている人は、数多くおります。

明治時代から始まった日本の手話は、関係者の間で営々と育まれながら、今日まで何のライセンスもないまま来ました。

そうした中で、障害者が就職や教育で受ける差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした障害者権利条約が2006年に国連総会で採択、日本が1月、ことしであります。批准し、手話が言語に含まれることが明記され、日本でも2011年に障害者基本法改正で、障害者の意思疎通手段として言語に手話が含まれると明記をされました。

この手話は言語ということについて御所見をまず地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 本年の2月、我が国において発効されました障害者権利条約において、手話が言語として定義され、また、既に施行されております改正障害者基本法においても、条約と同様の趣旨が盛り込まれております。

聴覚に障害があり、意思疎通の主な手段として手話を使用されている方々にとりまして、手話が日常生活を送る上で必要不可欠なものであるとの認識を、聴覚に障害のある人もない人も含めて、県民の誰もがひとしく、そのことをしっかりと共有することが、何よりも重要だと考えております。

○田村委員 この手話言語条例について、先進的に取り組んで制定されております鳥取県の例を参考にしますと、鳥取県では当初、2013年4月

に条例を検討するために、全日本ろうあ連盟や鳥取県ろうあ団体連合会の代表も参加をした鳥取県手話言語条例（仮称）研究会を設置し、条例案を検討してきております。

この研究会では、鳥取県ろうあ団体連合会の要望に基づきまして、聞こえない人を聾者、聾児とし、健聴者、耳の聞こえる人です。健聴者を聞こえる人と表現しており、手話は聾者の尊厳そのものと強調し、手話を言語とする認識から一歩進め、聞こえる人と聾者、手話通訳者ら全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合い、ともに暮らす鳥取県を目指すとして、その後、活発に検討してきており、そして条例制定に行き着いております。

また一方、関係者の役割や責任にも言及し、県は市町村などと協力して聾者に対する県民の理解を深めるような施策を実施し、県民も聾者や手話に関心を持つように努めるとしております。また、事業者は、聾者が働きやすい環境の整備に配慮し、聾者と手話通訳者は手話の普及に尽くすことなどを挙げております。さらに、手話通訳者の技術の向上や、手話通訳者の増員も検討してしております。このように、次々と聴覚に障害のある人たちへの情報保障のための積極的な取り組みがなされております。

本県でも、南海トラフ地震の発生が危惧されておりますが、震災などの災害時には、自治体など関係者からの情報や避難所内でのお知らせなどの内容が聴覚に障害のある人にも届き、避難行動や避難生活に支障が生じることのないよう、また、当事者間の意思疎通のためにも、情報保障の取り組みを早急に進めていく必要があります。

そこで、本県の手話通訳者の状況はどのようになっているか、地域福祉部長にお聞きいたします。

○井奥地域福祉部長 県内の聴覚障害者は約3,000

人となっていますが、手話を利用されている方は、国の調査によりますと、そのうち約2割と言われており、県内では約600人とも見込まれますが、平成26年1月末現在で、県の台帳に登録していただいている手話通訳者は89名となっており、近年の登録者も80名から90名の間で前後しております。

なお、手話通訳者となるための研修を修了した、市町村で手話奉仕員として登録された方は、平成24年度末で619人となっています。今後は、こうした方々に県の養成研修を受けていただくための取り組みも重要になってくるものと考えております。

○田村委員 養成のことは、質問として構えておりましたけれども、先に言ってくれましたので、ありがとうございます。

初めにも、手話は言語ということについてお聞きいたしましたが、世界では、フィンランドが憲法で手話の言語権を保障しております。ニュージーランドやハンガリーにも、同様の法律があります。

また、国連は2006年に、先ほど言いましたように61回総会で、手話は言語と明記をした障害者権利条約を採択いたしました。

日本では、ろうあ団体の要請に基づいて、2011年7月、手話は言語という文言を盛り込んだ改正障害者基本法を制定いたしました。衆参両院はその附帯決議で、国と地方公共団体は、意思の疎通が困難な聴覚、視覚などの障害者が、適切な言語、これは手話を含みますが、の習得を図るための必要な施策を講じるよう求めております。

そこで、県や市町村への通訳者の配置や、医療機関の窓口や診察時の手話通訳者の配置、さらにはテレビ放送へ手話通訳を入れることなど、いずれも取り組んでいかなければならない事案が大変多くあると思います。

そこでお尋ねいたします。県及び市町村における手話通訳者の配置はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○井奥地域福祉部長 手話通訳者の配置状況につきましては、県では社団法人高知県聴覚障害者協会に委託を行い、年間3名を確保しております。また、市町村では、高知市が障害福祉の窓口には1名を配置しておりますが、他の市町村では窓口への配置が難しいため、通訳を必要とする際には、聴覚障害者協会から手話通訳者の派遣を受けている状況にあります。

○田村委員 県や市町村の窓口で、聴覚に障害のある方が困らないような対策も必要だと思いますが、これから後も、さらにそういうことがどういような内容で検討されておるのか、お聞きいたします。

○井奥地域福祉部長 手話通訳者がいない地域もあり、全ての市町村の窓口には手話通訳者を配置することは現実的に困難な面もありますので、通訳が必要な際における聴覚障害者協会からの派遣による通訳に加え、パソコンなどを利用した手話の遠隔通訳の実施などについて、聴覚障害者協会や聴覚障害者情報センターなどといった関係機関とも連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、聴覚に障害のある方の意思疎通の主な手段として、手話を使用されている方は約2割、筆談や要約筆記は約3割となっており、公共的な機関の窓口での筆談や要約筆記による対応も、あわせて検討する必要があるものと考えております。

○田村委員 いろいろな形で検討なり、あるいは課題を解決するために努力していただいておりますが、実際に、今高知市に高知県聴覚障害者協会があつて、そこへ集中しております。高知県の場合は非常に広いですから、そこで必要な、例えば市町村とか、あるいは事

故とか、いろんなときに、必要なときにそこへ派遣するというのは非常に困難なわけでありませう。ですから、そういう意味でも、今回の2月議会で手話言語法の制定を求めて意見書も出されております。

手話が日本語と、普通の用語と対等な言語であるということをご認識していただいて、日常生活、あるいは職場、教育の場で情報の提供やコミュニケーションが保障されるよう、社会に自由に参加できる、普通に参加できる、自分たちの暮らしている市町村、そういうところできるように、不便がないように、まずはそうした研究会をぜひとも立ち上げていただきたいと思いますが、地域福祉部長の御見解をお聞きいたします。

○井奥地域福祉部長 手話通訳者の養成には、まず、市町村が行う手話奉仕員の養成が必要となりますが、市町村単独では受講者や講師の確保が難しいなどの理由で、実施が困難な市町村もあります。

また、平成25年度から障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の手話奉仕員の養成が市町村の必須事業となりましたが、実施されているのが、現在のところ、5つの自治体にとどまっております。県といたしましても、事業を実施していない市町村とのヒアリングなどを行い、実情を把握した上で、近隣市町村と合同で養成研修を実施する方法なども検討いたしながら、手話奉仕員の養成に向けた市町村の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

あわせて、先ほど申し上げましたように、手話奉仕員の養成研修修了者へのアプローチも強めていく必要があるものと考えております。

○田村委員 今、高知県内で自主的に手話を勉強しているサークルって相当あります。その人たちが地域で手話の提供をしておりますけれども、今度の国家試験とかライセンスができて、実

際に役立っている人は、なかなか資格を取るということをやらないと、あるいは非常に手続だけがややこしくて、手話ができるのに、あるいは役に立つのに、なかなか資格を取れないというようなことがあります。

そういう意味では、これから後の課題として、高知県でも課題としては、国家資格を取れる人と、それから取れないボランティアの人と、そうした人たちについても運動というか、活動をぜひとも保障していただきたいなというふうに思っております。

さらに、そうした人たちが実際には地域にあります非常に命に関係する病院とかそういったところでは、お医者様の問診を受けるときに、本当に正確に相手に物が言えなければ命にかかわることがあるわけです。そうしたことが非常に多いわけです。さらに、災害時になってくると、そうしたことが大きくなってきます。そういう意味で、手話の資格を取らなくても手話で奉仕できる人、そうした人たちの保障についても、高知県ではぜひともこれから支援をしていただきたいと。

そういう意味では、再度になりますけれども、言語条例をつくるまでの間に、やっぱし研究会というか、そういう形のものについて、これは部長に今無理に言ってもいかんと思いますから、これは要請をしておきます。

次に、手話を習得するための教育環境の整備などを求めて、今、全国の地方議会や自治体で動きが広がっております。全日本ろうあ連盟によりますと、大阪や東京、石川など10都道府県の32の地方議会で意見書を採択、1月21日現在ですが、手話言語法の制定を国へ求めております。鳥取県と北海道石狩市では、手話を言語と位置づけた独自の条例が制定をされております。

全国手話研修センター、これは京都市にありますけれども、によると、近年、聾者の中で手

話の普及は一定程度進みましたが、行政や学校現場、一般市民の間で、理解はまだまだ進んでおりません。手話は、日本語の習得を妨げるなどの理由で、一時は排除され、多くの学校では事実上、手話が禁止されていたと言われております。

文部科学省の特別支援教育課によりますと、現在は学習指導要領の中で、手話が音声や文字と並ぶコミュニケーション手段と位置づけられ、聾学校での手話の普及も一定程度進んでおります。しかし、まだまだ必修ということにはなっておりません。

そこで、教育長に、教育環境の整備についてお伺いをいたします。

○中澤教育長 まず、高知ろう学校の状況でございますけれども、近年、日々の授業、それから自立活動の時間の中で、全ての幼児、児童生徒に対して、手話の習得と活用を図っております。同時に、教員が手話を使えるようにならなければならないということで、平成23年度から、県の聴覚障害者協会の協力を得まして、学校で手話検定に取り組んで、全国手話検定2級、3級、4級を取ろうということで、今現在43名の教員のうち、33名が資格を取っております。

学校で教員がこうやって取り組む取り組みというのは、全国的には余りないようでございまして、大分この世界では有名になっております。平成25年度、平成26年度につきましても、もっともっと多くの方、それからこの一つ一つのレベルを上げようということで取り組んでいるところでございます。ですから、聾学校においては、生徒のほうも、子供のほうも、数年前からいうとかなり充実してきたなと思っております。ただ、もっと広い意味で、障害のない方にも手話についての関心を深めてもらって、将来手話ができるような、そういう環境づくりというものをしていくことが、今後の課題だというふう

に考えておるところでございます。

○田村委員 大変心強い御答弁をいただきました。

学校と同時に、私どもの手話サークルでも、聾啞のひとと、それから健聴者ですね、そういう人が一緒に練習をして、いろいろな場面に出会っても手話通訳ができると。高知県聴覚障害者協会でも、その人が、対面した人が手話ができるかできないかがわからないということで、手帳を持っておると思いますが、こういうような輪っかを下げて、ここへつけておったりして、そうした人は聾啞の人であるとか、あるいは手話通訳ができるとか、そういうことの判断ができるように。これはどういう場面でもできるということでやっております。

そういう形で、今学校のほうで大変そういう努力をしていただければ、こういう人たちとの運動が広がっていくことも、連携もできるんじゃないかと思っております。学校関係でもそこを含めて、ぜひとも、これからも積極的に進めていただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、今度の意見書を会派のほうから出していただいております。これが聾啞の人たちに高知県からも大きな発信ができる。まして、少しさきにも触れましたけれども、災害とかそうしたときに、あらゆる災害弱者の人も助かると、あるいは救済されるということで、この運動を展開していただきますことをお願いしておきます。

続きまして、地域生活定着支援センターについてお尋ねをいたします。

福祉の支援を必要とする、矯正施設等を退所した障害者や高齢者の地域移行にかかわる拠点となります地域生活定着支援センターの役割などについて、まず地域福祉部長にお尋ねをいたします。

厚生労働科学研究の「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」によりまして、矯

正施設に福祉の支援を必要とする障害者、高齢者の方がたくさんいるということがわかりました。

一般刑務所入所者 2万7,024名中、知的障害者または知的障害が疑われる者が410名、そのうち福祉のパスポートと言われる療育手帳の所持者は、わずか26名にとどまっております。

ところが、出所後に福祉の支援がないことで象徴される事件というのが、平成18年のJR下関駅放火事件であります。この事件で逮捕された74歳の男性は、知的障害があり、放火罪で過去10回にわたって刑務所に服役しておりました。この事件の数日前に刑務所を出所したばかりで、住むところがなく、刑務所に帰りたかったと動機を語っております。福祉につながらなかったことが、犯罪を繰り返す累犯障害者を生む要因となったということでもあります。

そこで、前にもお伺いしましたが、そうした人にかかわる地域生活定着支援センターの具体的な業務内容について地域福祉部長にお伺いします。

○井奥地域福祉部長 地域生活定着支援センターは平成23年6月に設置し、本県では、その業務を高知県社会福祉士会に委託しております。

センターにおきましては、再犯の防止を目的に、矯正施設の退所予定者及び退所者のうち、おおむね65歳以上の高齢者、または身体障害や知的障害、精神障害のある福祉的な支援を必要とする方々を対象に、退所後の福祉サービスなどの利用や住まいの確実な確保につなげるため、入所中から保護観察所と連携をとり、その社会復帰と地域生活への定着を支援いたしております。

○田村委員 もう一つの事例がございます。

平成24年7月に大阪地方裁判所で、発達障害の被告に対し、求刑、懲役16年に対し、懲役20年という異例の判決が出されました。その判決

の趣旨は、被告の障害に対応できる社会の受け皿がなく、再犯のおそれがあることを理由に、求刑を上回る刑が言い渡されました。これでは一見、障害者イコール犯罪者として罰するのと同じじゃないかという批判が、大変高まっています。

社会の受け入れ体制の不備が、逆に障害者への厳罰化につながっております。この被告は、小学校5年で不登校になり、約30年間ひきこもり生活を送っており、本人も家族も障害に気がついておりませんでした。逮捕後の検察の精神鑑定で、初めて広汎性発達障害の一つのアスペルガー症候群と診断をされております。

この障害には、他人の感情や意図を理解することを苦手とする傾向があります。コミュニケーションがうまく図れず、いじめられて不登校になったり、障害者本人が被害感情を募らせてしまうことがあります。

懲役20年は、殺人罪の有期刑の上限であります。限度まで重くした理由は何であったか。母親らが同居を断った。被告の精神障害に対応できる社会の受け皿がなかった。再犯のおそれがあり、許される限り長い期間刑務所で内省を深めさせることが、社会の秩序のためになるとしております。

この判決について、精神障害者の当事者団体である全国「精神病」者集団の代表は、「犯罪行為そのものを罰するのが刑法のはず。障害者だから罪を重くするのは、障害自体を罪として罰しているのと同じ。明らかな差別だ」と憤っております。また、母親らが被告を引き取らない以上、社会に受け皿がないから刑務所へという判断についても、社会の支援不足を、障害者個人や家族の責任に転嫁することは本末転倒と、厳しく批判をしております。

この判決の理由の一つであります長期間刑務所に入れれば反省し、再犯が防げるという理由

であります。現行体制の中で、障害者に対するプログラムはなく、長期間収容すれば、かえって病状が悪化するだけであると、刑法が専門の神戸学院大学の内田教授は批判をしております。

支援センターがかかわる、この障害を有する福祉的な支援を要する、罪を犯した障害者、高齢者の方々に決定的に共通して言えることが、家族に恵まれていない、家庭崩壊、孤独という点であります。幼いころの両親の離婚、貧困、虐待、放任、無教育等の劣悪な環境と孤独感の中で、食べていくのに必死に生きてきた人たちがあります。そして、これまで福祉の支援が届かなかった人たちが大半であります。であれば、これは私たちの問題、社会の問題として取り上げなければなりません。再犯、累犯というのは、結果的に私たちに返ってくる、解決しなければならないような課題であるということでもあります。

この罪を犯した福祉の支援を必要とする人たちは、そんなに福祉の細かい専門的な、技術的な、福祉的なサービスを施設に望んでいないように思います。それよりも、日々の暮らしの中での共感とか寄り添う姿勢とかが最も尊重されなければならないと考えております。

そこで、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の受け皿に関する各種制度には何があるか、また、その際の特別加算などについて地域福祉部長にお尋ねをいたします。

○井奥地域福祉部長 矯正施設などを退所した障害者を支援する制度といたしましては、一時的な受け皿として、自立準備ホームや更生保護施設などがあります。また、その後の定住の場として障害者支援施設やグループホーム、ケアホームなどといった居住系サービスの利用も可能となっております。また、その際に専門的な支援が実施される場合には、報酬を特別加算する制度などもございます。この特別加算は、矯正施設

などを退所して3年以内の障害者を対象に精神保健福祉士などの専門職を配置し、再犯を誘発しない環境調整や個別支援などを実施する場合に算定されることとなっております。

また一方で、障害者総合支援法の施行に伴い、本年4月からは、矯正施設などに入所している障害者の方が、入所中からの障害福祉サービスの体験利用や宿泊といった、退所後の生活に向けたさまざまな支援を利用することが可能となっております。

県といたしましては、こうした制度が積極的に活用され、矯正施設などに入所している障害者の方々が円滑な地域生活への移行が可能となりますように、障害者施設や相談支援事業所などとの連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○田村委員 今御答弁いただきましたように、社会福祉施設が受け皿となることによって、社会復帰と地域生活への定着支援で、再犯防止となることが成果となり、大きな道が開かれたことになります。

更生保護分野における司法と福祉の連携が、まだ制度がスタートしたばかりということもあって、機能するには時間がかかると思われませんが、先進施設、これは今のところ、大きくしたのは長崎県しかありませんけれども、そうしたところから学んで、罪を犯した障害者、高齢者の支援に当たっては、社会福祉分野が運営する更生保護施設などがかわっていくことが今までは不足しておったわけではありますが、それが福祉的なニーズを提供できるという点で有効であるということが具体的にわかってきました。

それは、1つには、司法型福祉サイドへのソフトランディングによる福祉側の不安の軽減と円滑な地域移行ができること。2つ目は、出口を見据えた段階的な福祉の利用で本人のニーズを引き出していく。

これは、いきなり入所さすということじゃなくて、最初には日中サービスのところへサービスを受けに行く。その次には、事業の内容へ入っていく。それから、本人が事業所のグループホームに入っていく。あるいは、グループホームで、体験の実習をやる。そしてグループホームから日中の作業所へ通う。そうした段階的に、個別支援計画によりましてモニタリングをする、一方、福祉施設にとっても、矯正施設から直接来るということに、大変拒否反応がまだまだあります。で、犯罪という特殊性や入手できる個別情報の少なさということなども非常に不安を伴うものがありますけれども、そうしたことも乗り越えて、徐々に徐々に福祉施設が地域定着につながっていくということについて、ぜひともこれから、所管としても見詰めていただきたいというふうに思っております。

更生保護施設というクッションが加わることによって、司法から福祉へのソフトランディングができ、受け入れ施設も、対象者を安心して受け入れるということができると思います。

こうした一連の継続的、段階的な取り組みこそが、今後ますます必要であると思っております。

本県にも、平成23年にこの地域生活定着支援センターが設置をされ、3年近く経過をいたします。これまでの支援の実績など、これまでの取り組みから見える、あるいは見えてきた課題、そうしたことの今後の取り組みについて地域福祉部長にお伺いいたします。

○井奥地域福祉部長 地域生活定着支援センターのこれまでの支援の実績につきましては、退所予定者と退所者を含め、設置した平成23年度は15人、平成24年度は、新たな利用者33人を含む37人、平成25年度の現時点では、新たな利用者30人を含む56人となるなど年々増加し、利用実人数は延べ78人となっております。このうち、住まいがなく、保護観察所からの支援依頼があつ

た退所者は25人ですが、現在のところ、全員の受け入れ先が確保できており、その成果も上がっているところです。

また、制度の周知と支援に取り組む中で、保護観察所との連携を初め、医療機関や社会福祉施設、賃貸住宅の確保を支援するNPOとの連携など、支援のネットワークも徐々にではありますが、広がってきております。

委員のお話にありますこれまでの取り組みから見えてきた課題といたしましては、新たな受け入れ施設や住居の確保の困難さと一時的な受け入れ施設の不足、障害福祉サービス事業者の理解がなかなか進まないこと、再犯防止の取り組みの必要性の高まり。平成24年度からは、起訴猶予や執行猶予、あるいは保護観察中の方々への対応が必要となり、業務量が大幅に増加していることなどがあります。

こうしたことから、来年度からは職員を1名増員し4名体制での支援を行うとともに、職員のさらなる資質の向上にも取り組むこととしております。

あわせて、福祉的支援の協力事業所などの拡大を図るとともに、受け入れ施設などへの支援をより強化するためのネットワークづくりなど、支援を必要とする方々の将来を見据えた取り組みに向けて、積極的な対応に努めてまいりたいと考えております。

○田村委員 ありがとうございます。

私たちは安心・安全という最近の言葉から、排除、隔離へと意識が向かっていないか、検証してみることが大切だと思います。一部ではなく、誰にとっても安心・安全であるべきであり、罪を犯した障害者や高齢者の置かれている背景を把握しサポートを行う地域生活定着支援センターの役割は、非常に大きなものがあると考えます。その地域生活定着支援センターで最も力を入れているのが、受け皿の確保であります。

そのステージは、入所施設ではなく、できるだけグループホーム等の地域の中に求めております。

一般的に考えれば、刑務所を出所した特別な人かもしれません。そう考えてしまうのが、ある意味普通とも言えます。ただ、これは本人の生まれ育った環境が福祉に届かず、特別の状況下にあっただけであります。それによって、人間不信、孤独、自信がない、ひがみ、人からよく思われない、追従などが悪循環によって重層的に蓄積され、一般社会からも見放された結果が犯罪だと思えます。したがって、その受け皿としては、再犯防止の管理的、隔離的な処遇ではなく、普通の環境を重視し、地域生活をともに歩んでいけるソフト的な福祉サービスの提供を第一として考えます。

本人のこれまでの環境の中からでき上がってしまった、心のバリアを解きほぐしてくれる環境とはどういう環境なのかを、もう一度考えていきたいと思えます。そのことが、排除から包み込む地域社会へ、罪を犯した多くの人たちの幸福づくりが、一歩前に進むのではないかとというふうに願っております。

以上で、時間がまだ余っておりますけれども、これで私のほうの質問は終わります。ありがとうございました。

○中面委員長 以上をもって、田村委員の質問は終わりました。

ここで午後3時50分まで休憩をいたします。

午後3時42分休憩



午後3時50分再開

○中面委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行い

たします。

佐竹委員。あなたの持ち時間は65分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○佐竹委員 本日のラストバッターとして登壇の機会をいただきました佐竹です。

私からは、まず初めに、中山間地域の活性化の取り組みにつきましてお尋ねをしてみたいです。

来年度予算案においても、知事は、課題解決先進県を目指した取り組みをさらに加速させて、経済の活性化など5つの基本政策と、中山間対策の充実強化など横断的な施策に取り組み、さらなる県勢浮揚に向けて挑戦を続けていくこととしておりまして、その姿勢は大変評価されるところであります。

特に中山間対策につきましては、新たに集落活動センターを担当する総括の地域支援企画員を配置いたしまして、5名の増員というところでありますが、きめ細かな支援体制を確立するなど、集落活動センターの普及拡大を進め、中山間地域での生活を守り、産業をつくる取り組みを充実強化するとともに、中山間地域でのシェアオフィスの推進や移住促進策との施策連携など施策間の連携・協力により、その効果を相乗的に高めていくという取り組みを進めていこうとしているところでございます。

これらの取り組みにつきましては、私も過ぐる昨年の9月県議会で要請をした、一歩踏み込んだ対策というふうに受けとめて理解しておりまして、その成果に大いに期待をしているところですが、まず改めて知事に、その狙いと期待につきましてお伺いをしておきたいと思えます。

○尾崎知事 この集落支援担当職員を配置した狙い、そしてまた期待ということでもありますけれども、大きく申し上げまして2点あります。

今、集落活動センターを県内に普及させていきたいということで、いろいろ取り組みを進め

てきておりまして、年度内に恐らく13カ所、設置をされることとなるであろうということですが、県内の状況を見まして、ぜひ県内に130カ所ぐらいをつくる。それぐらいの密度でないと、本当の意味で中山間地域全体の振興ということにはつながらないのではないかと考えておりまして、まだまだ道半ばといえますか、やるべきことは多いわけでありまして。

そういう中で、集落活動センターの取り組みをさらに普及させていくために必要な点は、2点だと思っております。そのまず第1点目が、やはりもう一段、その地域の皆さん、そして市町村の皆さんの中に入って行って、我々の意図をお伝えし、そしてまたその取り組みについてお話をさせていただいて、また地域の皆さんと一緒にいろいろな具体的な活動を進めていくということ、これが必要だということでありまして。一言で言えば、もう一段地域に入って、きめ細やかな活動をする必要があるのではないかと考えた、これがまず第1であります。そういうことから、専属の集落支援担当職員を置こうと考えたということなんです。

もう一点目でありまして、特に小規模な集落などでありまして、その集落の地域の資源を生かして、いろいろ取り組みをしようとしても、非常に小規模な集落であります場合ってというのは、一定取り組みに限界がある場合もどうしてもあるわけでありまして、そういう場合におきましては、やはり外から新しい活力、アイデア、これを導入してきて、そして地域の皆さんと一緒に新たに育てていくというような取り組みも必要となってくるのではないかなと、そのように考えておるところです。

県庁として、こういう提案をしてはどうか、ああいう提案をしてはどうかということ、ぜひぜひいろいろアイデアを練り上げていきたい、そしてまた提案力を高めていきたいと思っております。

が、提案を持って実際地域に入って、それを地域の皆さんと一緒に、実際の物になるような形で育てていくということも、またこれは非常に手間のかかることでもあります。そういうこと、アイデアを出して、実際に地域の皆さんと育てる、そういう仕事もぜひしてもらいたい。そのためにも、やはり専属の職員が必要なのかな、そのように考えたところでありまして、こういう狙いをしっかりと実行していただきたいと、そのためにこの職員を配置させていただきたいと考えておると、そういうことでもあります。

○佐竹委員 こうした県の取り組みと一体となって、各地域で実際に実行、支援をしていく。その主体となるのは、やっぱり市町村であろうかと思っております。集落活動センターの普及拡大はもとより、産業振興にしても、移住の促進の取り組みにいたしましても、今後、より一層県と市町村がベクトルを合わせ、さらなる連携、協調を図っていくことが重要になると考えておるところであります。

県では、今般の地域支援企画員総括担当の増員配置、あるいは産業振興の取り組みにおける土佐まるごと立志塾の開講など、これは67名ほどが修了しているようでありまして、県と市町村職員の人的連携の強化に積極的に取り組んでおりまして、大変心強く思っているところでもございます。このように、県からの連携の仕組みづくりは一定整っていると思われまますが、他方、これに対応する市町村の人的、財政的な体制が十分なものになっているのか、懸念もあります。

そこで、中山間地域活性化の鍵となる市町村の体制の充実強化について総務部長にお伺いしてまいります。

三位一体の改革、あるいは集中改革プランなどによりまして、県内市町村は全国に先駆けて行財政のスリム化を進めた結果、中山間地域で

は、一般行政部門の職員数が50人にも満たないような町村も多くありまして、マンパワーの点で、県のさまざまな施策との連携が、言うべくして難しくなっているのではないかと思います。そうした心配はないのか、お伺いをおきます。

○小谷総務部長 県内の市町村については、地理的な特性などによりまして、もともと小規模な団体が多い上に、地方財政を取り巻きます厳しい環境を踏まえて、特に三位一体改革以降、行政改革に取り組んだと、こういったことがありまして、一般行政部門の職員数が50人に満たない団体数が、平成25年には全市町村の3割に当たる10団体と、このようになっております。県としては、市町村に対して、産業振興ですとか南海トラフ地震対策などのさまざまな行政課題に対応していくために、必要な人員の確保に努めるように助言しているところではございますけれども、厳しい状況にある市町村があるのは事実でございます。

来年度は、先ほど来、話に出ておりますけれども、集落活動センターを担当する職員を5名増員するなど、産業振興推進地域本部を増強いたしますとともに、合計17人の専任職員を新たに配置して南海トラフ地震対策推進地域本部を立ち上げるなど、地域に軸足を置いた支援体制を充実強化させることにしております。より一層県と市町村との施策の連携を図ってまいりたいと考えております。

○佐竹委員 地方自治体の定員管理の指標として、かつてから見てきた定員モデル、あるいは人口と面積による定員回帰指標、それから類似団体別職員数などがあるわけですが、現在の県内の市町村の職員数は、これらの指標に照らして、超過をしている団体が幾つあるのか、その辺について総務部長にお伺いしておきたいと思っております。

○小谷総務部長 モデルの話ですと、平成24年の定員モデルにより算定される職員数と比べて、一般行政部門の職員数が超過している団体というのは15団体、それから類似団体別職員数で比較して、超過しているのは24団体ということになっております。

○佐竹委員 わかりました。

もとより市町村の職員数というのは、それぞれの自治体が適正規模を判断して、決定をするものであることは論をまちませんが、都市部と違い、域内の面積当たりの住民数が少なく、効率的な行財政運営が困難な中山間地域の市町村にとっては、この類似団体別職員数などの、いわゆる国の基準による指標でははかれないような職員の適正配置を考える必要があるのではないかと、かつてから常々考えてきたところがあります。部長のお考えを改めて伺っておきたいと思っております。

○小谷総務部長 確かに県内の市町村、先ほど申しましたけれども、地形的な特性等あります。非常に森林面積も多いし、そういった中に集落が点在しておると、こういったことでございます。単純に面積と人口だけでははかれないということは、当然あるかと思っております。市町村の職員数ですとか、その配置というのは、各市町村においてその適正規模を判断し、決定されていくべきものと考えておきまして、その判断に際しましては、単純に人口とか面積だけではなく各団体の住民のニーズ、それから各地域、各集落の実情にも十分な配慮がなされるべきだと思っております。県としても引き続きそのように助言をしてまいりたいと考えております。

○佐竹委員 尾崎県政になって、市町村と連携をしながら取り組まにゃいかん。元気のある地域づくりに取り組まなければならないプロジェクトが非常に多彩になってきておるといふふうにも思っているわけです。

だから、むしろ景気回復の兆しが見え始めてきた今こそ、優秀な職員を積極的に確保して、地域活性化に向けた攻めの政策を展開できるだけのマンパワーを備えておくよう助言をしていく必要があるのではないかというふうにも思っているわけであります。また、それが困難な市町村に対しては、相互交流にこだわらず職員を派遣して、県の連携施策に対応できるような人的支援を行うべきではないかと思うわけでありますが、総務部長の所見をお伺いしたいと思います。

○小谷総務部長 地域の活性化を初め、住民ニーズに即した行政課題に対応していくために、常に優秀な人材の確保、これが大前提であります。非常に重要なことだと思っています。そうした点も踏まえつつ、各団体においてさまざまな実情を勘案して、必要な人材、優秀な人材を確保していただくように、引き続き助言していきたいと考えております。

また、市町村への県職員の派遣につきましては、これも御指摘がありましたけれども、人事交流を原則に行っております。人事交流方式で行きますと、お互いに立場を変えて仕事をすることで、知識と経験、人脈や視野が広がるといったことで、人材育成につながるというプラスの効果がございます。双方にとって、メリットがあるものと考えております。ただ、もちろん交流に当たっては、市町村の意向や実情をよくお聞きし、合意を形成しながら実施しているところでございます。

今後においても、人事交流に限定した方法ではなく、各市町村のニーズ等に応じて、さまざまな人的支援の手法を検討し、提案していきたいと考えております。

○佐竹委員 財政運営の面では、各市町村とも将来の収支見通しを見据えた堅実な財政運営によりまして、財政指標も健全化してきておると、

基金残高も増加傾向にあるというふうには、いただいている資料を見ながら思っているところです。来年度の国の地方財政計画におきましても、地方交付税は若干減少したものの、一般財源総額は増額確保されており、特に私たちがかねてから注目をしてきた地方債計画における過疎債の増額、そしてその用途の拡大、緊急防災・減災事業債の継続など、一定の財源措置がなされているものと思っております。

しかしながら、お話にもありましたように、中山間地域においてはそもそもの財政構造が脆弱で、規模も小さい市町村が多く、その団体のみで地域を活性化しようとしても、その取り組みは小規模なものにならざるを得ないわけでありまして、その効果も一定限られたものになるのではないかと危惧をしているところでもございます。各地域が創意と工夫を凝らして、その独自性を生かしながらも住民が実感できる、より大きな効果を相乗的に発揮するために、やはり移住促進や産業振興計画の地域アクションプランの推進など、県の施策との連携を強めることが必要だと思います。

申し上げてきたように景気が回復基調にある中、県内市町村では過去の積極投資のための起債の償還にも一定のめどがつきつつありますし、財政健全化法における財政指標の一つである実質公債費比率も、総じて改善傾向にあるように見受けられます。

この好機を生かし、県の取り組みと連動した積極的な投資、攻めの施策展開をしていくべきときだというふうにも考えるわけでありますので、いま一度、部長の見解を求めておきたいです。

○小谷総務部長 県内の市町村でございますけれども、県と同じく依存財源の割合が高く、財政構造としては、依然として非常に厳しい状況にあると考えております。しかしながら、行革の

取り組みなどによりまして、御指摘のありました実質公債費比率が逡減してきておりますし、また基金残高につきましても、これは合併団体などにおいて、交付税の算定がえを見据えて一生懸命頑張ったということもありますけれども、8年連続で増加しているなどございます。各市町村の努力によりまして、県内市町村の財政状況は改善し、財政的な基盤というのは、一定できているのではないかと考えております。

財政の健全化というのは非常に重要なことでございますけれども、それだけが目的となつてはいけないものでございまして、こうした状況を踏まえまして、市町村には、財政の健全性には当然留意が必要ではございますけれども、産業振興や南海トラフ地震対策を初めとする、当面する喫緊の諸課題に県と歩調を合わせて積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

市町村に対しましては、県の取り組みと連動してこういった課題に取り組めますように、年内に副市町村長会というのを開きまして、県の見積もり概要の説明をして、来年度県がどういったことに取り組みたいか丁寧に説明しておりますし、予算編成が終わりました後、財政担当課長会議というのを開きまして、新年度の施策について説明するなどの機会を設けております。そういった中で、県と市町村との連携、協調ということについてはお願いをしてきておるところでございまして、今後ともそういった態度で臨みたいと考えております。

○佐竹委員 先ほども申し上げましたけれども、今般の過疎債のハード事業分の使途の拡大、あるいは過疎債のソフト事業への充当など、市町村にとっても有利な財源を活用した積極的な施策の展開が図られるよう、県の施策の情報提供と共有、その財源対策も含めた協議、対応を行っていく必要があると思うわけでありまして。

実際どのような助言を行って、中山間地域も

元気になるようにしていこうと考えているのか、もうちょっと具体的にお話をいただきたいですが。

○小谷総務部長 今お話のありました過疎債の話でございます。市町村とは、いろいろなところで話し合う機会を設けております。また、佐竹委員初め、いろいろと県議の皆様にも御指導を賜っているところでございますけれども、過疎債のソフト事業への充当、これは平成22年度から新たに認められることになりました。その前段階で市町村とともに、総務省などにいろいろと地域の実情をお話しした上で強く要望してきたことがなかったというものでございます。

このソフト事業に過疎債が活用できるようになったということで、県内市町村においても、あったかふれあいセンターですとか集落活動センターの運営費補助など、県とともに取り組んでいる事業に対して積極的に活用いただいております。毎年、その発行額というのは増加してきております。

また、今お話がございましたけれども、ハード事業分です。現在、過疎法等の改正というのが国のほうで議論されております。これにつきましても、市町村の方からいろいろ実情についてのお話を伺いました。こういったものをぜひ対象にしてほしいという話を伺いまして、それを踏まえて市町村とともに総務省などに出向きまして、いろいろと話をしたことで、現在、改正の作業が進んでいると承知しています。

今回、ハード事業の対象の拡大ということで、貸し工場ですとか貸し事務所の整備に係る部分ですとか、あとはし尿処理施設の整備などの部分が、県や県内市町村からの要望も踏まえて、対象が拡大される、そういったところへの過疎債の充当が認められると、こういったことになる見込みでございます。

先ほど申しましたけれども、県内の市町村は

非常に依存財源の割合が高くて財政構造としては脆弱でございます。そういった中でも過疎市町村につきましては、非常に有利な起債であるこの過疎債というのを有効に活用して、安定的な財政運営を行いつつも、やはり地域の課題に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。県としても、引き続き、さまざまな機会を捉えて助言をしてみたいと考えております。

○佐竹委員 いよいよ本年4月から消費税の引き上げもありまして、景気の下振れも懸念をされるところでございますが、こうしたリスクを回避しつつ、景気回復の足取りを一層確かなものとして、防災・減災対策はもとより、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、そういった点につきまして本当に有効な成果を上げるべく、より一層市町村との連携、協調を密にしていきたいと思います。

この点につきましては、もう部長さんの御答弁でよくわかりましたので、その決意を改めてお聞きはいたしませんけれども、そういう点を一つ胸に置いて、一層御指導いただきますように、よろしく願いをしておきたいと思っております。

次に、観光振興に関して、少しくお尋ねをしてみたいと思っておりますが、一昨年の12月9日、高速道路の四万十町までの延伸は、愛媛県側の宇和島までの延伸効果と相まって、西南地域の観光にとって大変大きなインパクトになっておるといふふうに理解をしております。幡多地域の6市町村では、地域の魅力を全国に発信する千載一遇のチャンスというふうに捉えて、広域的にまとまった「はた博」を開催したところでありまして、観光施設などへの入り込みが、昨年に比べて16%アップ、20万3,000人増という成果をおさめてきておられるわけでありまして、幡多地域の観光を底上げする起爆剤になったのではないかというふうに思っているわけでありまして、

こうした中であって、高速道路の出口であり、我々が住んでいる地域から見れば玄関口に当たる高幡地域の観光振興に関して、観光振興部長にお伺いをしてまいりたいと思っております。

四万十町打井川に開設をされた海洋堂ホビー館、いわゆる公設民営方式で、これは平成23年7月のオープン以来、2年3カ月で20万人を超える集客力を発揮していただいているわけでありまして、当初の目標を大きく上回る県内外からのファンを集めてきておられるわけでありまして、この間には、展示物の総入れかえや、あるいは新たな企画展示室と造形室を設けるなど全面的なリニューアルを行うとともに、季節ごとにいろいろな企画展を開催するなどして、精力的な取り組みが行われてまいりました。また、ホビー館の1年後に当たる平成24年7月にオープンした海洋堂かっぱ館は、海洋堂自身が建設した施設なんですけれども、こちらもおオープンして1年で6万人を超える入場者を数えておりますし、さらにことしの夏には、かっぱ館の2号館が開設をされるというふうな予定になっていることは、部長も御承知のとおりであろうかと思っております。

典型的な中山間地域の廃校を活用した、こうしたホビー館などの施設がこれほど観光客を集めるというのは、やはり宮脇館長を初めとするスタッフの方々の頑張り、また地元四万十町の全面的な支援があってこそだといふふうに思っているわけでありまして。過日、文化庁長官賞を受賞された館長が、集客力20万人と言わずに、今後30万から50万人を目指して、施設整備を展望した取り組みを行っていくというふうに語っておりました。

まずはこうした取り組みについて、観光面からどう評価、支援をしていこうとされているのか、部長に御答弁をお願い申し上げておきたい。

○久保観光振興部長 海洋堂ホビー館とかっぱ館

の開館によりまして、全国からフィギュア愛好家といった新たな観光客の方々がお見えになるなど、四万十川流域の観光拠点として人気を集めております。両施設に入館された方々は、近隣の道の駅ですとか観光施設にも立ち寄っていただいて、地域経済へ大変大きな波及効果を生み出しております。

今後につきましても、これまでと同様に、地元四万十町や関係部局とも連携をいたしまして、ホビー館への大型バスが通行可能となるアクセス道——県道でございますけれども、その早期の整備ですとか、旅行会社、またマスコミへのプロモーション、そして県の広報媒体を使つてのPRなど、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○佐竹委員 典型的なこの中山間地域のホビー館などの施設は、今し方お話もあったところではありますが、こうしたホビー館などのいわゆる施設型の観光に並行して、最近ブームになってきておりますサイクリングを生かして誘客を図ろうとする取り組みが、だんだんとふえてきているところでございます。

県や市町村が中心となって実施してきているサイクリングイベントに加えて、自転車愛好家らによるサイクリングツアーなどが、四万十川沿いやサニーロードなどで盛んに行われるようになってきておるわけでありまして、これらのコースは清流四万十川や足摺宇和海国立公園など、全国に誇れる自然景観を走るコースとして、他県の大会などにも引けをとらないコースだと思いますし、健康志向、エコツーリズムの人気などを考えたとき、今後大きく伸びていく可能性を秘めていると思います。

全国から愛好家の方々を呼び込んでくるためにも、サイクリングイベントを継続して開催することで積極的に情報発信をしていくことが必要だと思いますが、どう取り組んでいく予定か、

戦略的なお考えをお尋ねしておきたいと思いません。

○久保観光振興部長 本県では、四万十川流域を中心にさまざまなサイクリングイベントが開催されており、先週末には3回目となります四万十・足摺無限大チャレンジライドが開催されまして、多くの県外客の方を含めまして、約500名の方が幡多路、高幡路を駆け抜けたところでございます。

こうしたイベントを継続して開催していくためには、まずはイベント自体の魅力を高めた上で、その魅力を全国のサイクリストに対し、しっかりと情報発信していくことが大切だと考えております。このため、他県で開催をされておりますサイクリングイベントですとか、サイクリストが集う専門店でのPRに加えまして、サイクリング専門誌への掲載など、より参加者に直接届くような情報発信の仕方にも工夫をしております。

また、海外につきましても、先月、台湾にある世界的な自転車メーカーを訪問し、トップの方に対しまして、本県のサイクリングイベントのPRですとか協力要請を行ってきたところでございます。

○佐竹委員 お隣の愛媛県では、早くからサイクリングの推進に力を入れてきておりまして、ことしの秋には、しまなみ海道を中心に大規模な大会を開催することも予定されているようです。広島県との連携であります。

うちは予土線で愛媛県とつながっておりますので、その辺のことも念頭に置きながらうまく連携をすればこれまで以上に外向けの発信力を高めることができますと思いますし、広域的な周遊促進にもつながっていくものと考えているところであります。このため、サイクリングイベントを共同開催することとか、それに加え、予土線を活用したサイクルトレインを走らすこと

ができれば初心者でも参加しやすくなりますし、駅を利用することで土産品や飲食などの効果も出てくるものと思います。

ぜひとも県のリードで地元自治体を巻き込んで、県境を越えた取り組みを期待するものですが、どう考えていらっしゃるのか、お伺いをしておきたいと思います。

○久保観光振興部長 サイクリングイベントは、走行距離が100キロを超えることも多いため、その取り組みを進めていく上で、県域にとらわれない面的な広がりが必要です。このため、昨年の四国知事会におきましても、四国4県連携でのサイクリングの取り組みを進めていくことで合意し、現在、四国一周サイクリングコースを順次選定しているところでございます。

また、両県知事による愛媛・高知交流会議では、例年サイクリングでの連携をテーマの一つに取り上げておまして、予土線の窪川駅—宇和島駅間のサイクルトレインをことしの4月から11月にかけて、週末に延べ32回運行する予定としております。

今後も引き続き、愛媛県を初め四国各県との連携を十分図りながら、広域的なサイクリングの取り組みを推進してまいります。

○佐竹委員 このサイクリングイベントをぜひ共同開催して、頑張ってもらいたいと思っております。

この高幡地域には、四万十川だけでなく中土佐の黒潮本陣やら、あるいは松葉川温泉など、良質を誇る温泉施設、四国カルストなど、もともと持っている観光資源に加えまして、ホビー館やサイクリングなどの新たな魅力も加わってきております。さらに、道の駅などでも、地域の特産品を使った加工品を開発して売り込んでいく。また、市町村や観光協会などが中心となって、地元ならではの食材を生かしたイベントを開催するといったように、集客拡大に向けて懸

命に取り組んでいるところであります。

しかしながら、こうした取り組みがまだまだ、幡多地域などに比べて、それぞれ個々の取り組みに終わっているように思うんです。個々の取り組みでは、旅行会社に売り込んでいくとか、あるいは全国にアピールするといった面で、どうしても限界があるわけです。

このことが、今の高幡地域の観光の一番の課題だというふうに思いますが、いかがでしょうか。部長、御意見を賜ります。

○久保観光振興部長 委員のお話にありまして、高幡地域には、四万十町の海洋堂ホビー館を初め、朝どれの魚介類が楽しめる中土佐町の大正町市場、四国カルストの森林を満喫する津野町のセラピーロードの散策など、山川海の資源を生かした魅力的な観光商品が各地にございます。

これまでも各観光協会などが個々にPR等に取り組んでまいりましたが、残念ながら、これらを広域で取りまとめて一元的に情報発信を行うとともに、旅行会社に売り込み、そして受け入れる地域のコーディネート組織がなかったことが、これまでの課題だと考えております。

○佐竹委員 そこで個々の取り組み、いわば点の取り組みを線にして、そして面的な取り組みにしていくというような、市町村の枠を超えた広域的な組織づくりを県が、特に部長がリーダーになって進めているというふうにもお聞きをしております。

どういった振興手法をもって、地元と連携、協力をして執行していこうとしているのか、このことについてもお聞きをしておきたいです。

実はきょう私も質問に立つというお話をしよったら、忽然とけさの高知新聞へ、その点について一定の手法が報告されておったわけがあります。あわせて、広域観光博覧会のようなものを2016年度に開催すると。これらの実施主体

を県と共同でやるのか、地元のどういうところが主体になってやるのか。またポテンシャルも、先ほども申し上げたように多彩であろうから、どういうものを柱にしてこの博覧会を实行しようとしていくのか、一つの方針としてどういうふうな構想をお持ちなのか、部長のほうからお聞きをしておきたいと思います。

○久保観光振興部長 まず、前段の御質問ですが、観光振興を効果的に図る場合、どうしても市町村の枠を超えた広域の組織が必要となります。そういう意味で、高幡地域におきましては、県も組織化を後押しさせていただきましたけれども、昨年11月1日に、高幡広域市町村圏事務組合内に広域観光推進本部が立ち上がりました。そして、そこには専任職員を配置して、まずは観光情報の一元的な情報発信など、広域観光に取り組む体制が徐々にありますけれども、整ってまいっております。

そして、先ほど委員がおっしゃったように、一昨日には、平成28年度の地域博覧会を開催することが正式に決定しており、その成功に向けて取り組みを進めていくこととされています。地域博覧会の概要等につきましては、後ほど御説明を、わかる範囲でさせていただきます。

昨年開催されました地域博覧会の「楽しまん」と「はた博」によりまして、幡多地域では入り込み客数を大きく伸ばしますとともに、広域観光に取り組む地域の体制づくりが大きく進んでまいりました。高幡地域におきましても、地域の機運の醸成を図りまして、広域観光推進本部を中心に、一体となって地域博覧会に取り組み、そのことが広域観光組織の強化につながりますよう、県としてもできる限りの支援をしております。

先ほどお話のございました地域博覧会、高幡の地域博覧会、平成28年度というふうに新聞等にも掲載されておきまして、我々もそのように

承知しております。今後、主体につきましてはいろいろ考えられると思います。例えば、はた博の場合でしたら、地元の商工会の方がトップになられておりますし、現在進めております東部博のほうにつきましては、圏内の首長さんがトップになられております。県のほうとしましても、名誉会長ですとか、顧問とかというふうなこと、また私もメンバーに入れさせていただいております。

博覧会をやることによりまして、そのときだけ観光客の方がおいでになるのではなくて、継続して観光客の方においでをいただくような取り組みが大事だと思いますので、後々残るような体験プログラムですとか、また通年御提供できるような旅行商品、観光商品といってもいいかもわかりませんが、そういうものをこの博覧会に向けて造成しまして、今後それをずっと、博覧会が終わっても継続していけるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○佐竹委員 詳しく御答弁をいただきました。ぜひ平成28年ですか、室戸の次には県の真ん中で博覧会が実行されるように、一生懸命御指導をいただきたいと思います。

それともう一つ、ちょっと気にかかっているのは、2%ぐらいの主要施設への入り込み客数の増加というような新聞報道だったですけども、はた博の場合なんかは16%じゃからね、ホビー館などの利用も含めて、もう少しダイナミックに目標を据えて取り組んでいただければ、御指導をよろしく願いしておきたいと思います。

○久保観光振興部長 けさの新聞に出ておりました2%といいますのは、地域博覧会を行うことによって2%の増加というふうな記述ではなくて、もともとの第2期の産振計画の中で、平成24年度と比べまして平成27年度、博覧会は平成

28年度ですんで、博覧会の前の年、平成27年度に向けて高幡地域において2%の増加というふうな意味だと解釈をしております。そういうふうなことで、地域アクションプランの中にも、2%増加というふうなことで我々記述をしております。

○佐竹委員 御丁寧に御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

引き続きまして、最後のテーマですが、企業誘致政策についてお伺いをしてまいりたいと思います。

本県の製造品出荷額等は、平成7年の7,055億円をピークにしまして下降を続けて、平成21年には5,000億円を割って、全国最下位が今もって続いているわけです。私も、長い間県庁でお世話になったときには、企業誘致にいそしんでまいったわけですが、そういうことから振り返ると、少し寂しい気がいたしておるところもございます。

県ではこうした厳しい状況を踏まえ、本県経済の活性化に向けて、産業振興計画を策定して、知事を先頭にして一生懸命頑張っており、地産外商や県内産業の生産力向上などに取り組んでいるということについては、もう皆さんも御承知のとおりであって、敬意を表しているわけがあります。

結果として、下降傾向にあった製造品出荷額も一定歯どめがかかるとともに、有効求人倍率も過去最高水準の0.79倍ということで、0.6を超えて大きく0.8に近づいているというのは、私も近年初めて見て、少し驚いているわけですがけれども、雇用面においても改善されつつある、こういう本県の将来に、少し明るい兆しを感じるようになってきているわけがあります。

ところで、本県経済を飛躍的に向上させるためには、やっぱり企業立地が重要な課題ですから、企業誘致に際し、立地に十分な受け皿を整

備してやっていかにかいかんというのは論をまたないところでありまして、特に西南中核工業団地以降、高知テクノパーク、あるいは高知岡豊工業団地、また流通団地では高知みなみ、なんごく流通団地というふうにやってきたわけですが、空き区画がほとんどないというのが現状であります。

そのため、産業振興計画においては、7年後の平成33年度までに65ヘクタールを整備すると、団地造成の目標を掲げて、その第一弾として、昨年末には香南工業団地が完成をして、県内外の企業から問い合わせが来ているというふうに伺っているわけです。私も、休みの日にひそかにこの工業団地を見に行ったが、実に立派なできばえだなというふうに感服をいたしました。

この香南工業団地、約8ヘクタールの8区画の分譲状況、それから分譲により、どれくらいの製造品の出荷額を見込んでいるか。それから雇用創出はどのくらいを見込んでいるのか、その辺について期待が大きいだけに、商工労働部長に伺っておきたいと思います。

○原田商工労働部長 香南市香我美町の香南工業団地、これは、分譲する工業団地としましては10年ぶりでございますが、昨年12月に完成し、本年1月から分譲を開始しております。

分譲の状況でございますが、県内外から20社分譲希望の問い合わせもありまして、そのうち8社から具体的な相談を受けております。現在、応募済みの企業3社と分譲手続を進めておりますほか、資金調達、事業計画をさらに詰められている4つの企業と協議を行っておりまして、それぞれ事業計画が整えば、申し込みがなされる予定となっております。

現在、分譲手続が進んでおります企業につきましての製造品出荷額等の増加額は約20億円、新規雇用は112人となっております。3社はそれぞれ分譲地内で、さらなる増設も計画されてお

りまして、さらに現在交渉中の企業を含めますと、製造品出荷額等の増加額は、最終的には40億円以上、新規雇用が200人以上というふうに見込んでおるところでございます。

○中面委員長 佐竹委員、質問を区切っていただけますか。一問一答。

○佐竹委員 はい。

よくわかりました。これはひとつ立派な工業団地だから、早く分譲できるようにと期待をしておりますから、よろしくお願ひしたいです。

次に、南海トラフ巨大地震の新想定以降、県内企業のニーズが高まる中で、BCPの対策としても大きな関心が寄せられていると思ひますが、高知一宮団地につきましてお尋ねしておきたいんですが、高知市内にある現在地からの距離やら関連企業との取引などを考えますと、非常によい立地環境にあり、早期の完成を期待している声もあちこちから聞かれるわけでありま

す。こうした期待に応えるために、県は共同開発を行っている高知市とともに、一宮逢坂峠の採石場所跡にこの団地を早期に完成させて、企業が安全に事業が継続できる環境を整えることが喫緊の課題ではないかというふうな期待感を持って見ているわけでありま

す。そこで、この高知一宮団地の現在の進捗状況と分譲開始までの計画、またこの団地に関心を持つ企業は多いと思ひますので、5ヘクタールと言わずに、10ヘクタール規模に用地を広げていくポテンシャルをお持ちと思ひわけですが、商工労働部長の見解をお伺ひしておきたいと思ひま

す。○原田商工労働部長 高知一宮団地は、分譲予定面積約5ヘクタールについて、今年度から高知市と共同開発に着手しております。測量や設計を行いながら、現在用地取得について地権者と最終調整を行っているところ

です。来年度、早期に用地取得を完了させまして、引き続き工事発注へとつなげていきたいと思ひています。平成27年度中に造成工事を完成させまして、平成28年度中に分譲を開始することを目標としております。

委員から、規模、つまり面積の面で、現在5ヘクタールの計画でございますけれども、まだまだ広がる可能性があるのではないかというお話がございました。高知一宮団地の用地を広げていくということにつきましては、まずは、その広げる範囲にいらっしゃる関係者との調整も必要でございます。現在の造成工事を進めながら、また高知市とも十分に協議もしながら、そういった拡張といったことについても検討していきたいというふうな思ひしております。

○佐竹委員 また、来年度新たに55号線の北側の日章工業団地の団地開発に着手するなど、産業基盤の整備に大変精力的に取り組まれているんですが、津波新想定を受けて、企業にとって安全・安心な団地を整備していくことが大切であると思ひま

す。この日章工業団地は、空港とか、いわゆるインフラの面では高知東部自動車道を含めて、交通アクセスは非常にすぐれておるわけですが、香南工業団地とか、あるいは今し方お尋ねをいたしました高知一宮団地のように、高台ではない地域での団地開発になるというふうな思ひま

す。ここには王子川もあるし、物部川もあるわけなんです

が、やっぱり1メートルくらいの土盛りをして造成する団地だというふうな事務当局からは説明を受けちゅうわけ

それから東部自動車道のインターチェンジに近接もしております、また国道55号に面するなど、交通アクセスが非常にすぐれた場所でもございます。そのことに加えまして、南国市が行いました適地調査の中でも検討されておりますが、周囲の環境、それから開発区域の規模、工事費等々を総合的に勘案いたしております、また、市当局も大変熱意を持って取り組まれている中、県、市で十分検討を重ね、最終的にこの地区を選定した経緯がございます。

開発計画の概要につきましては、開発予定面積は約15ヘクタールで、分譲予定面積につきましては、共同開発の工業団地としましては最大規模の約11ヘクタールで、全面平地となっております。この団地は、一宮団地のような高台ではございませんけれども、先ほど委員もおっしゃいました土盛り等々で、津波の影響を受けない造成計画を徹底することにしておるところでございます。スケジュールにつきましては、来年度、平成26年度実施設計、用地測量を済ませ、平成27年度中の用地取得、平成28年度造成工事に着手しまして、平成30年度に分譲開始を目指していこうというふうにしておるところでございます。

○佐竹委員 ありがとうございます。

今後の団地開発ですが、今し方もちょっと65ヘクタールというふうに申し上げたわけなんです、いずれにしても、この岡豊団地にしたって、香南工業団地が7年目ですかね、ことして。非常に長い期間を要するわけでありまして、そういったプロジェクトをこれからやって、65ヘクタールの分譲をしていかにやいかんということで、企業誘致による経済効果とか雇用効果を出していくためには、もう少し迅速に団地整備を進めていく必要があるんじゃないかというふうな思いがしているわけです。

そこで、港湾にも、特に3つの重要港湾です

が、団地開発を進める上で、港湾とか高速道路を生かす沿線地域にどう今後展開をしていくのか、マクロなお答えでも結構ですが、部長の所見を伺っておきたいと思えます。

○原田商工労働部長 団地開発を行うに当たりましては、やはり進出していただく企業の方々から見ますと、やはり便利な立地環境、それから必要な分譲面積でありますとか、適正な分譲価格であるかといったことが、立地していただくところのポイントとなるところでございます。

そういうことから、特に委員がお話になりました港湾、それから高速道路等を生かせる沿線地域といった面は、有利な立地環境というふうになるのではないかと考えております。

今後の団地開発につきましても、こうした視点を踏まえながら、沿線の市町村とも連携を密にし、団地開発にさらに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○佐竹委員 引き続きまして、事務系職場の誘致、特に従来は高知市に集中をしておったコールセンターが、四万十市とそれから四万十町に成功したということについては、女性の、あるいは若き高校卒の女性の方々の、地域に定着できる環境づくりにも大変大きな役割を果たすものと期待をしているところでございます。

また、標題でも申し上げましたが、高齢化が進む中山間地域での若年人口の流出抑制、あるいは移住促進にもつながるといふような効果も持つと思えますので、そういった意味でも、地域に定着できる環境づくりという面で大変大切な視点だと考えて、うれしく思っているわけがあります。

この企業を、四万十市や四万十町に3月から4月にかけてオープンをさせて、100名の雇用といった明るい効果ももたらすことになったわけですが、どのような要因と努力が生かされて実ったのか、その辺について部長の所見を

聞いておきたいと思います。

○原田商工労働部長 今回、誘致が実現いたしましたコールセンターの運営会社ですけれども、これは昨年10月に、本県が初めて都市部で取り組みました企業立地セミナー、これは大阪で行いましたけれども、それが最初の契機となったものでございます。

この会社が運営しますコールセンターにつきましては、ホテルの予約代行でありますとか観光旅行に強みを持っているといったことに加えて、地域での雇用に貢献していくという、この会社の方針がございまして、人口規模の小さい市町村に積極的に立地していらっしゃるというのが、特徴となっております。

こうしたこの会社の方針が、観光情報の発信強化、それから雇用の場の創出に向けて取り組んでおります県、それから四万十市、四万十町の狙いと一致したということに加えて、地域ブランドを活用していきたいという、この会社サイドの経営戦略上の希望というのがございまして、四万十市、四万十町への立地が決定していったという経過がございまして。

同社の立地に向けましては、オフィスの確保、通信環境の整備が課題ではありましたが、両市町、県、相互に協力しまして、解決に努めてまいりました。まさに市町におきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業の活用、また施設改修など、具体的な支援策もPRをしていくながら誘致交渉を行って、今回の成果につながったということになっております。

○佐竹委員 そういう経緯とか経験を生かして、社長さんも鹿児島の方やったと思いますけれども、人脈と経験を生かして、また中山間地域への企業誘致にも、規模はともあれ、結びつけていってほしいなというふうに思っております。

近ごろ、商工労働部のほうへも、よく顔を出しながらお話を伺っているわけなんです、新

産業推進課というのができて、一生懸命課長を初め皆さんが努力しています。IT系の企業やコールセンターの、本山町とか土佐町への誘致、あるいは安田町への映像制作会社の誘致に熱心にお取り組みをいただいている、そういったところで、なるほどと感心をさせられるような努力が積み重ねられておるということでございます。中山間の過疎地では、四、五名程度の雇用も大切なので、ぜひとも中山間地域の雇用の場創出に向けて、引き続き全力をもって取り組んでいってほしいというふうに、切によろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

そこで、この項最後に、知事にひとつ所見をお伺いしておきたいんですが、この中山間地域での企業誘致を今後どのように展開をしていくのか、今まで以上に一層力を傾けてほしいと思いますので、その所見と、それから今後国によるCLTに関する法令などの整備に伴い、需要が増加していくことが考えられますので……

○中西委員長 佐竹委員、質問を分けてください。

○佐竹委員 分けるかよ。

そしたら、まず、その中山間地域への企業誘致につきまして、よろしくお願ひしたいです。

○尾崎知事 今回、四万十市、四万十町、本当に多くの皆さんの御尽力のおかげで、こういう100名の雇用が生まれる、そういう新しい事業を誘致できたということは、本当にうれしいことでもありますし、そして、ある意味大変自信がついたといえますか、こういう田舎でも、これだけでかいところが来てくれるのかと、そういうことを非常に感じまして、うれしく思っております。それと同時に、あわせて今後の可能性、これを非常に感じているところであります。これをぜひ生かしていきたいと思います。

規模は違いますけれども、東京、大阪、6事業者の皆さんが、10名新しい雇用をしていただいて、シェアオフィスを中山間でも開いていた

だくということをございまして、これも非常に勇気づけられることをございます。

移住促進策などとあわせて、企業立地セミナー、コールセンター見本市など、さまざまな機会を通じて、積極的に誘致の実現を図っていききたいと思ひます。

情報通信技術が発達した今日において、特に知的労働をいろいろされる方にとって、中山間地域というのは、最高の働く場所であるということではないのかなど。そういうところを大いに訴えていきながら、その受け入れ先として大いに名乗りを上げて、多くの雇用を生み出していけるようにしたいなど、そのように考えています。

○佐竹委員 そしたら、いま一度知事のほうによりしく願ひしたいんですが、CLT活用を強く訴えていくとの説明がありましたし、東京のオリンピックやパラリンピック、2020年に向けての取り組みも、提案説明の中でお聞きをしたところでは。

今後、このCLTの、来年度実施設計へ運ばれるというふうなお話も、たしかお聞きをしたと思ひますが、この供給体制を、早急にやっばり検討して進めるべきじゃないかというふうな思ひを強くいたしておるわけであります。ですから、来年度から高知新港に最大クラスの津波においても浸水をしない、安全な高台企業用地の整備を進めるというふう聞いております。

この受け皿をひとつ念頭に置いて、この高台企業用地をCLTのパネル工場の立地場所として整備していくということによって、国内はもとより、広い需要を喚起するように頑張っただきたいなという期待感を持っておるわけをございますので、この点よろしく願ひいたします。

○尾崎知事 CLTパネルの需要拡大に、本当に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

現在、国内にある工場では、規模が非常に小そうございます。ですから、新しいCLTパネル工場をつくっていくことが、全国的に行われていこうかというふうに思ひます。ぜひ高知で、このパネル工場をつくっていただきたいと、そのように考えておりまして、そのプロジェクトを、検討するための取り組みを来年度進めたいと、そのように思ひています。

そういう中において、御指摘の高知新港の高台企業用地でありますけれども、津波に浸水しない高さがあつて、新しく供用する大型岸壁があつて、また高速道路にも近くて、交通アクセスもよいという、いろんなよい条件が整っています。有力な候補地の一つだと、そのように考えています。

○佐竹委員 御丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございました。高知新港も、いよいよ3万トン岸壁も整備をされておりますので、よろしく願ひを申し上げます。ありがとうございました。

○中西委員長 これで佐竹委員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明7日の予算委員会は午前10時から開会いたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後4時55分散会

平成26年 3月 7日 (金曜日)

出席委員

金子 繁昌 君
 加藤 漠 君
 川井 喜久博 君
 西内 隆純 君
 弘田 兼一 君
 明神 健夫 君
 依光 晃一郎 君
 梶原 大介 君
 佐竹 紀夫 君
 中面 哲 君
 武石 利彦 君
 西森 潮三 君
 横山 浩一 君
 上田 周五 君
 西森 雅和 君
 池脇 純一 君
 田村 輝雄 君
 岡本 和也 君
 中根 佐知 君
 塚地 佐智 君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 小谷 敦 君
 危機管理部長 高松 清之 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君

理事(中山間対策・運輸担当) 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 久保 博道 君
 農業振興部長 杉本 雅敏 君
 林業振興・環境部長 田村 壮児 君
 水産振興部長 東 好男 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 中澤 卓史 君
 人事委員長 山本 俊二郎 君
 人事委員会事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 職務代理者 小林 良樹 君
 警察本部長 朝日 満夫 君
 代表監査委員 久保 博孝 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

議 事 課 長 山名 正純 君
 議事課長補佐 楠瀬 誠 君
 主 任 沖 淑子 君
 主 事 村岡 高志 君



午前10時開議

○中西委員長 おはようございます。ただいまから2日目の予算委員会を開会いたします。



諸般の報告

○中面委員長 御報告いたします。

公安委員長山崎實樹助君から、所用のため本日の委員会を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○中面委員長 これより2月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

塚地委員。あなたの持ち時間は45分です。御協力をよろしく願いいたします。

○塚地委員 おはようございます。

それでは、早速ですけれども質問に入らせていただきます。

まず、難病対策についてお伺いをいたします。

本県には、医療費助成を受けることのできる56疾患に指定をされている患者さんだけでも約6,000人、それ以外でもいわゆる難病とされる方を含めると、推計1万人を優に超える方々が難病を抱え、不安や苦しみに立ち向かって暮らしておられます。人口比で約70人に1人、家族を含めるとその割合はさらに大きく、県政上大きな課題とも言えます。本年2月12日、難病の患者に対する医療等に関する法案が閣議決定をされました。国の難病対策が始まりました1972年以来、初めて法制化される動き自体は、法的根拠を伴う永続的な支援制度を構築しようとする点で一定、一歩前進、少し光が見えたとの評価もあります。しかし、法案には重大な問題点もあり、本県議会でもさきの12月県議会で問題点を列挙し、改善、充実を求めた意見書を全会一

致で採択し、政府と国会に提出をいたしました。

まず、知事に、この法案についてどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

○尾崎知事 今回、難病の患者に対する医療等に関する法律案、これが一応案としてできて、今後審議されていくことになるわけでありまして。40年ぶりの大きな制度改革を迎えようとしているという中で、非常に大きな前進とともに、やはり懸念の点も残るというのも確かであろうかなど、そのように思っております。

前進としては、治療方法の開発に向けた研究を進めるでありますとか、都道府県単位でしっかりとした医療提供体制の整備を図る、そういう制度を整えていくとか、そういうことが整えられますとともに、その医療費助成について、従前対象になってなかった希少疾患についてもしっかりと対象にしようという形で範囲が拡大されたことと、あわせまして何といってもその助成自体が法定されたということは非常に大きい意義があるのではないのかなど、そのように考えております。他方で、いわゆる軽症者が医療費助成から外れてしまうのではないかという懸念が、今回全ての疾患で重症者認定という仕組みを導入することによってそうなるのではないかという懸念があるのも確かであります。

今後、法案が成立をしていく、さらに政省令が定められていくという過程で具体的にどうなっていくのかというのがわかってくると思っていますので、しっかり動向を注視して、しっかり言うべき提言、政策提言、これはしていかなければならないなど、そのように思っております。

○塚地委員 ぜひとも患者さんの立場に立った提言というのを行っていただくようお願いをしておきたいと思っております。

この法案準備に伴いまして、厚生労働省厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会におい

て、難病患者の医療費助成制度の改革案が昨年12月に示されております。そこでは、医療費助成制度の対象疾患を56から、今知事もお話がありましたとおり、約300に拡大をして、自己負担の割合を現行の3割から2割に引き下げるという方針は打ち出しています。しかし、治療方法が確定をされていないいわゆる難病は数千種類にも及ぶとされておりまして、病名を基準とすれば多くの難病患者を除外することになる点、またこれまで医療費が全額支給をされていた重症患者にも一定の負担を求めること、さらに医療費助成の内容として月額負担額を所得に応じて決定することとしており、現在の特定疾患治療研究事業と比較をいたしましても、多くの場合大幅な負担増を求める結果となるなど、看過できない問題点を、先ほど知事も述べられたとおり含んでいると思います。

この改革案の内容では、これまでの治療を継続できなくなる可能性が指摘されていますが、現在助成を受けている難病患者への影響を本県でどのように捉えておられるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○山本健康政策部長 医療費助成制度の改革で、障害者の自立支援医療を参考に、自己負担限度額が見直されました。現行制度の受給者のうち、例えば住民税非課税の方について、これまでは自己負担がなかったですけれども、新たな制度では月に2,500円から5,000円の負担をしていただくということになります。また、制度設計は今後検討されることになっていきますけれども、認定基準の見直しによりまして、軽症で助成対象から外れるという患者さんが出てくるということにもなります。

激変緩和のために3年間の経過措置が設けられているということと、それからその3年が経過した後、軽症のために助成対象から外れた方であっても、必要な医療を受けた場合に月額1

万円以上の負担が年3回以上ある場合には対象にしますよというような一定の支援措置というのはありますけれども、やはり今回の改正では少なからぬ影響があるのではないかなというふうには考えています。

このため、これまでも全国知事会を通じまして、真に医療が必要な患者さんが医療を受けられる制度とするように要請もしてまいりましたし、先ほど知事が申しましたように、今後も必要な提言としていきたいというふうに考えております。

○塚地委員 今御答弁がありましたとおり、これまで医療費負担がなかった、とりわけ低所得者の皆さんに新たな負担が厳しく生活に襲いかかってくるということが想定をされているわけです。非課税の世帯で本人の年収が80万円を超えれば、月額5,000円という負担になります。難病患者の皆さんは、本当に日々の生活の中でさまざまな御苦勞をされていますし、支える家族の皆さんの経済的な負担も結構大きなものがあります。この低所得者の皆さんにとっての5,000円というのは大変厳しい負担にもなるということが想定をされていますので、ぜひとも、今お話があったとおり、この新たな患者負担を何とかならないのかという声は知事会のほうからも強く上げていただいて、この負担増に歯どめをかけていただくというためにぜひお力を出していただきたいということを、強く要請しておきたいと思います。

さて、今回の法制化の動きの中でさまざまな問題点はありますが、難病対策が拡充をされ、とりわけ難病患者の社会参加への総合的な支援が拡充をされるということが期待されています。

この間も、患者団体の方々の大きな運動で対象疾患の拡大や難病相談・支援センターの創設が実現をしております。今後、さらなる充

実が求められることとなりますので、以下その点を踏まえてお伺いをしたいと思います。

平成22年12月県議会でも取り上げさせていただきました、まず難病相談・支援センターの充実についてお伺いをいたします。

難病相談・支援センターは、平成15年、国が事業化をし各都道府県が設置をすることとなりました。医療に関する相談だけでなく、生活全般にわたり困難を解決し、就労支援も行う、さらに各患者団体の育成や家族の支援、交流も図る総合的な対応が求められるものです。本県では、5カ所の各福祉保健所に難病対策担当の保健師を配置するなどして、センター機能を持たせるとの対応を図ってこられました。

しかし、その存在は余り広報されておらず、庁舎に看板を設置してほしい、福祉保健所の作成している封筒に難病相談・支援センターと書き込むなど存在をアピールしてほしいとの要望もあってまいりましたが、これらをどのように受けとめておられるか、健康政策部長に伺います。

○山本健康政策部長 5カ所のセンターの相談件数は、4,000件余り、それから実数的にも1,600名の方から相談をいただいておりますという実態はあります。ただ、大半が医療費の助成対象患者さんということになっておりまして、助成対象となっていない難病患者さんであるとか、一般の県民の方への周知というのが十分とは言えないという状況にあります。

今回の制度改正によりまして対象の疾患が大幅に広がるということになりますので、県民の皆様へ新たな制度について十分周知を図っていく必要がございます。そのために、難病相談・支援センターの広報もそれにあわせてしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○塚地委員 今後、ぜひともそういった対応をとつ

ていただきたいと思いますけれども、現時点においても難病相談・支援センターに、県庁のホームページから行き着くのがなかなか難しい状況があります。しかも、高知県難病相談・支援センターのホームページというところをクリックいたしましても、出てくるのは各福祉保健所の連絡先が出てくるにとどまっていまして、最新の情報ですとか、患者さん方々に高知県でどんな事業がされているのか、患者団体がどこにあるのかというようなことがホームページに記されていない実態もございます。

そういった実態は早急に改善をしていただきたいと思いますと思いますが、その点、伺ってよろしいですか。

○山本健康政策部長 現状でできることはすぐにさせていただきたいと思います。

○塚地委員 今、高知県内に1カ所ではなく、各福祉保健所ごとにセンター機能を持たせています。このことによって、難病患者の約40%が高知市に集中をしているわけですけれども、高知市での支援センター機能は県事業として県庁の本課の健康対策課が担うという形になっております。患者さんから見ると、県庁の本課というのはなかなか気軽に相談に行けるという敷居の高さではないようにも思われます。

患者さんや家族が気軽に相談できる体制が整っているというふうには言えないのではないのでしょうか。さらに、本来はセンターに相談室や談話室、交流活動室兼研修室、事務室等をバリアフリーで設置をするという設置の要綱もございます。それらに合致したスペースの確保というのも今できている状況ではございませんけれども、これまでの設置体制にどのような課題があるというふうにお考えになっておられるのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○山本健康政策部長 今お話にありましたように、難病相談・支援センター機能としての高知市民

の方に対する相談業務ですけれども、難病医療専門員を初めとします健康対策課の職員が今対応させていただいております。それだけではやはり不十分だろうということもありまして、センター機能を補完するために、難病患者さん同士の相談、交流の場となりますように高知県難病団体連絡協議会のほうに委託をさせていただいて、医療相談会とか難病セミナー、病気ごとの患者交流会などを開催してきました。

ただ、このように医療の相談を初め一定対応はしてきたところですが、患者さんが日々気軽に相談できる機能が不足しているというふうに認識をしております。

○塚地委員 やっぱり日々の悩みが大変大きくて、患者さんが本当に気軽に訪れて相談に乗っていただける、しかもその場で患者さん同士の交流があるということは、生きる勇気を持っていただくためにも大変重要なことだというふうに思います。

昨年の12月に、国の難病対策委員会で取りまとめられました「難病対策の改革に向けた取組について」では、難病相談・支援センターには、現在、相談員が非常勤のところが多いため、人的体制の充実や全国の取り組み内容を共有するなど、全国のセンター同士のネットワークを構築し、質の底上げを図るとして、来年度予算も大幅に増額をされています。しかし、本県では福祉保健所の本来業務として各福祉保健所がセンター機能を担っておりますので、この国の事業費の増額を活用することができておりません。

国のこうした動きに連動することができない中、各福祉保健所、さらに高知市保健所とも連携をし、県下全体の底上げを図る機能を持つセンターをぜひとも設置する必要があるというふうに思いますけれども、どのように対応されるか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○山本健康政策部長 御指摘のように今回の国の

制度改正におきまして、難病相談・支援センターは、これまで以上に気軽に相談できる機能であるとか、患者交流の場づくりというのは当然ですけれども、それに加えハローワークと連携した就労支援や患者同士のピアサポートの活動支援、また全国的な難病相談・支援センター間のネットワークへの参加を実施することなどが示されています。

これらの機能は、現在の福祉保健所が担うにはなかなか難しいという点もございます。このため、これらの機能を担って充実していくためにどういった体制がよいのかということを来年度の4月の整備に向けて、高知市はもとより全国の先進事例とか患者団体さんの声もお聞きしながら、整備するためにどうしたらいいかを検討していきたいというふうに考えております。

○塚地委員 再度確認させていただきますが、来年度4月の設置というふうにおっしゃられたと思いますが、つまり平成26年の4月ということの確認でよろしいですか。

○山本健康政策部長 申しわけありません。来年度、まだなっていないでした。済いません、平成27年4月でございます。訂正させていただきます。

○塚地委員 すばらしいスピード感だなと今一瞬思いましたがそうではないようで。1年間かけてだということになるろうかと思いますが、ぜひ今の要望されている、中身が充実をして高知市とも連携がとれるセンターを設置していただきたいというふうに思います。

その患者団体の皆さんも今、どこの場所に設置してもらったらいかなというようなことを検討されていると思いますが、この高知市中心部で今可能だと思われるものに、県の保健衛生総合庁舎があろうかと思えます。そこには精神衛生保健福祉センターも設置をされていますし、そういった患者さん方がこれまで保健所として

も活用してきてなじみのある場所でもあろうか
と思います。

今後の検討にはなろうかと思いますが、そ
の場所も一定検討の場所として位置づけていた
だけかどうか、健康政策部長にお伺いをいた
します。

○山本健康政策部長 設置場所につきましては、
おっしゃられたように、センターそのものをど
うするのかという機能とあわせて検討すること
になると思います。

県の庁舎の中に新たにスペースを確保する
というのはなかなか難しいかなというところもあ
りますけれども、そういうことで排除するん
ではなくて、幅広にどこがいいのかと、駐車場と
かいろんな問題もあろうかと思ひますんで検討
していきたいというふうに考えています。

○塚地委員 患者さんにとって行きやすい場所と
いうことが大切ですし、直営になるのか委託に
なるのかということもありますが、委託になっ
た場合も、やっぱり場所という問題にお金がか
からないシステムというのが大事だというふう
に思いますので、ぜひとも県としてその役割を
担っていただける場所を選定していただけるよ
うに要望しておきたいと思ひます。

さて、今回の法案が成立、施行されますと、
医療費や福祉サービスの対象となる指定難病が
約300疾患に拡大をされます。これまで対応し
ていない希少な疾患も加わるため、相談員の力量
アップが課題となってまいります。厚労省では
早ければ平成27年1月から医療費助成を開始す
るとも言われておひまして、対応が急がれてい
ます。また、難病対策地域協議会を設置しまし
て、地域の医療・介護・福祉・患者会等が連携
し難病疾患を支援するような役割を強化するこ
ととしておひます。

今でも、現場の保健師、理学療法士などは、
障害や高齢者対応も含めて本当に現場は手いっ

ぱいと言われる状況になっておりますので、人
的配置の強化がなくては形だけのものになりか
ねません。どのような体制強化を図られるおつ
もりか、健康政策部長にお伺いをいたします。

○山本健康政策部長 今お話にありましたように、
難病対策の対象疾患が56から約300にふえるとい
うことですので、このことから業務量がふえ
るということは予想されます。ただ、制度設計
がどうなってくるかということがまだ示されて
いませんので、それを受けまして、当然業務量
に応じた適正な人員配置には努めていきたい
というふうに考えています。

それからまた、約300疾患を対象に患者さんの
相談に対応するということになりますので、医
学的な知識も新たに習得する必要があります。
保健所の職員の研修を行うようにしますけれど
も、あわせて県内の専門医等のバックアップが
受けられる体制づくりも進めていきたいとい
うふうに考えておひます。

○塚地委員 ありがとうございます。

相談というのは本当に時間がかかるんですね。
一人一人の皆さんの、突然難病というふうに告
知をされたその人たちの思いをしっかりと受け
とめて、その悩みの根源が何なのかを共有して
改善策と一緒に導き出していくというのには、
相談を受ける側の時間的、精神的ゆとり、余裕
というものがやっぱり一定なければ、本当の意
味での相談に対応するということになっていか
ないと、私たちが相談を受けている実感でもそ
う感じます。私は、人的配置はその最低限の条
件整備だというふうに思っておりますので、ぜ
ひともこの際行革の中ではありますけれども、
乗り越えて人的な配置を充実させていただくよ
うに強く要望させていただきたいと思ひます。

この法案の成否にかかわらず、患者さんの目
線から見ますと、この相談体制の強化、就労支
援といったことを充実していくことはある意味

当然のことです。

今後の国会審議、さらに政省令の策定など、具体化は今後見守っていく必要があります。しかし、全国では既に、沖縄、島根、鳥取、各地で難病相談・支援センターと福祉保健所、各地の保健所が連携をし、すぐれた実践を行っている県もあります。日本一の健康長寿県を目指す本県の難病対策も日本一と言われる体制整備と事業を目指して取り組みをぜひとも強化していただきたいと思っておりますが、最後に知事の決意をお伺いさせていただきます。

○尾崎知事 難病の患者さんは、発病の機構が明らかでないとか、治療方法が確立していないとか、長期に療養を要するとか皆さんそれぞれの御事情の中で大変御苦労しておられるわけでありまして、その支援体制を充実させていくということは非常に重要なことだと思います。

今回、法律が新たに制定をされていこうということでもあります。この期を捉えまして、法制度もしっかり生かしていきながら、例えば先ほどお話のありましたような、難病相談・支援センターと福祉保健所、これがしっかり連携して身近な形で相談が受けられる体制をつくっていくでありますとか、そのようなことを通じてしっかりと総合的な支援ができるような体制整備に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○塚地委員 ありがとうございます。

法の成否にかかわらずぜひとも早急に充実ができるところは急いで改善をしていただき、再来年度の4月には本当に県民みんなが喜ぶ難病相談・支援センターが開設をされるということを期待いたしまして、この項の質問は終了させていただきます。

それでは続きまして、再生可能エネルギーの促進に向けた質問に移らせていただきたいと思います。

2月25日、中長期的エネルギー政策の指針——エネルギー基本計画の政府案が示されました。政府案は、与党協議を経て今月中にも閣議決定をされるということになっています。今回示された基本計画案にはさまざまな問題点が指摘をされていますが、何といたっても国民世論調査でも過半数を大きく超えた原発の再稼働反対、原発ゼロの願いと真っ向から対立をして、原発を重要なベースロード電源と位置づけたことに衝撃が走っております。原発依存度を可能な限り低減させるとしつつも、肝心なスケジュールもなく、再生可能エネルギーの導入加速は記しても、原発との電源構成比率も不明で、結局再稼働を進める方針を示しただけのものとなっているとの指摘もあります。

この基本計画の政府案を知事はどのように受けとめておられるのか、まずお伺いをいたします。

○尾崎知事 今回の政府案であります。原発の依存度について可能な限り低減をさせると。その一方で、確かに原発を石炭などと同様に、重要なベースロード電源と位置づけているわけがあります。

私も従前より申し上げておりますように、原発への依存度、これはもう可能な限り引き下げていくために、理想であればゼロを目指してできる限り引き下げていくために努力をしていくべきだというふうに思っています。しかしながら、それがいつ可能となるのかということは、これも従前より申し上げておりますが、ある意味科学技術次第、社会のシステム次第みたいなところがあると思います。すぐできるかもしれない、100年、200年かかってしまうかもしれません。しかしながら、いずれにしてもその道筋を目指してしっかりと工程表をつくって対応していくことが大事なのだと。そしてまた、科学技術のいろんな開発にしても産業の開発にして

もそれに向けていろいろな資源を集中していくと、それが世界に誇り得る日本の産業になるだろうと、人類に貢献する産業になるだろうと、私はそのように思っております。ぜひそうすべきだと、そのように考えておるところです。

そのようなことを考えましたときに、今回の政府案でも、原発依存度、可能な限り低減させるとはっきり書いています。しかし、やはり時間がかかるということは、一定認識は同じなのではないかと思えます。時間がかかる中において現実論として電源をどう確保するかといったときに、やはりベースロード電源として原発にも依存せざるを得ない時期があるのだということを言っておると。そのように解釈すれば、私の言っていることとそんなに変わりはないのではないのかなと、私はそのように考えておるところでございます。

いずれにしても、先日の審議でも申し上げましたけれども、いろんな現実論を捉まえて時々我慢しなければならぬことも出てきますでしょう。ただ、そのときにおいても先々に向けてこの原発の依存度というのを低減させていくんだと、そして具体的にこうするんだということをはっきりとさせていくということ、これが大事だと、そういうふうに思います。

○塚地委員 可能な限りゼロに近づけていきたいという知事の思いもわかりました。私は、やっぱりそういう意思が明確になるものでなくてはならないんじゃないかというふうに思っています。その点でいうと、今回の指針、基本計画案については、例えば核燃サイクルを推進するといった表現があったり、風力や火力については、これはピーク電源に位置づけるということで、そこに主体を移すという記述にはなっておりません。そういう点でいうと、まさにゼロに向かっていく意思が示されているものではないというふうに私は感じておりますので、今後ぜ

ひとも知事のそういった思いも中身に反映をさせていくということで、声も上げていただきたい。これで議論をしておりますと、ほかの質問ができなくなりますので、先に移らせていただきます。

本県は、全国に先駆けて、新エネルギー推進課も設置をいたしまして、再生可能エネルギーの導入も図ろうとしております。各市町村でもさまざまな導入への取り組みが進められているところですが、今後さらなる事業促進に取り組む決意を知事にお伺いいたします。

○尾崎知事 県内に豊富に存在します再生可能エネルギーを生かすということは本県に多く持っているものを生かす道であって、これは経済成長にもつながっていく道だと、そのように考えておるところです。そういうことで新エネルギー開発についてさまざま取り組んでまいりましたけれども、ただ非常に残念ながら、例えば初期コストがかかるでありますとか、そういう問題もあつたりいたします。そういう中で、どうやって新エネルギーを生かしながら県民生活の向上といえますか、地域への還元ということができようかということいろいろとる検討もしてまいったところでございます。

それこそ電源によるわけでありましてけれども、特に太陽光発電とか風力発電でありますとか、こういうものにつきましては地域に還元させるためにこの初期投資負担を一定軽減しようということで、こうち型地域還流再エネ事業スキーム、こういうものをつくって今取り組みを進めてきているところでございます。こういう取り組みを、引き続き適地を模索して進めていきたいと思えますし、さらに追加的に言えば今建設が進んでおりますけれども、バイオマス発電、これなんかも再生可能エネルギーで本県で可能な典型的なものだと思います。こういうものを進めていく、さらには、新しい可能性として、

例えば洋上風力発電と、そういうものもあつたりいたしますので、いろんな国の研究開発の動向など等もしっかり捉まえていながら本県の適地において導入できるものをしっかりと取り込んでいきたいと、そのように思います。

○塚地委員 世論調査をいたしましても、昨年11月に、産経新聞とFNNの合同調査でも原発即時ゼロの支持率は57%、朝日新聞の昨年の11月の調査でも72%が段階的に減らして原発をやめるということを支持しております。そのためにも、今知事がるるおっしゃった再生可能エネルギーをこの高知県で大いに進めていくということを推進していただく、ぜひとも頑張ってくださいというふうに思います。

さて、ここで少し小さな問題にはなりますけれど、今後、小規模の発電施設を広げていく上で課題となってくる税負担にかかわってお伺いをしたいと思います。

2013年度、今年度ですが、高知市は、災害発生時の電源確保、余剰売電益を財源にした防災力向上への取り組みを目的に、町内会の集会所などの屋根への太陽光発電設備設置に対する補助制度をつくりました。本年度、この補助金を導入して高知市北部と春野地区のいずれも地縁団体格を所有する2つの町内会が設備を設置して発電を始めております。

この事業についてどのような評価をされているのか、林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○田村林業振興・環境部長 県では、平成23年度から環境省の委託を受けまして、こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会を設けまして、その中でメガソーラーの導入等とあわせまして、地域が主体となった中小規模の太陽光発電事業についても検討を進めてまいりました。その一環といたしまして、本年度はお話のありました高知市が取り組まれている自治会への助成事業

につきまして、災害時の非常用電源の確保ですとか発電事業を通じた地域コミュニティの活性化など、幅広い効果が期待できますことから、地域が主体となった再生可能エネルギー導入モデルのケーススタディーということで取り上げまして、課題も含めて検討してまいりました。

その結果、設置場所が限られることからどうしても小規模な発電設備とならざるを得ず、採算性が低いことや多額の初期費用を地域の住民の方が負担できるかなど、さまざまな課題があるために、事業として成り立たせるためにはかなり手厚い公的な支援が必要という結論になっております。

○塚地委員 今お話しになった、かなり公的な助成も必要なんじゃないかという話だったんですけど、ちょっと具体的なところで伺いたいと思いますが、この事業で、設置後になって、売電益が法人の収益として認定をされて、国税である法人税15%が課税をされるという、当初想定していなかった事態が判明をいたしました。さらに問題は、町内会が収益事業を行う法人とみなされて法人税が課税されることにより、それに伴って法人市民税、法人県民税、固定資産税などが連動して課税されるということも明らかになりました。市の補助金を使って町内会が防災施設に太陽光発電を設置したことによって、町内会が収益を上げている法人と見なされ、収益の少くない部分が税金として徴収をされてしまいます。

小規模の発電施設では、初期投資と税金でかえって赤字になってしまう可能性もあります。設備を設置した町内会では、10年間で約100万円以上に上る多額な税負担と、これまでになかった確定申告などの納税事務が生じることに困惑が広がり、市の補助制度の事業スキームが成り立たない状況が生まれておまして、これにどう対応するのかが、今高知市でも検討されてい

るところです。

今回の、町内会などが取り組む余剰売電における売電益を一律に収益とみなして法人税を課税していくことには、この2町内会にとどまらない大きな問題があるのではないかと思います。今後、集会所などに震災発生時の避難所として活用する際の電源として、太陽光発電設備、さらには蓄電設備設置を他の地域にも広げていこうとする場合、受け皿となる団体への課税問題が重大な障害になることが考えられます。また、県が力を入れている地域の小水力発電事業でも同様の問題が生じるということも予想されます。

町内会など地縁団体が再生可能エネルギーを導入した際の課税について、現状を県はどう認識をされておられるか、林業振興・環境部長に伺います。

○田村林業振興・環境部長 現状では、町内会など地縁団体につきましても、再生可能エネルギーによる発電事業を行い収入を得た場合には、収益事業を行っているとして課税対象となり、法人税のほか県税や市町村民税が課税されることになるものと認識をしております。

ただ、先ほども申しましたように発電量が少なく売電収入も多くありませんので、お話にもありましたように、税の負担、中でも収益事業を行うことにより発生することになります法人県民税、法人市町村民税の均等割の負担は大きいというふうに考えております。

○塚地委員 均等割の負担が大変大きくなっていて、それを何とかできないかということがこれから大きな議論にもなつてこようかと思っております。

町内会など公益的性格を持つ地縁団体などによる売電益を一律に収益とするのではなく、発電量によっては法人税を課税しないように国の考え方を変更させることが、再生可能エネルギー発電の促進にとって重要だと考えますが、この点、どのようにお考えか、改めて林業振興・環

境部長に伺います。

○田村林業振興・環境部長 町内会などの地域の住民の方々が災害時の非常用電源の確保や地域のコミュニティづくりなどを目的として行う発電事業については、その公益的な意義については十分踏まえる必要があるというふうに思っております。

ただ、法人税等に関する取り扱いは、国がこれまで数多くの課税事例を踏まえまして積み重ねてきた中で整理をしてきた考え方であると思っておりますので、その変更を求めることはなかなか容易ではないというふうに考えております。

○塚地委員 これまで、県はNPO法人の収益に対して、国の法人税や収益に見合っただけの付加をされます法人県民税のうち均等割については減免措置をとり、基本的に均等割については免除措置をとっております。

仮に、NPO法人が発電事業を行った場合は、法人県民税の均等割についてはどのような措置となるのか、あわせてその意図について文化生

○岡崎文化生

活部長にお伺いいたします。

○岡崎文化生

部長 NPO法人の法人県民税の均等割につきましても、NPO法人に対する課税免除を定めた条例によりまして、発電事業が税法上の収益事業に該当する場合でもその収益を特定非営利活動に充てる時は課税が免除されることとなっております。

この措置は、公共サービスの担い手としての活躍が期待されておるNPO法人の財政基盤を税制面から支援し、その活動を促進するために設けられたものだと承知をしております。

○塚地委員 NPO法人が公益的な役割を果たす団体、その団体を支援し援助する措置ということで、条例で定めて法人税の県民税の均等割は免除するという措置になっております。

例えば今回、高知市が事業化した町内会が防災目的で設置をした発電施設の売電益、これ

らもまさに官民協働で、町内会自身は公益的役割を担って官民協働でこれから一緒に防災も取り組んでいく、まちづくりも取り組んでいくという団体なわけです。

ですから、ここに、NPO法人には非課税のものを新たに課税するという考え方は、私はもう少し整理されていい問題ではないのかというふうに考えております。

この点は、今後、県が推進をしていきます集落活動センターの収益事業などにも当然かかわってくる問題でもあろうかと思っておりますので、ぜひそこのところはNPO法人の非課税という問題と整合性が持たせられる形で県としても対応ができないかなというふうに思っております。

この住民組織の収益活動に課税をされるという地方税の問題に総務部長はどのような問題意識を持たれて、これからどのような対応をとられようと考えているのかという点をお伺いしたいと思います。

○小谷総務部長 町内会は、地方自治法上、認可地縁団体ですが、認可地縁団体は税法上公益法人等とみなされております。地方税法上公益法人等、これは収益事業を営んでいるか否かにかかわらず、法人県民税の均等割、2万500円でございますけれども、それと法人税割の両方課税されます。法人事業税は公益法人等が収益事業を営んでいる場合にその事業に課税されます。また、法人市民税の均等割も別途課税されまして、問題となっている高知市の場合、これは6万円となっております。法人、団体等、これは地方公共団体から公共サービスの提供を受けており、会費的性格の住民税の均等割を、広く薄く負担していただくというのが地方税法の趣旨でございます。その上で、県税条例におきましては、認可地縁団体の場合、収益事業を行わない場合に限っては、他の公益法人と同様に法人県民税の均等割は課税免除するというこ

とになっております。

今回、町内会が発電した電気を売ることが税務署において収益事業に該当すると判断されました。これに伴って、現在の税制上は収益事業を行う町内会には、県においても法人県民税の均等割と、それから法人税割の合算額が課税される、こういうことになったものでございます。先ほど文化生活部長が答弁しましたとおり、NPO法人につきましては特別の条例がございまして、こうした場合の均等割は課税免除するということとなっておりますけれども、認可地縁団体には今条例がございませんので、これは免除することはできないと、こういうことになっております。

今、我々としても、集落活動センターへの支援の一環として、地方税の取り扱い、条例の制定の可能性についても検討を始めているところでございます。課税免除につきましては、総務省から通知が出ておりまして、その内容について徹底的検討を加え、濫用することがないように特に留意することとされております。税の大原則である公平性、平等性の確保、それから他の類似事案への影響を考えると、簡単に結論は出ないとは思いますが、課税免除の目的、理由などとともに、運営主体、受益の範囲、それから利益の使途、他への影響などさまざまな要素を丁寧に検討してまいりたいと考えております。

○塚地委員 ぜひとも検討をお願いしたいと思います。これから、本当に地域の地縁団体という方々と県との協働ということも大事な課題になってまいりますので、ぜひ丁寧な検討をしていただき、条例化ができるものなら条例化をしていただく方向での検討をお願いしたいと思います。

最後に、今後、地域で防災に資する小規模発電を縦横に広げていくためにも、地域の公益的

性格を持つ団体の発電事業が一律に課税されることがないように、特例措置を設けるように国に働きかけるべきではないかという思いもございますが、知事にお伺いをいたします。

○尾崎知事 収益事業を行っている場合に課税をされるということについて、税の公平性、平等性の観点から、一定やむを得ないところもありますし、なかなかこういうことについての特例措置というのは難しい面もあろうかというふうに思います。ただ他方で、町内会の皆様方など、皆さんがやっておられる公益的な取り組み、その公益性というのを重視しなければならないというのもまた確かではないのかなというふうに思います。

地域の活動を支援するという観点で県としてどのような対応ができるか、よくよく研究をしてまいりたいと、そのように思います。

○塚地委員 ぜひとも検討をよろしく願いいたします。

時間がなくなりましたが、最後に、ひとり親家庭の支援につきまして地域福祉部長にお伺いをいたします。

ひとり親家庭は、本県で平成24年、1万5,000世帯を超えています。そのうち母子家庭は1万2,832世帯に上ります。県としては、平成24年に第2次高知県ひとり親家庭等自立促進計画を持ち、対策を強化しております。

その対策の中で、母子家庭を日常的に支援をする母子家庭等日常生活支援事業という事業がございますが、今、高知県ではその事業の実施状況がどうなっているのか、お伺いをいたします。

○井奥地域福祉部長 母子家庭等日常生活支援事業につきましては、本県では高知市で平成18年度から実施されておりましたが、利用者が少なかったことなどにより、平成20年度で事業が廃止されており、現在のところ県下の市町村にお

いて当該事業の実施はなされておられません。

なお、平成24年9月に、県内の全市に対して同事業で提供される生活援助と子育て支援サービスに対する市民からの要望状況などについて調査を実施いたしましたところ、3市から同事業に対する要望があり、そのうち2市については母子家庭以外も利用できる代替事業による対応とし、1市については対応ができていないとの回答がっております。

○塚地委員 代替事業と言われているものの中に、例えば高知市でしたらファミリーサポートセンターなどがございます。ただ、ファミリーサポートセンターでは、1時間の利用料がヘルパーさん派遣で600円から700円かかるという状況で、なかなかこれでは厳しい財政状況の母子家庭が活用することができないという声も出ているところで、母子家庭ではぜひ切実にこの日常生活支援事業をやってほしいという声が出ております。

このことの実施に向けて市町村に要請をすべきだと思いますが、地域福祉部長の御答弁をお願いいたします。

○井奥地域福祉部長 母子家庭等日常生活支援事業につきましては、ひとり親家庭における修学や疾病の際などにおける生活の援助や保育サービスのニーズへの対応が可能な事業となっております。あわせて利用料金につきましても低所得世帯に配慮した金額となっており、ひとり親家庭の生活の安定を図るためには有益な事業だと考えております。

このため、県といたしましても、ひとり親家庭を支援するための同事業のニーズやサービスの提供主体の確保などといった実施する際の問題などについて、市町村における実態の把握に努めまして、市町村による事業実施に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。

○塚地委員 前向きな御答弁ありがとうございます。

した。

○中西委員長 以上をもって、塚地委員の質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

午前10時45分休憩



午前10時49分再開

○中西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田委員。あなたの持ち時間は20分です。御協力をよろしく願います。

○上田委員 よろしく願います。

20分ということでございますので、超特急で参りますので、よろしく願います。

高知南中・高統合問題について質問をいたします。

教育長は今回の学校統合について、県内の中学校卒業者は高知南高校の開校した昭和62年には1万2,000人を超えていたが、現在では7,000人を下回っており、今後もさらに生徒数の減少が見込まれると強調され、生徒数の減少への対応を学校統合の大きな理由に挙げておられます。これに対し、保護者の皆さんからは、南中学校が開校した平成14年の時点で子供は減少しており、今になって言われても納得できないとの強い疑問が上がっております。南中学校が開校された平成14年前後の15歳未満の年少人口の推移は、国勢調査ベースで、開校の2年前の平成12年には11万1,700人で平成2年に比べると約3万3,000人減少、また平成22年には約1万8,900人減少し9万2,800人となっております。このように、南中学校は、年少人口が急減している真ただ中で開校された学校でございます。

策定の検討期間が当初の予定より二、三カ月遅くなるということでございますので、先ほどの疑問などに対しまして、今後、より丁寧な説明を、まず求めておきたいと思っております。

1月下旬に示された検討案において、今後、1学年6学級を維持できない学校が複数ある中で、どうして南なのかといった疑問を生徒、保護者、卒業生初め多くの県民が持たれております。

私は、この統合問題で、先ほど述べたように、生徒数の減少を大きな理由にしているのは、南中には当てはまらないと考えておりますし、ここで大事にしなければならない部分が3点あるかと存じております。

まず、1点目でございます。南中学校の開校当時の熱い思いでございます。先日、1期生の保護者の方にお話を聞くことができました。その方は、「追手前高に肩を並べられるような中高一貫校にしましょうとの熱い思いで開校された学校です」、また、「当時は競争率7倍の難関でした。今でも、子供が南中・高の卒業生ということに誇りを持っていますし、ぜひ開校当時の熱い思いを大事にしてほしいし、残ることを信じています」と述べられていました。そういった経緯がございますので、保護者の皆さんは、疑問があると言っているのでございます。

そこで、統合案を検討する前に、そうした設立当初の目標、目的が現時点でどれくらい達成できているかなどを検証、分析するのが先ではないかと考えますが、教育長に伺います。

○中澤教育長 まず、誤解があったらいいけませんのでお話しを申し上げますが、南中学校が開校された平成14年は、おっしゃいますように、将来の生徒数の減少が見込まれておりました。ですから、当初4学級で開校いたしました。学級数を減しながら、そしてこの高知市内の県立中学校は廃校にするのではなくて、高知西中学

校として衣をかえて新たな学校としてやっ
ていこうとしておるところでございます。

問題は、高等学校の生徒数でございます。南
高校が開設しましたのは昭和62年4月でござ
います。その1月前、昭和62年3月には、高知
県総合開発計画が策定されております。昭和60
年の県人口は84万人が、昭和75年、つまり西
暦2000年、平成でいいますと12年ですが、
6万人ふえて90万人になるという想定で計画
を策定しております。

したがって、この時期、ちょうどバブルの
はじけているときでございますけれども、南高
校の生徒数が今のように減っていくとは想定
ができておりませんでした。しかし、今よう
に減るとしたとしても、当時どう判断だっ
たかということは今想定しますと、急激な生
徒数の増に対しましてその3年前には岡豊高
校が開設しておりますし、現実にはそこに
いる生徒さんの教育のために高校は開設を
せざるを得なかったのではないかと、その
ような思いもいたしております。

それから、南中・高の当初の目的とかの
検証でございますけれども、少しこども誤
解があるんじゃないかと思っておりますけ
れども、高知南中・高等学校、一貫校と
して開設したときには、6年間のゆとり
ある教育の中で生徒の個性を伸ばしてい
こうということで設置したものでありま
して、いわゆる受験エリート校をつくる
ものではないということは当初から明示
をして学校は開設しております。

そうした中で今どういう状況かと申
しますと、おおむね設立のときの当初の
目的は達成ができているというふうに
思っております。しかしながら、その中
でも中学の3年次ですけれども、学習
に対する意欲の低下が、やっぱり連携
ですから多少見られる。それから、中
学校から上がってくる生徒と外部進
学生、高校から上がってく

る生徒で学力差がかなりありまして、
現実問題として指導面で困難な状況
があります。

それから中高の連携がまだまだ不十分
だと、それから高校から入学してく
る生徒が実は定員を下回っている、
このような課題があります。このよう
な検証はいたしております。

しかしながら、今回のたたき台でお示
したのは、南中・高等学校の取組みが
不十分だから統合するというのでは
ありません。こうした総括も踏まえ
まして、1つは、生徒数の減少への
対応として高知市内の学校の統合が
必要、南海トラフ地震への対応も
必要、それから南高校でやってきた
国際理解の教育、これを西高校に
統合してグローバル教育、新たに
求められるグローバル教育の人材
育成にしよう、ということ
で統合するものでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

そして、2点目でございますが、
教育長は常々地域における学校の
存在意義ということはこの計画
の中で、つくる過程で言ってお
られますが、確かにそういうこと
でございまして、そういう意味
では、南中・高はもともと地元の
深い御理解と御協力を得て開校
した学校でございます。25年
少々の歴史の中で、すっかり
地域の学校ということで地域に
密着した学校となっております。

そういう中で、今後再編振興
計画を取りまとめていく上で、
既にそうした地域との深い
つながりができている学校の
存在意義を重視すべきと思
いますが、そのあたりにつ
きまして伺いをいたします。

○中澤教育長 南中・高等学
校に限らず、それぞれの県立
学校は地域の皆様からも
大きな愛着を持っていただ
いております。そのことは
我々学校の設置者として
大変ありがたく思ってい
るところでございます。そ
して大事にしていかねば
ならないと考えております。

しかし、例えば南高校でいいますと、高知市の南部の、高校から入ってくるお子さんは大体2割ぐらいです。それから、中学校になりますとやっぱりもう少し地域性が強くて4割5分ぐらいが高知市南部の生徒さんでございます。

そういうことで、そういう地域の方々に愛されておりますし、私どもはその地域の方々の要望に本当に真摯に応えていかなければならない、これは基本でございます。

しかしながら、私どもは県立学校を設置運営をいたしております。そういうことからいいますと、中学校に関しましても、他の例えば高知市立の公立の中学校よりはもっと広いエリアをもって教育環境を整えるということを考えて、高知県全体の教育環境をよくするにはどうしたらいいかという視点で考えていかなければならないことだというふうに考えております。

○上田委員 それで、3点目でございますが、そういう中で、昭和62年の開校のときに86億円という巨額の投資をされております。いただいた資料によりますと、当時建築費が33億円、用地費が53億円ということ聞いております。ちなみにこの86億円のイメージでございますが、来年度の黒潮町さんの予算が86億円ということで、そういったことを考えますと多額の経費ということがうかがえるわけでございますが、そういう中で、開設間もない南中・高を統合することは、税金の無駄遣いではないかというような意見も一方であります。

そういう意味におきまして、そのあたりのことをしっかりと検証した上で、どうしたら残せるのかという、そういった議論はなされてなかったかどうか。

○中澤教育長 南高校は、生徒数が急増する中で適切な教育環境を整えるというために設置したわけですけれども、社会情勢が大きく変わってきております。既に生徒数は設立当初から2分

の1になっておりますし、東日本大震災のような災害問題もございます。こうしたことで、教育環境の整備が喫緊の課題ということになっておりますので、新たな対応をしていかなければならない、環境の変化に対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。

86億円を投資というのは事実でございますが、今のたたき台では平成34年まで高等学校があるということになりますので、昭和62年から平成34年まで36年間、校舎を使うということになります。確かに36年間、86億円はどうかという評価はしなければなりません、将来にわたって子供たちが安心して学ぶことができる教育環境を整備していくということが今、何よりも大事なことでありますので、そうした将来のための投資は必要であり、許されるのではないかというふうに考えているところでございます。

○上田委員 どうもありがとうございました。

3点のことで、中心に質問させていただきました。私も33年、行政マンを努めておりまして、こういった改善、改革、それぞれ違うかもわかりませんが、進める上で、ややもすると作業が機械的になる部分もあろうかと存じます。やはりそのあたりは相手もございますので、皆さんずっとおっしゃっていますが、今後、二、三カ月延びるという予想の中で、やっぱりそういうボタンのかけ違いやなくて丁寧な説明をよろしくお願いしたいと思います。

次に、なぜ南なのか、複数の選択肢は考えられないのかというお話がございます。これは当然の疑問だと思いますが、そんな中で、そういった各校一律減を考えていないかということに對しまして、一般質問のやりとりがございました。

最終的に法律で教員の定数が40名減する。お金に直しましたら、県費が3億円負担するというお話ですが、そういう中で、教育委員会サイ

ドで話していると思いますが、やっぱり知事部局、財政当局と何とかその3億円を捻出する可能性はないとか、そういうことも一方で協議をすべきと思いますが、そのあたりのお考えを。

○中澤教育長 これは、一般質問の中で吉良議員の御質問にもお答えいたしましたけれども、そのまま生徒数を減していくやり方をしたときに、今、上田委員の言われましたように、その教員の問題、財政の問題もあります。しかし、それだけではなくて、学校が小規模になることによって生徒同士が刺激し合うことが少なくなります。それから、部活等も十分できなくなります。ですから、そのことだけでもって統合ということではなくて、さまざまな要素があって統合と。ですから、お金があったとしても、やはり教育環境を整えるためには統合したほうが良いという考え方でございます。

つまり、いい学習環境をつくりますと、そのことによって運営費も少なくすることができるんじゃないですか。そういった選択肢がある中で、その選択肢をとらないのはやっぱりどうかなという思いがございまして。そういうことから、今回のような考え方を、たたき台としてお示したものでございます。

吉良議員にもお答えいたしましたように、一つ一つの課題それだけを単体で見ると何とかクリアできそうだなというふうな思いがありますが、全部集まってくると、やっぱりなかなか難しく、そのことがボディーブローのようにきいてくる、それが、ひいてはいわゆるじり貧状態になっていくおそれがあると。我々学校設置者は、そういうことにならないように、手だてがあるんならばその手だてを追求していくべきだという考え方でございます。

○上田委員 ありがとうございます。

教育長のそういうお考え、よくわかります。わかりますが、私は、新聞のインタビューで、

県教委と新聞記者さんとのやりとり、あれを見たときに、3億円の話の記事を読ませていただきますと、やっぱり県全体での問題ですから、3億円に限らず1億円、その半分でも構いませんが、何かそういう捻出の方法もありはしないかという思いで今、質問をさせていただいています。

そういうことになりますと、今、来年度の一般財源も3,000億円近くございますし、平成24年度の一般会計の決算も全体で95億円の不用額も出ておりますし、やっぱり協議をして、全体で、そういう財源を捻出することも一方で考えるべきやないでしょうかということですが、再度、済いません。

○中澤教育長 今のようなお話は、全ての行政の場面であろうかと思えます。それは、やはりお金はいつも足りません。足りない中で、そのプライオリティーをつけてお金の配分をしていくわけですが、現状で申しますと、非常に高知県の場合は教育についてお金をつぎ込んでいる県だと思えます。例えば中学校でいいますと、生徒当たりの教員数ですね、この数は断トツの日本一でございます。これは過疎地域が多いということがもちろんベースにあるわけですが、そうした中で、なおかつ教育環境を整えるために県単独で教員を雇用し、やっております。県立高校も同じことでございます。かなりの努力はいたしております。

そういう財政面ということではなくて、より教育環境を整えるためにもっと多くの教員が欲しいなという気持ちはあります。それは、毎年のように、高等学校の教員のことも含めまして国のほうに要望して、さまざまな課題に対応するために教員の数をふやしてくださいという要望は行っております。

○上田委員 ありがとうございます。

今、国への要望の話が出ましたので、あれで

ございますが、教職員定数法のことですが、これは昭和33年にできた法律だと承知しております。そういう中で、やっぱり他県に比べ人口減少が著しく急激に進んでおる、そういった実情を訴えて、知事部局と一緒に、歩調を合わせて国にそういった激変緩和措置とかということをお訴えすることをなさったらどうかという提案でございます。

○中澤教育長 確かに、生徒数が減少してまいりますと、教育としての効率、コストが高くなる、効率が悪くなります。そういった意味で、教職員の数が通常の今までのルールよりも多く欲しいというのがございますので、それは今後も要望していきたいと思っておりますし、毎年毎年、予算編成で財政当局とはそういうことで、無理を言って人員の配置をお願いしておりますのでございます。

○上田委員 ありがとうございます。

以上で質問は終わります。最後は、要請的なことになろうかと思いますが、先日、PTAの会長さんとお会いすることができました。会長さんは私におっしゃるに、私は仁淀高の卒業生ですということで、このまま進んでいきますと、親子二代で母校がないなどと嘆いております。それが会長さんがおっしゃっていたことです。

ちょっと気になることを保護者から聞きましたが、この発表があった後、他校の友達と学校へ行っておって、汽車の中かバスの中かわかりませんが、おまえらの学校はもうすぐなくなるがぞと言われたときに、やっぱり思春期の子供さんは心が痛むと思います。やっぱり、ほんで、先日その心のケアというお話もございましたので、ぜひそういうことも教育長さんの心にとめていただきたいと思っております。

最後に、決定権は教育委員会にあるかもしれませんが、知事も提案説明で言っておりましたが、丁寧な議論を重ねた上でということ

で、それをしてきちんと説明をしていただきたいと思っております。

質問は終わりますが、教育長さん、本当に40年間の長きにわたり、公務員生活お疲れさまでございました。私、今ここに立っておって、40年前に教育長さんがたしか土木部に新進気鋭でおられたときに、伊野町役場で、当時都市計画事業ではっきり言って迷惑かけまして、そのことを今思い出しておりますが、今後、本当に体に気をつけられて、また後輩の指導に当たっていただきたいと思っております。

これで私の質問全て終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中西委員長 以上をもって、上田委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩



午後1時再開

○梶原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光委員。あなたの持ち時間は80分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○依光委員 お許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

昨年10月13日に、香美市出身の漫画家やなせたかし先生がお亡くなりになりました。改めまして、心よりの御冥福をお祈りいたします。

やなせ先生の代表作はアンパンマンですが、そのほかにも多くのキャラクターを生み出し、我が香美市にも13体のキャラクターをつくっていただいておりますし、高知県も多くのキャラクターをつくっていただいております。例えば

高知県防災キャラクター、これは6キャラクターあるのですが、トラフ博士やじしんまんが有名で、南海地震対策に関する県のパンフレットには必ず使われており、防災教育の面でも子供たちにとって非常に親しみやすく、教育効果も上がるのではと思います。そのほかにも、歯の健康キャラクター、ハハハ3きょうだい、ごめん・なはり線全駅のキャラクターたち、そして高知の野菜11人きょうだいなどなど、まんが・コンテンツ課に調べていただいたところによりますと、高知県に関するもので55、市町村の地域振興、学校関係で26、そのほか民間企業の作品などもあり、本当に大きな御貢献をしていただいております。

また、昨年のねんりんピックよさこい高知2013でも、「ねんりん・こうち体操ソング～人生に恋して～」を作詞していただきました。

高知県は、平成23年11月3日に、やなせたかし先生を名誉県民として顕彰をしたところですが、私はこれらの偉大な御功績を、高知県としてこれからも伝え続けていってほしいと思うところです。

まずは知事に、やなせ先生に対する思いについてお聞きをいたします。

○尾崎知事 まず、やなせ先生の御冥福を心よりお祈りを申し上げたいと思います。

やなせたかし先生には、まんが甲子園を初めといたしました、まんが王国・土佐の取り組みに対しまして多大なる御支援といえますよりも、本当に御指導をいただいてまいったところまでございまして本当に感謝を申し上げたいと思いますし、また高知県の県行政に御協力いただきまして、さまざまな形でキャラクターをつくっていただきました。さらには県民の皆さんのいろいろな思いに応えられて、さまざまところでいろいろとキャラクターを御提供いただくなど、大変な、本県にとって本当にすばらしい御功績

を残されたわけでございます。我々といいたしましても、本当にお世話になったわけでありまして、本当に心から感謝を申し上げたいと、そのように思っております。

そういうことで、高知県の大本恩人として、平成23年11月には、高知県で最初の名誉県民として顕彰させていただいたところでございます。先生の御功績をこれからもしっかりと引き継ぎ、後世に伝えていくようにしていかなければならないと、そのように思っています。作品を通じて勇気と希望を発信し続けた先生の志を我々としてもしっかりと受け継がせていただきまして、まんが王国・土佐の取り組み、こちらにつなげていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○依光委員 ありがとうございます。

私は、やなせ先生の御功績を今後も伝え続けていくためには、香美市にやなせ先生の多大なる御尽力のもとで設立されたアンパンマンミュージアムと、やなせたかし記念館の詩とメルヘン絵本館のこれまで以上の活用ではないかと考えております。

これまでも観光施設として県のパンフレットなどで御紹介していただいておりますが、改めて、やなせ先生の哲学を多くの人に知ってもらう拠点として再度位置づけて、継承していくことが必要ではないでしょうか。

現在、アンパンマンミュージアムは、建物を香美市が保有し、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団が指定管理者として運営しておりますが、入館者数は減少傾向であり、その原因の一つは他県にどんどんオープンしているアンパンマンこどもミュージアムの影響があるのではと考えておまして、平成19年に横浜、平成22年に名古屋、平成23年に仙台、そして昨年3月には神戸、またことし4月には福岡にオープンいたします。もちろん

香美市のアンパンマンミュージアムと他県のアンパンマンこどもミュージアムはライバル関係ではなく、協力関係を結んでいるわけですが、広報力や企画力は太刀打ちできないという感想を持っております。

他県のこどもミュージアムは、日本テレビ系の放送局が主体となって企業として運営をしています。一方、アンパンマンミュージアムは、香美市と指定管理者である公益財団法人が運営主体で、事業目的も漫画文化及び芸術文化に関する資料の収集、保存及び展示となっております。アニメ「それいけ！アンパンマン」の著作権は、絵本の株式会社フレーベル館、映像制作の株式会社トムス・エンタテインメント、そして日本テレビが管理していて、例えば鳥取県境港市のようなゲゲゲの鬼太郎によるまちづくりは香美市としてはできません。

しかし、やなせ先生の作品原画などは多数寄贈していただいております、やなせ先生の御恩に報いるためにも、しっかりとしたミュージアムの運営を行っていかねばと思います。

そこで、高知県として、名誉県民やなせたかし先生の業績を広く知ってもらい、日本中のアンパンマンファンの皆さんに高知を訪れてもらって原画や思想に触れてもらう機会をつくっていただくために、高知県の観光施策としてどのようなことを今後考えていくのか、文化生活部長にお伺いをいたします。

○岡崎文化生活部長 今後とも多くの方々にアンパンマンミュージアムに訪れていただくため、現在、アンパンマンミュージアム振興財団を中心に、他の施設にはない、やなせ先生の原画のPRや来場者に対するおもてなしの徹底によるリピーターの確保などの取り組みを進めておるところでございます。

今後、県としましても、このミュージアムがやなせ先生の故郷にあって原画を持っていると

いうこの強みを、観光やまんが王国・土佐のポータルサイト、また首都圏でのイベントなどを通じまして全国に向け積極的に情報発信してまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

アンパンマンのアニメを見ていまして、自分は、香美市の山々だ、高知県の山々だと思うんですけども、やっぱりアンパンマン、著作権がありまして、どこの土地だというようなキーワードではくくれないという話をされます。けれども、アンパンマンミュージアムというのは故郷に建てられたということをしつかりとPRしていただきたいと思っておりますし、昨年テレビで追悼番組をやっていたんですけども、香美市のアンパンマンミュージアムが映るということはほとんどなくて他県のこどもミュージアムが映って、個人的には残念にも思ったので、しっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、アンパンマンミュージアムの今後の施設の維持、メンテナンスについてお伺いをいたします。

現在のアンパンマンミュージアムの管理者は香美市となっておりますが、平成8年の開館以来17年が経過し、空調などの設備は大規模改修が必要な状況となっております。

私は建物の価値も知っていただきたいのですが、このアンパンマンミュージアムを建てた建築家は、古谷誠章さん、八木佐千子さんの2名で、建築された年の2000年、日本建築学会作品選奨に選ばれており、入館者の中には建物自体を見に来るという方もいらっしゃいます。

さらに、お二人は先日、2013年度日本建築大賞を受賞されました。学校の建物で受賞されたわけですが、この賞は社団法人日本建築家協会が主催する賞で、選考基準はというと、建築設計の新たな展開に大きな可能性を感じさせる建築を公開審査により選定し、その作品の設計者

を表彰するという事です。余りすごさがわからないと思うので2013年度に競い合った建物を見ると、東京駅丸の内駅舎保存・復原、式年遷宮記念せんぐう館、東京スカイツリー・東京スカイツリータウンなどです。このようなビッグネームを抑えての大賞受賞です。有名な建築家の作品は、建築家を目指す学生にとっては非常に価値ある建物で、高知駅の内藤廣さん、雲の上のホテルの隈研吾さんなどの作品と同じように、アンパンマンミュージアムも、改めて学生にとって行ってみたい施設になることと思います。

このアンパンマンミュージアムにつきまして、現在は香美市の持ちものですが、将来的には県管理に格上げするなど、香美市の財政事情に関係なく、維持し続けていくことが必要だと思います。アンパンマンミュージアムの施設整備につきまして、香美市とどのような役割分担を行うのか、文化生活部長にお聞きをいたします。

○岡崎文化生活部長 現在の施設は、やなせ先生から私財の御寄附をいただきました香美市により建設されまして、運営をされてきております。このことは、先生の故郷である香美市への深い思いを受けてのことをございまして、今後こうした先生の思いに応えていくよう、まずは引き続き香美市により運営されていくことがふさわしいのではないかと、このように考えております。

なお、今後、施設整備への支援の要請があれば、観光部局など関係部局と連携をしながら支援を検討してまいりたいと考えております。

○依光委員 この建物も、香美市の宝であると同時に高知県の宝であると思いますので、しっかりと受け継いでいただけるようよろしく願いいたします。

次に、アンパンマンミュージアムに寄贈された作品群の有効活用についてお聞きをいたしま

す。

平成7年のアンパンマンミュージアム開館以来、当時の財団法人アンパンマンミュージアム振興財団は、やなせ先生よりアンパンマン作品を904点、そのほかの作品を150点いただいております。平成24年11月より公益財団法人となり、名称も公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団となりました。一般社団法人から公益財団法人になる際に少しお手伝いをさせていただいたのですが、その際に問題となったのが、作品の評価をどうするかということでした。

結論からいえば、作品は備忘価格ということで、1,054点が1,054円の評価となっており、貸借対照表にも、やなせ先生の作品群は1,054円として書かれています。この経緯を知る者としてやなせ先生の思いをお話するならば、やなせ先生は御自分の作品に対して市場価格をつけることに対して非常に不快感を持たれていたということです。そして、これは関係者からお聞きしたことです。漫画家の作品が美術品として高額に取引されるということに対する後輩への影響を考慮したということです。そして、財団の資産が膨大な金額となることでの運営上の影響をお考えになったということです。これは私の想像ですが、財団が急にお金が必要となった際に、作品が銀行担保になったり売却されることを危惧されたのではないかと思います。

やなせ先生がこの件に関しまして書かれた文章がありますので、やなせ先生の御遺言として、県幹部の皆様にも御理解いただいてほしいと思います、御披露させていただきます。

アンパンマンミュージアム振興財団から、僕が寄贈した作品たちに値段をつけてくれと言われた。しかし値段のつけようがない。それは次のような理由からだ。1、ミュージアムに寄贈した僕の作品は、ミュージアムに来

てくれた人に見てもらうために制作したものであり、市場に流通させるために制作したのではない。2、ミュージアムに寄贈した原画等は、絵本や漫画、そのほかカレンダーやイラスト、ポスターなど印刷物のためのものであり、市場に流通するものではなく、絵画と同様に考えられるものではない。3、セル画にしてもアニメを制作する過程で生まれるものであり、一つのものとして市場に出るものではない。4、いずれにしても、僕が寄贈した作品は全てミュージアムに見に来てくれた人たちのためのものであり、絶対に手放さないようミュージアムとも約束している。5、ミュージアムに僕の作品を集めるために寄贈しているのであり、寄贈したものが値をつけて世間に出ることはあり得ない。以上のようなことから値段はつけられないが、顧問税理士より、そのような場合は備忘価格を付してはどうかとの助言を受けた。その説明に僕もなるほどと思った。したがって、僕が寄贈した全ての作品の評価額は備忘価格とする。僕の作品は僕の子供である。その子供たちに無理やり値段をつけるということ自体不愉快であることを申し添える。

以上、長くなりましたが引用させていただきました。

やなせ先生の御遺志は、多くの方に作品を見てもらうため、ミュージアムをおつくりになったこと。そして、その作品一つ一つを御自分の子供として永遠に大事にしてもらうように財団に託したと言えると思います。やなせ先生の作品は、広く知られたアンパンマンだけでなく、多くのイラストもあり、例えば雑誌「詩とメルヘン」や「いちごえほん」の表紙となったものもあります。香美市立美術館では定期的に企画展などで紹介しているところですが、やなせ先生の御遺志に沿って、もっともっと多くの方に

実際に見ていただきたいと思うところです。例えば県内美術館での定期的な企画展や、県外への貸し出しなどもふやせないかと考えます。

また、作品の保存や展示をするアンパンマンミュージアムの展示室は、個人的には、もう少し設備投資をして大きくするなど改善できないかとも考えます。

やなせ先生の作品を高知県の貴重な財産として、振興財団、香美市とともに今後も管理していく御決意と財政的なサポートも含めた具体的な取り組み、そして多くの方に見てもらう工夫について文化生活部長にお聞きをいたします。

○岡崎文化生活部長 やなせ先生の原画の管理につきましては、今後とも、先生の御遺志にお応えするよう、アンパンマンミュージアム振興財団を中心にしっかりと管理されていくものと考えておりますので、県としましても、香美市と連携をして可能な限りサポートをしていきたいと考えております。

また、管理だけではなく、寄贈していただいた原画を多くの方にごらんいただくことが先生の御遺志を引き継ぐことになると思います。

振興財団では県外への貸し出しも現在行っておりまして、昨年も北海道にある美術館に100点余りの原画を貸し出し、多くの方が訪れたと聞いております。

県としましても、より一層県民の皆様にごらんいただける機会をつくっていけるよう、議員の御提案のように県立の文化施設での企画展の開催なども検討してまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

本当に原画を他県の方に見ていただくということは、やなせ先生の生誕の地が香美市、高知県であることも知っていただけますし、本当に原画を見るとやなせ先生のお仕事ぶりもすごくわかるので、ぜひそういうことは続けていって

いただきたいと思います。

それと収蔵庫も香美市につくっていただいています。アンパンマンの大きな絵があって、写真撮影なんかをされたりする、お子さん連れのお母さんやお父さんを見るんですけれども——本当にやなせ先生の準備というか、本当に香美市のことを、高知県のことを思って、管理も大変にならないようにということで収蔵庫をつくっていただいています。日の目を見ないと本当に意味がないと思いますので、そういうところもしっかりやっていただきたいと思います。

次に、やなせ先生のキャラクター群の活用につきましてお聞きをいたします。

やなせ先生はキャラクターづくりの名人で、アンパンマンは、最もキャラクターの多いアニメとしてギネスにも登録されています。冒頭にお話ししましたように高知県だけでなく、県外の自治体や地域活性関係団体などにもたくさんつくっておられます。

私は、このキャラクター群は、やなせ先生の分身として生まれたやなせうさぎをお父さんとした家族とも言えるのではないかと考えております。以前フレーベル館の天野アンパンマン室長とお話しした際に、やなせ先生の残したキャラクター群をもっとPRしてほしい、高知県はアンパンマンだけでなく、もっとこのキャラクター群を活用してはとお話しいただきました。天野室長が危惧されていたのは、やなせ先生が愛情を持って世に出されたキャラクター群が、行政の予算の都合や担当者の異動などにより活躍する場がなくなって忘れられ、世の中から消え去ってしまうということではないかと思えます。高知県内のキャラクター群については県が今後とも大切に活用するにしても、県外のキャラクターについては、活用を要請するということは難しいのではないかと思います。

そこで、やなせうさぎを、フレーベル館、そ

してやなせスタジオと話し合いの上で、振興財団と高知県がある程度自由に活用できるよう著作権を移譲してもらおうことができないかと思うところです。

もちろん、やなせ先生の分身でありますからルールづくりはしておく前提です。振興財団と高知県がやなせうさぎのキャラクター使用について任せてもらうことができたなら、まんが王国・土佐を代表するキャラクターとして鳥取県のゲゲゲの鬼太郎と同じような働きが期待できます。例えば、県が予算を負担して、園芸農産物キャラクターとともに高知県野菜のPR活動をするなどすれば、やなせ先生が生み出したキャラクターであるという認知度も上げながら地産外商の取り組みができるのではと考えます。また、やなせうさぎの着ぐるみとともに、香美市のアンパンマンミュージアムやまんが甲子園を県外でPRするような話題づくりにも取り組んでいただきたいと思います。そして、県外で活躍しているキャラクター群と家族のきずなを深めることで、やなせ先生を通じた他地域との交流という可能性も、今後に残すことができます。

そこで、やなせうさぎの著作権について関係機関と話し合い、まんが王国・土佐を代表するキャラクターとして位置づけるお考えはないか、文化生活部長にお聞きをいたします。

○岡崎文化生活部長 やなせうさぎに関しましては、先生御自身の分身として生み出されたものでございまして、こうした先生の意を受けて、やなせスタジオが著作権を管理し、やなせたかし記念館のキャラクターとして活動していると伺っているものでございます。

このため、まんが王国・土佐を代表するキャラクターという位置づけにはこだわらずに、これまで同様、まんが甲子園でやなせたかし賞のプレゼンターとして登場してもらうなど、やなせスタジオや、やなせたかし記念館の御理解と

御協力をいただきながら、さまざまな場面で活用していきたいと、このように考えておるところでございます。

また、やなせ先生には大変たくさんのキャラクターを県や市町村などのために制作をしていただき、また御提供いただいております。先生の御厚意にお応えするためにも、こうしたキャラクターの一層の活用を図って、地域の活性化につなげていきたいと、このように考えております。

○**依光委員** やなせうさぎの活用については、またいろいろとお願いをしていくことによって、大丈夫なもの、だめなものはあるかと思うんですが、働きかけはぜひしていただきたいと思います。やなせうさぎというのは、みんながすぐ、やなせ先生の分身だとわかるし、実はアンパンマンにも登場するキャラクターです。そういう意味でも、知名度を生かすというか——県にもいただいているキャラクター群もいるんですけども、余りやなせ先生がつくったということは知られていなかったりもするらしいので、もちろん絵を見たらやなせたかし先生の名前が入っているのでわかると思うんです。そういうところはまたしっかりと検討していただきたいと思います。

最後に、4月19日に県民文化ホールで行われる予定のやなせたかし先生を偲ぶ会についてお聞きをいたします。

やなせ先生は生前、御自身の御葬儀に関して、来てくれた人を楽しませるような会に、とおっしゃられていたそうで、まさに多くの方が、やなせ先生らしいなと思われたのではないのでしょうか。そして、その御遺志どおり、ことし2月6日の先生の誕生日に行われた東京での追悼会は「ありがとう！やなせたかし先生95歳おめでとう！の会」という名称で催されましたし、先日2月26日に関係者が集まって開催された、や

なせたかし先生を偲ぶ会でも、知事、部長も参加されたのでよく御存じだと思いますが、楽しい会として運営されました。

私としましては、地元高知県としても東京に負けない会にさせていただきたいし、やなせキャラクターを持つ県内外団体に広く呼びかけてもらい、盛大な会にさせていただきたいと思います。キャラクターを持つ県内外団体への呼びかけは、東京ではやっていないことですし、やなせ先生を顕彰するやなせたかし記念館を持つ高知県こそがやらなければならないことだと思います。例えば県内外のやなせキャラクターからやなせ先生宛てのメッセージをもらって県民文化ホールに掲示するなど、お金をかけずにできることもあると思います。このことは、多くの来場者にとって、広くやなせ先生のお仕事の偉大さを知っていただく場になると思います。また、さきにも述べましたが、やなせ先生がつくってくださった他地域との御縁を強くすることができるのではないかと考えるところです。

そこで、県は4月19日の会に当たって、実行委員会のメンバーとしてどのような会にするつもりか。また、県内外のやなせキャラクターの使用団体への呼びかけ、そしてやなせ先生がつくってくれた御縁を生かす企画づくりの意志について文化生活部長のお考えをお聞きいたします。

○**岡崎文化生活部長** 4月に開催いたします、やなせ先生を偲ぶ会につきましては現在、主催いたしますアンパンマンミュージアム振興財団を初めとする6者でその準備を進めておまして、県としましては敬意と感謝の気持ちを何よりも大切にしつつ、先生の御意向に沿った多くの県民の皆様に参加いただける盛大で楽しい会にしていきたいと考えております。

また、やなせキャラクターを持つ県内団体には出演のお声かけをさせていただいております

し、県外の団体に対しましても御協力をお願いを検討してまいりたいと考えております。

振興財団におきましては、今後、先生のごついでにくださったこういった御縁を生かす企画も検討されていくと思いますので、そうした折には県といたしましても振興財団に協力してまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

いろんなキャラクターがやなせ先生を囲んで、本当に高知県にしかできない会にさせていただきたいと思いますし、やっぱり高知がルーツだなと思っていただけるように、本当に大変だと思いますけれど頑張ってくださいよう要請をいたします。

次に、かわりまして、よさこい祭りにつきましてお聞きをいたします。

昨年は、よさこい祭りが60回という節目で大きな盛り上がりとなりました。また同時に、今後の祭りのあり方についても議論が起こっているようです。よさこい祭りの主催団体であるよさこい祭振興会と事務局を担う高知商工会議所から、昨年、高知県、高知市に要望書が出されました。その中身は、祭りを総合産業として育成し、高知県観光としてのさらなる位置づけを、また本家よさこいとしての地位の確立とさらなる発展を目指し、産業振興計画に位置づけをなどという内容です。

高知県はよさこい祭りに関して指導監督する立場ではありませんが、よさこい祭りの議論が関係団体でなされる中で、私は、県としてできる応援はしっかりとやるべきではないかと思うところです。

そこで、私もこの議論に加わって意見を述べさせていただきます。

私は、よさこい祭りのさらなる活性化は、よさこい祭りの原点である商店街の活性化がベースになるべきであると思っております。そして、

その前提のもとで、要望書にもあった産業振興計画に位置づけ、さらに「高知家」コンセプトとも絡めて、観光客の増加、地産外商、そして移住につながる施策を打ち出してはと考えます。

さて、私の知る範囲で、よさこいを将来に向けてどうするべきかという議論がスタートしたのは、北海道のYOSAKOIソーランが第6回目にして高知のよさこいに対してチーム数でも踊り子の数でも勝った平成10年ごろからで、15年ほど前からではないかと思えます。当時のYOSAKOIソーランの勢いはすごくて、そのころ東京で大学生活を送っていたときのことを思い出してみると、東京でよさこいといえば、イコール北海道であったように思います。実際に友達によさこいの話をした際には、ああ北海道のと言われたものでした。15年ほど前は、YOSAKOIソーランに負けるなという思いが強くなり過ぎて、北海道は敵だ、北海道はよさこいではないというようなことも言われていたと思えます。

今でも若干そういった声を聞いて悲しくなることもありますので、我が町香美市土佐山田町と北海道のきずなをまず御紹介したいと思います。このきずなは、私にとっての商店街活性化のヒントになりました。

旧土佐山田町とYOSAKOIソーラン祭りの出会いは、平成4年にさかのぼります。そもそもYOSAKOIソーラン祭りがスタートしたきっかけは、平成3年の第38回よさこい祭りを見た北海道大学の大学生がひどく感動して、北海道でも開催したいと考えたことから始まります。翌年の平成4年6月に第1回YOSAKOIソーラン祭りが開催されたわけですが、開催するまでに当時の高知県北海道事務所や高知県関係者がいろいろと協力したという物語は、本にもなって広く知られているところです。

さて、第1回の祭りを成功させた北海道の大

学生120名は、本場のよさこい祭りに参加したいと考えました。そして、どこか高知県で受け入れてくれるところはないかと探したわけです。今でも120名の受け入れは大変だと思いますが、当時土佐山田町が受け入れを表明し、交流がスタートしました。その後も、多分恩義を感じてくれたのでしょうか、当時の実行委員会の学生たちが後輩たちにもきちんと伝えてくれていて、長らくYOSAKOIソーラン祭りでは特別待遇で迎えてくれました。今では、組織の再編で実行委員会との御縁は当時と比べれば細くなりましたが、それでもいまだに続いています。

また、北海道の市町村では、ソーラン節のふるさとということで積丹町が第1回からお手伝いをしており、第18回大会まで高知県知事賞、高知市長賞と並んでソーラン節のふるさと積丹町賞という賞が設けられていました。香美市土佐山田町と北海道積丹町は平成14年に姉妹都市を締結、平成7年からはヤーレンソーラン積丹町&香美市チームという合同チームとしてYOSAKOIソーラン祭り22回連続出場、香美市だけで数えれば21回なのですが、皆勤賞を更新し続けています。

高知県内でYOSAKOIソーラン祭りについて否定的な話を聞くと残念に思いますし、YOSAKOIソーラン祭りが生んだ唯一の姉妹都市交流として今なお交流が続いていることを、まずは知っていただきたいと思います。

さて、話を戻しまして、よさこい祭りの今後についてです。私は、よさこい祭りは商店街の活性化がベースになるべきだと考えていますが、このことはまさに原点の考え方で、よさこい祭振興会のホームページに、1953年、入交太兵衛氏が常議員会にて「商店街に顧客を呼び込むような、人が集まってくる何かをしよう」と発言したことが、よさこい祭りのルーツと紹介されています。私は、当時の経済人が考えた商店街

の活性化は、現在の中心市街地活性化基本計画や東西軸エリア活性化プランというはりまや橋周辺から高知城、そして高知駅というコアのエリアだけではなく、高知城を中心として円を描くようにして広がる現在のよさこい祭りにおける競演場、東は菜園場、西は上町、南は梅ヶ辻、北は万々、愛宕という商店街全体を考えたスケールの大きいものでなかったかと思います。

そこで、まずは現在高知県が行う商店街の活性化に関する取り組みについてどのようなものがあるか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○原田商工労働部長 商店街活性化の取り組みへの支援につきましては、県内各市町村で高知県こうち商業振興支援事業費補助金を活用していただいております。

この制度を利用していただきまして、新しい客層を呼び込むために商店街の中心的な施設で演劇を行うといったにぎわい創出のイベントや、他県にも広がりを見せておりますけれども、通常1,000円程度のランチが半額の500円でお得に食べられますパスポートを発行するといったような先進的な取り組みが行われているところです。また、商店街の空き店舗に出店される際の店舗の改装費等についても、この事業で支援を行っています。県内各地の商店街において事業が実施されておりまして、平成20年度から44件のイベントと46件の空き店舗への出店を支援してまいりました。

この補助金を有効に活用していただいた事例で最近特に注目された取り組みとしまして、大橋通り商店街が高知市内の小学生にさまざまな職業体験をしていただくイベントがあります。このイベントでは、開催ごとに約800人の集客につなげるとともに子育て支援の面でも高い評価を受け、内閣総理大臣表彰の受賞にもつながっております。

今後も商店街への来街者の確保や売り上げの

増加につながるよう、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○依光委員 ありがとうございます。

演劇の取り組みは、私は知らなかったんですけども、商店街、本当に高知で頑張っている商売人はいろんなアイデアもあるし、ネットワークもあるし、潜在力は非常に高いなと思っています。

次に、チャレンジショップについてお聞きをいたします。

高知市の商店街は、高知城の城下町をベースに、歴史と伝統を受け継ぎながら各商店が一生懸命頑張っております。一方で、国道沿いに大きな駐車場を持ち、車で買い物や食事のできる県外資本のロードサイド店舗やイオン高知などという大規模店舗にお客さんをとられて、その経営は苦しくなっております。しかし、これらの商店街のお店は人とのつながりを大切にしたい心の通う商店で、買い物だけではなく、会話も重要な魅力ではないかと思っております。

私は、この「高知家」コンセプトともつながるこれらの商店街を何としても次世代に残さなければならぬと思います。そのためには、歴史あるお店が頑張ることに加え、空き店舗となったスペースには、意欲のある新しく商売を始め人を呼び込まなければならぬと思います。

現在、高知市の京町では、チャレンジショップが運営されていて、新しい可能性が広がっていると思いますが、県としてこういったチャレンジショップについてどのようなサポートを行っているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

○原田商工労働部長 チャレンジショップは、新規創業を希望される方の育成を行いまして開業につなげるということで、商店街の空き店舗の解消を図ることを目的に、今、委員がおっしゃいました高知市の京町を初めとする県内3カ所

で商店街の組合が運営をしております。この事業を通して、一人でも多くの方に開業していただけますよう店舗の家賃や光熱費等の経費を支援しますとともに、入居者の選定、それから店舗経営を指導する運営会議への参加など、商店街の皆様とともに、今、取り組みをしております。

この取り組みによりまして、平成24年3月の事業開始以降、昨年末までに17名がチャレンジを終了され、アパレルファッション雑貨から自転車の専門店などと幅広い業種で10名の方が開業されておるところでございます。

さらに、この事業は高知県への移住と創業を希望する方を応援していくといった面でも非常に有効であるというふうに考えておりまして、来年度以降、商店街への移住促進にも有意義に活用していきたいというふうに思っております。

今後とも、意欲のある開業希望者の育成を進めることで、空き店舗の解消、それから商店街のにぎわいにつながりますようしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○依光委員 ありがとうございます。

チャレンジショップの取り組みですけれど、成果を上げてきていると思っております。チャレンジショップに挑戦する起業家は意欲に燃えて頑張っていると思っておりますけれども、お客さんがいなければ商売にはなりません。県としては、通行中のお客さんがふらっと入ってくるように通行客やその商店街そのもののファンをふやす取り組みも、さらに議論していただきたいと思っております。

次に、移住支援併設型・空き店舗改修事業についてお聞きをいたします。私なりの商店街活性化のアイデアでございます。

私は、競演場ともなっている東のはりまや橋、菜園場、西の上町、升形、南の梅ヶ辻、北の万々、愛宕の7つの商店街の活性化のために、それぞ

れにチャレンジショップをオープンしてはどうかと思います。しかし、現状での通行量ではチャレンジショップをやるには厳しいと思いますので、まずは空き店舗を多目的で使える施設整備ができないでしょうか。

昨年、我が町土佐山田町で、1階をチャレンジショップ、2階をショートステイの移住者向けスペースとして活用できないかというアイデアが出されました。現在は、香美市商工会有志が協力して準備をしているところです。

この考え方をよさこいに応用するならば、よさこい留学生やよさこい移住者を呼び込むことができるのではと思います。よさこい留学生とは、ふだんは県外で仕事をしているが、よさこい祭りには、高知県チームに合流して踊る人のことで、有名チームともなると、本番前の二、三回、練習のために来高するとのこと。また、よさこい移住者は、高知県に魅せられて、高知で仕事を探して移住した方々です。こういった方々への行政支援というのはほとんどなかったと思います。

まず、よさこい留学生ですが、6月くらいから入れかわり立ちかわり2階のショートステイスペースに泊まってもらいます。ホテルより安く泊まれるようにすればニーズはあると思いますし、本県への移住にもつながると思います。商店街にとってのメリットは、1階のスペースで、例えばよさこい写真展などの若い発想で企画を生み出してもらうことです。お金をかけずに商店街の魅力アップのアイデアがもらえます。

また、よさこい移住者には、例えば高知県内にあるよさこい祭り用衣装づくりの会社の地産外商活動を1階のスペースでやってもらいます。よさこい移住者は県外のよさこい関係者のネットワークを持っていますので、県内事業者にとっては新規顧客の開拓に、移住者にとっては収入として、双方メリットのある関係が築けるので

はと思います。こういった場合は、1階スペースはレンタルオフィスという活用方法となります。

そこで、高知県は移住に向けて移住促進事業費補助金を拡充しましたが、この補助金は、例えば高知商工会議所や商店街組合が主体となつて、2階はショートステイスペース、1階はレンタルオフィスなど多目的に活用できるスペースとして整備する移住支援併設型・空き店舗改修事業についても補助対象になるか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○中澤産業振興推進部長 私どもで所管をしております移住促進事業費補助金、これで支援をいたします移住あるいは中長期の滞在、それから交流といったようなことを目的とするハード事業につきましては、これまで実は市町村が事業主体である場合ということにしておりましてんですけれども、来年度から、これを法人格を持っているNPOなどの団体が実施主体となる場合も対象にすることを予定しております。

その場合は市町村を通じた間接補助ということになるわけですが、こうした運用の改善を予定しておりますので、お尋ねにありました商工会議所などが実施する事業につきましても、移住でありますとか交流であるとかそういった目的でもってかつ市町村が支援されるという場合には補助の対象になるものというふうに思います。先ほど商工労働部長のほうからお話がありましたけれども、チャレンジショップとかという目的あるいは商店街振興といったような目的とあわせて検討をいただけるものというふうに思います。

○依光委員 ありがとうございます。

もともと商店街の店舗というのは2階に住居部分があるということで、ある意味やりやすい形ではないかなと思いますので、また議論を深めていっていただきたいと思います。

次に、よさこい祭りを通じたお客さんをふやす取り組みについてお聞きをいたします。これも商店街活性化のアイデアです。

先ほどから話をしております7つの競演場ですが、私は、県内外のよさこいチームとホーム商店街協定を結んでもらえないかと考えています。以前から、競演場のマンパワー不足を補うためにホームチーム制の話がありました。これは、運営難の競演場を各チームで支えようという発想で、チームから準備や片づけに1人ずつ人を出してもらうというものです。

私のホーム商店街の発想は、サッカーのJリーグが、我が町のチームということで、まちづくりとも一体となってサッカーチームを運営していることを念頭に置いておまして、県内外のよさこいチームが、7つの商店街を我が商店街として応援していくような取り組みです。

昨年の第60回よさこい祭りは、2万人の踊り子のうち5,200人が県外の踊り子で、チーム数も全体の3分の1に当たる69チームが県外チームでした。この69チームの中から、連続出場をしているチームに呼びかけて、商店街とのホーム商店街協定を結んでもらいます。連続出場しているチームには恐らくどこかの商店街とは強いきずながあると思いますので、人間関係をベースにして働きかけたらと思います。

県外チームへのメリットとしては、よさこい本番時の宿泊先の手配や地方車のあっせん、またお弁当の手配や休憩所の設置を商店街にお願いできること、商店街にとっては、例えばお弁当屋さんは短期間ではありますが利益につながるのではと思いますし、締結したチームの特産品を販売すれば、お客さんを呼び込むための新たな魅力づくりにもなります。

また、このホーム商店街協定は地産外商にも効果を発揮します。先ほど香美市と積丹町の20年にわたる友情をお話ししましたが、経済交流

もあって、6月の積丹町、味覚祭り、10月の香美市、刃物祭りでは、それぞれの物産展に出店して、地産外商の取り組みを行っております。つまり、ホーム商店街協定は、商店街の活性化や、地産外商の拠点としての新たな販路開拓も期待できます。

ホーム商店街協定を想定している県外チームは、その出身県に根づいたよさこい祭りにも参加もしくは主催している場合が多いので、そのコネを利用して、高知県をPRするような取り組みもできるのではと思います。実際に、東京の原宿表参道元氣祭スーパーよさこいでは、高知県の物産展が大盛況で、基本的によさこいを通じた高知県ファンが多いわけですから、潜在顧客の多い物産展となります。

そこで、高知県は他県のよさこい祭りとのきずなを深めていくホーム商店街協定の締結についてよさこい祭振興会に働きかけるお考えはないか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○久保観光振興部長 委員の御提案につきまして、競演場となる商店街と県内外のチームの双方の課題をそれぞれ補うことのできるお考えであると思います。

こうした中、個々の商店街と個々のチームとの間で、どのような仕組みにすればお互いに負担感が少なく、よりメリットを生じるようになるのか、先を見越した対応が重要だと考えます。一方で、お話にありました香美市と積丹町との交流のような行政も含めたパイの大きい地域間の交流の場合は、マンパワーなどの制約も少なく、商店街の活性化のみならず、観光振興や地産外商にもつながっていく可能性も高いのではないかと思います。

こうしたことを踏まえまして、よさこい祭振興会の協議の場には県や高知市とともに商店街の代表の方々も参加しておりますので、まずはそうした場で関係者の皆様に御意見をお聞きし

てみたいと思っております。

○**依光委員** ありがとうございます。また、前向きに取り組んでいただければと思います。

次に、よさこい祭りのブランド戦略についてお聞きをいたします。

昨年4月に、高知市商工観光部観光振興課が窓口となって、よさこいサミットという催しが開催されました。北海道のYOSAKOIソーラン祭り、宮城のみちのくYOSAKOIまつり、東京の原宿表参道元氣祭スーパーよさこい、愛知のにつぼんど真ん中祭り、京都の龍馬よさこい、長崎のYOSAKOIさせば祭り、県外の6つのよさこい組織が集まりました。私は、この取り組みを非常に評価しておりまして、高知県が音頭取りとなって今後も連携してよさこい文化のさらなる発展ができないかと考えているところです。

そもそも高知県民にとっては、よさこいを全国に広めようという発想はなかったわけですが、これだけの大きな輪が広がった今となっては、このネットワークを高知県の発展にもつなげていくような戦略を練ると同時に、永遠に高知が音頭取りできるよう、どこにもまねできないブランド戦略を早急に立案すべきと思います。

そこでまず最初に、ブランド戦略の前提として、高知県に県外の踊り子が来たいと思う理由は何でしょうか。私は、高知独特の町全体の盛り上がり、そして踊り子を応援する土佐人の温かさであると思います。このことが踊り子の感動となって、よさこい文化が各地に飛び火するエネルギーとなっています。

この踊り子の感動をもう少し解説すると、よさこいとは、踊り子一人一人が、自分こそが主役だと、衣装や髪形などを整えて多くの人に見てもらおう祭りである。そして見てくれている人が大きな声援を送ってくれるから、踊って気持ちがいい。ですから、高知がどこにも負けない

よさこいの聖地であり続けるためには、競演場、演舞場到大勢のお客さんがいて、踊り子の自己主張を声援によって満足させることが生命線となります。反対に言えば、地域経済や商店街のパワーダウン、人口減少やファン離れによって声援が少なくなれば、他県の踊り子にとって、高い交通費、宿泊費を負担して高知に来てまで踊るという魅力はなくなります。

高知がよさこいの聖地であるためにはお客さんの数を維持し続けなければいけませんし、ふやす取り組みも考えなければなりません。例えば長く競演場、演舞場にとどまって声援を送り続けてもらうために、無料で休憩できるスペースや椅子の設置が考えられます。また、数年来の課題である昼間はがらがらと言われる栈敷席を埋めるために、スタンプカードをつくって競演場、演舞場の幾つかを回ったら栈敷席の自由席をプレゼントする取り組み、また先ほどのホーム商店街協定が実現したなら、各地の物産展を開催してもらい、商店街独自の魅力をつくり出して新たなお客さんにアピールするなど、今こそ、官民協働で知恵を出すべき時期に来ているのではないかと思います。

そこで高知県として、競演場、演舞場に観客を呼び込むことが高知県ブランドの生命線であるという考え方についてどう考えるか、またそうであるならどういった施策を考えるのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

○**久保観光振興部長** よさこい祭りの魅力は、その自由な雰囲気と、踊り子と観客の近さやその近さから来る一体感であり、多くの競演場や演舞場による町全体の盛り上がりだと思います。

お話にございました競演場や演舞場に観客を呼び込むことは、よさこいといえば高知というブランド戦略を進める上で大変重要で欠かすことのできない視点だと思います。このため、委員のお話のようなさまざまな取り組みを積極的

に行っていく必要があります。そして、そのためにはよさこい祭りに関係する多くの皆様の力を集めていかなければなりません。

このようなことから、県や高知市、競演場や演舞場の運営を行っている商店街の代表者を含めた多くの関係者による議論の中で十分に協議をしてまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

本当にお客さんの応援というのが踊り子にとっても非常に魅力的ということだと思いますし、私も御縁があつて北海道に行くようになって、違いというのがわかりました。やっぱり北海道は、広過ぎてお客さんが遠いといえますか、やっぱり高知のほうが魅力的だなと、御縁がある北海道ですけど本当にそう思います。また実際に北海道の皆さんあるいは県外から北海道で踊っている皆さんに聞いても、やっぱり高知に行ってみたいというのはみんな思っていることだそうです。

ですから、そういう、高知に来てみたいという期待も大きいので、来たときに期待を裏切らないような盛り上がりも今後ぜひ続けていただきたいと思いますし、また議論も進めていただきたいと思います。

最後に、高知よさこい情報交流館の活用とその位置づけについてお聞きをいたします。

高知よさこい情報交流館は、昨年4月のオープン以来、入館者数を順調に伸ばしており、県外のよさこい関係者にとっては必ず訪れる場所になってきているようです。

私は、高知市が運営するこの交流館の機能を拡大させ、県外チームとの対外窓口機能を一元化すべく県も支援してはと考えます。特に、地産外商公社との情報共有は重要です。

窓口機能については3つ、1つ目は、県外チームにとっての事務所機能。

先ほどホーム商店街協定の御提案をさせてい

ただいたわけですが、同じ発想でこの交流館を県外よさこいチームにとっての高知県における事務所となってもらいたいと思います。例えば、北海道のチーム関係者が来た場合に、チームごとのノートが預けられていて、自分のチームへのメッセージを書くことはもちろん、ほかのチームにもメッセージが書けるようなことができる仕組みをつくれば、ノートを設置するスペースは要りますが、高知に来たら必ず行かなければならない場所となります。また、このことを通じて交流館と各チームとがきずなを深め、他県のよさこいの歴史なども収集すれば、よさこい全般に関する資料館の機能も持ち、学問的に検証するようなことも将来的にはできるのではないかと思います。

2つ目は、他県のよさこい祭りを応援する機能。

これは高知県知事賞の申請窓口になってはということで、そのやりとりの中で、高知県とのかきずなづくりと同時に県外のよさこいに関する情報収集も担ってもらいます。祭りの時期や規模など一元化できれば、例えば高知県知事賞を渡しに行く際に、高知県の観光パンフレットを配る、「高知家」キャンペーンをPRして高知県産品や移住の取り組みを紹介するということも、戦略を練りやすくなります。また、他県のよさこい関連祭りに物産展などの設置があれば、地産外商公社に情報提供し、高知県企業の参加を働きかけることもできるのではと思います。また、高知県人会の皆さんと交流することも大切で、各地のよさこい祭りの際に高知県人会を開催するようなシステムをつくることできれば、県人会の活性化、情報交換機能のパワーアップにもつながるのではと思います。ちなみに、北海道県人会は毎年YOSAKOIソーランの時期に大懇親会を行っております。

3つ目は、県外派遣チームのサポート。

私の香美市も毎年チームを北海道に派遣しているわけですが、遠征費が膨大になることから一度は派遣中止の話もありました。去年は、リョーマの休日の宣伝を地方車に大きく描いて出場しましたが、その際にはコンベンション協会よりタイアップ広告に協力をしていただき、大変助かりました。県外に遠征するチームは、高知県のよさこいをPRし、観光振興にも貢献をしております。台湾のランタンフェスティバルでは、台湾観光客の増加という大きな位置づけもされております。現在は、県内チームがそれぞれの資金で県外遠征をしているわけですが、高知よさこい情報交流館で情報を集め、地産外商などに効果が上げられるということであれば、県がPR大使と位置づけて補助要綱をつくった上で遠征費の補助をしてもよいのではと思います。

これら、県外チームにとっての事務所機能、他県のよさこい祭りを応援する機能、県外派遣チームのサポートの3つの機能を、県の東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所、そして地産外商公社とのネットワーク構築も含め、高知よさこい情報交流館の機能として、高知市、よさこい祭振興会に提案するお考えはないか、観光振興部長にお伺いをいたします。

○久保観光振興部長 委員御提案の高知よさこい情報交流館の機能の充実につきましては、県外チームの利便性の向上だけでなく、よさこい祭りの面的な広がり、ひいては本県のよさこい祭りのさらなる発展につながる御提案だと思います。

そのような観点から、施設の設置者であります高知市を初めよさこい祭振興会にお伝えしますとともに、先ほど申し上げましたように、よさこい祭りの発展に向けた多くの関係者による議論の中で一体的に協議してまいりたいと考えております。

○依光委員 ありがとうございます。前向きな答弁だと受けとめました。

よさこい情報交流館ですけれど、県外の方が来て、うちの祭りがあったとか地図上に示されていたらやっぱりうれしいと思いますし、来たんだぞというようなことも残していきたいというのはやっぱり人情としてあると思います。ですので、ノート一つ置くだけでもそれなりに効果はあると思います。また、どういう形の組織運営にするかはわからないですけれど、商工会議所の負担を減らすという視点でも、どっかが何かそういう対外窓口を一括して管理できれば、さっき御提案もさせてもらったんですけれど、地産外商であるとかそういう戦略的な取り組みもできるはずなんです。

ただ、情報が眠っていて残念というのがあって、情報をどう一元化するか、そこは県もサポートできるのではないかと思います。

それと高知県知事賞、これは非常に喜ばれていまして、今どれくらい知事賞が出ているかもよくわからないんですけれども、やっぱり高知県に対するリスペクトというか愛情があります。北海道からなくなってしまったのがちょっと残念なんですけれども、やっぱりそういうところも高知県として何か戦略的なことを考えれば、もっと違う展開が出てくると思います。ありがとうございました。

最後に、物部川について質問させていただきます。

物部川は我が香美市のまちづくりにとって非常に重要な存在でありまして、旧土佐山田町、香北町、物部村の3町村合併の地域的まとまりの根拠であり、合併して生まれた香美市は、物部川を生かしたまちづくりに取り組んでいるところです。また、物部川の恩恵は、下流域の香南市はもちろん、17世紀の野中兼山以来の農業用水路によりまして南国市にももたらされ、3

市のつながりも生み出してくれています。

一方で、物部川を取り巻く状況は厳しく、特に濁水の問題は深刻で、茶色く濁った川を見て、仁淀川の美しい川を表現した仁淀ブルーと比較して物部ブラウンと言われたりもしています。私は、この濁水の問題を解決していくには環境に対する住民の意識向上が不可欠だと思っております。濁水の原因に関しては森林の山腹崩壊が考えられ、ここ数年の集中豪雨は相当なダメージを与えていると思います。ダムとの共生を選んだ我々住民は、少しでも濁水を減らすため、上流域での森林整備の取り組み、そして農業濁水についても代かきの際の排水対策など、具体的な対応を進めているところです。

高知県は、平成20年7月に物部川清流保全計画を策定し、物部川清流保全推進協議会の活動を通じて、活発な勉強会とともに、学校教育の現場やシンポジウムを通じた市民への取り組みの紹介など、物部川を再生すべく取り組んでいるところですが、その活動によってどのような成果が出てきたのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○**田村林業振興・環境部長** 物部川清流保全推進協議会では、主な活動といたしまして、濁水対策、環境学習、ごみ対策を進めるとともに、こうした活動や清流の保全についての広報計画をあわせて行っております。

具体的には、お話にもございましたけれども、濁水対策として地元JAや地元農家などと行政が協働し、できるだけ少ない水で代かきを行う浅水代かきを普及するための実演勉強会の開催や、田んぼの土や濁った水が流れるのを防ぐ止水板を作成し、農家に配布する取り組みを行っております。環境学習といたしましては、親子を対象として水質調査や川の生き物の観察、川遊びなどを行う物部川環境学習会、あるいはアユ産卵場の見学会やアユの一生を学ぶ野外学習

などを住民組織と企業、行政が協働して開催しております。また、ごみ対策としては、国土交通省高知河川国道事務所や地域活動団体とのタイアップによる一斉清掃などを実施しております。これらの取り組みにつきまして、シンポジウムやイベントの機会を活用してPRも図っております。

こうしたことによりまして流域関係者の意識が高まり、協働で清流活動に取り組む事例が増加してきているほか、将来、物部川の再生の先頭になって取り組んでもらいたい子供たちへの啓発も進みつつあり、清流保全の土壌づくりも、徐々にではありますが進んできているのではないかとこのように考えております。

○**依光委員** ありがとうございます。

次に、県の物部川における環境学習支援の取り組みについてお聞きをいたします。

私は、先ほども質問させていただきましたが、美しい物部川を次世代に伝えていくには、物部川についての理解を深めるため、子供のころからしっかりと学ぶべきであると考えております。そしてその際に、県内では物部川でしか学べないカリキュラムとして、例えば県の発電施設や野中兼山の農業用水の歴史をまとめて学ぶ総合学習という新しいカリキュラムができないかも考えます。

そこで、全国的に知られている栃木県那須塩原市の那須野ヶ原土地改良区連合が行っている環境学習について御紹介いたします。この土地改良区は、小水力発電施設5つ、太陽光発電施設1つを管理し、那須野ヶ原水ウオーターパークという展示遊歩道を運営して、再生可能エネルギーの利用拡大と環境意識の向上を目指した自然エネルギー教育を推進しています。また、明治以来の荒れ地を開拓していったという開拓の歴史も学べます。また、この土地改良区は売電収入で組合員の賦課金を半分に縮減している

ということで、農業経営の面からも参考になります。

私は、将来的には、この那須野ヶ原土地改良区連合の取り組みを、野中兼山以来の農業用水と明治以来の水力発電の歴史がある香美市において、山田堰周辺を整備することで、同じような取り組みができないかと考えているところです。そのためには、物部川といえば環境学習と連想してもらえよう、小さな事例を積み重ねることで機運を盛り上げていくことが必要だと思っております。

そこで、現在県として物部川における環境学習に関してどのような支援を行っているのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○田村林業振興・環境部長 物部川をテーマとしました子供たちの環境学習は、流域の自然や物部川を取り巻く自然環境、それにかかわる問題に気づき、関心を持ってもらい、山、川、海のつながりを念頭に置いた流域の環境保全に向け、実践する力をつけてもらいたいとの観点で支援に取り組んでおります。

具体的に、お話にありましたような小水力発電をテーマとした環境学習ということはまだ行っておりませんが、物部川を取り巻く自然環境や生態系を実感できる体験型環境学習の機会の提供や、学校への支援として環境学習の活動事例を取りまとめたプログラム事例集を作成し、流域3市の各小中学校に配付しております。また、森林環境税を財源といたしまして、流域の小学校が行う河川環境調査活動ですとか環境学習を支援しております。

これらの取り組みによりまして、物部川や流域の森林の大切さを再認識し、流域の環境問題に気づき、関心を持つようになったとともに、環境を守り育てる気持ちを多くの小中学生に持っていただけたのではないかとというふうに考えております。

○依光委員 林業振興・環境部の皆さんにも本当にお世話になって、鹿対策も含めて物部川では環境学習というのは本当に進んでいるなと思っていますし、物部川をきれいにする活動をもっともっと広めていきたいと思っております。

次に、小水力発電における産学官連携の取り組みについてお聞きをいたします。

香美市は、国分川水系ではありますが高知県初の水力発電所である平山発電所が明治42年に稼働し、現在は、新改発電所、穴内川発電所が現役で稼働しています。そして物部川水系では、高知県公営企業局の3つの発電所に加えて、住友共同電力株式会社の仙頭発電所、五王堂発電所、川口発電所の3つの発電所が稼働しております。

香美市は、認定NPO法人環境エネルギー政策研究所の研究によれば、域内の地域的エネルギー需要を再生可能エネルギーでどれだけ賄えているかという指標において42.5%と高い値が発表されております。つまり香美市は、自然エネルギー自給率42.5%ということです。ちなみに高知県内で10%を超えているのは香美市を含め7町村しかありません。

香美市は、甫喜ヶ峰の風力発電所もあわせて、自然エネルギーが豊富な町と言えますので、高知工科大学の小水力発電を専門にしている大学教授とも連携しながら新たな産業育成に取り組むなど、今後も発電を担うダムときちんと共生して、環境を売りにしながらまちづくりを行っていくべきと考えています。

また、先ほどお話しした那須野ヶ原土地改良区連合の事例では、機械設備のメンテナンスを地元企業に安くやってもらったり、水路のごみを取り除く自前の除じん器を開発したりと、地域へお金を落とす取り組みも進めています。

そこで、県は産業振興計画の連携テーマにおいて新エネルギーを産業振興に生かすため、小

水力発電の導入促進に取り組むこととしていますが、産学官連携会議では現在どのような議論が進んでいるのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○原田商工労働部長 産学官連携会議の新エネルギー部会では、今委員おっしゃいました小水力発電に関する県内企業によるものづくりの可能性などについて検討を進めてきております。

この部会では、他県の事例も参考にしながら、用水路などで利用する小規模のマイクロ水力発電機の開発について協議もしてきております。

ただ、発電機の購入でありますとか設置に係ります初期投資に見合うだけの発電量を期待することがなかなか難しいというようなこともございまして、費用対効果をどのような方法で解決するのかといったようなことが今大きな課題になっておるとお聞きしております。一方、県内では落差を生かした方法での小水力発電に取り組もうとする動きもありますので、今後、新エネルギー部会ではこうした動きを具体的な事例として、今委員の話もありましたけれども、その発電機のほうに流れてくるごみを自動的に取り除く装置といったことなど、発電設備の周辺の機器を開発していこうということで、そういった可能性についても今後検討していこうというふうな議論になっております。

○依光委員 次に、物部川を水源とする農業用水路を管理している山田堰井筋土地改良区の取り組みについてお聞きをいたします。

山田堰井筋土地改良区は、40キロメートル余りの水路と100カ所を超える水門等の維持管理をする一方、水源涵養林を確保し、保水力の向上に努めるとともに、農業用水の水質検査を定期的実施するなど、常に組合員である農家の方々のことを念頭に取り組んでおられます。さらに、農業水利施設を活用しての小水力発電導入に向けての取り組みも、改良区の運営の健全化と組

合員の負担の軽減につながるとともに、CO₂の削減にも寄与するとの考え方から、役職員の方は中四国農政局や四国電力、四国経済産業局に再三足を運び、勉強を重ねるなど、懸命の努力をしております。

このような土地改良区の取り組みをどのように評価しているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○杉本農業振興部長 土地改良区が管理いたします水路は、農業者にとりまして効率的で安定的な農業を展開する上で欠くことのできないものというふうに考えております。また、水路は農地を潤すだけでなく、生活用水や水辺空間など地域住民が享受する公益的な機能も有しているというふうに認識しております。

このように水路の維持管理を担っております土地改良区は、農業者だけでなく地域住民にも貢献する大きな役割を果たしているものと評価しているところでございます。

県内最大の受益面積と組合員で構成されております山田堰井筋土地改良区では、水路の維持管理だけでなく、物部川の水源涵養や地域住民との交流イベントなどにも取り組み、公益的な役割も担っていると考えているところでございます。小水力発電によって得られた収益を老朽化が進む水路の維持管理費に充当することで、経営の健全化や組合員の負担軽減だけでなく、公益的な機能の確保にもつながるものと考えております。

今後とも、地域に貢献する土地改良区として重要な役割を果たしていただきたいというふうに考えております。

○依光委員 ありがとうございます。

山田堰の土地改良区について、本当に理解していただいていると感じました。

次に、地域用水環境整備事業による小水力発電に対する県の補助についてお伺いをいたしま

す。

この件につきましては、昨年12月議会において溝渕健夫議員が質問し、農業振興部長は、土地改良区の試算では20年間で1億円余りの収益が出ることを理由に、補助はしなくても十分に採算性があると答弁されたところです。

一方、土地改良区では収支計算について改めて検証したと聞いていますが、その内容は把握しているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○杉本農業振興部長 小水力発電の導入において、採算性の確保、これは重要な判断材料の一つで、そのもととなるのが収支計算だと思っています。改めて検証された結果につきましては、昨年末に私自身が土地改良区の方とお会いしたときにいただきました。以前にいただきましたコンサルタントの成果品では20年間でおよそ1億1,000万円の収益が見込まれておりましたけれども、改良区がこの成果品をもとにより現実的な実証を行ったということで拝見いたしました。

発電量の見直しにより減収になったことや附帯工事などが増額しましたことから、20年間で見込まれる収益がおおよそ2,600万円になったとお聞きし、驚いたところでございました。

○依光委員 私は、農業だけでなく地域の環境も支える上で大きな役割を果たしている土地改良区の健全化は喫緊の課題であり、小水力発電導入に対しても県も積極的に補助をすべきであると考えますがどうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○杉本農業振興部長 水路の老朽化が進んで、維持管理費の増加が運営上の課題になっていることは認識しております。

小水力発電によりまして、その収益を維持管理費に充当することで、経営の健全化や組合員の負担軽減、さらには公益的機能の確保にもつ

ながるものと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げました収益では維持管理費の節減は十分ではないのではないかというふうに思っております。水路の維持管理は、公益的機能を支えていることから、県としても一定の支援を行うことも必要ではないかと考えております。

今後とも、計画の内容、そして収益性など、実施に向けて協議しながら、県として支援の検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○依光委員 12月の溝渕先輩の質問からいろいろ計算もしていただいたということで、先ほど支援の方向にということで御答弁いただいたと思いますが、支援の方向ということでよろしかったでしょうか。もう一回、確認をお願いします。

○杉本農業振興部長 今後とも、発電の方法、そして発電量、そして建設費用、維持管理費、こういうものにつきまして、より詳細に詰めさせていただきます。そのことによって、公益性があることは我々も承知しております。そして、その上で収益性が低いということになれば、一定の支援をする必要があろうかと思えます。

ですから、まずは今の内容について詰めさせていただきます、その上で前向きに支援を検討していきたい、このように考えております。

○依光委員 部長からは前向きな御答弁をいただきまして、また小水力発電につきまして応援していただけるというメッセージをいただきました。ありがとうございます。

12月の議会から、担当課長も含めていろいろと汗をかいていただいたことも承知しておりますし、部長は今期で退任となりますが、大きなチャンスを物部川に残していただいたんだと思っています。

先ほども話をさせていただきましたけれど、やっぱり香美市は自然エネルギー、本当に従来

からたくさんありますし、何としても小水力発電を物部川でやっていただければ、これからの環境学習、また那須の事例もありますけれども、そういったところにも負けないようなものができるのではないかと考えていますし、またしっかり自分も頑張っていきたいと思えます。

質問は全て終わったんですが、1点だけ、やなせ先生の関係です。

やなせ先生のお話でキャラクターをどう生かしていくかということがありました。香美市へ13体いただいていたんですけれども、龍河洞のリュウくんというのも縫いぐるみをつくって頑張っている活動しておるんですが、今度香美市のキャラ総選挙というのをやることになりました。これは、はやりの総選挙でございますが、上位3つのキャラクターを原付のナンバープレートに活用しようという取り組みです。

アイデアを出していくことによって、やなせ先生のキャラクター、そしてやなせ先生のお仕事を伝え続けていくことになると思えますので、またこういうことも頭に入れておいていただいて、何かあればやなせ先生のキャラクターを使うということをお願いしたいと思います。

以上、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○梶原副委員長 以上をもって、依光委員の質問は終わりました。

ここで午後2時25分まで休憩をいたします。

午後2時18分休憩



午後2時25分再開

○梶原副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石委員。あなたの持ち時間は65分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○武石委員 「高知家の食卓」、この政策を尾崎県政は前面に打ち出して取り組むという、もう既に取り組みは始まっております。

私も、高知の非常に東西に長い県土あるいは冷涼なエリアから沿岸部の温暖なエリア、多種多様な農産物、水産物、そういったものが本県の特徴であろうというふうに日ごろから思っていますので、「高知家の食卓」の政策が高知県の大きな目玉となって、これで産業がいろいろ連関して活性化するという政策はまさに理にかなっておるというふうに思っております。成功を心より願う一人でもあります。

そういった意味で、その「高知家の食卓」を彩る主役たちですね、食材の生産現場あるいは販路、そういった状況がどうなのか。そこに課題があるとすれば、課題を克服するというのが「高知家の食卓」を一層にぎやかにする。そういったことにつながるのであろうというふうに思っておりますので、きょうはそれを質問のテーマに取り上げました。

そして、そういった1次産品を、よく6次産業化と言われますが、6次産業化に花を咲かせることによって、一層産業振興、観光振興、県勢の浮揚につながると。そういった流れできょうは質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1次産業の農産物からであります。一つ一つちょっと目立つ素材を上げて、それについて質問を始めていきたいというふうに思っております。

まず、農産物の中で、土佐あかうしですね。これが最近よく全国的にもマスコミで取り上げられるようになって、子牛も非常に高い、1頭45万円という高値もついてきたということで、本当に種牛の農家なんかは期待が大きく膨らむ、

そういった状況になってきたというふうに思います。

一方で、肥育農家はその高い子牛を買ってからのビジネスということになりますので、その辺の影響もどうなのかという気もいたしておりますが、まず土佐あかうしの生産現場の現状、これについて農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○杉本農業振興部長 先ほど委員もおっしゃいましたが、あかうしの子牛の価格、そして枝肉価格、両方上昇しております、農家の生産意欲も向上しているところでございます。

しかしながら、生産がはっきり言って需要に追いついていない、そういう状況でございます。数字を申し上げますと、年間550頭の市場ニーズに対しまして、現状では250頭しか供給できていない、このような状況でございます。

○武石委員 土佐町で400頭体制の増産体制を組むという取り組みが既に始まっておりますが、先日、土佐町長のお話も聞きましたら、非常に力を入れてやっとするぞという力強いお話。ただ一方で、今、部長から頭数のお話がありましたように、土佐町だけで頑張ってもやっぱり限界もある。そして、土佐あかうしというブランドを全国的に、あるいは世界に認知してもらうには、それだけの頭数ではやはりブランド化という意味では弱いと、こういったお話もありました。

そこでお聞きしたのが、津野町なんかでも黒ばかりになっておったのがあかうしにも取り組む、そういった動きも出てきたということで、土佐町長としても、土佐町だけで土佐あかうしをやるんじゃなくて県下一円で土佐あかうしをつくと、そういった流れをぜひつくりたいんだというお話をされておりましたが、この点について農業振興部長、いかがですか。

○杉本農業振興部長 今おっしゃられたように、

あかうしは非常に県内の頭数が少なくなっていて、嶺北地方に一番今集積がされています。ただ、昨今の価格の上昇等によりまして、生産農家の方々があかうし、黒牛、このどちらをつくるかということについては、皆さんなかなか苦労されているところだと思います。

ということで、畜産全体のちょっと課題点を申し上げたいと思いますけれども、やはり個々の畜産農家、やはり規模が小さい、そして後継者がいないというか少ない。そして今申しましたように、あかうしにつきましては土佐町以外の産地で増産体制をどうやって確立していくのか。そして、子牛の生産率の向上、いわゆる分娩間隔が短かったり長かったり、こういう課題もございます。

それで、そういうことを考えましたときに、今後の取り組み方針でございますけれども、当然設備に多大な金がかかりますので、今始めましたレンタル畜舎の整備事業、こういうものによって畜産農家の方々の負担を軽減したいと思っておりますし、また繁殖雌牛を導入する際に一定の支援を関係団体と協力してやっております。

そして、新たな取り組みといたしまして、子牛の生産をふやすために乳牛に受精卵を移植したり、そして1頭ごとの管理をして、分娩間隔が長い牛、それから短い牛がございまして、そういう個別の牛の管理をして、増頭に努めていかないかん、このように考えています。

○武石委員 佐川にございます県の畜産試験場ですね、あそこを私もたびたび訪れて、土佐あかうしの種牛、これなんかも見たことがあります、非常にいかつい、そういった本当にどうもうそうなたくましい種牛のエリートたちだという話を研究者がお話しされておりました。

今、その土佐あかうしの増産体制に取り組むに当たって、畜産試験場の研究成果、そういつ

たものをどういうふうを活用しようというお考えなのか、その御所見を部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 先ほど申しましたように、乳牛に受精卵を移植する、そして、受胎率を向上していく、こういうことにつきましては、北海道のほうでやはり研究が相当進んでおりますし、また向こうは成功率も高いというふうに向っています。ということもありまして、高知大とも連携をして、向こうのほうで乳牛に受精卵を入れて増頭を図っていききたい。これはそういう一つの方法です。

先ほど申しましたもう一つの点、県内にいる雌牛の出産、これにつきましては、県のほうといたしましても、一頭一頭全部管理をして、先ほども申しましたように、どうして生まれなんだ、こういうことも個別指導しながら増産していきたい、このように考えています。

○武石委員 現場での経営となると資金繰りとかいろんな課題があると思いますので、そういったところもひとつ農業振興部だけじゃなくて、県庁全体で農家経営、土佐あかうしのそういった増産体制を支えるという気概でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、鳥のほうですね、土佐ジローとかはちきん地鶏、こういったものもブランド化をされております。三、四年前ですかね、三國清三シェフと服部幸應先生に高知に来ていただく機会があって、知事もおられました。一緒に土佐ジローとはちきん地鶏をいろんな料理にして食べていただいたことがありますが、はちきん地鶏はお二人ともプロイラーだなという、珍しくないというようなちょっと残念な評価でありました。それから、土佐ジローは、これはジビエとしてこの肉のかたさがいいということで高い評価をいただきました。はちきん地鶏も、だめということじゃなくて市場が違うというだけの話でありますので、大いにはちきん地鶏の生産体制に

も取り組んでいかななくてはいけないというふうに思うわけであります。

私も昨年、土佐ジローのふ卵場も視察をさせていただきまして、土佐ジローの経営がどういふものかということも勉強させていただきました。1つには、土佐ジローという種類が、にせものとかそういったものがまざったらいかんということで、しっかり土佐ジローの卵というものをふ卵させて間違いのない品質でやっておるといふのが土佐ジロー協会の体制でありまして、トレーサビリティの面から考えても、これはしっかりやっておられるなというふうに思いました。

一方で、農家経営を見てみると、やはり家族経営じゃないとなかなか立たないなという、つまり労務費をカウントしていくとなかなか経営として厳しいというようなことも感じたわけでありまして、まず土佐ジローの今の現状と課題について農業振興部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 まず、土佐ジローの特色でございますけれど、やはり今委員おっしゃったように、まず自然に近い、いわゆる放し飼い、屋外で一回放し飼いをしていくという、そういうことが飼育の条件になって、それが高級ブランドとして流通をしておるわけなんですけど、ただ農家の方々の高齢化、規模の縮小、こういうものがやはり課題なのかな。そして、安定的なヒナの供給体制、こういうものも今まで課題でございました。

さりながら、レンタル畜舎制度をつい最近整えましたので、増羽したい方、それから生産性を上げたい方、このようなものについてはレンタル畜舎というのが一定役割を果たすのかな。そして、本年度、南国のほうに開業いたしました2カ所目の種鶏場、これを活用してヒナの供給をふやしていく。こういうものを図っていくのかなというふうに考えているところでござい

ます。

○武石委員 はちきん地鶏のほうの課題、現状は
いかがですか。部長。

○杉本農業振興部長 はちきん地鶏につきましては、主な産地、これは大川村でヒナの生産から肥育までをやっております。昨今は、ちょっと出荷羽数が伸び悩んでおりまして、需要が一定あるんですが、ちょっとこれも生産が追いつかないという課題がございます。

そして、これにつきましても、種鶏につきましては、これも本年度、2カ所目の種鶏場ができましたので、これを活用したヒナの供給によって新規の飼育農家、これに安定的に出荷できる体制を構築したい、このように考えています。

○武石委員 そのブランド、生産増産体制を組むということではありますが、それをどこにどう売っていくかという戦略について、現状の取り組みというのはどうなっておりますか。農業振興部長にお伺いします。

○杉本農業振興部長 それぞれ土佐ジローも、それからはちきん地鶏につきましても、一般的な市場流通の経路で出てきています。次には、これを加工したいという方も中には最近になって出てまいりました。ただ、その加工となりますと、やはり鳥の処理でございますので、いろんな諸条件あるかと思えますし、また資本力も要るだろうと。それにつきましては、我々も、精いっぱい支援していきたいなと思っています。流通につきましては市場流通の手に委ねながらも、我々も積極的に支援していきたい、このように考えています。

○武石委員 ぜひ、加工のほうにも力を入れていただいで、新たな6次産業化がそこで図れるように、これも県庁挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に豚肉ですね。ブランド豚も全国で生産をされておりますが、高知では最近、四万十町の

米豚がよく目につくようになってまいりました。その豚の生産現場の現状と課題、これについてまず部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 米豚につきましては、四万十町の3軒の養豚農家で、今飼育されています。米豚の名前にありますように、飼料用米、これを配合した配合飼料、これを豚に与えておりまして、平成22年度に窪川ポーク米豚、このようにブランド化して、出荷目標を初め1万頭に置いておりましたが、現在、1万頭まで既に達しました。そして、価格につきましては、枝肉1頭当たり、通常の豚に比べまして300円から500円上乘せして取引されているところでございます。

課題といたしましては、先ほど申しましたように、市場のニーズが大体1万頭、そこまで生産が来てしまった。これを後、どうやってそのニーズを起こしていくのか、そしてその飼料米、これにつきましてどのぐらいの飼料を入れていくのか、こういうことが今後の課題になろうかと。

○武石委員 米を食わせることによってうまくなるという部分のそのエビデンスが明確にできれば一層ブランド力にも箔がつくんじゃないかと思うんですけど、そういった研究というのは現在されていますか。いかがですか。

○杉本農業振興部長 開発のときには、多分米で一定の食味がということはあったと思いますけれども、米の量をふやすことによって、もしくは米の種類によって違うのかどうか、ちょっとそこら辺の研究は私の耳には届いておりません。申しわけございません。

○武石委員 わかりました。また、そういったことも課題として取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、農業が続きましたので水産のほうをちょっと水産振興部長よりお聞きしたいと思

うんですけれど、水産業の現状という、なかなか広い話になりますので、提案理由説明で知事が養殖業に力を入れるということを力強く宣言をされたわけでありますが、具体的にどういった魚種でどういった養殖業を目指すのかということ、いつも本会議でも答弁いただいておりますが、さらに具体的にお聞きしたいと思います。水産振興部長。

○東水産振興部長 本県での主な養殖業につきましては、ブリ、カンパチ、マダイ、マグロといったものがございます。そういった中で、海援鯛でありますとか極美勘八などのブランド魚の生産も行われておりますが、やはり足腰の強い養殖産地づくりを進めていくためには、産地ブランドの形成による顔の見える産地づくりというのをやっていかなければならないと思います。

そういった中で、例えば量的な拡大につきましてはマダイでありますとか、また新しい対応としては、マグロの、量的には制限がございますので、人工種苗の開発をやってその種苗を確保していくという取り組みを来年度、中心にやっています。それにあわせて系統組織とか生産者グループによる直接出荷の拡大、それから消費者のニーズに応じた加工体制づくり、そういったものを整備をしていく必要があるというふうに考えております。そういう部分でおきますと、直七カンパチのブランド力を高めるための養殖技術への支援でありますとか、「高知家の魚 応援の店」の活用よっての販路開拓、それから商談会への参加支援の取り組み、また加工業者間の連携を図るための支援、そういったことをして販売力を高めていきたいと考えております。

それとあわせて、産地としてまとまっております宿毛地域におきまして、漁協や養殖生産者などで構成する協議会を立ち上げまして、養殖業の振興のビジョンを策定する取り組みを

進めたいというふうに考えております。

それができた段階で、具体的な取り組みとしてブランド魚の生産あるいは販売加工の体制づくり、そういったことをビジョンに沿って取り組んでいく方向を考えております。

○武石委員 わかりました。香川県ではオリーブハマチとか、いろいろ個性を出していこうという取り組みが一生懸命なされていると思うんですけれど、今県内ではどうですかね、そういう個性、ブランド力をアピールするために個性を出そうとしている取り組みというのはどういう事例がありますかね。

○東水産振興部長 先ほども少し触れさせていただきましたが、県内の特産品でありますかんきつ系のものを餌料にまぜて、それを生かして肉質あるいは魚特有の臭みを落とすしていく、あるいは病気の発生を落として生産効率を高めていく、そういった餌のやり方、餌をまぜてやっていく、そういうことを現在やりつつ、先ほど申し上げました極美勘八でありますとか直七ブリ、そういったものの生産を進めていくという取り組みをしているところでございます。

○武石委員 そういったものを買うほうの市場のほうですね、市場ニーズといいますか、その辺はどうにらんでおられますか。部長。

○東水産振興部長 例えば直七なんかを使ったものについては、先ほど言いましたように魚の臭みが抑えられていいとか、一定評価をいただいておりますので、そういう消費者側、市場側のニーズを踏まえながら、我々もそういう取り組みについて絶えずフィードバックしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○武石委員 先日私も、宿毛の港、田ノ浦でしたかね、あそこに行きましていろいろ漁獲高の推移とか、そういったものを見せていただいたんですけれども、すごく半減しているような状況

に驚いたわけです。

これから産地を売り出していくのに当たって、その漁獲高の大幅な減少というのが気になっておるわけですが、ちょっと大きくりな質問になってしまいますけれど、水産振興部長の御所見をお聞きしたいと思います。

○東水産振興部長 やはり高知県内での天然魚というのは、黒潮に乗ってくる魚を釣り漁業で水揚げしていくという取り組みでございます。それで、非常にその年々の資源量でありますとか黒潮の影響とかを受ける部分がございます。そういったところにつきましては、やはり漁業者の確保ということを図りながら、一方では釣り漁業についてやっていく。どうしても自然の漁の変動がございますが、その中でやはり効率的に、効果的に水揚げをしていくという方法があるかと思えます。

1つは、県内では定置網というのがございますけれど、これが非常に安定して水揚げができますので、そういったものの網なりの調査でありますとか効率的にできるようなこと、後継者対策、そういったことをあわせてやりながら、養殖魚ともあわせて取り組みを進めていくということを考えております。

○武石委員 わかりました。ありがとうございます。

次に、また農業に話を戻させていただきまして、本会議でも取り上げられました農業改革の影響と、こういうことではありますが、農地を集約化をすると、こういう話でありまして、中間管理機構、これを県の農業公社が担って行うということでもあります。

とても県全体を農業公社、つまり中間管理機構が一元的に集約してその作業するというのは現実的じゃないものでありますから、農業振興部に先日お聞きすると、市町村がそれを担うと、こういう話をお聞きしましたが、市町村によっ

ての温度差とか、そういったことが出てくるおそれはないのか。まず、この点について農業振興部長にお聞きいたします。

○杉本農業振興部長 温度差が全くないかというたら、それはあると思います。ただ、農業というのは高知県全部の市町村において主要な産業でございます。今まで人の力、これは何かといいますと、その地域の農業の今後5年後、10年後を見据えたときに誰がその地域の中核的な担い手になるのか、そしてその方にどうやって土地を渡していくのか、そしてその土地でどういう経営をしていくのか、こういうものがやるとこの3月の終わりには全地域ででき上がります。それを一番詳しく知っておるのが、当然市町村の職員であり、各地域のリーダーであり、そしてJAであり、また我々であります。

ですから、今委員のおっしゃったように全部が中間管理機構を通るわけではありませんし、場合によっては民も当然大きな取引の場としてあります。さはさりながら、中間管理機構という公の機関に預けたら安心だというその安心感も一方ではある。そういうものを組み合わせていながら、中間管理機構は大きな役割を担うもの、このように考えております。

○武石委員 それでは、集約化した田んぼでどういった生産をするかということですね。面積を広げて一団集約してつくればそれでいいというものではないと思うんですね。全国の競争に、じゃあどうやって高知の米を売り出していくかというのが重要になってくると思うんです。そうした中でやはりブランド化についてお聞きするわけでありまして、今、窪川には仁井田米という米があって、これが県内では人気があるというふうに思っておりますが、全国大手の神明という米商社がございますね。九州で生産するぐらいの米を年間扱っているというぐらいの規模、日本一大きな米商社だと思うんで

すけれど、その神明に高知の米はどうなんだという話を聞くと、答えは単純でありまして、まず南国市で中心につくっている超早場米を全国に先駆けて収穫して、それでも1年の利益を確保することです。それに尽きるというお話で、じゃあ仁井田米とかというのはどうなんだという、それは地産地消でやってくれみたいな話でありましたんですが、さはさりながら、それをどうやってブランド化、全国に売っていくかということが、今回の農地の集約化においてもやっぱり出口をしっかりしないといけないと思います。

ブランド化、個性をどう売り出していくかというのが大事になってくると思うんですけれども、そういったことに対する、現時点でということでは構いませんが農業振興部長の御所見、高知県の米をどういうふうに売り出すか、その点についてお聞きします。

○**杉本農業振興部長** 米は、本県で単品でいくと一番生産額が多い。園芸品一つつくっていくと、米はその下になるわけなんです、片やもう一方、全国で見た場合、高知県の米は0.7%、1%なかったんじゃないかと思います。

それで、まさしく神明さんがおっしゃるように、高知はその地の利を生かした超早場米、これでいわゆる一番値が高いときにまず稼ぐ。それで、なかて、おくてというふうにつないでいく。その間に、今おっしゃったように仁井田米であったり土佐天空の郷であったり南国そだち、もしくは最近は大野見のエコ米とか、こういうものがございます。

こういうものは価格もさることながら、大野見なんかは場合によったらそのストーリー性で地域を活性化できていく方法もありやせんだろうか。このようなことがございますし、また平成26年度からは「にこまる」、これを県の推奨品種として採用してこのブランド化の取り組みを

支援して生産の拡大を図っていきたい、このように考えております。

○**武石委員** わかりました。

それから飼料米について、先日も本会議で岡本議員が質問をされましたが、補助率も上がるということで、集約化の方向性には向くだろうと思うんですが、12月に私、東京で内外情勢調査会がありまして、そのときの講師が林芳正農林水産大臣で、そのお話を聞いてきました。

一連の農業改革についての御説明を大臣がされた後に質疑がありまして、時事通信の部長がこういう質問を大臣にされたんですね。というのがどういうことかということ、飼料米の補助率を上げるということは、これを機会にもう耕作をやめようかと思っている農家が補助金が上がると聞いた段階で耕作を続けるということになるんじゃないか。ということは、耕作放棄をしないので、小さな農業、農家経営がそのまま存続するんじゃないかという質問をされたんですね。それに対して大臣は、いや、そうじゃないと、この補助率を上げるということは、たくさんつくればたくさんの補助がもらえるということであるので、小規模でやってもそのメリットはない。だから、集約化に向かうんだと、こういったお話をされておりました。

その中で、岡本議員も質問されたように、つくるのはいいんだけど、じゃあそれをどこで消費するのか、誰が買うのかという部分がやはり大きな課題として残ると思うんですね。

窪川の養豚農家、まさにさっき話が出た米豚の生産農家にも私も聞いてみました。飼料米、これからどんどん窪川でもつくるようになると思うけれど、その分どんどん豚に米食わすかえと、こう聞いたら、やっぱり配合量というのが決まるとるので、数字は忘れちゃったけれど、たしか1割ぐらいしか配合できんというような話もありました。

飼料米がどんどんどんできたからという、豚とか牛にどんどんどん米を食わすと、こういうことにはならんと思うんですけども、その辺の需要の見通しについて、現時点での部長の御所見をお聞きいたします。

○杉本農業振興部長 畜種によって違いますが、今、配合飼料に入っているトウモロコシ、これがどのぐらい米に置きかわるか、これは一定のまだ仮説です。仮説というたら失礼なんですけど、まだ確たるものはございません。例えば卵を産む鳥だったら20%ぐらい、ブロイラーだったら50%ぐらい、そして養豚だったら15%ぐらいというふうに畜種によって、ある程度トウモロコシが置きかわるだろうというふうに言われています。これをやっていけば、ある程度は相当なものが出てまいります。

それともう一つは、そうなると、配合飼料会社から見て、そういうものに置きかえても肉質に問題がないとか、品質に問題がないということであれば、置きかわっていくと思います。ただ、全部の配合飼料が何ぼあって、それで何ぼ置きかわって、まだ足らんとか余るとかというところまでまだ始めておりませんので、それはわかりません。

ただ、米農家から見たら、飼料用米の種が欲しいという声は結構強うございまして、これについては収量の多い種を今後とも確保するようになることが必要だなと、このように考えています。

○武石委員 わかりました。ぜひ、その売り先、出口のほうもしっかりと研究をしていただくようにお願いをしたいと思います。

次に、野菜ですね。園芸王国高知としては、野菜たちも主役の一つであることは間違いありません。いろんな品種が県内でもつくられておりますが、それについてはよく存じ上げておりますので、新品種、新品目といいますかね、今

これに力を入れているんだというものがあればお聞きしたいと思います。

例えば窪川で今、セリの栽培が始まっておりまして、これも当初、セリをやってビジネスになるのかどうかを何年か前に研究したときに、先進県が大分県でありまして、そのビジネスモデルを見ると、七草がゆの時期にどんと多品種を売って1年の利益を確定すると、こういうやり方でありました。それをそのまま窪川、四万十町でまねてもどうかなという不安がある中でスタートしたんですけども、今、生産農家は5戸、5軒なんですけれど、その5軒でもう既に5,000万円を売り上げるというふうに成長しております。こういうふうに、やはり個性を生かした品目に取り組むというのも、これからあるべき姿じゃないかなというふうに思うんです。

今そのセリの例を挙げましたが、そういった可能性のあるものとか、今こんな取り組みが始まっておるよというのがあれば、部長にお聞きしたいと思います。

○杉本農業振興部長 本県は、いつも、ニッチな部分もしくは市場で余り取り扱ってなくて需要が多そうなもの、こういうものを開発してまいりました。平成21年度から、有望な新たな23品目、これを選定して取り組んできました結果、ハスイモ、ニガウリ、パプリカ、甘長シントウ、これが5,000万円を超えるようになりましたし、さらに1億円を超えるものとしてアスパラガスが出てまいりました。また、昨今、新聞でも出ましたが、カイランサイ、葉ニンニク、それからスナップエンドウも普及に取り組んでいるところです。特に、カイランサイにつきましては非常に市場から有望と期待をかけられているところでございます。

○武石委員 ぜひ、そういうふうにニッチなところをふやしていくという取り組みも大事だと思いますので、そういう面の指導もお願いをした

いというふうに思います。

それから、四万十町、特に窪川なんかも言えるのが、米をつくったらそれで1年終わりみたいな農家経営なんですね。さっきから集約化の話も出ていますが、やっぱり大事なものは米をとった後、何を、じゃあつくるかという食欲さが求められているなというのを地元四万十町でも話をするんです。どうも恵まれ過ぎていて、その努力が足らんのじゃないかというのを農業者中心に話をしています、米の裏作、こういったものをやれば売先があるのかどうか、これも市場調査をしてきましたが、かなりそれは手応えを感じたところです。売り先はあるというふうに思いますので、これは質問にしませんが、そういった点の御指導も集約化の一方でお願いをしたいというふうに要請をしておきます。

それからまた、野菜に話を戻しますが、野菜ソムリエの記事がきょうも高知新聞に出ておりました。高知県のトマトの優秀さが認められたといううれしいニュースでありましたが、その野菜ソムリエの存在というのも、高知県を売り出していく中で大きな存在になろうかと思うんです。

県内で野菜ソムリエの皆さんの人数、増加傾向にあるのかとか、あるいは活躍、活動ぶりはどうなのかとか、そういったことについて部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 野菜ソムリエさん、これは全国でいうたら4万5,000人ぐらいおるんですが、本県では431名の方が活躍されております。その活動組織として、拠点としてあるのが、高知市、土佐市、四万十市、この3つにコミュニティーがあって、それぞれ地元の野菜を使いましたレシピの開発であるとか食育活動が積極的に行われているところがございます。

また、トピックスになります、今週末の土日、「土佐のおきゃく」に合わせまして、県内の

20以上のトマトブランド、これが勢ぞろいいたしますトマトサミットが開催されますが、そのイベントにも県内の野菜ソムリエさんが中心となって、高知のフルーツトマトの魅力を県内外に広く情報発信されるというふうに聞いております。

○武石委員 そういうふうにごんごん活躍されることがふえてくるといいと思います。野菜ソムリエの資格取得なんかも県独自で力を入れてやられているというのもお聞きしておりますので、さらにそういった野菜に造詣の深い方が県内でごんごんふえて、ごんごん高知から全国に、世界に発信できるような体制もつくっていただきたいと思います。これは要請をしておきます。

それから、次世代施設園芸団地について質問をさせていただきます。

四万十町といたしましても、県有地に次世代の園芸団地、最新鋭の施設ができるというのは農業立町を進めておる町としても大変大歓迎、喜んでおるところであります。町の行政としても絶対失敗をするわけにはいかないということで、それぞれ町のほうも勉強しておる、そういった状況であります。

何をつくるのかということであると、やはりトマトがいいのではないかと。そのトマトといえども種類が多いでどういったトマトにするのかという絞り込みの研究を今しておるといふふうにも聞いております。一方では、国産のパプリカ、これは全国でも多分1割ぐらいしか今流通していないだろうと思うんですけど、その国産の少ないパプリカに先鞭をつけるという役割も必要なんじゃないかなというような声も上がっております。これはここで報告というふうにさせていただきたいと思いますので、引き続き農業振興部には農業経営の御指導もいただきたいと思っております。

そこで、産業振興部長にお聞きしたいと思う

んですけれど、その次世代のハウス、1.5ヘクタール、1.4ヘクタールぐらいのハウスが3つできると、こういうことでありまして、同規模の全国のハウスを見たときにも、ばらつきはありますけれど1棟当たり10人から15人ぐらいの雇用は生まれるのではないかなというふうに思うんですね。それで、地元でも雇用が生まれるのでありがたいと、こういう話をしておりますが、町内でその人数がすぐにいるかというたら、それもやってみないとわかりません。

であるとすると、移住政策をこの団地に組み合わせることもいいんじゃないかなと思ひまして、先日、有楽町のNPOふるさと回帰支援センターにお邪魔していろいろ聞いてきました。ちょうど局長もおられましたので、高知県ですがということで、私は2回目の面会でありましたが、お話をしたら、いや、高知県はよく頑張りましたねというふうに褒めていただきました。というのが、移住先のアンケートで全国6位に高知県が入ったという取り組みをすごく評価をいただいていたんですね。

担当者ともしばらく話をしたんですけれど、どこがよかったんでしょうねと、アンケートで6位に入った理由はというふうに聞くと、やはり「高知家」のデザインを私に示してやっぱりこれですねと、「高知家」がよかったと、こういう話でした。特に、全国の自治体関係者が「高知家」の取り組みというのに関心をすごい持っているという話を聞きました。県がここまでやることは今まで聞いたことがなかったということで、自治体関係者が大いに注目しておるということです。県が主導する「高知家」の取り組みをいろんな都道府県がこれからまねをするんじゃないかなというふうに感じたところです。

そこで、移住に話を戻しますが、移住先で、全国に移住される方々が営農を大分やっとなるん

かと聞きますと、営農はやっぱりハードルが高く難しいですね、それよりも農業法人なんか雇用してもらおうというのが一番早く移住が決まる方法ですよというお話も聞かされました。まさに私がさっき申し上げた次世代型の団地で雇用すると。それも移住者がそこで働くという、そういう取り組みが一番理にかなっているんじゃないかというふうに思います。

今の計画では、次世代トマトが動き出す、生産を開始するのは平成28年度と、こういうことでありますが、NPOで聞きますと、やっぱり仕事をする1年ぐらい前から移住をして、地元、地域になれて、それから仕事をするというのがいいですよという話もあったんで、であるならば逆算するともうそろそろそういった雇用がありますよというのを全国発信していく時期がもう既に来ているというふうに思うんですね。

その点について、中澤産業振興部長、御所見をお聞きしたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 お話のございました次世代の施設園芸団地、これは委員のお話にもありましたように、大体私どもでも3つのハウスで60名程度の雇用が発生をするのではないかなというふうに思っております。それぞれ3つの事業者様が計画をされているということで、まずどういう採用をされるか、事業者の方々の御意向というのをまずお聞きをした上でということになります。お話にありましたように、移住者の方にそういった働き場を提供すること——これまでも御相談いただいている中で就農を希望される方がやはり多うございます。その中で、やはり一から立ち上げるというよりは就業による就農ということを希望される方もやはり結構多いというのもそのとおりだろうと思いますので、平成28年度開業に向けて、今、私どもが持っておりますホームページであるとかパッケージシステムの仕事の情報、それから

相談会、それからコンシェルジュの活動、あらゆる手段を使って情報発信をしていきたいと思いをします。働く場だけではなくて、就業に至るまでの、農業のほうでアグリスクールという研修制度がございます。それから、私どものほうで来年度から円滑に就業をしていただけるような、農業に限りませんが研修制度を設けますので、そういった情報とあわせて積極的に発信をしていきたいと、そのように思っております。

○武石委員 よろしくお願ひします。

そしたら、時間の関係もありますので、次の品目に進みます。

次は土佐茶、お茶であります。

今、生産農家はどんどん減っていると思うんですけど、一方で池川なんかはお茶農家の女性たちがスイーツの店を出して、非常に品質のいい、評判のいいスイーツが生まれています。そういった中で、土佐茶の振興をこれからも図りたいところではありますが、樹齢がかなり高くなっておるのが高知県の現状。それから日高村の霧山茶園なんかでも、お話を聞くと、ゴルフ場ができるぐらいすごく広大な農地で、知事も対話と実行行脚で足を運んでくださいましたが、本当に大規模にやっておられますが、樹齢はなかなか高い。それを将来に向けて植えかえるのかと聞くと、なかなかそれはようせんと、こういうことでもあります。

一方で、仁淀村にある茶業試験場、ここでは手間がかからないような植えかえの、改植の技術も進んでいると。こういうことではありますが、そういった改植ということも踏まえたお茶、土佐茶の生産体制に対する農業振興部長の御所見をお願いします。

○杉本農業振興部長 急傾斜を利用いたしました本県の茶園は非常に厳しい立地条件にあります。今おっしゃっていただいたように、その木そのものが相当高齢化している。そして、植えかえ

をせないかん。そして、本来ならばもう少し施肥も必要だろう。こういうふうには産地がちょっと元気がなくなっております。

そういうことでありまして、緊急雇用なんかを使って、例えば施肥をすることによって本当に生き返る。そして、もう一つは販売をどうしていくか。こういうことを入れて、産地の元気をちょっとというふうにやってみました。

それからもう一つは、いわゆるブレンドからブランドへというふうな大きなうねりをやりながら、意欲のある方々を引っ張っていききたい、このように考えています。

○武石委員 ぜひ、生産体制の増強への支援もよろしくお願ひをしたいと思います。

一方で、消費拡大の点で質問させていただきます。

高知県内あるいは高知市内でも、結婚披露宴とかいろんなパーティーが開かれておりますが、残念なのはそこに出ておるノンアルコールといえば必ずウーロン茶と、あれを見るたびに残念でたまらないわけであります。そこに、やはりウーロン茶でなくて土佐茶がないと、本当にもったいないというふうに思います。どのくらいの金額をもうけ損のつとるんかなというふうに思うんですね。

その辺の工夫ができないものかというふうに思いますけれど、その点について農業振興部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 その点につきましては、我々もホテル、旅館等の方々にアンケートを行いました。そしたら、やはり地元ブランド、これを使いたいというふうな強い要望もいただきました。意欲はございます。ただし、何がネックになっているかといったら、やはりウーロン茶とのコスト差です。もう既に既製品で非常に大きなペットボトル、単価の安いペットボトルが入ってきます。それに比べて高知県の場合はそうい

うものがないので、茶葉で入れてもらう。そして、後始末も必要だ。こういうものが提供する際のネックになっております。

ただ、手をこまねいておってはいけないということから考えていきますと、まずは協力していただける方々に実際使っていただいて、本当のネックは何なんだろう。我々も頭で考えるんじゃなくて、実際やってみようじゃないか。そういう支援を来年やっていきたい、このように考えています。

○武石委員 ぜひお取り組みいただきたいと思えます。今部長の話を聞きながら、ちょっと頭に浮かんだんですけど、お店のほうでそういうのがコスト的に難しいやったら、マイ箸ブームがありましたように、マイお茶で土佐茶をそこへ水筒で持っていくとかということでもええかなと思って、今ちょっと思いついただけの話がありました。済みません。

それから、土佐茶はぜひ普及を図っていきたいと思えます。後継者の問題もありますので、若手の後継者が中山間地域で仕事ができると、お茶で地主が生まれるというような環境をぜひ作りたいたいものだなというふうに思えます。

それから、6次産業化のほうに話を移します。今国が進める6次産業化については、A-FIVEというファンドが幾つかこれから取り組む事例が出ておりますが、高知県で6次産業化に取り組むファンドの創設、そういった状況はどうなっておるのか。これは農業振興部長にお聞きします。

○杉本農業振興部長 地元の銀行がこの出資主体となりますサブファンド、これにつきましては本年3月中に設立予定というふうにお伺いをしております。6次産業化のために、県といたしましても、農業者と加工事業者そして流通事業者が、このファンドを利用いたしまして6次産業化に取り組む会社を設立できるよう、関係機

関と連携いたしまして異業種間の交流を促す取り組みを進めていきたい、このように考えております。

○武石委員 6次産業化、県内の取り組みを見ても、2つやっぱり大きな課題があるなというふうに思います。

1つは、原材料の安定的な入手が困難というところで大規模にビジネスを広げられないというのもあると思うし、それからもう一方では、大口の注文が来ても生産体制がそれに追いつかないと、ここを克服しないとなかなか6次産業化が大きくなれないというふうに思うんです。そういった意味でも、そういったファンドが後押しをするということで、しっかりと足腰の強いビジネスモデルとして6次産業化が広がっていくような、そういった仕組みを県内でもつくる必要があるというふうに思うんです。

そういった意味から、ものづくりの地産地消・外商センター、これを設置するという事は知事も提案理由でおっしゃいましたが、足腰の強い6次産業化のビジネスモデルをつくるという観点から、このセンターはどのようなふうに機能するのか、お聞きしたいと思えます。

これは商工労働部長にお聞きします。

○原田商工労働部長 委員から先ほどございましたように、新しく地産地消・外商センターを産振センターに設けるようにしております。現在、地産地消センターという形で機能しております。そのセンターの中でも、食品の加工業者、それとその生産者、これをつなぐといえますか、これをつくりたいとか、こういう原料がどこにあるんだといったようなマッチングをここでやっておるところです。

また、新しく商品を企画しても、大量に物をつくる手段がないといったような場合については、その応援といったようなことも含めて、製造事業者につなげるといった取り組みもしてお

ります。

新しい地産地消・外商センターに規模といますか、体制も強化をしまして、企業訪問の回数でありますとか、それから製造業の事業者に直接いろんなものを、情報も伝えていくといったような機能も多分大きく拡大をいたします。

そういった中で、原材料の安定的な確保といったものでマッチングもさらに強化できると思いますし、それからまた設備投資といったようなことも新たに支援もできますので、さらにそういった今までのウイークポイントみたいなものを強めることの支援というのが十分できていくのではないかなというふうに思っています。

○武石委員 次に、そういったふうにつくったものを売っていくに当たって、高知県の抱える大きな悩みというのがやっぱり運送コストの問題ですね。どうしてもそこがかかってしまうので利益が圧縮されると、こういう悪循環になっております。

そこで1つ提案であります、大消費地、東京なら東京あたりに一つのダム機能といますか、ストックヤードといますか、そういったものを用意しておいて、製品を混載とかで運賃を安く運んでおいて、それからそこから横持ちをするというような方法がとれば、運賃コストが低減できるんじゃないかなというふうにも思ったりするんです。そういった点についての御所見をお聞きしたいと思います。これは産業振興部長にお聞きします。

○中澤産業振興推進部長 お話のとおり、地産外商を進めていく上で、本県の立地条件から来る物流のコスト、あるいは時間もそうなんです、非常に大きな課題でございました。そのため、さまざまな何らかの物流費用の低減策、県も含めて支援できるような方法がないかということで、今までも検討してまいりました。

お話にありました商品ストックヤードを設け

るということについても検討してまいりました。こういったケースでは、小口で現地にストックをして、注文に応じてうちでピッキングをしてお届けをします。主にそういうケース、利用価値があるのは飲食店であるとか小規模な小売店であろうかというふうに思います。

そういったところは、確かにそういうものがあれば機能的に非常にすぐれているということなんですけれども、現在の高知県から関東圏あるいは関西圏といったところにそういうピッキング、ストックヤードを設けるにはやっぱり当然そこでコストがかかります。ストック、それからピッキング、配送、2次配送という、それを考えたときになかなか合わないというのが今の現状でございます。

これが今、民間の事業者様が、日配品でございますけれども、関西、関東へ定期便を走らせるというようなことをされておりますので、これはストックポイントということではないんですが、共同利用によって安価な物流コストを実現するというようなことの試みを今されております。県も含めて中央会さんなんかに御協力をいただいて参加者を募集し、今それが試行できるような準備を進めておりますので、当面そういった方向でトライをしてみたいというふうに思っております。

○武石委員 ぜひ、その運賃コストをどう抑えるかということも引き続きお取り組みいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど内外情勢調査会、林大臣のお話をしましたが、そこで大臣が強くおっしゃっていたのが、これから1次産品の内需を拡大するんだという話。その中でも、医療と福祉ですね、医福、それから食事の食、農業の農、医福食農、これで内需を拡大する、そこに大きな市場があると、こういう話でした。

言うまでもなく、高知県は高齢化先進県であ

りますから、この医福に食農を組み合わせるといのは、まさに高知県の得意とするところ、あるいは得意としなくてはいけないところじゃないかなというふうに思います。

病院食を見たときに、やはり誤飲をして肺の病気になってもいかんというようなこともあって、安全性の高いゼリー状の食品であるとか、そういう機能的な食品がよく出されておりますが、あれを食べている病院の皆さんを見たら、食べる楽しみとか匂とか、そういうものが感じられないからちょっとかわいそうな気がします。

高知県はせっかくおいしいものがあるので、やっぱり匂を味わえるとか食べる喜びを感じることができるような、そういった病院食、介護食をやっぱり高知県としてはいち早く産業化をするべきやないかなというふうに思います。

今、非常にいい取り組みも始まったというふうに聞いていますけれど、その辺の御所見についてお聞きをしたいと思います。商工労働部長に。

○原田商工労働部長 超高齢社会を迎えるということで、介護食品、病院食品のニーズはさらに高まってきておるといふふうに思います。

今委員からお話がありましたけれども、食材の形や色、風味をそのまま残しながら食べる楽しみを味わっていただけるような介護食品、これを県内企業で開発しております。県が成長分野の支援のプロジェクトをやっておりますけれども、これはその中の事業化プラン第1号だったわけですが、それにつきましては販路拡大、それからいろんなアドバイスも行いながら、工業技術センター等が技術的な支援も行って開発をしてまいりました。

大変いい方向に向かっておりまして、先日、県東部、芸西村のほうにそのための新しい工場もつくりまして、35名ぐらいの非常に大きな雇用も生み出せるといった成果に結びついており

ます。

委員もおっしゃいましたが、今後もその介護食といったような分野は大変有望な成長分野というふうに考えておりますので、高齢者食、病院食といった、そういった食品につきまして、商品開発から販路拡大、一貫したその支援というものを、また専門的、技術的支援、これは大学等ともやはり連携せんとなかなか難しい面もございますので、そういったことと一緒にぜひ取り組んでいきたいというふうに思っています。

○武石委員 よろしくお願ひします。

それから、そういった「高知家の食卓」を観光振興にどう生かすのかということで質問させていただきたいと思いますが、食1グランプリですかね、そういった取り組み。これも高知のいい素材をPRするにもいい、役に立つ取り組みだと思し、それプラス高知版の料理の鉄人みたいなイベントをやって、カツオならカツオ、トマトならトマト、はい、これを料理するというような取り組み。そういったふうな観光につながるというお取り組みについて御所見を、観光振興部長。

○久保観光振興部長 まず、高知で現在やっておりますB-1グランプリ、御当地グルメのグランプリですけれども、土佐の食1グランプリといたしまして、平成22年度からスタートしております。当初は、南国市の岡豊山会場だけで、たしか6,500人程度の方の参加者でした。品目も12品目と余り多くなかったんですけれども、ここへ来まして、昨年が46品目で約3万人の方に参加をさせていただいて、やはり食について大変人気が出てございます。昨年は、御承知のとおり、その優勝しましたごめんシャモすき焼き、これが農林水産省の食のコンテストでたしか銀賞になりました。全国から518品目出品がある中で銀賞になりまして、全国に向けての足がかりをつくったところでございますので、今後、我々こ

のB-1グランプリ、土佐の食1グランプリを進めていきたいと思っておりますし、今委員からお話のありました食の鉄人、こういうのもぜひやっていきたい、結論を言いましたらやっていきたいと思っています。

といいますのが、高知に来ていただいた方にとりましては、高知の食が大変おいしいということは本当にこれはわかっていただいているんですけども、まだまだ十分そのことが、おいでいただいていない方にとりましては浸透しておりません。そういう意味で「高知家の食卓」県民総選挙と相まって、そういう食の鉄人みたいなグランプリというのは大変話題性もありますんで、今後前向きに実施に向けて、先ほど言いました土佐の食1グランプリ、これは民間の方がやっていますんで、そういう方に御意見を伺いながら、前向きに検討していきたいと思っています。

○武石委員 それから、そういったイベントができる、あるいは観光客がワンストップで高知県内のおいしいものを食べることができるというようなエリアを、場を提供するというのも大事だと思うんですけど、こういったコンセプトについてこれは知事に御所見をお聞きします。

○尾崎知事 やっぱり滞在いただく時間が短い場合もあります。それから、やっぱり最初に一気にインパクトを持って一気に知ってもらおう。そういうことも非常に有意義なことだと思います。でありますんで、いろんないい食材とかを1カ所に集めて見ていただく場、味わっていただく場、そういうのが非常に有意義ではないのかなと。実際、そういうことで成功しておられるところもあられますんで、そういう意味では意味あることかなと、そのように思います。

○武石委員 それから、最後に、じゃあ世界にどう売っていくかということですが、東京オリンピック・パラリンピックに対するPRも

知事もされていますし、その前年度、2019年にはラグビーワールドカップが日本で行われるということで、これも大きなチャンスだと思うんですけど、その点について知事に御所見をお聞きします。

○尾崎知事 ラグビーワールドカップしかり、それと東京オリンピック・パラリンピック、ぜひこの機会を生かして高知県の食、さらには文化、花、そんなものをいろいろ売り込みができればなというふうに思っております。

先日、オリンピック準備委員会の事務総長のところ、さらには準備室長さんのところ、さらにJOCの会長さんのところ、それから体育協会の会長さんのところ、それぞれ提案書を持ってまいりました。

そういう中で、合宿の誘致の話もありますが、あわせてぜひ木を使いましょう、それからぜひよさこいをいろんな点で採用していただけないだろうか、そういう提案をするとともに、ぜひ各地方の食と花とか、そういうものをPRする場というのをもらいたいと。そこでいろいろ世界各国から来た人にそういうものを伝えて、今後の観光誘客につなげられるようにしてもらいたい、そういうことを強くお話をしてきたところです。

そういう中で、例えばグロリオサですね、高知県の、これはビクトリーブーケとして使えるんじゃないですかとか、これは栄光という意味ですからなどというようなこともPRもしたりしました。

まだ、これはPRの第一弾ということでもありますから、だんだんだんだん具体化をさせながら、具体的に我々の提案するプロジェクトを実現し、それが世界に対するPR、そして外国人の観光誘客という形につながっていくように取り組みを進めていければなど、そのように考えています。

○武石委員 ぜひ、大きなチャンスですから生かしていただきたいと思います。

最後になりますが、2015年にミラノで万博が開かれるということで、ある観光特使の方からそういう情報が私にも入って、四国でも参加する県がありそうだとかどうとか、いろいろあります。出展するにはやはり経費もかなりかかってくるんだろうと思うんですけど、その辺のことも視野に入れた上で、知事に、最後に「高知家の食卓」、これをどう発展させていくのか、御所見をお聞きしておきます。

○尾崎知事 まず、対外的なアピールという点からいけば、全国的にアピールすることに加えて、さらにこの10年後、20年後もにらんで世界的にアピールをしていくということをしていかなければならないだろうと、そのように思います。

国内市場もだんだん高齢化して行って小さくなるかもしれませんから、やはり輸出の大幅な振興ということを、例えば10年後、20年後は本格的にやっている可能性があります。

ミラノ万博、大いに生かしていきたいと思います。四国4県で連携していける取り組みはないかなということを模索したいと思います。そして、あわせて、そういう先々の需要に対応できるように足腰を強くし、付加価値を強めていく、そういう一連の取り組みを産業振興計画を通じてしっかり進めていきたいと、そのように考えています。

○武石委員 以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○梶原副委員長 以上をもって、武石委員の質問は終わりました。

ここで午後3時50分まで休憩をいたします。

午後3時30分休憩



午後3時50分再開

○中面委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森潮三委員。あなたの持ち時間は80分です。御協力をよろしく願いいたします。

○西森(潮)委員 この予算委員会での質問は、私は恐らく最後になるんだろうと思います。振り返りますと、平成7年に私が議会運営委員会の委員長をし、県議会の議論を活性化したいということで、この予算委員会というのをぜひ創設しようということで協議をしてできて、かれこれ20年近くになりました。今、振り返ると、私ももういよいよ最後かなということで、きょうは県政の懸案について時間の許す限り質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、この議場へ、実は前県会議員の大石宗さんが濱長の芸妓さん以下をお連れになって、また春野町からは農家の方がたくさん来ておられます。この芸妓さんも高知県議会傍聴ちゅうのは、明治17年4月以来恐らく2回目だろうと思うんです。当時、芸妓税というのを値上げするという、それについて芸妓さんが傍聴されたという記録があります。そして、私は農業問題というのは専門家ではありませんが、やっぱり今までの高知県を支えたのは農業だと、第1次産業、漁業もちろんそうですが、そういった中で今、今のままでいいのかというような思い等々で、もっと新しい分野の研究開発、そういったことも必要かなと、そんな思いで若干質問させていただきたいと、こう思っています。

その前に、今、高知県というのは、これだけ戦後もずっとおくれたのは何といってもインフラ整備、基盤整備がおくれているということ、そして災害の常襲県であるということ等々を踏まえて、最近ではもう間もなく3年になります

東日本大震災、これを踏まえたときに、福井照衆議院議員、国土強靱化総合調査会の事務総長です、私はこの、東大を出、国土交通省にいた福井さんに、高知県の基盤回復のためにぜひあなたの能力を発揮してほしいという思いで、国政へぜひ出てほしいということを強く要請した一人です。今振り返ってみて、国土強靱化、こうした関連3法案が成立した等々を考えると、私は本当に福井さんに立ち上がってもらってよかったなあと、そういう思いです。

マスコミ等によりますと、国土強靱化といえど税金の無駄遣いだ、公共事業のばらまきだと、そういう批判をする人もいましたが、評論家の森田実さんが、3月4日の新聞に記事を寄せておられます。全部読めませんが、「国土強靱化は、大災害に耐え抜くだけの強くしなやかな安全社会を建設するとともに、老朽化した社会資本を補修するための事業です。日本は災害列島です。巨大地震が繰り返されてきました。巨大津波が発生して人間社会を飲み込みます。家屋の倒壊が起きます。地面が揺れ続けるなかで火災が発生します。火山の噴火も起きます。豪雨、豪雪が襲ってきます。山が崩れ、山津波が起きます」等々、災害の常襲地だと。このときに、この福井照衆議院議員は、自民党国土強靱化総合調査会の事務総長、当選5回の実力派の衆議院議員です。この記事の中に、国土強靱化基本法、南海トラフ対策法、首都直下地震対策法のいわゆる国土強靱化3法が議員立法として成立しましたとあります。

この3法の立法化を主導したのが福井照国土強靱化総合調査会事務総長で、法律の起草までされた。国会議員は数いるけれども、役人で、しかも技術屋の職員で法律まで起草できるというのはまずいないということ、二階俊博国土強靱化総合調査会会長が私にそういう話をしてくれた。すばらしい方です。野党説得をして、

そして成立させたということです。

今は、総理がこの国土強靱化推進本部長になって全閣僚が責任を持つという体制ができました。これは、東日本のあの震災があつて今や復旧・復興に必死です。ところが、我々高知県はこの法律ができたことによって、あらかじめ事前に備えをしておこう、防災・減災の事業ができるという道が開いたわけですね。これは、私はまさに大きいと思うんです。

公共事業のばらまきといった間違いの議論に対して、数字上の根拠を示して2月24日に衆議院予算委員会で質問された。このことを高く評価するということを記事に載せていただいて、この最後には、福井照議員は日本の救世主ですということを評論家の森田実さんが寄稿されています。

このことを読んで、知事はこの法律や綱領関係の成立を見て、高知県の現状から考えてどう思っておられるかについてまず伺っておきたいと思います。

○尾崎知事 国土強靱化3法、この成立に当たって福井照先生の果たされたこの役目というのは、非常に大きいと思っております。また、県関係の国会議員の先生方皆さんに大変お世話になりました。この場をおかりして本当に御礼を私からも申し上げたいと、そのように思います。

東日本大震災が起きて、あすは我が身だという思いがあつて、そして翌年の3月31日でありましたけれども、かの有名な黒潮町の津波高34.4メートルという想定が発表されました。ただでさえこれだけ厳しい高知県であるのに、さらにこれだけ厳しい試練があるのかと、本当に私も天を仰ぐ思いでありました。

ありましたが、しかしながら、これは何としても立ち向かっていかないといけない、そのときには国も巻き込んでいかなければならん、その思いを非常に強くしたところでありました。

9県知事会議というのを結成して、9県で国に対してこういう関係法律の制定をということを強く訴えてまいったところでありました。

そういう中において、本当に県関係の国会議員の先生方が真っ先に呼応していただいて、むしろ我々よりも早くこの三連動地震議連というのを立ち上げていただいて、こういう議員立法への道を開いてくださったわけでございます。我々も側面からいろいろお話もさせていただき、私もよく文部科学副大臣であられた福井先生のところにお伺いしましたけれども、ほとんど文部科学行政の話というよりは、この関係法律の話をさせていただいたことを覚えております。どれだけ心強かったことか。

おかげさまで、今この国土強靱化3法がで上がりました。平成26年度の国の予算、これを見てもあちらこちらに防災・減災という言葉が中心となって躍っております。これはすなわち国策の中心に防災・減災ということが据えられたということの意味をしております、これに関しての先生方の本当に大変なる御貢献に対して心から感謝を申し上げたいと思いますとともに、私も今ナショナル・レジリエンス懇談会の委員、これは防災大臣のもとにある委員会であり、ここでいろいろ議論させていただいておりますが、これからこの国土強靱化3法に基づくと一連の施策が具体化していきます。その中において、しっかりと地方の実情を踏まえた形で施策が展開されるように、引き続き声を上げていきたいと思っておりますし、引き続き多くの先生方に大変お世話になっていきたいと、そのように思っています。

○西森(潮)委員 もちろん、県選出の国会議員さん皆さんがそれぞれ県政に、国政に頑張っておられるということは当然のことではありますが、ただ福井代議士は、ふだん見ても議員バッジも日常はつけない、まさにおごらず、誇らず、謙虚な姿勢で黙々と頑張っておられると

私は思っております。同時に、今お話があったように、文部科学副大臣までやられて東京オリンピックの誘致に成功してそして交代をされたということで、ちょうど高知県がそれに備えてキャンプとかいろんなことをしていく場合も福井代議士の力というのは大きい働きをしてくれるんだろうと思います。これからも頑張っていたきたいなというふうに思います。

そこで、本論に入っていきたいと思いますが、知事は、まさに東奔西走、昼夜本当に新聞を見ても大活躍で、県民には優しく県庁の中では厳しく、まさに内では厳しく外には優しくということで、県庁の職員に聞いたら、知事に呼ばれたら皆ぴりぴりしている。けれど、外の方々は知事さんが来てくれるといたらにこにこで元気になる、そういう状況ですね。まさに頑張っておられると思います。

これからもぜひ、課題の多い高知県ですから頑張っておきたいと思いますが、そこで質問をさせていただきたいと思っております。この財政運営の見通しについて、決して高知県というのは豊かな財政のある、整う県ではありません。この平成26年度の当初予算の内容を見ますと、経済の活性化対策や南海トラフ地震対策など、大幅に充実強化、加速化しながらも、将来を見据えて当面の基金残高を一定確保するなど、財政の健全性の確保に努力する姿勢が見られます。これは、高く評価をしたいと思っております。

また一方、歳入を見ますと、従前からの構造的な課題となっているところでありますが、その県財政の約7割が国に依存をする、地方交付税等に依存する、財政基盤が極めて弱い状況にあります。

近年、国が経済対策の一環として地方向けの支援制度を充実させておられますが、平成25年度末の公債残高が国でも750兆円というような莫大な数字であって、一般会計税収に置き直すと17

年分となる見込みであるなど、非常に国は財政が厳しい状況にあります。そのような支援がどこまで持続可能なものとなるのか、これも不透明であります。こういった状況の中で、将来の財政運営について展望をしっかりと持ちながらそれぞれの年の予算を編成していくという姿勢、これはこれまで以上に求められるんだろうと思いますね。

ですから、この平成25年度2月の補正予算及び26年度の当初予算の編成を踏まえて、今後の財政運営にどのような見通しを持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○尾崎知事 正直なところ、本県の財政状況がそんなに明るいわけでもありません。お金が幾らでもあるというわけではありません。お金もそんなにないわけでありまして。しかしながら、お金がないことを言いわけにして仕事をしないというわけにはまたいきません。お金がない中であって、知恵を練って、出して、汗をかいて、どうやって結果を出していこうか、成果を上げていくか、そこが非常に知恵を求められるところでありまして、ゆえに県庁職員ともよくよく議論をさせていただいておるということでございます。

最近、私も内にも優しいですけれども、引き続きお金をできるだけかけずに、しかしながら最大の効果をもたらすためにはどうあるべきかということの議論をしっかりと積み重ねております。財政運営の基本の基本はまずこの点にあるだろうと、そのように思っております。

その上において、例えば歳入の確保の点においては、いかに有利な財源を国から引き出してくるか、これもあります。また、そもそも国に対してそういう有利な財源をつくり出すように政策提言をしていって働きかけていく。例えば防災・減災事業債とか、こういうものの延長でありますとか、そういうのが典型でありますけ

れども、そういう形で働きかけをしていくと。これが歳入面であります。そしてあと、歳出面においては、先ほどのような議論をしていくことが基本であります。あわせてスクラップ・アンド・ビルドをしっかりと新陳代謝を常に行っていくということもまた重要かと思えます。

以上の上で、さらに追加的に言えば、中長期的な財政の展望を常に持っていきながら財政運営をしていくということが大事かなと、そのように思っています。

毎年9月の議会に、中期的な財政展望、こちらをお示しさせていただいております。中期的な見通しを立てて先々に何があるかなということを見て財政運営をするので、いざというときに慌てないで済むと、そういう運営を今後も続けていきたいと考えています。

平成25年9月に出ささせていただいた中期的な展望によりますれば、一定程度今後持続的な財政運営ができるであろうという展望をお示しさせていただきました。平成26年度の予算編成をしていく過程で、さらにこれよりも、例えば基金残高を上積みするでありますとか、地方債残高を減らすことができる見込みになったという方向がお示しをできておるわけでありまして、先々の安定度という意味においてはさらに高まっていると思っております。

しかしながら、そもそも財源、自主財源が脆弱であるとか、そういう問題があるわけでありまして、引き続き中長期的な動向をにらみながら、慎重な財政運営を行っていきたくと。慎重でありますけれども、しかしながら仕事を、そういう財政運営をしていきたくと、そのように思っています。

○西森(潮)委員 優しいかどうかちゅうのは受けるほうの受けとめ方の問題でしてね、大いにそういう気持ちでやっていただいたら結構だと思

います。国の政策への地方の実情の反映についてということで、知事さんはいわゆる政策提言ということを中心にして、南海トラフ地震対策の問題とか少子化対策の問題とか、いろいろ各種課題について絶えず政策提言ということはよく聞かされております。

この国への情報発信とか政策提言をどのような姿勢で行っているのか、また今後行おうとしておられるのか、このことについていま一度お聞きしたいと思います。

○尾崎知事 政策提言をするときに、高知県ではぜひこうしてもらいたいのでよろしく願いしますという、いわゆる陳情型ですとなかなか通用しないだろうと、そのように思っています。陳情型では、やってあげるかあげないかという話になってきて、やってあげるという方向についていけば大きい都道府県とかそういうところが有利になるということになってしまいますので、そうではなくて、むしろこういう政策を実行すれば日本全体としても非常に効果的ではないかとか、お金もかからなくて済むんじゃないかとか、そういう国の政策担当者が国全体で使えると思うような形に仕立て上げて政策提言をするということがまず第一、今心がけておることです。

そして、2点目であります。打ち込む時期と相手方でありますけれども、年末の予算編成ぎりぎり、もう最終段階になって打ち込んでもう遅いということになるんで、政策を今これからまさに立案をしておるという時期が年に何回かあります。その立案している時期に持っていくというのが大事かなと。そしてもう一つは、持っていく相手方でありますけれども、偉い人だけに持っていても、偉い人はむしろもういろいろ立案して終わった後その政策の案を受け取るということになりますから、つくっている人たちのところに持っていくと。つくっている

時期につくっている人のところに持っていくということもあわせてやっていく必要があるかと思っています。

そういう意味においては、私もいろいろ政策提言で回っていますが、その前段階で東京事務所がいろいろと汗をかいて畑を耕しております。そこは非常に大事かなと思っています。そういう東京事務所の機能強化をうまく活用しながら、私が出向いていくその段階までうまくコンビネーションでもって政策提言をしていこうと心がけておるところでございます。引き続き、そういう形で努力をしていきたいと、そう思います。

○西森(潮)委員 今、知事の政策提言とか、そういう具体的な地方の実情を訴えて要望するというのは非常に中央でも評価されています。また、東京事務所の機能も非常に注目されていると。これは尾崎知事の指導力にほかならないと思って、このことについても私は敬意を表しておきたいと思います。

ここで、私は高知県の農業振興について、とりわけ園芸の問題についてお伺いしたいと思います。この今までの問題は県政上非常に大事なことで、知事にも説明を十分していただいたところですが、これからできるだけ要領よく簡潔に答弁してもらわんと、私の質問が制約されるので、そのことをお願いしておきたいと思います。

かつては、温暖な気候に恵まれて、園芸農家のたゆまぬ努力を初めとして本県独自の栽培技術やあるいはまた行政も一体となった丸高方式、これは過去ですが、の販売等によって、高知県は園芸王国と呼ばれておりました。

また、本県は国の減反政策などを背景に施設園芸へと農業の転換を図って、園芸連も施設園芸の推進に大きな役割を果たすなど、本県の一大産業として育ててまいりました。

しかし、近年、こうした園芸連の取扱量も年々減ってくるとともに、県園芸連の2013年園芸年、2012年9月から2013年8月までの青果物と花卉——花ですね。を合わせた販売額が580億円台と、今や園芸連の販売額も600億円を切るような状況に至り、500億円台は1979年、昭和54年以来との報道もされております。

こうした背景には、消費者にこだわりのある高級品志向が見られるなど消費者ニーズが変わってきたことや、園芸連を通さずに系統外として出荷したほうがより高い収入が得られるということもあるんでしょう。

現在、県が積極的に取り組んでおります産業振興計画の農業分野において、高収量、高品質に向けたさまざまな取り組みが示されておりますが、園芸連の販売額が600億円を割るという現状についてどのように把握をしておられるのか、また新たな消費者ニーズや園芸品の系統出荷率の低下も含めた今後の対策、見通しについてどう考えておられるのか、知事にお伺いしたいと思います。

○尾崎知事 全国の園芸産出額を見ますと、平成3年が100%とすると平成24年は76%になっています。高知県も75%でありますから、おおむね全国的にこの園芸産出額が減っているのにあわせて高知県も減ってきているということかと思えます。

しかしながら、園芸王国でいこうとしておるわけでありますから、さらなる興隆が必要であるろうと、そのように考えておるところです。

生産面について言えば、次世代の施設園芸システムを導入するでありますとか、新しく得た技術というのを担い手育成センターを通じて県下に普及させていくでありますとか、さらには担い手に土地を宛てがっていくための農地中間管理機構の仕組み、さらには今一連で使っている育成システム、これを引き続き興隆させてい

きたいと思っています。さらに販売面として、引き続き基幹流通、これは非常に大きな問題、これがかなめであるというふうに思っておりますけれども、あわせまして例えば非常にこだわりのある、これを思って売り込みをしておられる方々のこういう取り組みを、例えばこだわりニッチの事業でありますとかそういうもので後押しをさせていただいたり、さらには園芸連の特産部門とか、そういう皆さんと協働させていただいて、外食、中食の皆さんに売り込む事業というのを来年以降展開していこうとしているところです。

こういう特色ある取り組み、これを後押しする事業を通じて、これがまた基幹流通全体をまたさらに太くしていくという、こういう好循環を生み出していければなど、そのように考えております。

○西森(潮)委員 また、本県では、県内各地で生産される多くの園芸作物を園芸連を通して全国市場へ出荷、販売するという一元集出荷体制を行うほか、キュウリ、ピーマン、ナスなどの基幹品目について販売額を県下一本でプール計算をする県共同計算方式を実施するなど、園芸作物の販売において高知県としての大きな優位性をもたらし、園芸農家の所得向上に大きく寄与してまいりました。

これまで大きな販売実績をもたらした園芸作物の販売の基本となる本県独自の販売体制であるこうした一元集出荷体制や県共同計算方式などの現状はどうなのか、またそうした販売体制のメリットが十分に生かされているのか、そのほか全国の市場の評価、今後の見通しはどのように分析をされておられるのか、農業振興部長に伺います。

○杉本農業振興部長 本県では、現在、野菜や果物合わせて150以上の品目生産が行われております。一方、本県は消費地から遠うございます。

多くの品目を低コストで全国に輸送して安定して有利販売できる仕組みが必須となっておるところでございます。

園芸連を中心といたしましたこうした一元集出荷体制、これはロットをまとめ戦略的に全国に販売することができるとともに、市場側から見れば園芸連に注文すれば150品目、これを網羅して注文できるというメリットもございます。

こうしたことから、一元集出荷体制、これは現在においても流通販売のかなめである、このように認識しております。

また、昨今は需要者ニーズが変化してまいりました。この基幹の流通に加えまして、先ほど知事が申しあげましたように、小であったり中であったり、量がそういうふうなものにつきましても、今後とも県、そして園芸連ともどもこの流通を進め、基幹流通にも育てていきたい、このように思っている次第でございます。

○西森(潮)委員 ……。

○杉本農業振興部長 ごめんなさい、失礼しました。

もう一つは、県共同計算方式についてでございます。県共同計算方式、現在、9品目で取り……（発言する者あり）

○中西委員長 県共同計算方式、まだ聞いてないです。いいですか。

○杉本農業振興部長 はい、あわせて聞かれましたんで。恐れ入ります。

県共同計算方式、これは9品目について取り組んでおります。この仕組みのメリットというのは、品質の平準化、そして集荷ロットを大きくすることによりまして、戦略的な販売活動が可能になるなど、取引市場から高く評価されているところでございます。

今後ともこの方式を持続していくことで、取引市場との良好な関係をなお強化して生産者の所得向上に向けて取り組んでいきたい、このよ

うに思っております。

○西森(潮)委員 高知県の園芸品のうちで、特に生産額の大きかったナスの生産、販売について具体的に伺いたいんですが、園芸連の平成25園芸年度の、平成24年9月から平成25年8月までの資料によりますと、竜馬、はやぶさ、慎太郎、これはナスの種類の名前ですね、は栽培面積126.8ヘクタール、販売額が約51億5,000万円、土佐鷹ナスは栽培面積が28.3ヘクタールで販売額が約12億2,000万円、春鈴ナスは栽培面積が2.7ヘクタールで販売額が約3,300万円、合計すると63億5,800万円ぐらいになっています。

土佐鷹は県が開発をし、2009年に品種登録されてから5年を経過していますが、いまひとつ生産拡大につながっていないように思います。また、実際には一番多いところは120億円ぐらいあったんだろうと思いますが、今は100億円弱でしょうか。こうした売り上げが日本一とナスは言われておりました。

ところが、系統販売というのは非常に低くて、60億円あるかどうかと、そういうような状況になっておりますが、これをどのように認識を持っておるのか、また対策というのはどのように考えておられるのか、農業振興部長にこのことについても伺います。

○杉本農業振興部長 土佐鷹でございますけれども、これは冬の寒さ厳しい時期に高品質なナスを生産するためには、一定の温度が必要でございます。しかし、重油の高騰によりまして生産コストが増大しており、夜間の暖房の温度を下げ生産している方もいらっしゃいます。そのため、一定の夜間温度が必要な土佐鷹への品種への転換が鈍くなっているのではないかと思っております。

また、ナスの園芸連を通じました出荷比率の向上、これは大きな課題と認識しております。このため、農協、園芸連を通じた出荷では価格

形成力が高まるといったメリットを農家に伝えるなどの取り組みをJA土佐あき、園芸連、そして農業振興センターと連携して行いました。その結果、特に園芸連を通じた集出荷比率の低い安芸市におきましては、平成20年に51%であったものが平成24年には60%まで向上しております。

今後とも、引き続き園芸連を通じた出荷比率の向上に向けまして関係者と連携を密にしながら進めていきたいと考えております。

○西森(潮)委員 このように、一時期は120億円も超すというような数字を上げていた状況の中で、最近はこうして後退しておるちゅうのは、やっぱり同じものでは長続きをしない、絶えず新しい品種開発、そういったことが求められるんだろうと思います。

そこで、園芸農家の経営は消費量の減少あるいはまた輸入の増大とか担い手の減少、燃料、先ほど話があったように資材価格の高騰など生産コストの上昇、農産物価格の低迷と非常に厳しい状況にもあります。

こうした中で、園芸農家の所得向上のためには、新たな消費者ニーズに対応した、特に高知県にしかないような独自の品種とか、例えば生産収量の多い品種、低温に強い品種、品質の高い品種などのほか、農業者の高年齢化も進んでいるという現況ですから、手間がかからずに収益の多い品種などの開発をして、収穫量、品質などを高めて、園芸農家の生産性を高めていくということが、競争力のある産地を形成するということになると思うし、また産地間競争に勝ち抜いていくということになるんだろうと思います。

こうしたときに、県として、農業技術センターなどの試験研究機関を積極的に活用して、今の時代に合った園芸農家の所得向上につながる新たな農業作物の開発に取り組む、そういったこ

とが強く求められておると思うんですね。

こういったときに、農業技術センターや果樹試験場とか、山間試験室とか、いろいろ研究機関がありますが、その品種開発とか品質改良などの取り組みは、そうした園芸農家の期待に答えているのかということが私は懸念されます。

現在、県は新たな品種開発に向けてどのような取り組みをしているのか、また今後の見通しはどうか、農業振興部長にお伺いしたいと思います。

○杉本農業振興部長 現在、農業技術センターでは、低夜温でも、夜低い温度でも栽培が可能な品質の慎太郎を初め受粉労力の必要がなく省力化につながる単為結果性ナス系統、そして作業が容易なとげなし系統などを育成しているところでございます。

また、ピーマンでは、強いウイルス抵抗があり、収量が多く、形もよいトサミドリを育成しているところです。シシトウでは、ウイルス抵抗があり、果実の色が濃く、収量が多い土佐じしスリムなどを育成しております。

引き続き、農業技術センターでは、高品質、高収量で病害に強く低温でも栽培可能な品種の育成に取り組んでまいります。

○西森(潮)委員 農業技術センターとか、そうしたところに期待するところは大きいですよ。産業振興計画でより大きく販売をしようと思えば、有利な作物、またそうした市場で受け入れられる、そうした野菜が多くなるということは大事ですから、ぜひこれからも頑張ってください。強く要請をしておきたいと思います。

そこで、オランダ式の、オランダとの技術提携で新たな取り組みがされようと、国の中の事業の一つが高知県に決まったと。これも私は非常にすばらしいことだと思うんですね。これは、施設を考え直す、あるいはできるだけ省力化を

するとかということで、次の時代の高知県の施設園芸の大きな刺激になると私は思うんですね。ぜひ成功させていただきたい。細かいことは段々もう質問がありましたから、きょうは何いませ

せん。
そこで、ナスにしても新品種ということに非常に期待がされる。このときに、我々県議会の大先輩でもあり春野の篤農家でもあります雨森広志先輩が、農産物の新品種開発については、県などの研究機関以外でも熱心に研究を行っていただいております。

雨森先輩には、本県のナスの品種開発、品種改良などに多大な御尽力と貢献をいただいております。きょうは、後ろに傍聴に来ておられますが、皆さん御承知のとおり長年県議会でも大変活躍をされて第81代県議会議長も務められ、大きな重責を果たされました、県政推進にも大きく寄与した方です。

県会議員を引かれても、農業分野、特に園芸方面ですばらしい活躍をされて、ナスの新品種開発などマスコミにもたびたび取り上げられております。本県の農業振興になくてはならない存在だと私は思うんですが、この雨森先輩の取り組みとして、先進的農法の普及にも貢献をされておられますし、このナスの生産量は高知県が日本一ですが、こうした中春野町特産の春鈴ナスの品種開発も手がけるなど、本県の園芸振興に大きく寄与されております。

この雨森広志さんの取り組みに対して、知事はお会いしてお話をさせていただいたこともありますが、どのように受けとめられて、どう評価されているのか、お聞きもしておきたいと思

います。
○尾崎知事 今回、勉強させていただいたんですが、その新品種を育成するのに、普通その素材の確保から品種登録まで10年余りの期間を要して、かつ世に出るものは1%程度にすぎないと

言われておりました。本当にこれは難しいことなのだとわかってきます。

そういう中において、雨森先生におかれましては、県政において多大な御貢献をされますとともに、あわせて長きにわたりましてこの新品種の育成のための取り組みを進められた。千葉大学園芸学部の外郭団体として創設されました日本園芸生産研究所との連携によって春鈴ナスを育成され、地域の基幹的作物として拡大、定着させるなど、本県の園芸農業に大変なる御貢献をしております。

さらには、今回、生産者から要望の高い単為結果性ナスの育成について、有望系統の開発に一定のめどがついて、現地実証までこぎつけられたというふうに伺っております。雨森先生の御貢献に対して深く敬意を表する次第であります。

○西森(潮)委員 まさに私も全くそのとおり、高知県の園芸あるいは品種開発等において、高知県でも数少ない人材の一人だと、お元気で頑張っていたきたいなど、こう思っておる一人です。

また、この品種開発は、県議会を引退されて、昭和53年に今知事からも話があった春鈴ナス、昭和55年に開発したオリジナルピーマンなどの基礎知識を活用して低温伸長性単為結果、いわゆるホルモン処理やハチを使用しなくても果実が着果し収穫できるという新しい品種開発に取り組んでおられるわけです。

現在、ハウス栽培されておるナスは、1つの花に1個ずつ丁寧にホルモン処理をするか、ハウス内にハチを入れて交配をしなければ実を結ばないわけですが、今回の雨森さんの取り組まれておるこの新品種というのは、最近、重油等が高くて、ハチを飛ばすというのは温度が低かったらハチは動きませんから、そういった意味でも非常に貴重なことですね。

低温伸長性あるいは単為結果の性質を持つナスを農家としては望んでおられる。これに応えたいということで、もう10年間、そうした開発のために取り組んで、やっと一つのめどが立って、私もこの先般の2月20日にハウスに御案内をいただいて、その状況をつぶさに見せていただきました。また、去年の5月7日に、雨森芍薬園の観光農園見学者が2万人を突破して、あるいはまた春鈴ナスの売り上げが260億円を突破して、トータルで、これを記念して行事がありました。そのとき、尾崎知事にも出席していただいて、また当時の武石議長にも参加をしていただいて、園芸連の大山会長にも、それぞれ皆さん方が記念植樹をされておりました。私もまた同行させていただきました。

このナスは、受粉の手間がかからんということで、本当に農家からも期待をされておる、こういう新品種が開発されて、成功すればぜひ、知事にその名前もつけてほしいということを私と一緒に知事室にお伺いしてお願いしたら、快く受けていただいた。

今もその思いが変わりがないのか、知事のこの新品種ナスに寄せる期待をひとつお願いしたいと思います。

○尾崎知事 私などでよければ、喜んで名前をつけさせていただきたいと思えますので、品種登録ができる段階が早く来ますように、一日でもその日が早く来ることを願っております。

実証栽培とか消費地における評価とかへの支援についても、県としてもしっかり進めてまいりたいと、そのように思っております。

○西森(潮)委員 この新品種ナスについては、県の農業振興センターとか農業技術センターとか高知春野農協さんとかが、その後の経過を見ておるようですが、その後の状況はどうか、農業振興部長にお伺いします。

○杉本農業振興部長 雨森さんの圃場におきまし

て、その新品種8系統が試験栽培されております。この8種類につきましては、ホルモン処理等を行っていない、しかし着果、肥大しており、単為結果性を持つことが確認されておるところでございます。色、艶などは問題なく、形は高知ナスとは若干異なる長ナスというふうに伺っておりますし、市場性については現在のところ調査が出ておりませんので、今後に期待しているところでございます。収量でございますけれども、10月から2月までは慣行品である慎太郎や土佐鷹、竜馬に比べて増収になっております。

また、この8種類以外にも市場性が高いと思われ、高知ナスタイプの単為結果性品種の育成も進められており、今後の調査結果を楽しみにしているところでございます。

○西森(潮)委員 この新品種を園芸連のほうでは来年度県下全体にわたって試作を進めたいという意向のようであります。県も一緒になって、高知県全体でこうした新品種、手間がかからずに収量も多い、消費者にも好まれる、こういうことがあらゆる野菜について求められておるわけですから、ぜひ成功に向けて御尽力をお願いしておきたいと思えます。

そこで、それから中山間、これは中山間といっても極めて漠然と広い、私は特に山間について——私ももともと今の吾川郡の仁淀川町の出身、もとは。その前は吾川村でした。その前は名野川村でした。まさに四国山脈の斜面にへばりついて生活をするというような、これが今の時代の生活をする地域かと思うような悲惨なところでは。

今、限界集落ということがよく言われていますが、私に言わせたら、私が生まれたところの集落なんかもう崩壊集落ですよ。私が小さいときは30戸ぐらい家もあった。今は1戸、2戸ぐらいですよ、人が住んでいるのは。それはなぜかという、そこでは生活を維持していただけ

の金を稼ぐことができないちゅうことです。だから、ほとんどこういう山間では行政の農政とかそういったことの光というのは届いていない。そういう気がしてなりません。

ですから、そういったところにも人が住んでいるわけですから、ぜひ県政の上でも光を当ててもらいたい。そういう思いで質問したいと思うんですが、私が小さいころはね、サラリーマンみたいに毎月給料というのはなくても、四季折々に金が入る一つの手段がありました。一つは、終戦直後ですから木材が物すごく高く売れましたね。それから、燃料で木炭ですね。それから、養蚕、蚕ですね。それから、紙の原料のコウゾ、ミツマタ、お茶、そしてワラビとか、あるいはいろんな周辺の家畜ですね。牛でも1年飼って大きくなったら子牛にかえて、その差を少しでも生活に充てるということで、いろんな金が入る手段があった。今、ほとんどありません。

だから、新たな何かを創造しなきゃいかん。それには、例えば全くないのかといえば、クリなんかは、高知県で今最も有名になったダバダ火振、クリ焼酎ですね。これなんか、原料に高知県からクリを供給できるのは1割ないちゅうんです。私、この間社長に会ってきたんです。高知県で調達できれば、ぜひ高知県のものを使いたい。実際は、今、茨城とか熊本と、そういうところで調達している。これは残念なことです。これだけの山ですよ。庭先でもクリというのはそう手間がかからんわけですから。例えばの話ですけれど、そういったことをJAなんかはもっとなぜ力を入れてくれなかったのかなあと。きょうは、公安委員長でJAの会長さんがいないので残念なんですけれど、本当はいて、聞いてもらいたかった。やっぱし、JAあたりも、山間でもそういう光を当てるといふ努力をしてもらいたい。

そして、シキビとかサカキですね、これだけ山があるのに、そういったものまで高知は県外から入っているちゅうんです。全部がじゃないですよ。県外へ本当なら出す、出荷するというのが常識的に考えられることじゃないでしょうか。

山間の農業についてどういう手だてをしておるのか、農業振興部長に聞きたいと思います。

○杉本農業振興部長 中山間の所得向上に対する取り組みの最たるものといえますか、我々が今産業振興計画の中でも力を入れているのは、こうち型集落営農をいかに育てていって、中山間で所得をとるか、このようなことを考えておるところです。

現在、17のこうち型集落営農に取り組んでいる組織がありまして、平成24年度末の販売金額、これがおよそ1億2,000万円となっております。また、このうち法人化している組織の中には、所得の向上や地域の雇用の場の拡大につながっている事例も見られておるところでございます。

そういったことから、県では、中山間地域の農業を維持、発展させていく上で有効な手段として、引き続きこうち型集落営農の育成に取り組んでまいりたい、このように考えています。

○西森(潮)委員 いろいろ話がありましたが、こうち型集落営農ですね、こういったこともしっかりと頑張ってください、山間地域でも生活できるんだと、そういう一つの方策を考えていただきたい。一定の所得が得られるというようなことを考えていただきたいなと思います。

ただそれともう一つ、高知県は御承知のとおり、この山ですよ。ほとんど84%以上が山だ。これを私もせんだって、高知工科大学の渡邊高志教授、いわゆる薬学の専門家ですね、お話を聞くと、日本には6,000種ぐらいの植物があると。その中で、高知県には、半分以上の3,170種が高知県に自生していますと。その中の1割は、薬

用とか食用とか、薬とか化粧品とか、そういうものに活用できる有用植物です。

そういうの、記憶がありますよ。私も小さいとき、胃の調子が悪い、おふくろに言われて、そこの裏へ行ってセンブリとってきなさい、そしてお湯でちょこちょこことやって、それで、そういう生活でした。終戦直後の貧しい時期ですから、記憶があります。

この薬用植物なんかを高知県の県政の中でどういうふうに普及さそうとしているのか。牧野植物園でも、私は園長さんに言って、展示とか分類とか分析とかという以外に、せつかく四国で唯一ある植物園、これだけの投資もした植物園で県民に還元できる、そういうことも考えてほしいということで研究室もつくりました。

随分長く研究していると思うが、まだ名立たる結果が出たという報告を伺っておりません。どういう研究で、今どういうことをしているのか、林業振興・環境部長にまず伺います。

○田村林業振興・環境部長 牧野植物園におきまず薬用植物の研究の状況についてでございますけれども、これまでミャンマーなど外国産も含めまして約24万点に上る標本を収集し、そうした中から薬用植物として有望な23品目を選定して品質評価を行っております。

その品質評価が完了した5品目のうち、中国原産のホソバオケラは現在増殖のための栽培技術の確立に向けて試験栽培に取り組んでいるところでございます。

また、アミガサユリ、シャクヤク、イノコヅチにつきましては、県の農業技術センター山間試験室と中山間地域での栽培の適用性について研究を行うなどの連携を図っておりますので、引き続き取り組みを進め、普及の段階での本格的な生産に結びつけていきたいというふうに考えております。

そうした中で、お話にもございましたけれど

も、ホソバオケラの増殖につきましては、もともと野生植物であったものを人為的な栽培にするということで、さまざまな課題がございます。その解決に少し時間がかかっております。

そういったことに対して、着実に栽培試験を行っていくことで、できるだけ早く本格的な生産につながるよう努めてまいりたいというふうに考えています。

○西森(潮)委員 随分時間がかかりましたよね。まだ、ここで県民にこういう面でと言えるものがない。私も関心を持っているから、絶えず状況を見ているんですが。ですからこれもあそこで研究するのはまあひとついいんでしょうが、工科大で渡邊教授は本当に真剣にこのことに取り組んでいます。産業利活用の面ではほとんど未開拓ということを渡邊教授が言っているんですよ。だから、これについては、商工労働部のほうで産学官連携産業創出研究推進事業委託事業ということで、国の助成も受けて、この薬用植物、有用植物について、渡邊教授に研究してもらっている。

これも何年間だと限定、国の制度ちゅうのは必ずあるんで、研究結果が出ておればいいんですけど、今どの程度で、今後どうするのか、商工労働部長にお伺いします。

○原田商工労働部長 お話のありました有用植物を地域活性化に生かす取り組みは、県内資源を中山間地域の活性化や産業振興に生かせるということにつながりますので、価値のある取り組みだと考えています。

県では、今委員がおっしゃいましたように、平成23年度から、有用植物に関するその当該研究を産学官連携産業創出研究推進事業委託事業という形で支援をしております。これは国庫補助事業と先ほど委員がおっしゃいましたが、県の単独で支援をさせていただいている分でございます。

これまでに得られました研究成果、有用植物の持つ機能性の特許の出願につながっておりますし、また地域アクションプランに位置づけて今後県内企業の事業化を支援する動きといったものにもつながっておるものでございます。

今後の展望につきましては、この研究はこれまでに得られた研究成果から非常に実用化に結びつく可能性が高いというふうに考えておりました。産業振興センター、それから工業技術センターと連携しながら、いろんな事業化に向けて今後も支援をしていきたいというふうに思っております。

一応3年度で今回この委託事業は終わるわけですが、平成26年度以降、まだこうち産業振興基金、これは産業振興センターが持っている基金でございますけれども、そのほか国などの外部資金による事業化などを目指す研究への支援策、幾つかございますので、そういったものをぜひ提案をさせていただきまして、これまでの成果がさらに生かせるような研究が継続できるよう、ぜひ努めてまいりたいというふうに思います。

○西森(潮)委員 今、商工労働部長から、今後も研究を続けるということですから了としますが、ただ渡邊教授がせっかくこうした高知県に自生する有用植物が産業面に利活用がほとんどされていないと、先生もそうやって残念がっているんですよ。ですから、産業振興計画なんかでもあらゆるもので高知県の産業、経済を活性化さそうという取り組みをしているわけです。こういうものなら山間やお年寄でも、それほど高い労働力や面積はそんなに要りません。ぜひ真剣にこういう問題を取り組んでいただいて、山の生活ができるように。そういう取り組みをやって、いかなかったらけど、できる分をやっていないという面があるので、私はあえて申し上げさせていただきました。よろしく願ひして

おきます。

そのほか、集落活動センターだとか、土佐茶とか畜産、こういったこともあるんですが、これは先ほど武石委員も質問された、段々今までの質問でもありましたから、そのことはもう私はきょうは触れません。

次の問題で、宝石サンゴということについてお伺いしたいと思います。案外、高知県民にも知られていないんですが、この資源小国の日本で宝石サンゴ、紅サンゴとも言いますね、赤サンゴともいう。これは世界で日本、高知県が主産地ですよ。世界に誇るべき資産、今この宝石サンゴちゅうのは金より値段が高いんです。そういう状況にあります。

そこで、これは室戸岬とか、あるいは宿毛湾周辺とか、そういうところでとれるようで、本当は歴史は長くて、明治の初頭からサンゴというのは高知県ですとずっと育んできて、私に言わせたら、これは立派な伝統産業だと思うんですが、高知県の行政の中ではそういう位置づけになっていませんね。

そこでお伺いしたいと思うんですが、中国が経済的に発展をして富裕層がふえたために、中国での需要が非常に高まって、宝石サンゴの価格は急激に値上がりをしております。一獲千金を狙ったサンゴの違法操業の話も聞きます。こうした宝石サンゴの人気上昇に伴って、高知県の土佐沖の赤サンゴの価格が世界的に高くなった。高知県で入札の段階での取引が大体年間50億円前後と言われておるわけです。

この宝石サンゴ業界、原木採取から加工まで一貫してやれば、150億円にも200億円にもなるんですね。そういったものを私は高知県の産業として位置づけをして育てていくと。そういうことが大事だと思うんですね。このことについて、これは私もこのことを取り上げるについていろいろ執行部と話をしていたら、水産振興部

へ行ったら、いや、うちはサンゴをとることだけが所管です。今度、商工労働部へ行ってその話をしたら、うちは加工のほうでほかがちゅうて、そこのあたりが一貫してサンゴというのをシステム化できてなかった背景が一つはあるんだろうなと思いました。

そこで、知事に、このサンゴというもの、サンゴの業界に対する期待とか産業に対するどういう思いを持っておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○尾崎知事 サンゴは、本県の伝統産業であって、かつ世界に通用する外貨を稼ぐことのできる非常に重要な産業じゃないかと思っております、今回、先生から御質問いただきましたことを受けていろいろ勉強してみますと、しかしながらいろいろと状況が動いておる。そういう中であって、今産業振興計画の中での対応が十分なのかということをおもっておるところでありまして、今後、後継者対策とか販売促進のための新たな施策の創設とか、こういうことについても関係者の皆さんのお声を十分お聞きしながら考えていかなければいけないのかなと、そういうことを今考えておるところです。

○西森(潮)委員 私は、知事も今お話しになったとおり、県の行政の垣根を越えて、いわゆる原木採取から一貫して製品までどう導いていくか、そういったことを業界だけでは難しい面がありますよ。やっぱし、この間の防災の産業にしてもそうでしょう。零細企業が県の認可をいただくことによって、信用度が高まって、県外からもどんどん注文がとれるようになりましたということをテレビで言っておられた。

これだけの歴史のある、しかも世界で高知にしかないというもの、もっと高知県の産業として位置づけをしていくということは大事だと思うんです。

そこで、水産振興部長に聞きますが、このサ

ンゴの漁の状況というのはどうですか、10年ぐらいさかのぼって。値段が上がったから当然のこと、漁をする人も、私が聞くところによると、キンメダイの漁師がサンゴ漁にかわったとか、サバの漁師がサンゴへ転換したとか聞きます。そして、規則、そしてそういう法律にも違反するような行為もあるんじゃないかというようなことを聞きますが、実態はどうなんですか。

○東水産振興部長 サンゴの漁にかかわる漁師さんの数でございましてけれども、近年、その許可件数がふえてございまして、私が手元で押さえている資料では、平成16年に170件であったものが現在25年で360件というような形で、サンゴにかかわっている漁師さんがふえてございます。

先ほど御指摘ございましたように、そういった中でいろいろこの資源を守っていく操業規制ということにも取り組んでおるんですが、そういった中で違反の件数というのも見られる状況でございます。

○西森(潮)委員 このサンゴちゅうのは有限資源ですよ。限られているということですから、貴重な高知県の財産として世界に誇り得る財産ですから、しっかりと操業等については違法操業のないように貴重な資産を監視をしていただきたいと思います。

この宝石サンゴというのは実態は80%は外国に流れているんですよ。原木そのまま、手を加えることなく。それはほとんどは台湾に行っているんです。台湾で手を加えて中国本土へ行っている。ですから、台湾の綺麗珊瑚という会社1社でほとんど高知県のサンゴを使って500億円ぐらい商売しているという実態があるんです。これが高知県でできれば大産業になるなど、まさに歯がゆくてなりません。

ですから、私は行政も一体になってシステム化というのは大事なことでだろうとそういうふうな思えてなりません、これからサンゴ業界と

いうものをどういうふう(注)に産業として高知県の有望な産業として位置づけをしていくのか、商工振興部長にお伺いします。

○原田商工労働部長 これまでにも、個々の事業者の方からはお話をお聞きしておりまして、原木の確保がなかなか難しいといった相談もお伺いをしてまいっております。

また、昨年改めて、サンゴは本県の伝統産業ということで関係団体、事業者の方に状況をお聞きしておりまして、そこでも同じようにやはり原木の価格が高騰して原材料の確保が一層困難になったといったようなことと、後継者不足といったものも改めてお聞きをしたところです。

サンゴ産業の支援については、これまでも事業事業では、事業者事業者ではやったことがございますが、サンゴ産業全般の底上げという面ではさらに支援を強化をしていく必要があるというふうに思っております。

いろんな県の事業、それから経営革新の事業といったメニュー事業もございますので、そういったものを活用しまして、今後とも底上げを図っていくということをぜひ取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、後継者育成という面につきましては、来年度から新たな支援制度も創設してまいりますので、そういったものもぜひ紹介していきたいというふうに思います。

いずれにしても、大変大きな価値を生んでおるもの、産品でございますので、そういったものを高知の産業振興にどうやって活用していくかといったことを関係者の方と一緒にぜひ考えていく必要もあると思いますので、関係市町村、事業者のお話をこれからも十分お聞きしながら、そういったことを取り組んでいきたいというふうに思います。

○西森(潮)委員 商工労働部長でした。失礼しました。

それで、今お話にもありましたが、この原木の8割は海外に出ていると。ですから、高知県にはサンゴ加工業者というのが50軒以上あった。そして、加工して売っていたわけですが、非常にサンゴが高騰、値が上がったものですから、高知県内の業者が自分でよう買わなくなったんですね、実態は。そうすると、せっかく築いてきたサンゴの加工技術というのはどんどんどんどん衰退をしていくということで、お話にもあった若手の技術者も新たに加わるということがどんどんなくなってきているんです。

しかも、このサンゴの加工というのは、足が不自由な方だったら十分できるわけですね。たくさんそういう人が就労していますよ。そういう弱者を救済する産業でもあるということです。

だから、私はこういったことにもっと真剣に取り組んでいただいて、高知県のせっかくの100年以上の長い歴史を持つサンゴ、伝統産業というものをますます光り輝くものにしていただきたいなど、こう思います。これは強く要請をしておきます。

それともう一つ、この入札の問題なんですけど、もともとサンゴというのは高知でとれるわけですから、宿毛珊瑚協同組合というところで宿毛圏内で入札を行う。世界から来ていたんですね。それがワシントン条約等のいろんな制約、そういう国際的な動きもあったりして、日本珊瑚商工協同組合、いわゆる国に権利を、入札権を奪われてしまっているんです、実態は。

けれど、今でも、入札をしているのは香南市の吉川漁協ですよ。高知県でやりながら、高知県のサンゴが東京を中心にした中央に取り上げられている。その高知で入札しておるころには1億円ぐらい、その入札の手数料が落ちていたんです。それもなくなって、宿毛珊瑚協同組合というのは解散してしまう。

そういうこともあって、県内の調達が難しい

という状況。ですから、これはぜひ、今、日本珊瑚商工組合も高知と一緒にやっぱりやりたいという、そういう雰囲気も出ているようですから、ぜひ県も入って、何とか一步でもそういうほうが県内の業者にも有利になるような手だてを考えてもらいたい。

それには、サンゴ会館のような、加工業者も、漁師も、あるいは販売の人も、一つにまとまってサンゴというものを考えていく、つくり上げていく、そういうものがあればなど。

例えば農協会館とか商工会館とか、工業技術、いろいろ業界あるじゃないですか。そういうことをこれは業者がまず主体的にやる問題でもあろうと思いますが、そういうことにも県も加わって一緒に立ち行くような方法を考えていくということをしてやってほしいと思うんですが、商工労働部長、いかがでしょうか。

○原田商工労働部長 先ほども申し上げましたけれども、本県の誇れるこのサンゴを活用し産業振興を行っていくためには、関係する方々がまず一致団結するということが非常に大事なことだというふうに思いますし、さらにはその活動の拠点があればそういうことが進むものではないかといった意味での会館が必要だというお話であるというふうに思っております。

ただ、その施設整備といったものにつきましては、いろんな手続、時間もかかり、なおかつ整理すべきことも大変多いというふうに思います。先ほども私のほうから申し上げましたけれども、本県の宝石サンゴ、今の価格面等を考えますと、本県の産業振興に大きな可能性を有しておるというふうに考えております。これを十二分に活用していくということを考えますと、まずは関係する皆様方の協調、連携が必要でありますし、そういったことにつきまして、まず関係者の方々にお話をじっくり聞かせていただきたいというふうに思います。そういった中で、

関係の皆様方の会館といったようなことに対する考え、思いなんかもぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

○西森(潮)委員 ぜひね、今までほとんどサンゴ業界と県の行政が、とることのほうでは一面あったんだろうと思うけれど、ほかはほとんどないのが実態でしたよ。原田商工労働部長が今おっしゃっていただきました。積極的に業界の皆さんと話をして、いいほうに。せっかく世界に誇る高知県のこの財産、資源をぜひ有効に活用して高知県の立派な産業として成長していくような取り組みをしていただくことをお願いしておきたいと思います。

これで次の観光問題に入りますが、もう時間も余りありませんし、観光問題は随分多くの皆さんがかかわっていただいて、質問もあって、観光振興部長お疲れだろうと思います。がしかし、今、観光面では今高知県が尾崎知事になって非常に力を入れていただいた。これは大事な分野なんです。将来とも、高知県というのは人口がふえるという状況には今ありません。急激に人口減少期に入ってきます。あと20年、30年すりゃあもう50万人台ということが想定される。そういうときに、経済のパイを細らすことなく確保しようと思ったら、交流人口拡大をして、経済のパイを確保するちゅうことです。

そのことがわかっておられるから、知事は観光にも力を入れて、一般会計に占める予算の比率も、石川県とか沖縄県とか鳥取県、高知県、これは4本の柱に今なっている。しかも、石川県ちゅうのは北陸新幹線があって、一時的に予算がふえているということ。沖縄は振興予算があるから、我々では考えられない対応ができるんですね。でも、それから考えると、高知県ちゅうのは1番ぐらいです。これは取り組みに対して心から敬意を表しておきます。非常に波及効果が大きい。高知県のあらゆる分野に波及する

からなんです。ですから、県議会にも議員連盟が幾つもありますよ。けれど、全会派、全議員が参加をしているのは観光産業振興議員連盟だけです。そういう後押しもあるから、知事もそういう決断をしてやってくれているんだろうと思う。

そのことを部長、よく承知していただいて、いろんなことを議会でも皆さんに案内しながら、話を聞きながらやってもらうことを求めている。

具体的には、観光の面ももっと山に政策を当ててもらいたい。これだけ、高知県ちゅうのは山ですよ、ほとんど。今の高知県の観光ちゅうのはほとんど平地でしょう。登山をすとか、さきの議会で金子議員が質問していたが余りすっきりした答弁がなかった。やっぱりハイキングとか、県外から来る人とか県内の人でもいいんです。市町村におらんくの自慢の山というのを1つずつ選んでいただいてやれば、住民の山に対する意識も変わりますよ。そうして、できるだけ誘導していく、そういうふうになれば、高知の泊も1泊ふえますよ。ふるさとに対する思いも変わってきます。

そういう意味で、山にも光を当てる観光政策というものを観光のメニューの中に入れてもらいたいと思うんですが、思いについてお答えいただきたい。観光振興部長。

○久保観光振興部長 本県の中山間地域の自然豊かな山々を手軽に登山やハイキングの場として観光客の皆様楽しんでいただくことは、本県の強みを観光に生かすことにつながると思います。

また、例えば梶原町や津野町のセラピーロードの取り組みのように、山歩きとあわせ、地域の農家レストランや民宿などを御利用いただくことは、滞在時間の延長や地域経済への波及効果の拡大にもつながります。

ただ、これまではこうした登山やハイキングに生かせる山々の情報提供などが十分できなかったため、県外からの観光客はもとより県内の方々にも余り知られていないのが現状だと思います。

こうしたことから、各市町村や観光協会と連携しながら県が発行していますグリーンツーリズムのガイドブックやよさこいネットなどを活用しまして、今後は機会あるごとに本県の山の見どころやコースの紹介など情報発信の強化に努めてまいりたいと考えています。

○西森(潮)委員 観光は私が最も得意とするところ、本当は延々とやりたいんだけど、時間がありませんから、また後で機会を改めてやりたいと思います。

ただ、きょうはせっかく、私も予想してなかったんですが、濱長のおかみさんや芸妓の皆さんがお見えです。外国へよさこいなんかが行く場合、これは民間の人に協力をお願いして一緒に行っていただいて、高知県のアピール、いわゆる高知県の観光特使ですよ。民間の会社というのは休みをとることだけでも大変です。それへ自己負担で行くわけですから、負担がなおかかる。役所は休んでも別にどうということはないけれど、民間は休むと賞与とかいろいろ影響してくるんですよ。だから、せめて旅費等についてはできるだけ援助をしてやってもらいたい。これはきょうの中西委員長が党の代表で質問して前向きな答弁をいただいていますから、ここでそうしますという返事はあえて求めません。そのことが大事だということを申し上げます。

それから、チャーター便なんかを飛ばしたときの空港の整備、この間は台湾へ一緒に行って、副知事、大体これではいかんなど、副知事がコンベンション協会の会長で、わかっていると思うんですが、ひとついい方向を考えておられるかどうか、一言。

○岩城副知事 平成24年度も国際観光に取り組み、入国された方は17%ふえております。平成25年度も今の1月末時点でもふえておりますし、2月、3月、まだカウントされていません。我々が行った分はまだカウントされていない時点でも、去年よりふえておるといような面で、その必要性というのは十分感じております。

空港ビルは、社長とも直接いろいろ話をして、具体的な方法について考えて検討しております。

○西森(潮)委員 きょうは台湾へ一緒に行ってくれた芸妓のかつをさんも来てくれました。台湾へ行ったとき、一番人気があったのはかつをさんでした。台湾の新幹線に乗って台中から台北まで行く駅のホームでも、写真のモデルに引張りだこ。これは1回何ぼと決めたらかなりお金になるねという話をした。日本に対する台湾ちゅうのは非常に親日の国ですから、そういう面もあったと思う。私も感動しました。ぜひ、皆さん一緒になってそういう国際観光も進めるということをお願いしておきたいと思います。

それと、フロンのことについてもお伺いする予定でしたが、これはとにかく回収量が非常に少ないちゅう、全国の中でも。これだけオゾン層を破壊するというフロンの回収を徹底してやらなかったら、日本のように経済大国では世界に与える影響は大きいんです。なぜ少ないかといったら、業界と一体的な回収の取り組みをしていないからなんです。もっと冷凍空調工業会、一般社団法人でちゃんとあるんですよ。そういうところと積極的に取り組みをこの問題解決についてするように願っておきたいと思います。

それから最後に、道路問題ですね。

これは、本当は春野町も今私の選挙区で、仁ノの防潮堤なんか、これは福井代議士もこうやります、ああやりますと、私には刻々と説明していただいた。高知の技研製作所の技術も取り入れて、また新しいパターンでやりましたね。

地震があっても動かない。あれであの地区は安心です。そして、春野町の県道とか河川とか、本当に各面いろいろと取り組みをしていただいて、きょうも昔の森山農協の線まで平成25年度道路の拡幅工事をやっていて、きょうがオープンだそうです。続けて、一日でも早く、もうほとんど距離はありません。まだまだ春野町というのは高知県の農業の一番の主産地ですから、そういう基盤整備のために取り組みをしてもらいたいのと、北山川のオソノのユルというのがあって、これは春野町の園芸高校を東西に通っている道路、道路によって水路が非常に昔の歴史遺産で厳しい状況に、改修が難しいということですが、課題ですから、これも、ぜひ何とか解決方法を取り組みしていただきたいということをお願いしておきます。

それと、33号線の改修で、これも事業主体は高知市です。でも、この都市計画を決定したのは昭和46年ですよ、もう50年近くなっている。都市計画決定をするということは、私権の制限を加えるちゅうことですよ。現状の決定をしておいて放置するちゅうことは。いわゆる境界線が難しいから、なかなか作業に入れんということで、私はこの間高知市長にも言ったんだよ、難しいからやらなきゃいかんじゃないですか、高知県の玄関ですよ。東のほうは電柱の地中化をやってきれいになりました。これは松尾さんが市長になったとき、私のところへお見えになって、私は何からやったらいいんでしょうかという話が。まずそれまで革新市政だった、保守系市長さんになって高知が変わったねと言ってもらうには、まず電線の地中化をやったらどうですかという話、早速取り組んで、四国電力、当時の建設省地方建設局へ行ったら断られた。私はたまたま議長でしたから、四国電力と地方建設局に行って、当時の局長、日野さんでした。四国電力は近藤さんが社長でした。そら、高知

の議長さんが来て言うんならやりますと即刻決めていただいて、今ずっと葛島まで電線地中化できたでしょう。西はどうしようもないじゃないですか。

市民は県民でもあるわけですから、何とかこの懸案事項を。愛媛県を見てください、三坂の峠に高規格道路、トンネルを抜いて。今のままでは、県都高知市として恥ずかしいではないかと。私はできるだけ早く区画整理もすればできるんだろうと思って静かにしておったけれど、一向に、その区画整理でも対象から外れているということは、そのままにするちゅうことです。国のほうは用地買収をちゃんとしてもらったら今でも予算をつけますと、こう言ってくれているので、ぜひ真剣に県市のトップ会談等で話をしていただいて、懸案の課題解決の取り組みをしていただきたいと思います。

いろいろと申し上げたいことはあるんですが、どうぞ知事、この厳しい状況で課題解決先進県として先頭に立って頑張ってくださいですが、県民の知事に寄せる期待は大きいです。ぜひ頑張ってください、懸案解決に取り組んでいただくことを切にお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中面委員長 以上をもって、西森委員の質問は終わりました。



○中面委員長 以上をもちまして、本委員会の質疑並びに一般質問を終了いたします。

委員並びに執行部、報道関係各位におかれましては、長時間にわたりまことに御苦勞さまでした。

これをもちまして、平成26年 2月定例会の予算委員会を閉会いたします。

午後 5 時10分閉会